

広島市障害者計画

〔2024-2029〕

令和6（2024）年3月
広島市

< 目 次 >

第1編 総論

- 1 広島市障害者計画の策定について…………… P 1
 - (1) 計画策定の趣旨…………… P 1
 - (2) 計画の位置付け…………… P 2
 - (3) 計画期間…………… P 3
 - (4) 計画の推進及び点検…………… P 3
- 2 広島市障害者計画の基本的な考え方…………… P 4
 - (1) 広島市障害者計画の基本理念等…………… P 4
 - (2) 広島市障害者計画の実施に当たっての基本的な視点と重点項目…… P 6
 - (3) 施策体系…………… P 8
 - (4) 持続可能な開発目標（SDGs）への対応…………… P 9

第2編 各論

- 1 虐待の防止・差別の解消と理解・交流の促進…………… P 1 1
 - (1) 虐待の防止と差別の解消の推進…………… P 1 1
 - (2) あらゆる障害や障害者についての理解の促進…………… P 1 3
 - (3) 市民の活動等の支援と交流の促進…………… P 1 5
- 2 安全・安心な生活環境整備の推進…………… P 1 7
 - (1) 外出しやすいまちづくりの推進…………… P 1 7
 - (2) 安心して暮らせる住まいの確保の支援…………… P 2 0
 - (3) 防災・防犯等の対策と災害時支援対策の推進…………… P 2 3
- 3 相談支援の充実…………… P 2 6
 - (1) 切れ目のない相談支援体制の整備・充実…………… P 2 6
 - (2) 権利や財産を守る取組の推進…………… P 2 9
- 4 地域生活支援の充実…………… P 3 1
 - (1) 福祉サービスの必要な量と質の確保…………… P 3 1
 - (2) 保健・医療・リハビリテーションの充実…………… P 3 5
 - (3) 支援を担う人材の確保…………… P 3 7
 - (4) 情報・コミュニケーション支援の充実…………… P 3 9
- 5 発達支援と教育の充実…………… P 4 1
 - (1) 総合的な発達支援の充実…………… P 4 1
 - (2) 自立に向けた教育の充実…………… P 4 4

6 活躍支援の充実	P 4 7
(1) スポーツ・文化芸術活動の促進.....	P 4 7
(2) 総合的な就労支援の充実.....	P 5 0
(3) 障害者雇用の拡大・定着.....	P 5 3

巻末資料

1 各施策に関連する「事業・取組」一覧	P 5 5
2 本市の障害者数	P 8 6
3 計画策定経過	P 9 3
4 広島市障害者施策推進協議会名簿	P 9 4
5 障害福祉等に関するアンケート調査結果	P 9 5
6 障害者の医療ニーズに関するアンケート調査結果	P 1 3 6
7 関係法律等	P 1 4 3
障害者基本法.....	P 1 4 3
視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律.....	P 1 4 9
広島市障害者施策推進協議会条例.....	P 1 5 2
障害者の権利に関する条約.....	P 1 5 3
8 用語解説	P 1 6 6

第1編 総論

1 広島市障害者計画の策定について

(1) 計画策定の趣旨

広島市では、令和2（2020）年2月に策定した市政推進に当たっての基本的な考え方や施策の方向性を示す「第6次広島市基本計画」において、障害者施策について「障害者を取り巻く環境の変化を踏まえ、障害のある人もない人も、全ての市民が互いに人格と個性を尊重し、支え合うことで、一人一人の暮らしと生きがい、地域を共に創っていく地域共生社会を目指す必要がある。また、障害者の活動を制限し、社会への参画を制約している要因を取り除き、障害者が住み慣れた地域において自立して生活できるように社会のバリアフリー化を推進するとともに、自立を支援していく必要がある。」としています。

国においては、令和3（2021）年5月の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律」（以下「障害者差別解消法一部改正法」という。）の成立（令和6年4月施行）や、令和4（2022）年5月の「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」（以下「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」という。）の施行など、障害者の社会参加と共生社会の実現に資することを目的とした障害者に関する法律の施行が相次いでいます。また、令和3（2021）年7月から9月の2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催により、社会的障壁の除去による共生社会の実現に向けた機運が一層高まるほか、新型コロナウイルス感染症拡大等の非常時における課題が明らかになるなど、障害者を取り巻く社会環境は変化しています。

本市においては、障害者の人数及び人口に占める割合が増加するとともに、障害者の重度化・高齢化等の状況があります。また、障害者と高齢の親が同居する世帯への支援や、制度の対象外である生活課題への支援など、課題が多様化・複雑化し、障害福祉サービスをはじめとする公的な支援へのニーズとともに、地域の実情に応じた総合的な支援の必要性が高まっています。

こうしたことから、平成30（2018）年3月に策定した「広島市障害者計画〔2018-2023〕」（以下「前計画」という。）が令和5（2023）年度で終期を迎える中、広島市の障害者施策を総合的に推進していくために、障害者を取り巻く社会環境の変化や、前計画から引き続き取り組むべき課題、令和4（2022）年度に実施した「障害福祉等に関するアンケート」の結果等を踏まえて、令和6（2024）年度から令和11（2029）年度までの6年間の計画期間とする、新たな広島市障害者計画を策定します。

1 広島市障害者計画の策定について

(2) 計画の位置付け

この計画は、障害者基本法に基づく「市町村障害者計画」であり、本市の障害者施策全般にわたる推進の方向性と、具体的な方策を示す中長期的な計画です。

また、本計画は視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（以下「読書バリアフリー法」という。）に基づく視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画（以下「読書バリアフリー計画」という。）としても位置付けます。

<根拠法令>

障害者基本法（一部抜粋）

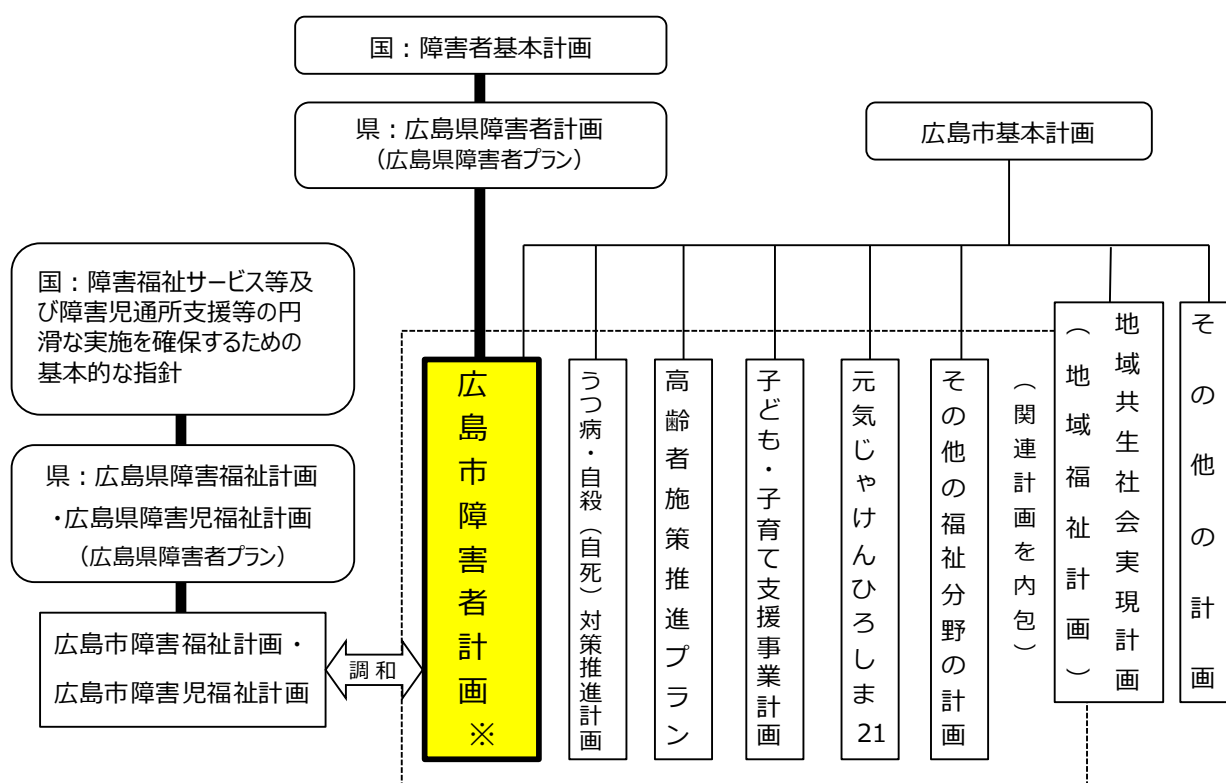
（市町村障害者計画）

第11条（略）

2（略）

3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

<参考> 関連する計画等との関係図



1 広島市障害者計画の策定について

(3) 計画期間

本計画は、令和 6（2024）年度から令和 11（2029）年度までの 6 年間の計画です。

(4) 計画の推進及び点検

本計画に掲げる施策は、障害者の保健福祉だけではなく、住宅、交通、教育、就労など様々な分野にわたっていることから、関係部局と連携を図りながら、施策の総合的な推進に取り組んでいきます。

また、本計画に掲げる施策を着実に推進していくためには、社会全体での取組が不可欠であることから、市民や社会福祉協議会等の地域団体、事業者、医療機関等の関係機関などにおける理解を深めるとともに、連携を図ります。

さらに、毎年度、広島市障害者施策推進協議会等の意見を聴きながら、本計画に掲げる施策の実施状況の点検及び進行管理を行います。

2 広島市障害者計画の基本的な考え方

(1) 広島市障害者計画の基本理念等

令和5（2023）年3月に策定された国の「第5次障害者基本計画」では、基本理念に変更はなく、これまでと同様に「障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会」の実現を目指したものとなっています。

また、令和2（2020）年6月に策定した市政推進に当たっての基本的な考え方や施策の方向性を示す「第6次広島市基本計画」では、「全ての市民が互いに人格と個性を尊重し、支え合うことで、一人一人の暮らしと生きがい、地域を共に創っていく地域共生社会」を目指すこととしており、前計画の基本理念と方向性が一致しています。

これらのことから、前計画を踏襲した次の「基本理念」を掲げます。

【基本理念】

障害のある人もない人も、全ての市民が互いに人格と個性を尊重し、支え合い、自立しながら、暮らしと生きがい、地域を共に創る「まち」広島を実現する。

<参考1>

第5次障害者基本計画

（令和5（2023）年3月策定）※抜粋

Ⅱ 基本的な考え方

1. 基本理念

条約は、障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害者の権利の実現のための措置等について定めている。

こうした条例の理念に即して改正された基本法第1条に規定されているように、障害者施策は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるという理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指して講じられる必要がある。

本基本計画では、このような社会の実現に向け、障害者を、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体として捉え、障害者が自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援するとともに、障害者の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的な障壁を除去するため、政府が取り組むべき障害者施策の基本的な方向を定めるものとする。

2 広島市障害者計画の基本的な考え方

<参考2>

第6次広島市基本計画

(令和2(2020)年6月策定) ※抜粋

第2部 まちづくりの展開

第5章 保健・医療・福祉、子どもの育成環境の充実を目指したまちづくり

第2節 保健・医療・福祉の充実

第3項 障害者の自立した生活の支援

《現状と課題》

本市では、障害者の権利に関する条約や障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律などを踏まえ、障害者の支援に取り組んでいる。こうした中、障害者の重度化・高齢化等への対応や、障害者と高齢の親が同居する世帯への対応、支援制度がない生活課題や困りごとへの対応など、障害者の支援に対するニーズは更に複雑かつ多様化していくことが予想される。

このため、障害者を取り巻く環境の変化を踏まえ、障害のある人もない人も、全ての市民が互いに人格と個性を尊重し、支え合うことで、一人一人の暮らしと生きがい、地域を共に創っていく地域共生社会の実現を目指す必要がある。また、障害者の活動を制限し、社会への参画を制約している要因を取り除き、障害者が住み慣れた地域において自立して生活できるように社会のバリアフリー化を推進するとともに、自立を支援していく必要がある。

<参考3>

基本理念における“自立”とは、

障害者の活動を制限し、社会への参画を制約している社会的障壁が取り除かれ、経済的な側面を含め、必要な支援を受けながら障害者が住み慣れた地域において、自らの選択と決定に基づき、社会のあらゆる活動に主体として参加できる状態です。

2 広島市障害者計画の基本的な考え方

(2) 広島市障害者計画の実施に当たっての基本的な視点と重点項目

基本理念実現のために全ての施策に共通する以下の3つの基本的な視点とそれに対応する重点項目を設定し、各施策に取り組みます。

【基本的視点1】差別の解消と権利擁護の推進

障害のある人もない人も共生する社会の実現に向けて、様々な主体の連携と、市民や事業者の幅広い理解の下、差別の解消に向けた取組を推進するとともに、社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティの向上を図る。

《重点項目1》 差別の解消と権利擁護の推進

- ・ 障害及び障害者への理解促進のための一層の周知・啓発
- ・ 障害を理由とする差別の解消に向け、広島市障害者差別解消推進条例等に基づき、取組を推進
- ・ 虐待の防止についての取組

《重点項目2》 情報保障・意思疎通支援の充実

- ・ 情報の取得・利用等におけるアクセシビリティの向上
- ・ 障害の特性に配慮した情報保障や意思疎通支援の充実

【基本的視点2】住み慣れた地域や生活の拠点での安全・安心な暮らしの確保

住み慣れた地域や生活の拠点において、障害者一人ひとりのライフステージと状況に応じた適切な支援を受けつつ、災害時等においても安心して自立した生活ができる環境や支援体制を整備する。

《重点項目3》 住み慣れた地域や生活の拠点での安全・安心な暮らしの確保

- ・ 住み慣れた地域や生活の拠点で安全・安心に暮らせる切れ目のない相談支援やサービスの提供
- ・ 災害等の非常時に、困難な状況に置かれる障害者が受ける影響やニーズに留意した施策の推進
- ・ 医療・福祉の支援を担う人材の確保と質の向上
- ・ 病院・施設から地域への移行を支援する福祉サービスの充実
- ・ 専門的な支援を要する医療的ケア児、重症心身障害児者への支援の充実

2 広島市障害者計画の基本的な考え方

【基本的視点3】社会参加や就労による活躍の支援

障害者を、必要な支援を受けながら自らの選択と決定に基づき、社会のあらゆる活動に参加する主体としてとらえ、活躍を支援する。

《重点項目4》 社会参加や就労による活躍の支援

- ・ 障害者の個性や能力を発揮できるよう、スポーツや文化芸術活動の促進による活躍の支援
- ・ 障害者の職場開拓や定着支援について関係機関と連携支援
- ・ 本市内の事業者等における障害者雇用の拡大・定着

2 広島市障害者計画の基本的な考え方

(3) 施策体系

基本理念を実現するためには、基本的視点と重点項目に基づき、ソフト・ハード両面にわたる幅広い分野における施策を展開していくことが不可欠です。

本計画では、前計画の施策体系を踏襲し、障害者関連施策を網羅する6つの施策の柱を掲げます。その上で、各柱に関連する施策項目を整理し、具体的な事業・取組を展開します。

基本理念	施策の柱	施策項目
障害のある人もない人も、全ての市民が互いに人格と個性を尊重し、支え合い、自立しながら、暮らしと生きがい、地域を共に創る「まち」広島を実現する。	1 虐待の防止・差別の解消と理解・交流の促進	(1) 虐待の防止と差別の解消の推進
		(2) あらゆる障害や障害者についての理解の促進
		(3) 市民の活動等の支援と交流の促進
	2 安全・安心な生活環境整備の推進	(1) 外出しやすいまちづくりの推進
		(2) 安心して暮らせる住まいの確保の支援
		(3) 防災・防犯等の対策と災害時支援対策の推進
	3 相談支援の充実	(1) 切れ目のない相談支援体制の整備・充実
		(2) 権利や財産を守る取組の推進
	4 地域生活支援の充実	(1) 福祉サービスの必要な量と質の確保
		(2) 保健・医療・リハビリテーションの充実
		(3) 支援を担う人材の確保
		(4) 情報・コミュニケーション支援の充実
	5 発達支援と教育の充実	(1) 総合的な発達支援の充実
		(2) 自立に向けた教育の充実
	6 活躍支援の充実	(1) スポーツ・文化芸術活動の促進
		(2) 総合的な就労支援の充実
		(3) 障害者雇用の拡大・定着

2 広島市障害者計画の基本的な考え方

(4) 持続可能な開発目標（SDGs）への対応

平成27（2015）年9月の国連持続可能な開発サミットにおいて採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中の「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）」（以下「SDGs」という。）は、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済や社会、環境などの広範な課題に対して、先進国を含む全ての国々の取組目標を定めたものです。

SDGsが目指す「誰一人取り残さない」社会の実現とは、本市が目指す「平和」、すなわち、単に戦争がない状態にとどまらず、良好な環境の下に人類が共存し、その一人ひとりの尊厳が保たれながら人間らしい生活が営まれている状態の実現に他なりません。

このため、本市では、本計画の上位計画である「広島市基本計画」において、SDGsを計画に掲げる施策の目標として位置付け、その着実な達成を目指すこととしています。

本計画においても、施策の柱に関連性の高いSDGsを位置付け、その達成に向けた施策を展開します。

施策の柱	関連性の高いSDGs
1 虐待の防止・差別の解消と理解・交流の促進	5 ジェンダー平等を実現しよう 10 人や国の不平等をなくそう 16 平和と公正をすべての人に 17 パートナーシップで目標を達成しよう
2 安全・安心な生活環境整備の推進	3 すべての人に健康と福祉を 10 人や国の不平等をなくそう 11 住み続けられるまちづくりを
3 相談支援の充実	3 すべての人に健康と福祉を 10 人や国の不平等をなくそう 16 平和と公正をすべての人に
4 地域生活支援の充実	3 すべての人に健康と福祉を 10 人や国の不平等をなくそう
5 発達支援と教育の充実	3 すべての人に健康と福祉を 4 質の高い教育をみんなに 10 人や国の不平等をなくそう
6 活躍支援の充実	1 貧困をなくそう 4 質の高い教育をみんなに 8 働きがいも経済成長も

2 広島市障害者計画の基本的な考え方

(参考) 本計画の施策の柱に位置付けたSDGs一覧

1 貧困をなくそう 	1 貧困をなくそう あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる
3 すべての人に健康と福祉を 	3 すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
4 質の高い教育をみんなに 	4 質の高い教育をみんなに すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する
5 ジェンダー平等を実現しよう 	5 ジェンダー平等を実現しよう ジェンダー平等を達成し、全ての女性及び女子の能力強化を行う
8 働きがいも経済成長も 	8 働きがいも経済成長も 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセントワーク）を促進する
10 人や国の不平等をなくそう 	10 人や国の不平等をなくそう 各国内および各国間の不平等を是正する
11 住み続けられるまちづくりを 	11 住み続けられるまちづくりを 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する
16 平和と公正をすべての人に 	16 平和と公正をすべての人に 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
17 パートナーシップで目標を達成しよう 	17 パートナーシップで目標を達成しよう 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

第2編 各論



(注) 本文【主な事業・取組】の記載について

《新》…前計画に掲載されていない事業・取組で、本計画に新たに掲載する
事業・取組

《拡》…前計画に掲載されている事業・取組で、前計画期間中に拡充したもの、又は本計画で拡充を予定している事業・取組

1 虐待の防止・差別の解消と理解・交流の促進

＜施策項目＞

(1) 虐待の防止と差別の解消の推進

(2) あらゆる障害や障害者についての理解の促進

(3) 市民の活動等の支援と交流の促進

【主要課題】

① 障害者の虐待防止に向けた取組の推進

- ◆ 平成24（2012）年に施行された障害者虐待防止法に基づき、虐待の早期発見・防止のための取組を推進することが求められています。
- ◆ 虐待通報の増加に対応する体制整備が必要です。
- ◆ 市民や施設従事者、事業者等が、障害者の虐待防止や権利擁護について、一層理解を深めることが求められています。

＜参考＞虐待通報ダイヤルへの通報内容別件数（通報受付時）

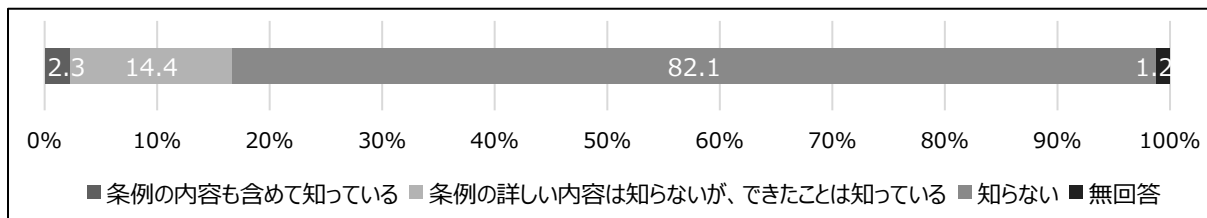
通報内容	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	計
養護者による虐待	52件	59件	85件	85件	91件	372件
施設従事者等による虐待	30件	29件	29件	58件	93件	239件
使用者による虐待	1件	5件	16件	7件	3件	32件
計	83件	93件	130件	150件	187件	643件

② 障害を理由とする差別の解消に向けた取組の推進

- ◆ 令和3年5月に一部改正された障害者差別解消法や令和2年10月に施行された広島市障害者差別解消推進条例に基づき、障害を理由とした差別の解消のための取組を推進することが求められています。
- ◆ 障害者差別解消法や広島市障害者差別解消推進条例についての認知度が低いため、法や条例について市民や事業者等への更なる普及啓発が求められています。

＜参考＞令和4年度（2022年度）広島市市民意識調査

「広島市障害者差別解消推進条例について知っているか」という問いに対し、82.1%が「知らない」と回答しています。



【施策の方向性】

① 障害者の虐待防止に向けた取組の推進

- ◆ 障害者の虐待防止・権利擁護についての啓発に取り組みます。
- ◆ 虐待に係る相談体制や、緊急一時保護の充実を図ります。
- ◆ 児童虐待防止、高齢者虐待防止、配偶者からの暴力の防止などの取組と連携を図ります。

- ◆ 相談支援事業者等と連携した相談体制の強化や、専門的な関係機関との連携により、障害者の権利擁護の充実に努めます。

② 障害を理由とする差別の解消に向けた取組の推進

- ◆ 障害者差別解消法や広島市障害者差別解消推進条例の「差別的な取扱いの禁止」や「合理的配慮の提供」などの内容について、広く市民や事業者等への分かりやすい周知に努めるとともに、広島市職員対応要領に基づいて本市職員等への研修を行います。
- ◆ 障害者差別解消に向けた相談体制の充実を図るとともに、広島市障害者差別解消推進条例等に基づき、相談・紛争解決等のための対応に取り組みます。

【主な事業・取組】

① 障害者の虐待防止に向けた取組の推進

主な事業・取組	事業・取組の概要
《拡》障害者虐待防止事業	障害者虐待防止の啓発に努めるとともに、障害者虐待防止センターに専門相談員を配置し、センターを中心に児童虐待防止等の関連部局や相談支援事業者等と連携した虐待防止等のための取組を実施。また、24 時間・365 日通報等を受け付け、緊急対応が必要な場合等に緊急一時保護を実施
福祉サービス事業所等の体制整備等	福祉サービス事業所等に対し、障害者の権利擁護や障害者虐待の防止等のため、責任者の設置や従業者等に対する研修を実施するよう指導

② 障害を理由とする差別の解消に向けた取組の推進

主な事業・取組	事業・取組の概要
《拡》障害者差別解消に向けた研修・啓発等の取組	障害を理由とする差別の解消に向けて、本市職員等への研修の実施や、市政出前講座の実施、シンポジウムの開催等での啓発を実施
《拡》障害者差別解消に向けた相談体制の充実	障害者差別解消に向けた他の相談窓口との連携強化等による相談体制の充実
《拡》広島市障害者差別解消推進条例等に基づく相談や紛争解決等のための取組	広島市障害者差別解消推進条例等に基づき、本市相談窓口での相談を受け付けるとともに、広島市障害者差別解消調整審議会を運営

1 虐待の防止・差別の解消と理解・交流の促進

<施策項目>

(1) 虐待の防止と差別の解消の推進

(2) あらゆる障害や障害者についての理解の促進

(3) 市民の活動等の支援と交流の促進

【主要課題】

① 障害者権利条約や関連する法律についての啓発

- ◆ あらゆる障害や障害者についての理解の促進のためには、平成26（2014）年に締結された障害者権利条約や、平成28（2016）年に施行された障害者差別解消法などの関連する法律についての啓発が重要です。また、障害者が主体的に社会の活動に参加し活躍していくためには、障害者も、障害者権利条約や関連する法律について学ぶことが大切です。

② 地域、学校、職場等における障害や障害者についての理解の促進

- ◆ 障害者が住み慣れた地域において自立して生活するためには、身近な地域、学校、職場等における障害や障害者についての一層の啓発により、心のバリアフリーを促進することが重要です。

【施策の方向性】

① 障害者権利条約や関連する法律についての啓発

- ◆ 障害者権利条約や関連する法律、広島市障害者差別解消推進条例についての周知を図り、障害者への意識啓発や、市民や地域における普及啓発に努めます。

② 地域、学校、職場等における障害や障害者についての理解の促進

- ◆ 地域における様々な活動の場や、学校教育、職場等における、障害や障害者についての正しい理解や心のバリアフリーを促進する取組を一層進めます。特に、障害特性の十分な認知が進んでいない、発達障害、高次脳機能障害、難病についての周知・啓発を推進します。

【主な事業・取組】

① 障害者権利条約や関連する法律についての啓発

主な事業・取組	事業・取組の概要
《拡》障害者権利条約、関連する法律や条例の普及啓発	障害者権利条約、障害者差別解消法などの関連する法律や条例についての普及・啓発を実施

② 地域、学校、職場等における障害や障害者についての理解の促進

主な事業・取組	事業・取組の概要
障害者週間（１２月３日～９日）推進事業	作文・ポスター募集や障害福祉推進の貢献者の表彰等を実施
やさしさ発見（福祉活動体験）プログラム事業	広島市社会福祉協議会が学校、企業等を対象に、障害のある学習協力者による指導や福祉活動体験等のプログラムを実施
人権啓発リーダー養成講座の実施	企業や地域団体等各種団体で行う啓発活動を支援するため、企業等において人権問題に関する啓発を推進する指導者を養成する研修会を実施
障害者を理解するための市職員への研修	新規採用職員研修等における障害者理解を深める研修（福祉に関する基本的な知識の習得や車椅子体験の実習等）を実施
発達障害、高次脳機能障害、難病についての周知・啓発	特に障害特性の十分な認知が進んでいない発達障害、高次脳機能障害、難病について正しい理解を促進するため、講演会を開催するとともに本市の広報紙やホームページ等で幅広く情報を発信
ヘルプマークの普及啓発	広島県、障害者団体等と連携してヘルプマークの普及及び市民への周知を実施
《拡》「広島市障害者支援情報提供サイト（マーガレットサイト）」の運営と掲載情報等の充実〈再掲〉	障害や障害者に対する理解を深める情報、障害者に役立つ情報、障害者団体や支援団体の活動情報を発信する「広島市障害者支援情報提供サイト（マーガレットサイト）」を運営するとともに、掲載情報等の充実を図るため、本サイトに登録していない団体への登録勧奨等を実施 〈マーガレットサイトURL〉 https://shougai-hiroshimacity.jp/ 

1 虐待の防止・差別の解消と理解・交流の促進

＜施策項目＞

(1) 虐待の防止と差別の解消の推進

(2) あらゆる障害や障害者についての理解の促進

(3) 市民の活動等の支援と交流の促進

【主要課題】

① 障害者の主体的な参加による幅広い交流の場づくり

- ◆ 障害や障害者についての理解を促進するとともに、スポーツ・文化芸術行事やその他のあらゆる分野への障害者の主体的な参加や、全市レベルから地域のコミュニティ単位に至る交流の場づくりをすすめる、障害者と市民との交流を促進することが求められています。

② ボランティアの育成とネットワーク化の推進

- ◆ 障害者の自立及び社会参加を実現するためには、ボランティアの果たす役割が重要であることから、一層のボランティア育成が求められています。
- ◆ ボランティア活動への支援やネットワーク化の推進により、ボランティア及びボランティアを必要とする人の細やかなニーズに対応できる体制作りが求められています。

③ 障害者団体や支援団体のノウハウをいかした障害者支援活動の促進

- ◆ 障害者への多様な支援を専門的かつ継続的に行うため、障害者団体や支援団体のノウハウを活かした障害者支援を一層促進することが求められています。
- ◆ 障害者への支援を促進するためには、既存の団体やNPO等との連携強化や、それらの各団体等の活動に対する継続的な支援が必要です。

【施策の方向性】

① 障害者の主体的な参加による幅広い交流の場づくり

- ◆ 地域における行事等への障害者の参加の機会を増やす取組について検討し、住み慣れた地域等で、つながりのある安心した生活ができるよう支援します。
- ◆ 全市レベルでの各種行事等への障害者の主体的な参加による、市民との交流や、幅広い交流の場づくりにより、障害や障害者への理解を促進します。

② ボランティアの育成とネットワーク化の推進

- ◆ 障害者のニーズに対応したボランティア養成講座や登録ボランティアのフォローアップ講座等により、一層のボランティア育成に努めます。
- ◆ 障害者を支えるボランティア活動への支援やボランティア団体等のネットワーク化の推進に努めます。

③ 障害者団体や支援団体のノウハウをいかした障害者支援活動の促進

- ◆ 障害者団体やNPO等との連携を強化し、そのノウハウをいかした障害者を支援する活動を促進します。
- ◆ 障害者団体等による交流の場づくりや、ピアサポート等の自主的な取組、相談支援事業等の活動に対する支援を充実します。

【主な事業・取組】

① 障害者の主体的な参加による幅広い交流の場づくり

主な事業・取組	事業・取組の概要
《拡》地域のサロン等の交流の場への障害者の参加促進策の検討と実施	地域のサロン等の交流の場への障害者の参加を促進する方策の検討と「広島市障害者支援情報提供サイト（マーガレットサイト）」での地域のサロン情報の提供 〈マーガレットサイトURL〉 https://shougai-hiroshimacity.jp/ 
フラワーフェスティバル「ふれあいの広場」の設置・運営	ステージ発表、福祉サービス事業所等の製品の展示・販売等を通じて、交流を促進
障害子どもまつり開催事業補助	ステージ発表やあそびの広場等での交流を促進する行事を実施する事業を補助
文化、スポーツ等行事への障害者、障害者団体等の参加促進	障害者や障害者団体等による、区民まつり等へのバザー出展やスポーツ・レクリエーション行事への参加等を通じ、住民との交流を促進

② ボランティアの育成とネットワーク化の推進

主な事業・取組	事業・取組の概要
心身障害者福祉センターにおけるボランティア養成講座の開催	手話、朗読等ボランティアを養成するための講座を開催
視覚障害者 I C T ボランティアの養成・派遣	視覚障害者用パソコンソフトウェアの設定や操作方法等の指導を行う「I C T 利活用支援ボランティア」の養成講座を実施するとともに、要請に応じて、視覚障害者の自宅等に派遣
市ボランティア情報センター事業・区ボランティアセンター事業	広島市社会福祉協議会及び区社会福祉協議会が、ボランティアの育成、情報提供、相談対応・活動調整等の事業・活動を実施

③ 障害者団体や支援団体のノウハウをいかした障害者支援活動の促進

主な事業・取組	事業・取組の概要
障害者団体やグループ等による自主的な取組への支援	交流の場づくり、相談支援、ピアサポート（同じ障害者による支援）、障害児の放課後等の活動の場づくり等、様々な自主的な取組に対し支援
高次脳機能障害者支援事業	高次脳機能障害について正しい知識の普及を図るとともに、高次脳機能障害者及びその家族に対する相談支援事業を実施
難病患者等交流会等の実施	患者会と連携し、交流会や難病講演会・相談会を開催

2 安全・安心な生活環境整備の推進

<施策項目>

(1) 外出しやすいまちづくりの推進

(2) 安心して暮らせる住まいの確保の支援

(3) 防災・防犯等の対策と災害時支援対策の推進

【主要課題】

① 障害者が外出しやすい環境づくりの促進と情報提供

- ◆ 障害者が安心して外出できるようにするためには、公共の建物のスロープ、手すり、エレベーター等の整備や、車椅子使用者等対応トイレの充実などのほか、ユニバーサルデザインの観点にも配慮しながら、総合的な福祉のまちづくりの取組を継続することが重要です。
- ◆ 障害者が外出しやすい環境づくりを実現するためには、公共施設のバリアフリー化や福祉のまちづくりに対する障害者からの要望・意見を全庁的に共有し、具体的な施策、施設整備に反映させる必要があります。

② 公共施設のバリアフリー化に向けた計画的な整備・改善

- ◆ スロープ、手すり、エレベーター等の整備、車椅子使用者等対応トイレの充実など、障害者が使いやすいよう、公共施設を計画的に整備・改善することが必要です。
- ◆ 公共施設整備の際は、設計段階から障害者の意見を十分に聞くことが重要です。

③ 民間建築物や公共交通機関等のバリアフリー化に向けた計画的な整備・改善の誘導

- ◆ 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（以下「バリアフリー法」という。）、同法に基づく「移動等円滑化の促進に関する基本方針」※（以下「基本方針」という。）、「広島県福祉のまちづくり条例」に基づき、民間建築物や公共交通機関等のバリアフリー化に向けた計画的な整備・改善の誘導に努めるとともに、事業者による心のバリアフリーの取組を促進する必要があります。

※高齢者、障害者等の移動又は施設の利用に係る身体負担を軽減することにより、その移動上又は利用上の利便性及び安全性を向上することの促進に関する基本方針

- ◆ 低床車両の導入や、駅へのエレベーター設置の促進など、交通弱者の安全性や快適性に配慮した公共交通機関や交通施設の整備・充実が望まれています。

④ 安全で快適な歩行空間の確保と歩行者優先の空間整備

- ◆ 自転車や看板など通行の妨げになる物を整理・撤去することにより、安全で快適な歩行空間の確保が望まれています。
- ◆ 道路の段差の解消、誘導ブロック等の適切な整備等による、道路のバリアフリー化の推進が重要です。

【施策の方向性】

① 障害者が外出しやすい環境づくりの促進と情報提供

- ◆ 市内の繁華街や駅周辺などのバリアフリーマップの公開等、市民への情報提供に努めるとともに、その充実を図ります。

- ◆ 公共施設のバリアフリー化やユニバーサルデザインの導入促進等、福祉のまちづくりに対する市民からの要望・意見を全庁的に共有するとともに、具体的な施策への反映に努めます。
- ◆ 事業者等が、自主的にバリアフリー化に取り組むことを促す仕組みについて検討するなど、事業者等による障害者が外出しやすい環境づくりを促進します。

② 公共施設のバリアフリー化に向けた計画的な整備・改善

- ◆ 公共施設のスロープ、手すり、エレベーター等の整備、車椅子利用者用等対応トイレの充実等について、計画的な整備・改善に努めます。
- ◆ 公共施設整備の際における、設計段階からの障害者の意見聴取及び反映に努めます。

③ 民間建築物や公共交通機関等のバリアフリー化に向けた計画的な整備・改善の誘導

- ◆ バリアフリー法の内容を踏まえ、同法や同法に基づく基本方針、「広島県福祉のまちづくり条例」に基づき、民間建築物や公共交通機関等のバリアフリー化に向けた計画的な整備・改善の誘導、事業者による心のバリアフリーについての取組の促進に努めます。
- ◆ 低床車両の導入や駅へのエレベーター設置の促進など、公共交通機関や交通施設の整備・充実に努めます。

④ 安全で快適な歩行空間の確保と歩行者優先の空間整備

- ◆ 放置自転車の撤去などによる安全で快適な歩行空間の確保や歩行者優先の空間整備を推進します。
- ◆ 歩道の幅や段差、勾配の改善や誘導ブロックの適切な整備などにより、道路のバリアフリー化を推進します。

【主な事業・取組】

① 障害者が外出しやすい環境づくりの促進と情報提供

主な事業・取組	事業・取組の概要
福祉のまちづくりの要望等についての情報の活用	福祉のまちづくりに関する要望等を把握し、関係機関と連携して、随時適切に対処し施策に反映
市内施設のバリアフリーマップの情報提供及び充実	市内中心部や広島駅周辺等の公共施設や民間施設におけるバリアフリー設備の整備状況についての情報を取りまとめ、マップ形式により本市ホームページで公開し、市民への情報提供を実施
「広島県思いやり駐車場利用証交付制度」の啓発	障害者等の対象者に利用証を交付し、対象者が安心して駐車できる環境づくりや車椅子利用者等用駐車区画の適正利用を促進
《拡》事業者等が自主的にバリアフリー化に取り組むことを促す仕組みについての検討と実施〈再掲〉	バリアフリー法の対象とならない小規模な事業所や施設等において、ユニバーサルデザインの考え方を踏まえた自主的なバリアフリー化の取組が進められる仕組みについて検討。また、誰もがサービスを利用しやすいよう、環境の整備等に取り組む事業者を公表する「みんなのお店ひろしま」宣言事業を実施

② 公共施設のバリアフリー化に向けた計画的な整備・改善

主な事業・取組	事業・取組の概要
公共施設福祉環境整備事業	「広島市公共施設福祉環境整備要綱」に基づき、本市における新規及び既存の公共建築物、公園等のバリアフリー化（スロープや車椅子使用者用等対応トイレ等の設置ほか）、整備・改善（段差の解消、トイレの改修ほか）を推進
公共施設整備への設計段階からの障害者の参加	障害者等の利用が多い施設等において、その設計段階から障害者が参加し、障害者や高齢者などを含めた全ての市民が安全かつ快適に利用できるよう整備を推進

③ 民間建築物や公共交通機関等のバリアフリー化に向けた計画的な整備・改善の誘導

主な事業・取組	事業・取組の概要
建築確認申請時の事前協議やバリアフリー法等による整備誘導	「広島県福祉のまちづくり条例」に基づく基準への適合率の向上に向けた事前協議や、「バリアフリー法」に基づく認定等を実施
《拡》事業者等が自主的にバリアフリー化に取り組むことを促す仕組みについての検討と実施	バリアフリー法の対象とならない小規模な事業所や施設等において、ユニバーサルデザインの考え方を踏まえた自主的なバリアフリー化の取組が進められる仕組みについて検討。また、誰もがサービスを利用しやすいよう、環境の整備等に取り組む事業者を公表する「みんなのお店ひろしま」宣言事業を実施
《拡》交通施設バリアフリー化設備整備費補助	国と協調して、利用者等一定の要件を満たす交通施設のバリアフリー化設備整備に要する費用の一部を支援
低床路面電車車両購入費補助	国等と協調して、事業者による低床路面電車の購入費の一部を支援
低床低公害バス車両購入費補助	国等と協調して、事業者による低床低公害バスの購入費の一部を支援
《新》「心のバリアフリー」の推進に係る広報・啓発	国や地域等と連携した「心のバリアフリー」に係る広報・啓発の実施

④ 安全で快適な歩行空間の確保と歩行者優先の空間整備

主な事業・取組	事業・取組の概要
道路・街路事業、福祉環境整備事業〔道路〕（歩道の拡幅・段差解消、視覚障害者誘導用ブロックの設置等）	歩道の新設、電線共同溝の整備、既設歩道の拡幅、段差解消、視覚障害者誘導用ブロックの設置等を実施
放置自転車等の撤去、駐輪指導等	主に繁華街やＪＲ駅周辺等の放置規制区域内において放置自転車等の撤去や駐輪指導等を実施

2 安全・安心な生活環境整備の推進

＜施策項目＞

(1) 外出しやすいまちづくりの推進

(2) 安心して暮らせる住まいの確保の支援

(3) 防災・防犯等の対策と災害時支援対策の推進

【主要課題】

① 障害の特性に配慮した市営住宅の整備・改善等

- ◆ 障害者が安心して暮らせるようにするためには、障害の特性や障害者のニーズに配慮した住まいが必要であり、市営住宅についてもバリアフリー化が求められています。
- ◆ 障害者の市営住宅への入居を優遇する仕組みの充実が求められています。

② 住宅改造等の支援

- ◆ 障害者が安心して住み慣れた住まいで暮らせるようにするためには、住宅のバリアフリー化のための支援の充実が重要です。

③ 民間賃貸住宅等への入居等の相談支援の充実

- ◆ 障害者が安心して暮らせる住まいを確保するためには、住まいに関する相談や紹介を行う相談窓口の設置など、障害者の民間賃貸住宅への入居等についての相談支援の充実などが求められています。
- ◆ 民間住宅の賃貸借における、障害を理由とする不当な差別的取扱いの解消に向けた取組の充実が求められています。

④ グループホーム等の整備促進

- ◆ 障害者が住み慣れた地域で自立して生活するためには、障害者の様々なニーズに対応し、必要な時にすぐ支援を受けることのできるグループホーム等を整備することが重要です。

【施策の方向性】

① 障害の特性に配慮した市営住宅の整備・改善等

- ◆ 個々の障害の特性や多様なニーズに配慮した、市営住宅の整備や改善を行います。
- ◆ 障害者の市営住宅への入居を優遇する仕組みについて、引き続き適切な運用と充実に努めます。

② 住宅改造等の支援

- ◆ 住宅を障害者の生活や家族の介護に配慮したものに改造等を行う際に、費用を補助するなどの支援に努めます。

③ 民間賃貸住宅等への入居等の相談支援の充実

- ◆ 関係団体と連携し、民間賃貸住宅への入居等についての相談支援の充実や、相談窓口の拡大等に努めます。
- ◆ 障害を理由として、正当な理由なく賃貸借契約を拒否する等の差別的取扱いが起こらないよう、関係機関等へ障害者差別解消法の周知や啓発に努めます。

④ グループホーム等の整備促進

- ◆ 市が保有する未利用地の貸付や市営住宅の空き室等の活用など、引き続きグループホーム等のニーズを踏まえた整備促進に努めます。

【主な事業・取組】

① 障害の特性に配慮した市営住宅の整備・改善等

主な事業・取組	事業・取組の概要
市営住宅の建替等整備事業におけるバリアフリー化、高齢者等対応改善事業	バリアフリー化に配慮して整備、既存住宅の改善等を実施
市営住宅の入居に関する障害者の優遇措置	市営住宅の入居について、障害者の当選率を高めるよう優遇措置を実施

② 住宅改造等の支援

主な事業・取組	事業・取組の概要
障害者住宅改造費補助	障害者の日常生活の利便性を図るため、バリアフリー化等の住宅改造に対する助成（上限80万円）を実施
住宅の改造等に関する相談支援（地域リハビリテーション事業）	身体障害者更生相談所の職員が車椅子の判定等で訪問した際、必要に応じて住宅の改造等に関する相談支援を実施

③ 民間賃貸住宅等への入居等の相談支援の充実

主な事業・取組	事業・取組の概要
住宅相談事業	弁護士による住宅に関する法律相談、建築士による住宅リフォームや耐震化などに関する相談を実施
地域移行支援、地域定着支援	障害者支援施設等に入所又は精神科病院に入院しているなど地域生活に移行するために重点的な支援が必要な障害者に対し、住宅の確保や地域生活に移行するための活動に関する相談や、措置入院者の退院後の継続した支援（地域移行支援）を実施するとともに、一人暮らし等の障害者に常時の連絡体制の確保や緊急時の相談支援（地域定着支援）を実施
《新》広島市居住支援協議会の運営	障害者等の住宅確保要配慮者の入居を拒まない民間賃貸住宅（セーフティネット住宅）の登録を促進。また、これらの住宅への円滑な入居のため、セーフティネット登録住宅、居住支援サービス及び居住支援法人（住宅確保要配慮者に対し家賃債務保証の提供や見守りなどの生活支援等を実施する団体）などの情報を住宅確保要配慮者に提供

主な事業・取組	事業・取組の概要
《拡》障害者差別解消に向けた研修・啓発等の取組〈再掲〉	障害を理由とする差別の解消に向けて、本市職員等への研修の実施や、市政出前講座の実施、シンポジウムの開催等での啓発を実施

④ グループホーム等の整備促進

主な事業・取組	事業・取組の概要
グループホーム等の開設等への支援	民間によるグループホーム等の開設等について、市有未利用地等の貸付けや国庫補助を利用した施設整備費に対する助成等を実施
市営住宅の空き室のグループホーム等への活用	市営住宅の空き室情報の提供等を実施

2 安全・安心な生活環境整備の推進

<施策項目>

(1) 外出しやすいまちづくりの推進

(2) 安心して暮らせる住まいの確保の支援

(3) 防災・防犯等の対策と災害時支援対策の推進

【主要課題】

① 地域ぐるみの防災・防犯体制の整備

- ◆ 障害者を災害や犯罪から守るためには、障害の特性に配慮した支援体制を構築すること等により、未然の被害防止策を充実することが重要です。
- ◆ 障害の特性や障害者のニーズに応じた災害等の非常時の連絡通報や避難の体制を整備することと、その周知を促進していくことが不可欠です。

② 障害の特性に応じた災害時の支援・環境整備とメンタルヘルス対策の充実

- ◆ 災害時のコミュニケーション手段の確保など、障害の特性や障害者のニーズに配慮した災害時支援体制の充実が求められています。
- ◆ 障害者が安心して過ごせる避難場所の確保や、福祉避難所の充実が求められています。

【施策の方向性】

① 地域ぐるみの防災・防犯体制の整備

- ◆ 災害時に自力での避難が困難である障害者等の避難行動要支援者について、地域で避難支援に携わる自主防災組織や町内会・自治会などと連携し、地域の実情に応じた避難支援に係る取組を支援します。
- ◆ I C T の活用など障害の特性や障害者のニーズに応じた防災情報の提供や、非常時の連絡通報体制等の充実を図ります。
- ◆ 障害者が犯罪の被害にあうのを防ぐため、障害者支援施設等への防犯カメラの設置を促進します。

② 障害の特性に応じた災害時の支援・環境整備とメンタルヘルス対策の充実

- ◆ 障害の特性に応じた情報提供や、精神面や医療の支援も含めた災害時支援体制の充実に努めます。
- ◆ 避難場所等において障害者が安心して過ごせるよう、支援策の充実に努めます。
- ◆ 車椅子使用者等対応トイレやスロープ等の設置、専門的なケアなどの福祉的配慮が整った福祉避難所の充実に努めます。

【主な事業・取組】

① 地域ぐるみの防災・防犯体制の整備

主な事業・取組	事業・取組の概要
自主防災組織の育成指導	災害時における地域の防災力の向上を図るため、地域の防災リーダーを育成するとともに、避難行動要支援者等の視点を踏まえながら、わがまち防災マップ等を活用しつつ、災害時を想定した実践的な訓練の実施を支援。また、自主防災組織と社会福祉施設等との協力体制が確立されるよう働き掛けを実施
《拡》避難行動要支援者の避難支援に係る取組の支援	・ 災害時に自力で避難することが困難な避難行動要支援者（高齢者や障害者等）の名簿を整備するとともに、避難行動要支援者のうち、名簿情報の外部提供に同意が得られた者のみを掲載した同意者リストを作成 ・ 同意者リストを地域で避難支援に携わる避難支援等関係者（自主防災組織、町内会・自治会、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、基幹相談支援センター等）に提供し、平時の見守り活動等に活用 ・ 避難支援等関係者や福祉専門職等と連携・協力して、避難行動要支援者ごとに避難支援者や具体的な避難方法等を記載した個別避難計画の作成及び計画の実効性を高めるための訓練を推進 ・ 土砂災害警戒区域等に居住する避難行動支援者世帯のうち、希望世帯に防災情報電話通知サービスの提供や防災行政無線屋内受信機を設置
防災情報メール配信システム	避難指示等の緊急かつ重要な防災情報や防犯情報等を、事前に登録している携帯電話等に電子メールで配信
聴覚障害者用災害避難情報ファクス送信事業	事前にファクス番号を登録している聴覚障害者に対して、災害時の避難情報を送信
聴覚障害者等 119 番通報手段の確保	ファクス、電子メール、インターネットによる 119 番通報手段を確保
民間障害者（児）福祉施設整備補助事業〈再掲〉	民間による福祉サービス事業所等の基盤整備や防犯対策を強化するための整備に対して補助

② 障害の特性に応じた災害時の支援・環境整備とメンタルヘルス対策の充実

主な事業・取組	事業・取組の概要
災害ボランティアの円滑な活動のための環境整備	市民活動団体等と本市で構成する「広島市災害ボランティア活動連絡調整会議」による活動の充実
《新》災害時における障害特性に応じた情報保障・意思疎通支援等の検討	災害発生時若しくは災害が発生するおそれがある場合に障害者に対して適切に情報を伝達できるよう、障害特性に配慮した情報保障・意思疎通支援等の検討

主な事業・取組	事業・取組の概要
手話通訳者及び要約筆記者・奉仕員派遣事業	消防隊の災害活動現場において、聴覚障害者及び音声又は言語機能障害者との円滑な意思疎通を図るうえで支障がある場合に、意思伝達的手段として、手話通訳者又は要約筆記者・奉仕員の派遣を実施
《拡》福祉避難所の設置	災害が発生し、指定避難所での生活が長期化する場合、福祉的配慮が必要な障害者等が安心して避難生活を送ることができるよう、車椅子使用者等対応トイレやスロープ等の設置、専門的なケア体制などが整った福祉避難所の設置を推進。また、災害時に円滑な福祉避難所の設置ができるよう、福祉避難所の開設訓練を実施
医療救護班の編成、必要な医薬品等の備蓄	広島市地域防災計画に基づき、災害時に迅速に対応できるよう医療救護班編成機関との連携を強化
大規模災害発生時のメンタルヘルス対策	被災者等に対し精神保健福祉センター及び各区保健センターが面接や電話によるメンタルヘルス相談を実施 被災者に関わる機会のある関係者を対象に、災害時のメンタルヘルスに関する知識の習得と対応力の向上を目的とした研修会を開催
障害者基本法改正に対応した取組の検討（防災及び防犯についての施策推進）	障害者基本法を踏まえ、災害時に障害の特性に応じた対応ができるよう、障害者支援の在り方などの検討を行い、必要な取組を実施
建築物等の所有者等に対する指導	新築時に、障害者等に有効な消防用設備等や器具等の導入を図るよう、働き掛けを実施
消防通信指令管制システムにおける避難行動要支援者情報の活用	福祉関係部局提供の避難行動要支援者情報等を消防通信指令管制システムの地図に表示するなど情報を活用
《新》要配慮者利用施設における防災対策の推進	土砂災害警戒区域等に所在する要配慮者利用施設が避難先や避難経路、必要な物資の備蓄などを定める避難確保計画の策定状況やそれに基づく避難訓練の実施状況を調査し、必要に応じて助言・指導などを行うことで、要配慮者利用施設における防災対策を推進
《新》指定緊急避難場所の機能強化	障害者等の避難者がより安心して指定緊急避難場所に滞在できるように、車椅子対応型の組立式仮設トイレなどの避難環境を充実させるための資機材を配備

3 相談支援の充実

<施策項目>

(1) 切れ目のない相談支援体制の整備・充実

(2) 権利や財産を守る取組の推進

【主要課題】

① 地域での包括的・総合的な相談支援体制の整備・充実

- ◆ 相談支援事業所を知らない障害者が多いため、相談支援事業所の役割等の周知が必要です。
- ◆ 相談支援事業の一層の充実を図るため、基幹相談支援センター及び委託相談支援事業所の機能が十分に発揮できるよう、体制を見直す必要があります。
- ◆ 障害者の重度化・高齢化に対応する地域生活支援拠点の整備、さらに障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築による、切れ目のない相談支援体制の充実、複雑化・複合化した生活課題に対応する重層的な支援体制が求められています。
- ◆ 障害者や家族からの相談に応じ、一人一人の心身の状況や意向等を踏まえて、サービス利用等に必要な情報提供や助言、援助等の対応ができるよう、相談支援能力の向上が求められています。
- ◆ 医療的ケア児、重症心身障害児者や家族からの、医療から福祉等の幅広い相談への対応が求められています。
- ◆ 地域で潜在化しているひきこもり等の人を支援につなげる仕組みの検討が求められています。

【施策の方向性】

① 地域での包括的・総合的な相談支援体制の整備・充実

- ◆ 障害者や家族からの相談に応じ、必要な情報提供、助言、援助等を行う相談支援事業所の周知を図ります。
- ◆ 相談支援事業の一層の充実を図るため、基幹相談支援センター及び委託相談支援事業所の機能が十分に発揮できるよう、体制を見直します。
- ◆ 障害者の重度化・高齢化に対応する地域生活支援拠点の整備や障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築など、重層的な支援体制の充実に努めます。
- ◆ 研修等を通じた、相談支援事業所相談員や手話相談員等の各種相談員の質の向上に努めます。
- ◆ 医療的ケア児、重症心身障害児者や家族からの、医療、福祉から日常生活にわたる幅広い相談支援ができる体制の充実に努めます。
- ◆ 地域で潜在化しているひきこもり等の人を支援につなげるため、ひきこもり相談支援センター等が能動的な支援を行うとともに、更なる仕組みの構築を検討します。

【主な事業・取組】

① 地域での包括的・総合的な相談支援体制の整備・充実

主な事業・取組	事業・取組の概要
障害者総合支援法に基づく協議会等を通じた相談支援事業の充実（相談支援事業所の評価等）	障害者等からの相談に応じ、必要な情報提供、助言、援助等を実施するとともに、地域の障害福祉に関するシステムづくりの中核的役割を担う協議会等において、相談事例の集積・共有を行い、相談支援事業所など事業者間の連携強化を促進。併せて、相談支援事業所の評価方法を検討
障害児等療育支援事業	訪問による療育指導、外来による専門的な療育相談・指導、保育園等の職員の指導、施設等に対する支援を実施
基幹相談支援センター及び委託相談支援事業所の体制の見直し	基幹相談支援センター及び委託相談支援事業所の機能が十分に発揮できるよう、体制を見直すとともに、相談支援事業所等について一層の周知を実施
《拡》地域生活支援拠点の充実	障害者の重度化・本人及び親の高齢化や親亡き後を見据え、24時間対応可能なサービス拠点における相談支援を充実
各区における保健・医療・福祉総合相談窓口の運営	適切なサービスにつながるよう、総合調整、専門機関への連絡、情報提供等を実施
在宅訪問相談援助事業	各区社会福祉協議会に総合相談員を配置し、来所相談が心理的、身体的に難しい方を対象に、在宅訪問相談を実施するとともに、必要に応じて弁護士や司法書士等の専門相談員を派遣
各種相談員（身体障害者相談員、知的障害者相談員、ろうあ者専門相談員、手話相談員、精神保健福祉士等）による相談支援	本人、家族等からの相談に応じ、必要な指導・援助を実施
重症心身障害児(者)相談支援事業	生活上の困難さが著しい重症心身障害者本人やその保護者を支援するため、専門職員による相談支援事業を実施するとともに、重症心身障害者の保護者を相談員としてピアカウンセリングを実施
保健師地区担当制	保健師がそれぞれの担当地区を受け持つ「保健師地区担当制」により、保健師が積極的に地区に出向き、訪問指導や健康相談を行うなどの保健活動を充実させるとともに、地域住民や関係機関と連携しながら高齢者、障害者、子どもなど全ての住民が暮らしやすい地域づくりを推進
《拡》相談支援包括化推進員の配置	高齢、障害、子ども、生活困窮などの複雑化・複合化した生活課題について、多機関の協働による解決に取り組むため、支援関係機関相互間の連携による支援の調整等を行う相談支援包括化推進員を配置

主な事業・取組	事業・取組の概要
《新》重層的支援体制整備事業	地域住民の複雑化・複合化した生活課題に対応するため、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、①包括的な相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援の3つの支援を一体的に実施することにより、包括的な支援体制の整備を推進

3 相談支援の充実

＜施策項目＞

(1) 切れ目のない相談支援体制の整備・充実

(2) 権利や財産を守る取組の推進

【主要課題】

① 障害者の権利を守る取組の充実

- ◆ 障害者権利条約や障害者差別解消法の、差別を含む権利を侵害する行為を禁止し、合理的配慮の提供を確保する趣旨等を踏まえた取組を行う必要があります。
- ◆ 障害者の権利擁護の前提となる、市民、地域団体や事業者に対する障害や障害者についての理解の促進が重要です。
- ◆ 障害者やその家族からの人権に関する相談に応じ、助言や情報提供を行う体制の確保が不可欠です。

② 成年後見制度の利用支援

- ◆ 障害者等の権利、財産を保護し、安心して生活できるよう、成年後見制度の周知に努める必要があります。
- ◆ 成年後見制度は使われている言葉や定められた手続きが分かりにくいいため、制度を利用しやすくするための取組が求められています。

【施策の方向性】

① 障害者の権利を守る取組の充実

- ◆ 市民、地域団体や事業者が障害や障害者についての理解を深めていくために、障害者権利条約や障害者差別解消法の趣旨等を踏まえた取組を充実します。
- ◆ 障害者やその家族等からの人権相談について、助言や専門的な支援を行います。
- ◆ 障害者の人権相談窓口について、当事者やその家族、支援者への周知を図り、適切な相談に繋がるよう連携を強化します。

② 成年後見制度の利用支援

- ◆ 成年後見制度について必要とする障害者が適切に利用できるよう、障害者やその家族、障害者を支援する地域団体等に対する分かりやすい周知に努めます。
- ◆ 成年後見制度を利用しやすくするための支援を検討します。

【主な事業・取組】

① 障害者の権利を守る取組の充実

主な事業・取組	事業・取組の概要
障害や障害者についての啓発活動の推進	障害者週間推進事業や福祉教育推進事業など様々な事業や機会を通じ、障害者差別解消法等についての周知や啓発に努め、市民・地域等における障害や障害者についての理解を促進
《拡》障害者 1 1 0 番運営事業	「生命、身体侵害」「財産侵害、財産管理、相続」「金融、消費、雇用、契約」などに関する障害者の人権について、電話や面談で相談に対応（弁護士等による相談も実施）
福祉サービス利用援助事業（「かけはし」）	広島市社会福祉協議会が金銭管理や書類の預かりサービス等、相談援助と生活支援を一体的に行う権利擁護事業を実施
障害者基本法に対応した取組の実施及び検討（消費者としての利益擁護、選挙等における配慮等）	障害者基本法を踏まえ、消費者としての利益擁護、選挙等における配慮等について、必要な取組を実施

② 成年後見制度の利用支援

主な事業・取組	事業・取組の概要
成年後見制度利用支援事業	制度の普及、市長申立による支援や後見人等の報酬助成を実施。また、区役所等における相談、パンフレットの配布等を通じ、制度の普及啓発を実施
《新》成年後見制度利用促進事業	認知症、精神障害、知的障害等によって判断能力が不十分で権利擁護支援を必要とする人が成年後見制度を利用できるよう、医療・福祉・司法・行政等による地域連携ネットワークの連携強化を図るとともに、広島市成年後見利用促進センターによる制度の普及啓発、相談支援、後見業務の担い手の確保等を実施
成年後見事業（「こうけん」）	広島市社会福祉協議会の福祉サービス利用援助事業「かけはし」と成年後見制度が途切れなくつながるよう、同協議会が成年後見人等になる法人後見を実施
《新》成年後見人等への送付先変更の一括受付	本市から送付する成年被後見人等への通知書等の宛先を、成年後見人等へ変更する複数の手続について、一つの窓口でまとめて受け付ける取組を実施

4 地域生活支援の充実

＜施策項目＞

(1) 福祉サービスの必要な量と質の確保

(2) 保健・医療・リハビリテーションの充実

(3) 支援を担う人材の確保

(4) 情報・コミュニケーション支援の充実

【主要課題】

① 地域包括ケアに向けた福祉サービスの基盤整備と質の向上

- ◆ グループホームの整備や日中活動サービスの充実等、福祉サービスの更なる基盤整備の取組を進めることにより、必要なサービス量を確保することが求められています。
- ◆ 誰もが安心して支援が受けられる地域包括ケアの実現に向けて、関係部局や関係機関等との連携体制を構築し、具体的な取組を検討していく必要があります。

② 包括的・総合的な生活支援の充実

- ◆ 障害者がサービスを適切に選択し、安心して利用できるよう、福祉サービス事業所や施設等に関する情報提供の充実などに努めることが重要です。
- ◆ 適切な医療や福祉サービスの利用等を支援する、医療費の助成や手当の支給、利用者負担軽減の継続が求められています。
- ◆ 医療的ケア児、障害者の重度化や高齢化の問題などライフステージ等に応じた切れ目のない支援の充実が求められています。
- ◆ 障害者総合支援法や精神保健福祉法の改正に対応した地域生活の支援体制の充実が求められています。
- ◆ 犯罪をした障害者に対し、適切な保健医療サービスや福祉サービスを提供し、円滑に社会復帰させることにより、再犯防止を行うことが求められています。
- ◆ 強度行動障害を有する者について、支援の充実を図ることが必要です。

③ 発達障害者、高次脳機能障害者、難病患者への支援の充実

- ◆ 発達障害者、高次脳機能障害者、難病患者についての、支援の充実が求められています。

【施策の方向性】

① 地域包括ケアに向けた福祉サービスの基盤整備と質の向上

- ◆ 福祉サービス事業所やグループホームの整備等への支援により、福祉サービスの更なる基盤整備に努めます。
- ◆ 「地域共生社会」の構築を目指し、障害者を含めた地域包括ケアの実現に向けて、関係部局や関係機関等との連携体制を構築し、具体的な取組を検討します。

② 包括的・総合的な生活支援の充実

- ◆ 福祉サービスの適切で円滑な利用を図るため、福祉サービス事業所や施設等に関する情報提供の充実に努めます。
- ◆ 医療の給付や医療費の助成、手当の支給等を行うとともに、利用者負担の軽減などを継続的に実施します。

- ◆ 重度の障害児への支援を充実するため、国の動向を踏まえて事業所への支援を検討します。
- ◆ 65歳到達後も、福祉サービスの支給決定や介護保険サービスへ移行した際の利用者負担軽減による切れ目のない支援を実施します。
- ◆ 障害者総合支援法や精神保健福祉法の改正に基づき、施設や病院からの地域移行、居宅生活に向けた支援に努めます。
- ◆ 司法及び医療・保健・福祉の関係機関が連携し、障害者の再犯防止等に関する施策を検討します。
- ◆ 強度行動障害への支援の充実に努めます。

③ 発達障害者、高次脳機能障害者、難病患者への支援の充実

- ◆ 発達障害者、高次脳機能障害者、難病患者への支援の充実に努めます。

【主な事業・取組】

① 地域包括ケアに向けた福祉サービスの基盤整備と質の向上

主な事業・取組	事業・取組の概要
民間障害者（児）福祉施設整備補助事業	民間による福祉サービス事業所等の基盤整備や防犯対策を強化するための整備に対して補助
市有未利用地等の貸付け	市が所有する未利用地等の貸付けを行うことにより、民間による福祉サービス事業所等の基盤整備を用地確保等の面から支援
事業所の指定、指導監査	障害者総合支援法の規定に基づき、事業所の指定を適切に行うとともに、事業が適切に行われるよう、指導監査（調査、勧告等）を実施
保健師地区担当制の推進〈再掲〉	保健師がそれぞれの担当地区を受け持つ「保健師地区担当制」により、保健師が積極的に地区に出向き、訪問指導や健康相談を行うなどの保健活動を充実させるとともに、地域住民や関係機関と連携しながら高齢者、障害者、子どもなど全ての住民が暮らしやすい地域づくりを推進
《拡》相談支援包括化推進員の配置〈再掲〉	高齢、障害、子ども、生活困窮などの複雑化・複合化した生活課題について、多機関の協働による解決に取り組むため、支援関係機関相互間の連携による支援の調整等を行う相談支援包括化推進員を配置
共生型サービスの実施	福祉サービスを利用していた者が65歳になっても、引き続き同じ事業所でサービスを利用することができるよう、居宅・日中活動系サービスについて、高齢者や障害者が共に利用できる共生型サービスを実施

② 包括的・総合的な生活支援の充実

主な事業・取組	事業・取組の概要
福祉サービス利用者の増加に対応した体制整備	福祉サービスを利用する際に必要なサービス等利用計画の作成支援及びサービス利用調整等を行う相談支援事業所の新規開設に向けた働き掛けを実施
福祉サービス事業所や施設等に関する情報提供	相談支援事業所や本市ホームページ等において、福祉サービス事業所や施設等に関する情報を提供
自立支援医療の給付	更生医療、育成医療、精神通院医療の給付
精神障害者通院医療費補助	精神障害者の通院医療費等に対する助成を実施
手当の支給（特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当、心身障害者扶養共済）	各種手当等を国等の制度に基づき適切に支給。また、実態や対象者の生活状況等を踏まえ、増額や制限の緩和などについて、機会を捉えて国に対して要望等を実施
地域移行支援、地域定着支援〈再掲〉	障害者支援施設等に入所又は精神科病院に入院しているなど地域生活に移行するために重点的な支援が必要な障害者に対し、住宅の確保や地域生活に移行するための活動に関する相談や、措置入院者の退院後の継続した支援（地域移行支援）を実施するとともに、一人暮らし等の障害者に常時の連絡体制の確保や緊急時の相談支援（地域定着支援）を実施
65歳到達後の福祉サービスの支給決定や負担軽減の実施	65歳到達後も、福祉サービスの支給決定や介護保険サービスへ移行した際の利用者負担軽減による切れ目のない支援を実施
重度の障害児を受け入れる民間の児童発達支援センターへの支援の検討〈再掲〉	国の動向を踏まえ、支援を充実するため、重度の障害児を受け入れる民間の児童発達支援センターへの報酬等の支援について検討
障害者の再犯防止につなげる司法・福祉等関係者の連携促進	司法と医療・保健・福祉の関係機関が連携した、障害者の再犯の防止等に関する施策の検討
《新》強度行動障害を有する者への支援体制の構築と支援策の検討・実施	強度行動障害を有する者やその家族のニーズの把握及び関係部局と連携した地域での支援体制の構築。また、強度行動障害を有する者やその家族への支援策の検討とその実施に向けた取組

③ 発達障害者、高次脳機能障害者、難病患者への支援の充実

主な事業・取組	事業・取組の概要
発達障害者支援体制づくり推進プログラムに基づく事業実施	発達障害を早期発見し、速やかに適切な支援を行うための体制の充実を図り、乳幼児期から成人期までのライフステージに応じた一貫した支援を行うとともに、共生社会の実現に向けた取組を推進
高次脳機能地域支援センターにおける各種相談対応	センターに相談支援コーディネーターを配置して各種相談等に対応

主な事業・取組	事業・取組の概要
障害者総合支援法に基づく福祉サービスの実施（難病患者への対象拡大に対応）	平成25（2013）年4月に福祉サービスの対象となった難病患者について、対象疾病の拡大やサービスについて周知し、利用を促進

4 地域生活支援の充実

＜施策項目＞

(1) 福祉サービスの必要な量と質の確保

(2) 保健・医療・リハビリテーションの充実

(3) 支援を担う人材の確保

(4) 情報・コミュニケーション支援の充実

【主要課題】

① 疾病予防の推進と早期治療の充実

- ◆ 疾病予防の推進や早期治療等の観点から、各種健康診査の重要性についての継続的な意識啓発が求められています。
- ◆ 障害者が健康診査等を受診しやすい環境整備に努めるとともに、身体障害者健康診査等により肢体不自由による二次障害の予防等に努める必要があります。
- ◆ 自殺者数・自殺死亡率とも全体的には減少傾向にあるものの、近年は増減を繰り返しており、より一層自殺（自死）対策の推進を図る必要があります。

＜参考＞本市の自殺者数と自殺死亡率（出典 人口動態統計（厚生労働省））

区分	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年
自殺者数	217人	192人	233人	192人	150人	170人	146人	166人	167人	192人	168人
自殺死亡率	18.4	16.2	19.6	16.3	12.5	14.2	12.2	13.8	14.1	16.1	14.1

※自殺死亡率は、人口10万人当たりの自殺者数

② 医療・リハビリテーションサービスの充実

- ◆ 医療を必要とする障害者が適切に受診できるよう、医療についての情報提供や相談支援の充実が必要です。また、合理的配慮の提供等により、安心して医療機関を受診できる環境を整えることが求められています。
- ◆ 医療機関による精神科デイケアや精神科救急医療の実施体制の整備促進など、広島県とも連携を図りながら、精神科医療の充実を図る必要があります。
- ◆ 障害者に身近な地域でリハビリテーションサービスが受けられるよう、関係機関の連携による地域リハビリテーションサービスの充実が求められています。

【施策の方向性】

① 疾病予防の推進と早期治療の充実

- ◆ 疾病予防の推進や早期治療等の観点から、各種健康診査の重要性についての継続的な意識啓発に努めます。
- ◆ 障害者が健康診査等を受診しやすい環境整備に努めるとともに、身体障害者健康診査等により肢体不自由による二次障害の予防等に努めます。
- ◆ 「広島市うつ病・自殺（自死）対策推進計画（第3次）」に基づき、自殺（自死）を減らす取組を推進します。

② 医療・リハビリテーションサービスの充実

- ◆ 障害者が医療機関を受診しやすくなるよう、医療についての情報提供や相談支援の充実について検討していくとともに、医療機関への合理的配慮の提供に関する周知・啓発に努めます。

- ◆ 医療機関による精神科デイケアや精神科救急医療の実施体制の整備促進など、広島県とも連携を図りながら、精神科医療の充実を図ります。
- ◆ 関係機関の連携による地域リハビリテーションサービスの充実に努めます。

【主な事業・取組】

① 疾病予防の推進と早期治療の充実

主な事業・取組	事業・取組の概要
各種健康相談	疾病の予防や早期治療につなげるため、保健センターにおいて健康相談を実施
特定健康診査、各種がん検診等の実施	疾病の早期発見を図るとともに、健診等の結果を踏まえた保健指導や医療機関への受診勧奨等を実施
在宅訪問歯科健診・診療事業	在宅で寝たきり状態のため歯科医院への通院が困難な人を対象に、歯科医師が居宅を訪問し、歯科健康診査及び歯科診療を実施
《拡》うつ病・自殺（自死）対策の推進	「広島市うつ病・自殺（自死）対策推進計画（第3次）」に基づき、市民への普及啓発活動や相談支援にあたる人材養成の取組等、各種事業を総合的・計画的に推進

② 医療・リハビリテーションサービスの充実

主な事業・取組	事業・取組の概要
かかりつけ医推進事業（広島市連合地区地域保健対策協議会事業補助）	各区の保健・医療・福祉総合相談窓口と医師会が連携して、医療機関の情報提供や医療相談を実施
重症心身障害児者への医療に関する情報提供の検討	重症心身障害児者への医療に関する情報提供について、関係機関と連携して検討
《拡》障害者差別解消に向けた研修・啓発等の取組〈再掲〉	障害を理由とする差別の解消に向けて、本市職員等への研修の実施や、市政出前講座の実施、シンポジウムの開催等での啓発を実施
心身障害児（者）歯科診療事業補助	広島県歯科医師会が実施する障害者への歯科診療事業に対し助成
広島市精神科救急医療システムの運営	精神科救急医療施設において、24時間診療を実施するとともに、精神科救急情報センターにおいて、24時間電話医療相談を実施。また、民間病院で整備した精神科第三次救急医療体制により、精神科急性期の重症患者及び身体合併症患者に対応
地域リハビリテーション推進事業	身体障害者更生相談所と区福祉課等の職員が連携して、障害者の居宅を訪問し、生活の場における相談対応等を実施。また、中途失聴難聴者の手話教室も巡回相談として実施

4 地域生活支援の充実

<施策項目>

(1) 福祉サービスの必要な量と質の確保

(2) 保健・医療・リハビリテーションの充実

(3) 支援を担う人材の確保

(4) 情報・コミュニケーション支援の充実

【主要課題】

① 医療・福祉の支援を担う人材の確保と質の向上

- ◆ 障害者の日常生活を支える医療や福祉の事業者に対する指導監査や、従事者に対する研修等による、サービスの質の向上が求められています。
- ◆ 人口減少・少子高齢化の進展に伴い、福祉サービスの人材不足の深刻化が懸念されることから、医療・福祉のサービス等を適切に提供するための、人材の確保・育成などの取組の充実・強化が求められています。
- ◆ 医療や福祉を担う人材が職場に定着して離職しないよう、処遇改善や労働環境整備等の取組が求められています。

【施策の方向性】

① 医療・福祉の支援を担う人材の確保と質の向上

- ◆ 事業者に対する指導監査や、従事者に対する研修等による、福祉サービスの質の確保と向上に努めます。
- ◆ 医療・福祉の現場において、サービス等の量・質を確保するため、処遇改善や労働環境整備を促進するとともに、人材の確保と定着の支援、魅力向上・現場の負担軽減に向けた取組の強化を図ります。

【主な事業・取組】

① 医療・福祉の支援を担う人材の確保と質の向上

主な事業・取組	事業・取組の概要
民間の福祉サービス従事者への研修	福祉サービスの質の確保を図ることを目的に、従業者に対して研修会を実施
若い世代に向けた介護職理解促進事業	若い世代が介護を将来の仕事として捉える機会を提供するため、中学生を対象とする出前授業や、高校生等の介護の職場見学を実施
保育・介護人材サポート事業	地元企業、事業者、市が協力し、保育・介護人材に対して買物支援サービスを行い、実質的な処遇を改善
障害福祉人材養成支援事業	福祉サービス事業所等における質の高い中核的な人材の育成・定着を図るため、一定の資格を新規に取得した人数に応じて補助金を交付

主な事業・取組	事業・取組の概要
《拡》医療・福祉・介護に携わる多様な人材の確保・育成や定着支援、魅力向上に向けた取組の強化	医療・福祉・介護人材の処遇改善と労働環境整備について、関係機関と連携して取り組むとともに、国に要望することなどについて検討。また、サービスを担う専門人材の確保・育成や定着支援に係る取組及び魅力向上・現場の負担軽減に資する取組の充実・強化

4 地域生活支援の充実

＜施策項目＞

(1) 福祉サービスの必要な量と質の確保

(2) 保健・医療・リハビリテーションの充実

(3) 支援を担う人材の確保

(4) 情報・コミュニケーション支援の充実

【主要課題】

① 障害の特性に配慮した情報提供サービスの充実

- ◆ 障害の特性に配慮した様々な方法による、市政や福祉等についての情報発信が求められています。

② ICT等を活用した障害者のコミュニケーション支援等の充実

- ◆ 視覚障害や聴覚障害等により情報の取得や意思疎通が困難な障害者に対する、情報・コミュニケーション支援の充実が求められています。
- ◆ ICTを活用した障害者のコミュニケーション支援が求められています。
- ◆ 音声認識や文字認識等のAI技術は進展しており、情報アクセシビリティの向上のため、ICTを始めとする新技術の利活用の推進とITリテラシーの向上を図ることが必要です。

【施策の方向性】

① 障害の特性に配慮した情報提供サービスの充実

- ◆ 広報紙やSNSをはじめとする本市の情報発信に当たって、点字、音声認識ソフト、インターネット等を活用するなど、障害の特性に配慮した情報提供サービスの充実に努めます。また、本市のホームページがより利用しやすいよう、工夫に努めます。

② ICT等を活用した障害者のコミュニケーション支援等の充実

- ◆ 手話や要約筆記等の専門的な技術を有する人材を養成・確保するなど、障害者の情報・コミュニケーション支援の充実に努めます。なお、手話に関する施策を講ずるに当たっては、手話が独自の文法等を有する言語であるとの認識の下行います。
- ◆ 障害者総合支援法に基づくサービスの拡大により、入院時の支援を充実します。
- ◆ ICTを活用した障害者のコミュニケーション支援の充実に努めます。
- ◆ 障害者の情報アクセシビリティの向上に資するICTを始めとする新技術の利活用の推進とITリテラシーの向上に努めます。

【主な事業・取組】

① 障害の特性に配慮した情報提供サービスの充実

主な事業・取組	事業・取組の概要
《新》各種行事やイベント等における情報保障のあり方についての啓発	各種行事やイベント等を開催する際の情報保障のあり方について、本市職員への定期的な啓発の実施

主な事業・取組	事業・取組の概要
点字・声の広報の発行	広報紙「ひろしま市民と市政」について、毎号、点字版やCD（デージー版）を作成
手話通訳・字幕付テレビ広報番組の放送	テレビ広報番組に、手話通訳及び字幕（クローズドキャプション・要約字幕）を付けて放送
市長記者会見の手話通訳・字幕付インターネット動画の配信	市長記者会見の生中継動画に手話通訳を付けてインターネットで配信するとともに、会見後に字幕（クローズドキャプション）を挿入した動画をインターネットで配信
本会議中継における手話通訳の活用	本市の本会議中継に手話通訳を付けて放送
聴覚障害者の傍聴に対する手話通訳者、要約筆記者の派遣手配	聴覚障害者が本会議や委員会を傍聴する際、手話通訳者や要約筆記者の派遣を手配
《拡》「広島市障害者支援情報提供サイト（マーガレットサイト）」の運営と掲載情報等の充実	障害や障害者に対する理解を深める情報、障害者に役立つ情報、障害者団体や支援団体の活動情報を発信する「広島市障害者支援情報提供サイト（マーガレットサイト）」を運営するとともに、掲載情報等の充実を図るため、本サイトに登録していない団体への登録勧奨等を実施 〈マーガレットサイトURL〉 https://shougai-hiroshimacity.jp/ 
ホームページの充実	障害者をはじめ誰もが利用しやすいホームページとなるよう、本市ホームページの利便性や操作性等を向上
広島市視覚障害者情報センター運営	視覚障害者向けの情報通信機器や日常生活用具に関する情報提供等を行う「広島市視覚障害者情報センター」を運営
コミュニケーション支援事業	手話通訳者及び要約筆記者・奉仕員の派遣、手話相談員の設置を実施

② ICT等を利活用した障害者のコミュニケーション支援等の充実

主な事業・取組	事業・取組の概要
《拡》手話専用テレビ電話による相談支援の実施	障害福祉課と区福祉課にタブレット端末等を設置し、インターネットテレビ電話を活用した手話による相談支援と音声認識ソフトを活用した文字情報による相談支援を実施
手話や要約筆記等の専門的な技術を有する人材の養成・確保	各種研修会の実施などにより、手話や要約筆記等の専門的な技術を有する人材を養成・確保
重度障害者入院時コミュニケーション支援事業	介護者がいない、意思疎通が困難な重度の身体障害者が医療機関に入院する場合に、本人との意思疎通に熟達した人をコミュニケーション支援員として派遣
ICT講習会の開催	(株)広島情報シンフォニーに委託して心身障害者福祉センター等において在宅障害者を対象とした講習会を開催するほか、施設等に講師を派遣し、入・退所者を対象とする講習会を開催

5 発達支援と教育の充実

＜施策項目＞

(1) 総合的な発達支援の充実

(2) 自立に向けた教育の充実

【主要課題】

① 障害の早期発見及び保護者への支援体制の充実

- ◆ 障害の早期発見の機会と療育の場の充実とともに、保護者への支援の充実が求められています。
- ◆ 障害児支援に携わる事業者や従事者の質の向上が求められています。

② 医療的ケア児や重症心身障害児も含め障害特性等に配慮したきめ細かい支援の充実

- ◆ 障害児保育や、障害児支援サービスの質・量両面の充実、障害児とその家族への切れ目のない支援が求められています。
- ◆ 医療的ケア児や重症心身障害児への医療、福祉等の関係機関が連携した支援の充実が求められています。
- ◆ こども療育センター等における円滑な診察や通所療育の充実が求められています。
- ◆ 医療的ケア児支援法の施行や児童福祉法の改正に基づき、障害児とその家族を包括的に支援する観点から、支援の充実を図ることが必要です。

【施策の方向性】

① 障害の早期発見及び保護者への支援体制の充実

- ◆ 子どもの成長発育の確認や病気の早期発見のため、妊産婦・乳幼児健康診査を実施します。
- ◆ 発達障害の可能性のある子どものいる保護者を対象とした相談等を行うことにより、保護者の気付きを促すとともに、早期発見・早期療育に繋がるように支援します。
- ◆ 関係機関との一層の連携及び情報の共有により、発達障害を早期発見し、早期療育に繋がる体制を整備します。
- ◆ 就学時健診の場で、必要に応じて発達障害に関する相談を実施します。
- ◆ 児童発達支援サービス事業所への支援により、サービスの質の向上を促進します。

② 医療的ケア児や重症心身障害児も含め障害特性等に配慮したきめ細かい支援の充実

- ◆ こども療育センターや事業所における職員の専門性を高めるための研修などにより、一人ひとりの子どもの障害に応じた適切な支援を行える療育体制や支援機能を充実します。
- ◆ 療育水準の維持・向上に努めるとともに、成長期にある障害児の地域生活の支援に努めます。
- ◆ 児童福祉法の改正に基づき、児童発達支援センターが障害児支援の中核的役割を担うためのあり方等を検討します。
- ◆ 医療的ケア児を支える家族の負担の軽減を図る支援等の充実に努めます。

【主な事業・取組】

① 障害の早期発見及び保護者への支援体制の充実

主な事業・取組	事業・取組の概要
総合周産期母子医療センターの運営	広島市民病院において、産科センター、未熟児新生児センター、小児科、小児外科を集約し、子どもと母親に対する総合的な医療を提供
妊産婦、乳幼児健康診査	妊産婦・乳児一般健康診査、4か月児・1歳6か月児・3歳児の各健康診査を実施（1歳6か月児・3歳児に対しては、児童相談所と連携を図りながら、精神発達面の精密健康診査を実施）
発達障害児早期発見・支援体制整備事業	乳幼児期の支援の充実を図るため、1歳6か月児健康診査後の「親子教室」の開催や、「5歳児発達相談」を実施。また、市内の小児科や保育園・幼稚園等へ乳幼児期の子どもの成長・発達についての相談先案内用リーフレットを配布
発達支援コーディネーターの養成	保育園・認定こども園における発達障害児支援のリーダーを養成する講座を新任者と経験者に分けて実施。さらに、発達障害児及びその保護者への支援を充実させるとともに、関係機関との連携を図るため、専門性向上のための講座を実施
新生児聴覚検査事業	聴覚障害を早期に発見し、適切な支援を行うことを目的として、新生児に対し聴覚検査を実施
就学時健診の実施	就学時健康診断の場で、必要に応じて発達障害に関する相談を実施

② 医療的ケア児や重症心身障害児も含め障害特性等に配慮したきめ細かい支援の充実

主な事業・取組	事業・取組の概要
《新》医療的ケア児在宅レスパイト事業	在宅の医療的ケア児の保護者の負担を軽減するため、保護者に代わって医療的ケアを行う看護師を派遣
《新》児童福祉法の改正に基づき、児童発達支援センターのあり方等を検討	児童福祉法の改正に基づき、児童発達支援センターが障害児支援の中核的役割を担うためのあり方等を検討
児童発達支援センターにおける地域支援	身近な地域の障害児支援の専門施設（事業）として、通所利用の障害児だけでなく、地域の障害児・その家族を対象とした支援や、保育所等の施設に通う障害児に対し施設を訪問して支援するなど、地域支援に対応
《拡》こども療育センター等における療育の実施	こども療育センター（北部こども療育センター、西部こども療育センターを含む。）の外来診療部門において、障害児（発達障害児を含む。）の診断・外来療育、家族等への支援を実施。また、各センター内に併設している児童発達支援センターにおいて療育を実施するとともに、同センターにおける発達障害児の受入体制の整備等を実施

主な事業・取組	事業・取組の概要
重症心身障害児（者）医療型短期入所事業	舟入市民病院において医療的ケアが必要な重症心身障害者を受け入れることができる短期入所事業の補助を実施
重度の障害児を受け入れる民間の児童発達支援センターへの支援の検討	国の動向を踏まえ、支援を充実するため、重度の障害児を受け入れる民間の児童発達支援センターへの報酬等の支援について検討
発達障害者支援体制づくり推進プログラムに基づく事業実施〈再掲〉	発達障害を早期発見し、速やかに適切な支援を行うための体制の充実を図り、乳幼児期から成人期までのライフステージに応じた一貫した支援を行うとともに、共生社会の実現に向けた取組を推進

5 発達支援と教育の充実

＜施策項目＞

(1) 総合的な発達支援の充実

(2) 自立に向けた教育の充実

【主要課題】

① 多様な学びの場の充実とインクルーシブ教育システム構築に向けた環境整備

- ◆ 障害児個々のニーズに応じた教育支援や就学・教育相談を含む教育の充実が求められています。
- ◆ 障害のある子どもとない子どもがともに学ぶ教育を推進することが求められています。
- ◆ 学校卒業後の行き場の確保も含め、関係機関との一層の連携が求められています。

② 生涯を通じた多様な学習活動の充実

- ◆ 障害者が生涯を通じて教育、文化、スポーツなどの様々な機会に親しむことができるよう、福祉施策、教育施策、スポーツ施策、労働施策等を連動させながら支援し、参加の機会を充実する必要があります。
- ◆ 障害者の生涯学習の場への参加を促すため、活動や行事等の情報発信に努める必要があります。

③ 交流活動や放課後活動等の充実

- ◆ 障害のある子どもの放課後や夏休みなどの長期休暇中に活動できる場を確保するとともに、活動内容を充実する必要があります。
- ◆ 障害のある子どもとない子どもの交流を学校生活以外の場においても推進する必要があります。

【施策の方向性】

① 多様な学びの場の充実とインクルーシブ教育システム構築に向けた環境整備

- ◆ 一人一人の子どもの障害に配慮した指導や、教員研修等の充実などにより、子どもの能力を伸ばす教育指導の充実に努めます。
- ◆ 特別支援教育アシスタント及び学習サポーターの配置や、専門家チームによる巡回相談指導等の実施など、特別支援教育体制の充実に努めます。
- ◆ インクルーシブ教育システム構築に向けた学校の体制づくりなどについて実践的な研究に努めます。
- ◆ 医療的ケアが必要な子どもが安心して学校生活を送ることができるよう、看護師の配置に努めます。
- ◆ 障害者の学校卒業後の関係機関との連携の充実に努めます。
- ◆ 急激な児童生徒数の増加に伴う教室不足に対応するため、広島特別支援学校の校舎を増築し、教育環境の充実を図ります。
- ◆ 就学・教育相談を行う職員の専門性の向上など、就学・教育相談の充実に努めます。

② 生涯を通じた多様な学習活動の充実

- ◆ 福祉や市民活動、教育等の関係部局が連携して、障害者の生涯を通じた多様な学習活動への支援について検討します。

- ◆ 活動やイベント情報等の情報を発信する障害者支援情報提供サイト（マーガレットサイト）の充実を図ります。

③ 交流活動や放課後活動等の充実

- ◆ 障害のある子どもの放課後や夏休み等の長期休暇中に活動できる場の確保と活動内容の充実に努めます。
- ◆ 特別支援学校・学級と地域との交流などにより、市民の障害や障害者への理解の促進に努めます。

【主な事業・取組】

① 多様な学びの場の充実とインクルーシブ教育システム構築に向けた環境整備

主な事業・取組	事業・取組の概要
巡回相談指導の実施	小・中学校等に在籍する発達障害等、特別な教育的支援の必要な児童生徒等に対し、適切な指導及び必要な支援を行うため、専門家チームによる巡回相談指導を実施
特別支援教育アシスタント及び学習サポーターの配置	小・中学校等の通常の学級に在籍する肢体不自由児への支援を行う特別支援教育アシスタント及び障害のある児童生徒等に限定せず学習支援を行う学習サポーターを配置し、学校生活上の支援を実施
インクルーシブ教育に係る研究校等における取組の推進	幼稚園における園内の支援体制づくりに係る実践的な研究を実施。また、小・中学校においては、特別支援教育コーディネーターの専任化を図り、インクルーシブ教育システム構築に向けた校内の体制づくり等に係る実践的な研究を実施
障害のある子どもへの医療的ケア実施事業	小・中学校等の医療的ケアを必要とする児童生徒等が、安心して学校生活を送ることができるよう看護師を配置するとともに、今後の看護師配置に係る局を横断するシステムの構築に向けた検討を実施
広島特別支援学校校舎増築	急激な児童生徒数の増加に伴う教室不足に対応するため、広島特別支援学校の校舎を増築し、教育環境を充実

② 生涯を通じた多様な学習活動の充実

主な事業・取組	事業・取組の概要
生涯を通じた多様な学習活動の充実にに向けた関係部局との検討	生涯を通じた多様な学習活動の充実にに向けた取組等について関係部局と検討
区スポーツセンターでの障害者への支援や利用の充実〈再掲〉	各区のスポーツセンターでの障害者への支援や利用の充実
公民館での学習会開催、学習グループへの支援〈再掲〉	事業や講座等を、障害者団体等との連携又は共催により実施。また、公民館において学習する障害者の自主活動グループに対して、運営方法、活動場所、他団体との連携等に関する相談対応、助言等を実施

主な事業・取組	事業・取組の概要
《拡》「広島市障害者支援情報提供サイト（マーガレットサイト）」の運営と掲載情報等の充実〈再掲〉	障害や障害者に対する理解を深める情報、障害者に役立つ情報、障害者団体や支援団体の活動情報を発信する「広島市障害者支援情報提供サイト（マーガレットサイト）」を運営するとともに、掲載情報等の充実を図るため、本サイトに登録していない団体への登録勧奨等を実施 〈マーガレットサイトURL〉 https://shougai-hiroshimacity.jp/ 

③ 交流活動や放課後活動等の充実

主な事業・取組	事業・取組の概要
特別支援学校放課後対策事業、障害児いきいき活動事業	特別支援学校に在籍する児童生徒を対象に、放課後及び長期休暇中における活動の場を提供
市立特別支援学校児童生徒の地域活動推進事業	市立特別支援学校に在籍する児童生徒に対し、地域交流を促進する活動等の事業を行う地域活動グループ等に対し助成
放課後児童クラブへの障害児の受入れ	放課後児童クラブへの障害児の受入れに対応するため、臨時指導員を配置するとともに、指導員への障害児に関する研修を実施。また、受入施設のトイレ改修や階段への手すり設置等を実施

6 活躍支援の充実

＜施策項目＞

(1) スポーツ・文化芸術活動の促進

(2) 総合的な就労支援の充実

(3) 障害者雇用の拡大・定着

【主要課題】

① スポーツ大会等への障害者の参加促進と環境整備

- ◆ 障害のあるなしに関わらず、誰もがスポーツ・レクリエーションに親しむための取組が重要です。
- ◆ 障害者の主体的なスポーツ・レクリエーション活動への参加促進に努めるとともに、活動を通じた市民との交流等を一層促進する必要があります。
- ◆ スポーツ・レクリエーション活動を行っている、又はノウハウのある団体等との連携や、団体活動への支援が求められています。
- ◆ スポーツ・レクリエーションの分野で活躍する障害者を支援することが求められています。
- ◆ スポーツ・レクリエーション活動を行う場所の確保や指導者の確保等、その環境整備が求められています。

② 文化芸術活動のイベント等への障害者の参加促進と環境整備

- ◆ 障害者の文化芸術活動を通じた市民との交流等を促進することは重要であり、引き続き障害者の主体的な活動の参加促進に努める必要があります。
- ◆ 文化芸術活動を行っている、又はノウハウのある団体等との連携や、団体活動への支援が求められています。
- ◆ 文化芸術の分野で活躍する障害者を支援することが求められています。
- ◆ 文化芸術についての体験や活動を行う機会・場所の確保や指導者の確保等、その環境整備が求められています。
- ◆ 視覚障害者等の読書環境の整備を推進するため、「読書バリアフリー法」に基づき、障害特性に応じた、利用しやすい形式での読書を可能にすることが必要です。

【施策の方向性】

① スポーツ大会等への障害者の参加促進と環境整備

- ◆ 障害者がスポーツ・レクリエーション活動をすることができる場や催しを充実することにより、障害者のスポーツ・レクリエーション等への参加を促進するとともに、市民の理解・関心が高まり、交流が深まる取組を進めます。
- ◆ スポーツ・レクリエーション活動を行っている団体等への支援や、連携した取組に努めます。
- ◆ スポーツの分野で活躍する障害者に対して、全国的な大会や国際的な大会等への参加に対する支援をすることなどにより、障害者の社会参加と競技力の向上に努めます。
- ◆ スポーツ・レクリエーション活動の場所や指導者の充実により、障害者がスポーツ等の活動に参加しやすい環境づくりに努めます。

② 文化芸術活動のイベント等への障害者の参加促進と環境整備

- ◆ 文化芸術活動ができる場や催しを充実することにより、障害者の文化芸術活動等への参加を促進するとともに、市民の理解・関心が高まり、交流が深まる取組を進めます。
- ◆ 文化芸術活動を行っている団体等への支援や、連携した取組に努めます。
- ◆ 障害者が文化芸術に親しむ機会を確保するとともに、自らが文化芸術活動を行う場所や指導者の充実により、障害者が芸術等の活動に参加しやすい環境づくりに努めます。
- ◆ 文化芸術の分野で活躍できる人材の発掘・育成や、文化芸術活動を通じた経済的自立に向けた支援を進めます。
- ◆ 「読書バリアフリー法」に基づき、市立図書館における読書環境の整備を進めます。

【主な事業・取組】

① スポーツ大会等への障害者の参加促進と環境整備

主な事業・取組	事業・取組の概要
《新》インクルーシブスポーツの振興に向けた取組を検討	県と連携したイベントの開催等によるインクルーシブスポーツの振興に向けた取組を検討
障害者スポーツ大会の開催	障害者団体等を中心に設立した広島市障害者スポーツ協会に委託し、陸上、水泳、卓球等の競技を実施
心身障害者福祉センターでのスポーツ教室の開催	障害者のスポーツ活動への参加のきっかけづくりや技能の向上、楽しみながらのリハビリテーション効果等を目指し、水泳、テニス、バドミントン等の教室を開催
全国障害者スポーツ大会への選手派遣	障害者スポーツの全国的な祭典である全国障害者スポーツ大会に広島市選手団を派遣
区スポーツセンターでの障害者への支援や利用の充実	各区のスポーツセンターでの障害者への支援や利用の充実
《拡》国際大会等に参加する選手への支援（障害者スポーツ大会出場費補助金）	各種障害者スポーツ大会に出場する選手又はチームに対し、参加費用の一部について補助
障害者スポーツの支援体制の整備	障害者スポーツの振興のため、広島市障害者スポーツ協会の体制や関係団体等との連携の強化等による支援の検討

② 文化芸術活動のイベント等への障害者の参加促進と環境整備

主な事業・取組	事業・取組の概要
広響マーガレットコンサートの開催	障害者が広島交響楽団と合同で、楽器演奏や合唱を行うコンサートを開催
心身障害者福祉センター文化祭の開催	障害者週間（12月3日～9日）中に開催し、文化教室等の作品展示、演奏発表などを実施

主な事業・取組	事業・取組の概要
公民館での学習会開催、学習グループへの支援	事業や講座等を、障害者団体等との連携又は共催により実施。また、公民館において学習する障害者の自主活動グループに対して、運営方法、活動場所、他団体との連携等に関する相談対応、助言等を実施
《拡》図書館での障害者向けサービスの提供	・ 対面朗読や録音図書及び関係機器の貸出、図書郵送貸出、国立国会図書館及びサピエ図書館のサービスの周知等を実施 ・ 大活字本や布絵本、点訳絵本、ＬＬブック等の充実 ・ 音声読み上げ対応の電子書籍やスマートフォンなどで音声により書籍やテキストなどを聴くオーディオブック等の導入検討 ・ 「障害者サービス担当職員向け研修」の図書館職員の参加や「対面朗読ボランティア研修会」によるボランティアの育成 ・ 令和８年度に移転再整備する中央図書館において、障害のある方など多様な人々が快適に利用できるユニバーサルデザインの採用、レイアウト等の工夫による十分な広さの通路等の確保、対面朗読室への発達障害などにより聴覚や視覚が過敏な方の利用にも配慮した機能の付加
映像文化ライブラリーでのバリアフリー作品の上映	映像文化ライブラリーにおいて、日本語字幕や音声ガイド、体感音響システムに対応した作品を上映
ピースアート作品展の開催	障害者の芸術活動を通じた、社会参加の促進、芸術分野で活躍できる人材の発掘・育成、経済的自立の可能性の拡大を図るため、障害者が制作したアート作品を集めた作品展を実施

6 活躍支援の充実

<施策項目>

(1) スポーツ・文化芸術活動の促進

(2) 総合的な就労支援の充実

(3) 障害者雇用の拡大・定着

【主要課題】

① 福祉サービス事業所等での就労の支援

- ◆ 企業等で働くことが困難な障害者が利用する、就労継続支援事業所や地域活動支援センターなどの福祉的就労の場の確保と質の向上が求められています。
- ◆ 工賃向上等の福祉的就労の更なる充実が求められています。

② 障害の特性等に応じた働きやすい環境整備の支援

- ◆ 障害者に対する企業の理解促進、就職に向けた職業訓練・能力開発、就職後の職場定着支援など、障害者が働くための環境整備等を含めた総合的な支援が求められています。
- ◆ 障害の特性に応じて、多様な働き方を選択できるとともに、やりがいを持って働くことのできる環境が求められています。

【施策の方向性】

① 福祉サービス事業所等での就労の支援

- ◆ 企業等で働くことが困難な障害者が利用する、就労継続支援事業所等の福祉サービス事業所の開設などへの支援による、サービス量の確保と質の向上に努めます。
- ◆ 広島市就労支援センターを中心として、製品の販路拡大等の支援に加え、企業等への営業活動等を行い、「業務の受注・斡旋」の支援を強化することにより、障害者の工賃向上を図ります。
- ◆ 障害者就労支援施設等が供給する物品等の本市の調達について、目標を掲げて取り組みます。
- ◆ 障害者就労支援施設等が作製した自主製品の販売の場を提供してもらうよう、企業等との包括連携協定に基づく取組を推進します。

② 障害の特性等に応じた働きやすい環境整備の支援

- ◆ 障害者雇用について専門性のあるハローワークや就業・生活支援センター等の関係機関等と連携し、職場開拓、障害者と職場とのマッチングの促進、職域拡大、就労についての相談支援など、障害者の特性に応じた職業訓練・能力開発の促進に努めます。
- ◆ 市立特別支援学校に就職支援員（ジョブ・サポート・ティーチャー）を配置し、職業教育の充実や就労希望者への支援に努めます。
- ◆ 関係機関や事業者と連携し、農業分野などの新たな職域を開拓することで、障害者がやりがいを持って働くことのできる環境づくりに努めます。

【主な事業・取組】

① 福祉サービス事業所等での就労の支援

主な事業・取組	事業・取組の概要
就労継続支援や地域活動支援センターの利用促進	企業等への就労が困難な障害者に、就労の機会や生産活動の機会等を提供して訓練を実施する就労継続支援事業所や、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行う地域活動支援センターの利用を促進
福祉サービス事業所等で可能な新たな取組（農業分野での福祉的就労等）の検討等の支援	就労継続支援事業所や地域活動支援センターなどの福祉サービス事業所等による農業分野での福祉的就労等の新たな取組の検討や、商品の共同生産などの事業所間の連携を促すとともに、必要な支援を実施
《拡》広島市就労支援センター事業	市内の障害者就労支援施設等における仕事の受注拡大や自主製品の販路拡大等を支援するとともに、障害者の更なる工賃向上を図るため、企業等への営業活動を実施
障害者就労支援施設等からの物品等の調達の推進	平成25（2013）年4月に「国等における障害者就労支援施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」が施行されたことから、障害者就労支援施設等が供給する物品等の需要増進を図るため、市の調達方針について検討を行い、必要な取組を実施

② 障害の特性等に応じた働きやすい環境整備の支援

主な事業・取組	事業・取組の概要
《新》重度障害者等就労支援特別事業	重度障害者等の就労機会の拡大を図るため、就労している重度障害者等の通勤や職場における身体介護等を行うヘルパーを派遣
《新》市営店舗の入店に関する障害者世帯の優遇措置	市営店舗の入店について、障害者世帯の当選率を高めるよう優遇措置を実施
就労移行支援の利用促進	企業等への就労が可能と見込まれる65歳未満の障害者に、訓練、求職活動に関する支援、就職後の職場定着のための相談支援等を行う就労移行支援の利用を促進
障害者雇用促進事業（本市職員等への知的障害者・精神障害者の雇用）	本市又は本市関係公益的法人等に、知的障害者と精神障害者を会計年度任用職員又は非常勤職員等として雇用するとともに、支援員による支援を実施し、一般就労への移行を促進
障害者職業能力開発事業	障害者の特性に応じた就職に必要な知識・技能の習得のため職業能力開発を推進
ジョブ・サポート・ティーチャーの配置	市立広島特別支援学校に就職支援教員（ジョブ・サポート・ティーチャー）を配置し、職業教育の充実、就労希望者への支援を実施

主な事業・取組	事業・取組の概要
障害者経営支援アドバイザー派遣	障害のある創業予定者や事業主に対して、専門家を派遣し、創業に向けての課題や経営課題の解決に関して助言

6 活躍支援の充実

<施策項目>

(1) スポーツ・文化芸術活動の促進

(2) 総合的な就労支援の充実

(3) 障害者雇用の拡大・定着

【主要課題】

① 関係機関等とのネットワークの構築等による障害者雇用の拡大・定着

- ◆ 令和5（2023）年4月から障害者の法定雇用率が段階的に引き上げられるなど、障害者雇用に積極的な企業を増やす取組が求められています。
- ◆ 企業の障害者雇用についての理解促進や、定着のための就労における配慮、賃金面での処遇改善等が求められています。
- ◆ 障害者雇用の拡大や、就職時だけでなく様々な場面での支援が求められており、関係機関の一層の連携が必要です。

<参考> 法定雇用率の引き上げ

事業主区分		民間企業	国・地方公共団体等	都道府県の教育委員会
法定雇用率	現行	2.3%	2.6%	2.5%
	令和6年4月1日以降	2.5%	2.8%	2.7%
	令和8年7月1日以降	2.7%	3.0%	2.9%

【施策の方向性】

① 関係機関等とのネットワークの構築等による障害者雇用の拡大・定着

- ◆ 関係機関等との一層の連携を行い、障害者の雇用の拡大とともに、適性にあった雇用形態への改善に向けた取組を促進します。
- ◆ 障害者雇用に積極的な企業等に対する支援などの充実に努め、障害者を雇用する企業の増加と雇用の拡大を図ります。
- ◆ 就職後の障害者が離職することのないよう、障害についての理解を深めるための企業への支援や、雇用者との関係調整も含めた職場定着の促進に努めます。
- ◆ 市立特別支援学校高等部が実施する職場実習（インターンシップ）について、その目的や内容等を周知し、協力企業等の増加に努めます。

【主な事業・取組】

① 関係機関等とのネットワークの構築等による障害者雇用の拡大・定着

主な事業・取組	事業・取組の概要
障害者合同面接会の開催	広島労働局、ハローワーク、広島県等との共催で合同面接会を開催

主な事業・取組	事業・取組の概要
障害者を多数雇用している企業に対する優遇措置の実施	障害者を多数雇用している企業の認定・公表及び本市の物品購入等における受注機会の拡大を実施
障害者雇用支援資金特別融資（中小企業融資制度）	新たに障害者を常用雇用する、4. 6 %以上の割合で障害者を常用雇用している、またはジョブコーチを配置する市内の中小企業者等に対して、低利率で融資を実施
広島市障害者雇用促進検討会議による障害者雇用の拡大・定着に向けた取組	関係者による検討会議において、現在の障害者雇用に対する関係者の取組内容や連携状況、障害者雇用の事例やノウハウを整理した上で、次の事項等を検討し、障害者雇用の拡大・定着に向けた取組を実施 1 障害に応じた仕事の開拓や職域の拡大など、障害者雇用のノウハウを関係者で共有・蓄積するための方策 2 障害者雇用のノウハウと広島市の資源・特性を踏まえた障害者雇用の拡大方策
「インターンシップ・ガイド」の作成・配布	市立特別支援学校高等部が行っている職場実習（インターンシップ）の目的や内容等を周知するガイドの作成・配布を通じて、企業等に対して職場実習への協力を依頼
《新》重度障害者等就労支援特別事業〈再掲〉	重度障害者等の就労機会の拡大を図るため、就労している重度障害者等の通勤や職場における身体介護等を行うヘルパーを派遣
《新》ICTを活用した就労の検討	重度障害者等の就労機会の拡大を図るため、ICTを活用した就労について検討

卷 末 資 料

1 各施策に関連する「事業・取組」一覧

【施策体系】

施策の柱	施策項目	施策展開
1 虐待の防止・差別の解消と理解・交流の促進	(1) 虐待の防止と差別の解消の推進	① 障害者の虐待防止に向けた取組の推進
		② 障害を理由とする差別の解消に向けた取組の推進
	(2) あらゆる障害や障害者についての理解の促進	① 障害者権利条約や関連する法律についての啓発
		② 地域、学校、職場等における障害や障害者についての理解の促進
	(3) 市民の活動等の支援と交流の促進	① 障害者の主体的な参加による幅広い交流の場づくり
		② ボランティアの育成とネットワーク化の推進
		③ 障害者団体や支援団体のノウハウをいかした障害者支援活動の促進
2 安全・安心な生活環境整備の推進	(1) 外出しやすいまちづくりの推進	① 障害者が外出しやすい環境づくりの促進と情報提供
		② 公共施設のバリアフリー化に向けた計画的な整備・改善
		③ 民間建築物や公共交通機関等のバリアフリー化に向けた計画的な整備・改善の誘導
		④ 安全で快適な歩行空間の確保と歩行者優先の空間整備
	(2) 安心して暮らせる住まいの確保の支援	① 障害の特性に配慮した市営住宅の整備・改善等
		② 住宅改造等の支援
		③ 民間賃貸住宅等への入居等の相談支援の充実
		④ グループホーム等の整備促進
	(3) 防災・防犯等の対策と災害時支援対策の推進	① 地域ぐるみの防災・防犯体制の整備
		② 障害の特性に応じた災害時の支援・環境整備とメンタルヘルス対策の充実
3 相談支援の充実	(1) 切れ目のない相談支援体制の整備・充実	① 地域での包括的・総合的な相談支援体制の整備・充実
	(2) 権利や財産を守る取組の推進	① 障害者の権利を守る取組の充実
		② 成年後見制度の利用支援
4 地域生活支援の充実	(1) 福祉サービスの必要な量と質の確保	① 地域包括ケアに向けた福祉サービスの基盤整備と質の向上
		② 包括的・総合的な生活支援の充実
		③ 発達障害者、高次脳機能障害者、難病患者への支援の充実
	(2) 保健・医療・リハビリテーションの充実	① 疾病予防の推進と早期治療の充実
		② 医療・リハビリテーションサービスの充実
	(3) 支援を担う人材の確保	① 医療・福祉の支援を担う人材の確保と質の向上
	(4) 情報・コミュニケーション支援の充実	① 障害の特性に配慮した情報提供サービスの充実
		② ICT等を活用した障害者のコミュニケーション支援等の充実
5 発達支援と教育の充実	(1) 総合的な発達支援の充実	① 障害の早期発見及び保護者への支援体制の充実
		② 医療的ケア児や重症心身障害児も含め障害特性等に配慮したきめ細かい支援の充実
	(2) 自立に向けた教育の充実	① 多様な学びの場の充実とインクルーシブ教育システム構築に向けた環境整備
		② 生涯を通じた多様な学習活動の充実
		③ 交流活動や放課後活動等の充実
6 活躍支援の充実	(1) スポーツ・文化芸術活動の促進	① スポーツ大会等への障害者の参加促進と環境整備
		② 文化芸術活動のイベント等への障害者の参加促進と環境整備
	(2) 総合的な就労支援の充実	① 福祉サービス事業所等での就労の支援
		② 障害の特性等に応じた働きやすい環境整備の支援
	(3) 障害者雇用の拡大・定着	① 関係機関等とのネットワークの構築等による障害者雇用の拡大・定着

1 各施策に関連する「事業・取組」一覧

《新》…前計画に掲載されていない事業・取組で、本計画に新たに掲載する事業・取組

《拡》…前計画に掲載されている事業・取組で、前計画期間中に拡充したもの、又は本計画で拡充を予定している事業・取組

1 虐待の防止・差別の解消と理解・交流の促進

(1) 虐待の防止と差別の解消の推進

① 障害者の虐待防止に向けた取組の推進

事業・取組	概要の説明	担当課
《拡》 障害者虐待防止事業	障害者虐待防止の啓発に努めるとともに、障害者虐待防止センターに専門相談員を配置し、センターを中心に児童虐待防止等の関連部局や相談支援事業者等と連携した虐待防止等のための取組を実施。また、24 時間・365 日通報等を受け付け、緊急対応が必要な場合等に緊急一時保護を実施	障害福祉課
福祉サービス事業所等の体制整備等	福祉サービス事業所等が、障害者の権利擁護や障害者虐待の防止等のため、責任者の設置や従業者等に対する研修を実施するよう指導	障害自立支援課
精神障害についての理解の促進 〈再掲〉	市民を対象として精神障害に対する理解を深めるための講演会や、精神障害者支援施設等の職員を対象に精神障害者の支援に関する知識を深めるための研修等を実施	精神保健福祉センター 精神保健福祉課

② 障害を理由とする差別の解消に向けた取組の推進

事業・取組	概要の説明	担当課
《拡》 障害者差別解消に向けた研修・啓発等の取組	障害を理由とする差別の解消に向けて、本市職員等への研修の実施や、市政出前講座の実施、シンポジウムの開催等での啓発を実施	障害福祉課
《拡》 障害者差別解消に向けた相談体制の充実	障害者差別解消に向けた他の相談窓口との連携強化等による相談体制の充実	障害福祉課
《拡》 広島市障害者差別解消推進条例等に基づく相談や紛争解決等のための取組	広島市障害者差別解消推進条例等に基づき、本市相談窓口での相談を受け付けるとともに、広島市障害者差別解消調整審議会を運営	障害福祉課

(2) あらゆる障害や障害者についての理解の促進

① 障害者権利条約や関連する法律についての啓発

事業・取組	概要の説明	担当課
《拡》 障害者権利条約、関連する法律や条例の普及啓発	障害者権利条約、障害者差別解消法などの関連する法律や条例についての普及・啓発を実施	障害福祉課
《拡》 障害者差別解消に向けた研修・啓発等の取組 〈再掲〉	障害を理由とする差別の解消に向けて、本市職員等への研修の実施や、市政出前講座の実施、シンポジウムの開催等での啓発を実施	障害福祉課

1 各施策に関連する「事業・取組」一覧

② 地域、学校、職場等における障害や障害者についての理解の促進

事業・取組	概要の説明	担当課
障害者週間（12月3日～9日）推進事業	作文・ポスター募集や障害福祉推進の貢献者の表彰等を実施	障害福祉課
やさしさ発見（福祉活動体験）プログラム事業	広島市社会福祉協議会が学校、企業等を対象に、障害のある学習協力者による指導や福祉活動体験等のプログラムを実施	地域共生社会推進課
人権啓発リーダー養成講座の実施	企業や地域団体等各種団体で行う啓発活動を支援するため、企業等において人権問題に関する啓発を推進する指導者を養成する研修会を実施	人権啓発課
障害者を理解するための市職員への研修	新規採用職員研修等における障害者理解を深める研修（福祉に関する基本的な知識の習得や車椅子体験の実習等）を実施	研修センター
ヘルプマークの普及促進	広島県、障害者団体等と連携してヘルプマークの普及及び市民への周知を実施	障害福祉課
市内の企業に対する雇用啓発文の送付	障害者週間中に、障害者雇用が義務付けられている企業に対して雇用啓発文を送付し、障害者の雇用を促進	障害自立支援課
人権啓発フェスティバルの開催	人権週間（12月4日～10日）中に、講演会や啓発パネルの展示等を実施	人権啓発課
発達障害についての啓発	障害の特性や支援の重要性等について理解を促進するため、講演会を開催。また、本市の広報紙・ホームページ等を活用し、幅広く情報発信を実施	こども青少年支援部（障害児支援担当）
高次脳機能障害についての啓発	本市の広報紙・ホームページ等を活用し、幅広く情報発信を実施	精神保健福祉課
難病についての啓発	本市の広報紙・ホームページ等を活用し、幅広く情報発信を実施	健康推進課
精神障害についての理解の促進	市民を対象として精神障害に対する理解を深めるための講演会や、精神障害者支援施設等の職員を対象に精神障害者の支援に関する知識を深めるための研修等を実施	精神保健福祉センター 精神保健福祉課
学校における思春期の「心の健康づくり」講習の実施	中学生・高校生を対象とした精神障害に対する理解を深める講習を実施	健康教育課
《拡》「広島市障害者支援情報提供サイト（マーガレットサイト）」の運営と掲載情報等の充実（再掲）	障害や障害者に対する理解を深める情報、障害者に役立つ情報、障害者団体や支援団体の活動情報を発信する「広島市障害者支援情報提供サイト（マーガレットサイト）」を運営するとともに、掲載情報等の充実を図るため、本サイトに登録していない団体への登録勧奨等を実施	障害福祉課
《新》障害者を理解するための消防局新規採用職員への研修	消防局の新規採用職員は、入庁後4月から9月までの間、広島県消防学校初任科へ入校するため、市の新規採用職員研修が受講できないことから、消防局単独で聴覚障害者の対応（要約筆記）を実施	職員課

1 各施策に関連する「事業・取組」一覧

(3) 障害者主体の市民との交流の促進

① 障害者が主体となる地域等での活動の場の拡大と市民との交流の場づくり

事業・取組	概要の説明	担当課
《拡》地域のサロン等の交流の場への障害者の参加促進策の検討と実施	地域のサロン等の交流の場への障害者の参加を促進する方策の検討と障害者情報提供サイトでの地域サロン情報の提供	障害福祉課
フラワーフェスティバル「ふれあいの広場」の設置・運営	ステージ発表、福祉サービス事業所等の製品の展示・販売等を通じて、交流を促進	障害福祉課
障害児子どもまつり開催事業補助	ステージ発表やあそびの広場等での交流を促進する行事を実施する事業を補助	障害福祉課
文化、スポーツ等行事への障害者、障害者団体等の参加促進	障害者や障害者団体等による、区民まつり等へのバザー・出展やスポーツ・レクリエーション行事への参加等を通じ、住民との交流を促進	コミュニティ再生課 文化振興課 スポーツ振興課
福祉サービス事業所等と地域住民との交流の促進	福祉サービス事業所等と地域住民との交流会や事業所等の行事を通じて、交流を促進	障害自立支援課 精神保健福祉課
広響マーガレットコンサートの開催〈再掲〉	障害者が広島交響楽団と合同で、楽器演奏や合唱を行うコンサートを開催	障害福祉課
ピースアート作品展の開催〈再掲〉	障害者の芸術活動を通じた、社会参加の促進、芸術分野で活躍できる人材の発掘・育成、経済的自立の可能性の拡大を図るため、障害者が制作したアート作品を集めた作品展や芸術教室を開催	障害福祉課
障害者スポーツ大会の開催〈再掲〉	障害者団体等を中心に設立した広島市障害者スポーツ協会に委託し、陸上、水泳、卓球等の競技を実施	障害福祉課
公民館での学習会開催、学習グループへの支援〈再掲〉	事業や講座等を、障害者団体等との連携又は共催により実施。また、公民館において学習する障害者の自主活動グループに対して、運営方法、活動場所、他団体との連携等に関する相談対応、助言等を実施	生涯学習課
国際交流・協力活動等への支援①国際交流・協力事業への助成②国際交流ネットワークひろしまの運営	①広島市内の団体が行う多文化共生、国際交流・協力事業に対し、補助金を交付②国際交流・協力団体等の連絡会議「国際交流ネットワークひろしま」の加入団体相互のネットワーク化の促進と、加入団体が活動しやすい環境づくりを促進さらに、市民ボランティア登録に基づき、ホームステイ等のあっせんを実施	国際化推進課
知的障害児(者)の就労前職場体験事業補助	一般市民を対象に、知的障害児(者)に関する講演会を開催する事業に対する助成	障害自立支援課

② ボランティアの育成とネットワーク化の推進

事業・取組	概要の説明	担当課
心身障害者福祉センターにおけるボランティア養成講座の開催	手話、朗読等ボランティアを養成するための講座を開催	障害自立支援課
視覚障害者 I C T ボランティアの養成・派遣	視覚障害者用パソコンソフトウェアの設定及び操作方法等の指導を行う「I C T 利活用支援ボランティア」の養成講座を実施するとともに、要請に応じて、視覚障害者の自宅等に派遣	障害福祉課

1 各施策に関連する「事業・取組」一覧

事業・取組	概要の説明	担当課
市ボランティア情報センター事業・区ボランティアセンター事業	広島市社会福祉協議会及び区社会福祉協議会がボランティアの育成、情報提供、相談対応・活動調整等の事業・活動を実施	地域共生社会推進課
まちづくり市民交流プラザにおける活動支援	フリースペースの無料開放等活動の場の提供や、情報提供・相談等を実施	市民活動推進課

③ 障害者団体や支援団体のノウハウをいかした障害者支援活動の促進

事業・取組	概要の説明	担当課
障害者団体やグループ等による自主的な取組への支援	交流の場づくり、相談支援、ピアサポート（同じ障害者による支援）、障害児の放課後等の活動の場づくり等、様々な自主的な取組に対し支援	障害福祉課 精神保健福祉課
高次脳機能障害者支援事業	高次脳機能障害について正しい知識の普及を図るとともに、高次脳機能障害者及びその家族に対する相談支援事業を実施	精神保健福祉課
難病患者等交流会等の実施	患者会と連携し、交流会や難病講演会・相談会を開催	健康推進課
市民活動保険制度	市民活動団体等に所属して活動を行う市民を対象に、賠償事故、傷害事故を補償する市民活動保険制度を実施	市民活動推進課
市民活動支援総合情報システム（a-ネット）による情報提供	行事の開催や市民活動団体等に関する情報をインターネット等で提供	市民活動推進課
まちづくり市民交流プラザにおける活動支援（再掲）	フリースペースの無料開放等活動の場の提供や、情報提供・相談等を実施	市民活動推進課
公益信託広島市まちづくり活動支援基金（ふむふむ）による助成事業	公募により、市民活動団体のまちづくり活動資金を助成	市民活動推進課
障害者を支援する事業等の障害者団体への委託	身体障害者相談員等の研修や障害者の生活訓練・社会適応訓練等を委託	障害福祉課

2 安全・安心な生活環境整備の推進

(1) 外出しやすいまちづくりの推進

① 障害者が外出しやすい環境づくりの促進と情報提供

事業・取組	概要の説明	担当課
福祉のまちづくりの要望等についての情報の活用	福祉のまちづくりに関する要望等を把握し、関係機関と連携して、随時適切に対処し施策に反映	障害福祉課
市内施設のバリアフリーマップの情報提供及び充実	市内中心部や広島駅周辺等の公共施設や民間施設におけるバリアフリー設備の整備状況についての情報を取りまとめ、マップ形式により本市ホームページで公開し、市民への情報提供を実施	健康福祉企画課
「広島県思いやり駐車場利用証交付制度」の啓発	障害者等の対象者に利用証を交付し、対象者が安心して駐車できる環境づくりや車いす使用者等用駐車区画の適正利用を促進	健康福祉企画課

1 各施策に関連する「事業・取組」一覧

事業・取組	概要の説明	担当課
《拡》事業者等が自主的にバリアフリー化に取り組むことを促す仕組みについての検討と実施（再掲）	バリアフリー法の対象とならない小規模な事業所や施設等において、ユニバーサルデザインの考え方を踏まえた自主的なバリアフリー化の取組が進められる仕組みについて検討。また、誰もがサービスを利用しやすいよう、環境の整備等に取り組む事業者を公表する「みんなのお店ひろしま」宣言事業を実施	健康福祉企画課 障害福祉課
福祉用具に関する相談支援の実施	福祉用具に関する相談や展示、試用貸出を実施	身体障害者更生相談所
ユニバーサルデザインの普及啓発	国、広島県、本市等が参画する協議会におけるユニバーサルデザインに関する啓発・情報発信等を実施	都市計画課（都市デザイン担当）
福祉用具の開発支援	企業が福祉用具の開発等を行う際に、技術指導相談として強度解析やデザイン検討などを個別に支援	ものづくり支援課

② 公共施設のバリアフリー化に向けた計画的な整備・改善

事業・取組	概要の説明	担当課
公共施設福祉環境整備事業	「広島市公共施設福祉環境整備要綱」に基づき、本市における新規及び既存の公共建築物、公園等のバリアフリー化（スロープや車いす使用者用等対応トイレ等の設置ほか）、整備・改善（段差の解消、トイレの改修ほか）を推進	健康福祉企画課
公共施設整備への設計段階からの障害者の参加	障害者等の利用が多い施設等において、その設計段階から障害者が参加し、障害者や高齢者などを含めた全ての市民が安全かつ快適に利用できるよう整備を推進	健康福祉企画課

③ 民間建築物や公共交通機関等のバリアフリー化に向けた計画的な整備・改善の誘導

事業・取組	概要の説明	担当課
建築確認申請時の事前協議やバリアフリー法等による整備誘導	「広島県福祉のまちづくり条例」に基づく基準への適合率の向上に向けた事前協議や、「バリアフリー法」に基づく認定等を実施	建築指導課
《新》「心のバリアフリー」の推進に係る広報・啓発	国や地域等と連携した「心のバリアフリー」に係る広報・啓発の実施	健康福祉企画課 障害福祉課
《拡》事業者等が自主的にバリアフリー化に取り組むことを促す仕組みについての検討と実施	バリアフリー法の対象とならない小規模な事業所や施設等において、ユニバーサルデザインの考え方を踏まえた自主的なバリアフリー化の取組が進められる仕組みについて検討。また、誰もがサービスを利用しやすいよう、環境の整備等に取り組む事業者を公表する「みんなのお店ひろしま」宣言事業を実施	健康福祉企画課 障害福祉課
《拡》交通施設バリアフリー化設備整備費補助	国と協調して、利用者等一定の要件を満たす交通施設のバリアフリー化設備整備に要する費用の一部を支援	公共交通政策部（鉄軌道担当）
低床路面電車車両購入費補助	国等と協調して、事業者による低床路面電車の購入費の一部を支援	公共交通政策部（鉄軌道担当）
低床低公害バス車両購入費補助	国等と協調して、事業者による低床低公害バスの購入費の一部を支援	公共交通政策部（路線バス・生活交通担当）

1 各施策に関連する「事業・取組」一覧

事業・取組	概要の説明	担当課
「広島県思いやり駐車場利用証交付制度」の啓発〈再掲〉	障害者等の対象者に利用証を交付し、対象者が安心して駐車できる環境づくりや車いす使用者等用駐車区画の適正利用を促進	健康福祉企画課
建築確認申請時の事前協議による整備誘導（障害者用駐車場区画の確保）	民間建築物において、「バリアフリー法」や「広島県福祉のまちづくり条例」に基づき、区画の確保を誘導	建築指導課

④ 安全で快適な歩行空間の確保と歩行者優先の空間整備

事業・取組	概要の説明	担当課
道路・街路事業、福祉環境整備事業〔道路〕（歩道の拡幅・段差解消、視覚障害者誘導用ブロックの設置等）	歩道の新設、電線共同溝の整備、既設歩道の拡幅、段差解消、視覚障害者誘導用ブロックの設置等を実施	道路課 街路課
放置自転車等の撤去、駐輪指導等	主に繁華街やＪＲ駅周辺等の放置規制区域内において放置自転車等の撤去や駐輪指導等を実施	自転車都市づくり推進課
自転車交通マナーアップキャンペーン	自転車利用の多い学校周辺や交差点等において、自転車利用者に対して、自転車の安全な利用を呼びかけるキャンペーンを実施	自転車都市づくり推進課
音声信号機の設置要望	毎年、市民等からの各区への要望に基づき、県警に設置を要望	道路管理課

(2) 安心して暮らせる住まいの確保の支援

① 障害の特性に配慮した市営住宅の整備・改善等

事業・取組	概要の説明	担当課
市営住宅の建替等整備事業におけるバリアフリー化、高齢者等対応改善事業	バリアフリー化に配慮して整備、既存住宅の改善等を実施	住宅整備課
市営住宅の入居に関する障害者の優遇措置	市営住宅の入居について、障害者の当選率を高めるよう優遇措置を実施	住宅政策課
市営住宅の空き室のグループホーム等への活用〈再掲〉	市営住宅の空き室情報の提供等を実施	障害自立支援課 住宅政策課

② 住宅改造等の支援

事業・取組	概要の説明	担当課
障害者住宅改造費補助	障害者の日常生活の利便性を図るため、バリアフリー化等の住宅改造に対する助成（上限 80 万円）を実施	障害自立支援課
住宅の改造等に関する相談支援の実施（地域リハビリテーション事業）	身体障害者更生相談所の職員が車椅子の判定等で訪問した際、必要に応じて住宅の改造等に関する相談支援を実施	身体障害者更生相談所
住まいのアドバイザー派遣	市民が住宅のリフォームを行う際に、個々の居住ニーズや身体状況等に応じて、中立的な立場で助言を行う専門家（住まいのアドバイザー）を派遣	住宅政策課

1 各施策に関連する「事業・取組」一覧

③ 民間賃貸住宅等への入居等の相談支援の充実

事業・取組	概要の説明	担当課
住宅相談事業	弁護士による住宅に関する法律相談、建築士による住宅リフォームや耐震化などに関する相談を実施	住宅政策課
地域移行支援、地域定着支援	障害者支援施設等に入所又は精神科病院に入院しているなど地域生活に移行するために重点的な支援が必要な障害者に対し、住宅の確保や地域生活に移行するための活動に関する相談や、措置入院者の退院後の継続した支援（地域移行支援）を実施するとともに、一人暮らし等の障害者に常時の連絡体制の確保や緊急時の相談支援（地域定着支援）を実施	障害自立支援課 精神保健福祉課
《拡》 障害者差別解消に向けた研修・啓発等の取組 〈再掲〉	障害を理由とする差別の解消に向けて、本市職員等への研修の実施や、市政出前講座の実施、シンポジウムの開催等での啓発を実施	障害福祉課
住宅性能表示制度（国の制度）の普及・啓発	「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づき、「高齢者や障害者への配慮」を含め住宅の性能について共通のルールを定め、それを第三者機関（国が登録）が確認することを通じて、住宅の品質を確保し、安心して住宅の取得等ができるようにすることを目的とする国の制度を普及・啓発	住宅政策課
住宅の改造等に関する相談支援の実施（地域リハビリテーション事業）〈再掲〉	身体障害者更生相談所の職員が車椅子の判定等で訪問した際、必要に応じて住宅の改造等に関する相談支援を実施	身体障害者更生相談所
《新》 広島市居住支援協議会の運営	障害者等の住宅確保要配慮者の入居を拒まない民間賃貸住宅（セーフティネット住宅）の登録を促進。また、これらの住宅への円滑な入居のため、セーフティネット登録住宅、居住支援サービス及び居住支援法人（住宅確保要配慮者に対し家賃債務保証の提供や見守りなどの生活支援等を実施する団体）などの情報を住宅確保要配慮者に提供	住宅政策課 保護自立支援課

④ グループホーム等の整備促進

事業・取組	概要の説明	担当課
グループホーム等の開設等への支援	民間によるグループホーム等の開設等について、市有未利用地等の貸付けや国庫補助を利用した施設整備費に対する助成等を実施	障害自立支援課
市営住宅の空き室のグループホーム等への活用	市営住宅の空き室情報の提供等を実施	障害自立支援課 住宅政策課
市有未利用地等の貸付け 〈再掲〉	市が所有する未利用地等の貸付けを行うことにより、民間による福祉サービス事業所等の基盤整備を用地確保等の面から支援	障害自立支援課

1 各施策に関連する「事業・取組」一覧

(3) 防災・防犯等の対策と災害時支援対策の推進

① 地域ぐるみの防災・防犯体制等の整備

事業・取組	概要の説明	担当課
自主防災組織の育成指導	災害時における地域の防災力の向上を図るため、地域の防災リーダーを育成するとともに、避難行動要支援者等の視点を踏まえながら、わがまち防災マップ等を活用しつつ、災害時を想定した実践的な訓練の実施を支援。また、自主防災組織と社会福祉施設等との協力体制が確立されるよう働き掛けを実施	災害予防課
《拡》避難行動要支援者の避難支援に係る取組の支援	・ 災害時に自力で避難することが困難な避難行動要支援者（高齢者や障害者等）の名簿を整備するとともに、避難行動要支援者のうち、名簿情報の外部提供に同意が得られた者のみを掲載した同意者リストを作成 ・ 同意者リストを地域で避難支援に携わる避難支援等関係者（自主防災組織、町内会・自治会、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、基幹相談支援センター等）に提供し、平時の見守り活動等に活用 ・ 避難支援等関係者や福祉専門職等と連携・協力して、避難行動要支援者ごとに避難支援者や具体的な避難方法等を記載した個別避難計画の作成及び計画の実効性を高めるための訓練を推進 ・ 土砂災害警戒区域等に居住する避難行動支援者世帯のうち、希望世帯に防災情報電話通知サービスの提供や防災行政無線屋内受信機を設置	危機管理課 災害対策課 健康福祉企画課
防災情報メール配信システム	避難指示等の緊急かつ重要な防災情報や防犯情報等を、事前に登録している携帯電話等に電子メールで配信	災害対策課
聴覚障害者用災害避難情報ファクス送信事業	事前にファクス番号を登録している聴覚障害者に対して、災害時の避難情報を送信	障害福祉課
聴覚障害者等 119 番通報手段の確保	ファクス、電子メール、インターネットによる 119 番通報手段を確保	警防課
民間障害者（児）福祉施設整備補助事業（再掲）	民間による福祉サービス事業所等の基盤整備や防犯対策を強化するための整備に対して補助	障害自立支援課
重度身体障害者あんしん電話事業	緊急時にボタンを押すことにより、電話相談センター経由で消防局等に通報できる「あんしん電話」（胸にかけるペンダント型発信機等）を設置	障害福祉課
「減らそう犯罪」推進事業	防犯講習会や市政出前講座等による意識啓発、自主的な防犯活動の支援による地域の防犯活動の促進など、犯罪の起こりにくい安全なまちづくりに向けた取組を実施	市民安全推進課
暴力被害相談	暴力が絡む民事問題に関する市民等からの相談に応じ、その解決方法の助言・指導、警察署等関係機関への連絡、法律相談の照会等を実施	市民安全推進課
犯罪被害者等総合相談	犯罪被害者等からの相談や問合せに対し、庁内関係課の各種支援制度の案内や庁外関係機関・団体に関する情報提供等を実施	市民安全推進課

1 各施策に関連する「事業・取組」一覧

② 障害の特性に応じた災害時の支援・環境整備とメンタルヘルス対策の充実

事業・取組	概要の説明	担当課
災害ボランティアの円滑な活動のための環境整備	市民活動団体等と本市で構成する「広島市災害ボランティア活動連絡調整会議」による活動の充実	市民活動推進課
手話通訳者及び要約筆者・奉仕員派遣事業	消防隊の災害活動現場において、聴覚障害者及び音声又は言語機能障害者との円滑な意思疎通を図るうえで支障がある場合に、意思伝達の手段として、手話通訳者又は要約筆者・奉仕員の派遣を実施	救急課
《拡》福祉避難所の設置	災害が発生し、指定避難所での生活が長期化する場合、福祉的配慮が必要な障害者等が、安心して避難生活を送ることができるよう、車いす使用者等対応トイレやスロープ等の設置、専門的なケア体制などが整った福祉避難所の設置を推進。また、災害時に円滑な福祉避難所の設置ができるよう、福祉避難所の開設訓練を実施	健康福祉企画課
医療救護班の編成、必要な医薬品等の備蓄	広島市地域防災計画に基づき、災害時に迅速に対応できるよう医療救護班編成機関との連携を強化	医療政策課
大規模災害発生時のメンタルヘルス対策	被災者等に対し精神保健福祉センター及び各区保健センターが面接や電話によるメンタルヘルス相談を実施 被災者に関わる機会のある関係者を対象に、災害時のメンタルヘルスに関する知識の習得と対応力の向上を目的とした研修会を開催	精神保健福祉課 精神保健福祉センター
障害者基本法に対応した取組の実施と検討（防災及び防犯についての施策推進）	障害者基本法を踏まえ、災害時に障害の特性に応じた対応ができるよう、障害者支援の在り方などの検討を行い、必要な取組を実施	障害福祉課
建築物等の所有者等に対する指導	新築時に、障害者等に有効な消防用設備等や器具等の導入を図るよう、働き掛けを実施	指導課
消防通信指令管制システムにおける避難行動要支援者情報の活用	福祉関係部局提供の避難行動要支援者情報等を消防通信指令管制システムの地図に表示するなど情報を活用	警防課
《新》災害時における障害特性に応じた情報保障・意思疎通支援等の検討	災害発生時若しくは災害が発生するおそれがある場合に障害者に対して適切に情報を伝達できるよう、障害特性に配慮した情報保障・意思疎通支援等の検討	障害福祉課
《新》要配慮者利用施設における防災対策の推進	土砂災害警戒区域等に所在する要配慮者利用施設が避難先や避難経路、必要な物資の備蓄などを定める避難確保計画の策定状況やそれに基づく避難訓練の実施状況を調査し、必要に応じて助言・指導などを行うことで、要配慮者利用施設における防災対策を推進	災害予防課
《新》指定緊急避難場所の機能強化	障害者等の避難者がより安心して指定緊急避難場所に滞在できるように、車椅子対応型の組立式仮設トイレなどの避難環境を充実させるための資機材を配備	災害予防課

1 各施策に関連する「事業・取組」一覧

3 相談支援の充実

(1) 切れ目のない相談支援体制の整備・充実

① 地域での包括的・総合的な相談支援体制の整備・充実

事業・取組	概要の説明	担当課
障害者総合支援法に基づく協議会等を通じた相談支援事業の充実（相談支援事業所の評価等）	障害者等からの相談に応じ、必要な情報提供、助言、援助等を実施するとともに、地域の障害福祉に関するシステムづくりの中核的役割を担う協議会等において、相談事例の集積・共有を行い、相談支援事業所など事業者間の連携強化を促進。併せて、相談支援事業所の評価方法を検討	障害自立支援課
障害児等療育支援事業	訪問による療育指導、外来による専門的な療育相談・指導、保育園等の職員の指導、施設等に対する支援を実施	こども青少年支援部 （障害児支援担当） 障害自立支援課
基幹相談支援センター及び委託相談支援事業所の体制の見直し	基幹相談支援センター及び委託相談支援事業所の機能が十分に発揮できるよう、体制を見直すとともに、相談支援事業所等について一層の周知を実施	障害自立支援課
《拡》地域生活支援拠点の充実	障害者の重度化・本人及び親の高齢化や親亡き後を見据え、24 時間対応可能なサービス拠点における相談支援を充実	障害自立支援課
各区における保健・医療・福祉総合相談窓口の運営	適切なサービスにつながるよう、総合調整、専門機関への連絡、情報提供等を実施	健康福祉企画課
在宅訪問相談援助事業	各区社会福祉協議会に総合相談員を配置し、来所相談が心理的、身体的に難しい方を対象に、在宅訪問相談を実施するとともに、必要に応じて弁護士や司法書士等の専門相談員を派遣	地域共生社会推進課
各種相談員（身体障害者相談員、知的障害者相談員、ろうあ者専門相談員、手話相談員、精神保健福祉士等）による相談支援	本人、家族等からの相談に応じ、必要な指導・援助を実施	障害福祉課 精神保健福祉課
重症心身障害児（者）相談支援事業	生活上の困難さが著しい重症心身障害者本人やその保護者を支援するため、専門職員による相談支援事業を実施するとともに、重症心身障害者の保護者を相談員としてピアカウンセリングを実施	障害自立支援課
保健師地区担当制の推進	保健師がそれぞれの担当地区を受け持つ「保健師地区担当制」により、保健師が積極的に地区に出向き、訪問指導や健康相談を行うなどの保健活動を充実させるとともに、地域住民や関係機関と連携しながら高齢者、障害者、子どもなど全ての住民が暮らしやすい地域づくりを推進	健康推進課
《拡》相談支援包括化推進員の配置	高齢、障害、子ども、生活困窮などの複雑化・複合化した生活課題について、多機関の協働による解決に取り組むため、支援関係機関相互間の連携による支援の調整等を行う相談支援包括化推進員を配置	地域共生社会推進課
《新》重層的支援体制整備事業	地域住民の複雑化・複合化した生活課題に対応するため、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、①包括的な相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援の3つの支援を一体的に実施することにより、包括的な支援体制の整備を推進	地域共生社会推進課

1 各施策に関連する「事業・取組」一覧

事業・取組	概要の説明	担当課
地域移行支援、地域定着支援（再掲）	障害者支援施設等に入所又は精神科病院に入院しているなど地域生活に移行するために重点的な支援が必要な障害者に対し、住宅の確保や地域生活に移行するための活動に関する相談や、措置入院者の退院後の継続した支援（地域移行支援）を実施するとともに、一人暮らし等の障害者に常時の連絡体制の確保や緊急時の相談支援（地域定着支援）を実施	障害自立支援課 精神保健福祉課
障害児相談支援	利用する障害児通所支援の種類及び内容等を定めた計画（障害児支援利用計画）を作成し、関係者との連絡調整等を実施	障害自立支援課
精神保健福祉センター・各区保健センターにおける精神保健福祉相談	精神的な病気や精神障害者の福祉に関すること等の相談支援や情報提供、他の機関・施設の紹介等を実施	精神保健福祉センター 精神保健福祉課
《拡》手話専用テレビ電話による相談支援の実施（再掲）	障害福祉課と区福祉課にタブレット端末等を設置し、インターネットテレビ電話を活用した手話による相談支援と音声認識ソフトを活用した文字情報による相談支援を実施	障害福祉課
福祉サービス利用者の増加に対応した体制整備の支援（再掲）	福祉サービスを利用する際に必要なサービス等利用計画の作成支援及びサービス利用調整等を行う相談支援事業所の新規開設に向けた働き掛けを実施	障害自立支援課
身体障害者更生相談所における相談支援等	医学等の専門的・技術的な立場からの相談支援、情報提供等を実施	身体障害者更生相談所
知的障害者更生相談所における相談支援等	医学等の専門的・技術的な立場からの相談支援、情報提供等を実施	知的障害者更生相談所
民生委員・児童委員による相談支援	地域住民と関係行政機関や社会福祉団体等を結ぶパイプ役として、障害者を含め支援を要する人等への相談援助、情報提供等を実施	地域共生社会推進課
児童相談所における相談支援等	児童関係の相談支援等を実施	児童相談所
精神障害者社会復帰相談事業	回復途上にある精神障害者を対象に、対人関係の改善や社会生活の拡大を目的として、各区保健センターにおいて、グループ活動を通じた生活指導を実施するとともに、地域活動支援センター等の利用者等への社会復帰に関する相談に対応	精神保健福祉課
依存症対策推進事業	精神保健福祉センターにおいて精神科医師等が依存症に関する相談に応じるとともに、依存症に関する正しい知識の普及を図るため、地域住民等を対象とした学習会を開催	精神保健福祉センター 精神保健福祉課
発達障害者支援センターの地域支援機能の強化	発達障害者が可能な限り身近な場所で必要な支援が受けられる体制を整備するため、発達障害者地域支援マネジャーの発達障害者支援センターへの配置を進め、地域の相談支援機関等との協力関係を強化	こども青少年支援部 （障害児支援担当）

1 各施策に関連する「事業・取組」一覧

(2) 権利や財産を守る取組の推進

① 障害者の権利を守る取組の充実

事業・取組	概要の説明	担当課
障害や障害者についての啓発活動の推進	障害者週間推進事業や福祉教育推進事業など様々な事業や機会を通じ、障害者差別解消法等についての周知や啓発に努め、市民・地域等における障害や障害者についての理解を促進	障害福祉課
《拡》障害者 110 番運営事業	「生命、身体侵害」「財産侵害、財産管理、相続」「金融、消費、雇用、契約」などに関する障害者の人権について、電話や面談で相談に対応（弁護士等による相談も実施）	障害福祉課
福祉サービス利用援助事業（「かけはし」）	広島市社会福祉協議会が金銭管理や書類の預かりサービス等、相談援助と生活支援を一体的に行う権利擁護事業を実施	地域共生社会推進課
障害者基本法に対応した取組の実施及び検討（消費者としての利益擁護、選挙等における配慮等）	障害者基本法を踏まえ、消費者としての利益擁護、選挙等における配慮等について、必要な取組の実施	消費生活センター 選挙管理委員会
人権啓発フェスティバルの開催〈再掲〉	人権週間（12月4日～10日）中に、講演会や啓発パネルの展示等を実施	人権啓発課
各区役所で実施する人権相談	人権擁護委員（国が委嘱）による人権問題に関する相談を実施（各区役所において月1回）	市民相談センター
サービスに関する苦情解決の仕組みを通じた対応	広島県社会福祉協議会と連携し適切に対応（事業者と利用者等との話し合いを経て、広島県社会福祉協議会の運営適正化委員会が相談対応、解決をあっせん）	障害自立支援課
《拡》障害者虐待防止事業〈再掲〉	障害者虐待防止の啓発に努めるとともに、障害者虐待防止センターに専門相談員を配置し、センターを中心に児童虐待防止等の関連部局や相談支援事業者等と連携した虐待防止等のための取組を実施。また、24時間・365日通報等を受け付け、緊急対応が必要な場合等に緊急一時保護を実施	障害福祉課
《拡》障害者差別解消に向けた相談体制の充実〈再掲〉	障害者差別解消に向けた他の相談窓口との連携強化等による相談体制の充実	障害福祉課
《拡》障害者権利条約、関連する法律や条例の普及啓発〈再掲〉	障害者権利条約、障害者差別解消法などの関連する法律や条例についての普及・啓発を実施	障害福祉課

② 成年後見制度の利用支援

事業・取組	概要の説明	担当課
成年後見制度利用支援事業	制度の普及、市長申立による支援や後見人等の報酬助成を実施。また、区役所等における相談、パンフレットの配布等を通じ、制度の普及啓発を実施	高齢福祉課 障害自立支援課 精神保健福祉課
成年後見事業（「こづけん」）	広島市社会福祉協議会の福祉サービス利用援助事業「かけはし」と成年後見制度が途切れなくつながるよう、同協議会が成年後見人等になる法人後見を実施	地域共生社会推進課
《新》成年後見人等への送付先変更の一括受付	本市から送付する成年被後見人等への通知書等の宛先を、成年後見人等へ変更する複数の手続について、一つの窓口でまとめて受け付ける取組を実施	高齢福祉課

1 各施策に関連する「事業・取組」一覧

事業・取組	概要の説明	担当課
《新》成年後見制度利用促進事業	認知症、精神障害、知的障害等によって判断能力が不十分で権利擁護支援を必要とする人が成年後見制度を利用できるよう、医療・福祉・司法・行政等による地域連携ネットワークの連携強化を図るとともに、広島市成年後見利用促進センターによる制度の普及啓発、相談支援、後見業務の担い手の確保等を実施	高齢福祉課

4 地域生活支援の充実

(1) 福祉サービスの必要な量と質の確保

① 地域包括ケアに向けた福祉サービスの基盤整備と質の向上

事業・取組	概要の説明	担当課
民間障害者（児）福祉施設整備補助事業	民間による福祉サービス事業所等の基盤整備や防犯対策を強化するための整備に対して補助	障害自立支援課
市有未利用地等の貸付け	市が所有する未利用地等の貸付けを行うことにより、民間による福祉サービス事業所等の基盤整備を用地確保等の面から支援	障害自立支援課
事業所の指定、指導監査	障害者総合支援法の規定に基づき、事業所の指定を適切に行うとともに、事業が適切に行われるよう、指導監査（調査、勧告等）を実施	障害自立支援課
保健師地区担当制の推進〈再掲〉	保健師がそれぞれの担当地区を受け持つ「保健師地区担当制」により、保健師が積極的に地区に出向き、訪問指導や健康相談を行うなどの保健活動を充実させるとともに、地域住民や関係機関と連携しながら高齢者、障害者、子どもなど全ての住民が暮らしやすい地域づくりを推進	健康推進課
《拡》相談支援包括化推進員の配置〈再掲〉	高齢、障害、子ども、生活困窮などの複雑化・複合化した生活課題について、多機関の協働による解決に取り組むため、支援関係機関相互間の連携による支援の調整等を行う相談支援包括化推進員を配置	地域共生社会推進課
共生型サービスの実施	福祉サービスを利用していた者が65歳になっても、引き続き同じ事業所でサービスを利用することができるよう、居宅・日中活動系サービスについて、高齢者や障害児者が共に利用できる共生型サービスを実施	障害自立支援課
グループホーム等の開設等への支援〈再掲〉	民間によるグループホーム等の開設等について、市有未利用地等の貸付けや国庫補助を利用した施設整備費に対する助成等を実施 〈再掲〉	障害自立支援課
精神障害についての理解の促進 〈再掲〉	市民を対象として精神障害に対する理解を深めるための講演会や、精神障害者支援施設等の職員を対象に精神障害者の支援に関する知識を深めるための研修等を実施	精神保健福祉センター 精神保健福祉課
事業者等への支援	民間社会福祉法人が独立行政法人福祉医療機構から借り入れた資金に関する償還金や利子に対する助成のほか、施設の職員給与改善等についての助成を実施	障害自立支援課 精神保健福祉課

1 各施策に関連する「事業・取組」一覧

事業・取組	概要の説明	担当課
サービスに関する苦情解決の仕組みを通じた対応〈再掲〉	広島県社会福祉協議会と連携し適切に対応（事業者と利用者等との話し合いを経て、広島県社会福祉協議会の運営適正化委員会が相談対応、解決をあっせん）	障害自立支援課
支給決定手続きの円滑な実施	認定調査等を経て、介護者の状況やサービス利用の意向等を含む様々な事項を踏まえ、総合的に支給の要否を決定	障害自立支援課
《拡》地域生活支援拠点の充実〈再掲〉	障害者の重度化・本人及び親の高齢化や親亡き後を見据え、24 時間対応可能なサービス拠点における相談支援を充実	障害自立支援課

② 包括的・総合的な生活支援の充実

事業・取組	概要の説明	担当課
福祉サービス利用者の増加に対応した体制整備の支援	福祉サービスを利用する際に必要なサービス等利用計画の作成支援及びサービス利用調整等を行う相談支援事業所の新規開設に向けた働き掛けを実施	障害自立支援課
福祉サービス事業所や施設等に関する情報提供	相談支援事業所や本市ホームページ等において、福祉サービス事業所や施設等に関する情報を提供	障害自立支援課
自立支援医療の給付	更生医療、育成医療、精神通院医療の給付	障害福祉課 精神保健福祉課
精神障害者通院医療費補助	精神障害者の通院医療費等に対する助成を実施	精神保健福祉課
手当の支給（特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当、心身障害者扶養共済）	各種手当等を国等の制度に基づき適切に支給。また、実態や対象者の生活状況等を踏まえ、増額や制限の緩和などについて、機会を捉えて国に対して要望等を実施	障害福祉課
地域移行支援、地域定着支援〈再掲〉	障害者支援施設等に入所又は精神科病院に入院しているなど地域生活に移行するために重点的な支援が必要な障害者に対し、住宅の確保や地域生活に移行するための活動に関する相談や、措置入院者の退院後の継続した支援（地域移行支援）を実施するとともに、一人暮らし等の障害者に常時の連絡体制の確保や緊急時の相談支援（地域定着支援）を実施	障害自立支援課 精神保健福祉課
65 歳到達後の福祉サービスの支給決定や負担軽減の実施	65 歳到達後も、福祉サービスの支給決定や介護保険サービスへ移行した際の利用者負担軽減による切れ目のない支援を実施	障害自立支援課
重度の障害児を受け入れる民間の児童発達支援センターへの支援の検討〈再掲〉	国の動向を踏まえ、支援を充実するため、重度の障害児を受け入れる民間の児童発達支援センターへの報酬等の支援について検討	障害自立支援課 障害福祉課
障害者の再犯防止につなげる司法・福祉等関係者の連携促進	司法と医療・保健・福祉の関係機関が連携した、障害者の再犯の防止等に関する施策の検討	障害福祉課
重症心身障害児（者）相談支援事業〈再掲〉	生活上の困難さが著しい重症心身障害者本人やその保護者を支援するため、専門職員による相談支援事業を実施するとともに、重症心身障害者の保護者を相談員としてピアカウンセリングを実施〈再掲〉	障害自立支援課
障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの提供	障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスを円滑・適切に提供	障害自立支援課 精神保健福祉課

1 各施策に関連する「事業・取組」一覧

事業・取組	概要の説明	担当課
重度心身障害者医療費補助	一定の要件に該当する重度心身障害者（児）に対して、医療費（入院時の食事療養等に係る費用を除く。）の自己負担分を補助	保険年金課（福祉医療担当）
《新》重度精神障害者通院医療費補助	一定の要件に該当する重度精神障害者（児）に対して、医療費（入院に係る費用を除く。）の自己負担分を補助	精神保健福祉課
《新》重度心身障害者介護保険利用負担助成	重度障害者医療費受給者証をお持ちの方に対して、特定の介護サービス費用の利用者負担【1割】（他の公費制度で助成される額を除く。）を助成	保険年金課（福祉医療担当）
《新》重度精神障害者介護保険利用負担助成	重度精神障害者通院医療費受給者証をお持ちの方に対して、特定の介護サービス費用の利用者負担【1割】（他の公費制度で助成される額を除く。）を助成	精神保健福祉課
利用者負担等の軽減措置	国の動向を踏まえながら、福祉サービス等の利用に係る低所得者等の負担に配慮するとともに、機会を捉えて国に対して要望等を実施	障害自立支援課 精神保健福祉課
居宅介護	障害者の居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護や調理、洗濯、掃除等の家事援助等を実施	障害自立支援課
重度訪問介護	重度障害者の居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護や調理、洗濯、掃除等の家事援助等を実施するほか、外出時における移動介護を実施	障害自立支援課
同行援護	視覚障害のため、移動が著しく困難な障害者（同行援護アセスメント票において該当する者）の移動に必要な情報の提供、移動援護等を実施	障害自立支援課
行動援護	行動が著しく困難な知的・精神障害者の行動援護、外出時の移動介護等を実施	障害自立支援課
重度障害者等包括支援	常時介護を要する重度障害者に、居宅介護その他複数の幅広いサービスを組み合わせた包括的な支援を実施	障害自立支援課
生活介護	障害者に、入浴、排せつ、食事等の介護を実施するとともに、創作的活動等の機会を提供	障害自立支援課
自立訓練（機能訓練・生活訓練）の実施（再掲）	身体障害者への身体機能の回復に必要なリハビリテーションや訓練等（機能訓練）を実施。また、知的障害者・精神障害者の生活能力の向上等に必要な訓練等（生活訓練）を実施	障害自立支援課
就労移行支援	一般企業等への就労が可能と見込まれる 65 歳未満の障害者に、訓練、求職活動に関する支援、就職後の職場定着のための相談支援等を実施	障害自立支援課
就労継続支援（A 型：雇用契約あり）	一般企業等への就労が困難な障害者（雇用契約に基づく就労は可能な 65 歳未満の障害者）に、就労の機会や生産活動の機会等を提供するとともに、訓練等を実施	障害自立支援課
就労継続支援（B 型：雇用契約なし）	一般企業等への就労が困難な障害者に、就労の機会や生産活動の機会等を提供するとともに、訓練等を実施	障害自立支援課
就労定着支援	一般就労へ移行した障害者の就労に伴う生活面の課題に対し、就労の継続を図るために企業・自宅等への訪問や障害者の来所により必要な連絡調整や指導・助言等を実施	障害自立支援課

1 各施策に関連する「事業・取組」一覧

事業・取組	概要の説明	担当課
療養介護	病院等において、医療と常時介護を要する障害者への医療的ケアや介護等を実施	障害自立支援課
短期入所	介護者が病気等で不在の場合において、一時的入所による介護等を実施（日中のみの利用は含まない）	障害自立支援課
自立生活援助	一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うために、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行い、必要と認められる訓練等給付費を支給	障害自立支援課
共同生活援助（グループホーム）	障害者が共同生活を行う住居において、日常生活上の援助等を実施	障害自立支援課
施設入所支援	生活介護等を利用する障害者について、一定の要件の下、施設において、夜間の入浴、排せつ、食事の介護等を実施	障害自立支援課
計画相談支援	障害者の心身の状況や環境を勘案したサービス等利用計画の作成や、作成したサービス等利用計画の検証、見直しを実施	障害自立支援課
補装具費の給付	障害者等の身体機能を補完・代替し、長期間継続して使用される義肢、車いす等の購入・借受け・修理に関する費用を給付	障害自立支援課
日常生活用具給付等事業	日常生活上の便宜を図るつえやストマ用装具その他の様々な用具を給付	障害自立支援課
移動支援事業	障害者等が円滑に外出できるよう、障害者等の移動を支援	障害自立支援課
《新》広島市障害者（児）社会参加支援ガイドヘルパー派遣事業	外出時に適当な付添人がいない障害者に、ガイドヘルパーを派遣して、障害者の移動を支援	障害自立支援課
地域活動支援センター事業	創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の地域生活支援を促進	障害自立支援課 精神保健福祉課
福祉ホーム事業	障害者に、低額な料金で、居室等を提供し、日常生活に必要な支援を実施	障害自立支援課
訪問入浴サービス事業	入浴が困難な在宅の障害者の居宅を訪問し入浴サービスを提供	障害自立支援課
日中一時支援事業	介護者の一時的な休息等を目的として、障害者と障害児を対象に、指定短期入所事業所等で一時預かりを実施	障害自立支援課
中途失明者の歩行訓練、知的障害者の生活自立訓練	中途失明者に対し、一定期間、専門の歩行訓練士による歩行訓練と訓練に必要な助言・指導を実施 また、知的障害者に対し、短期間の宿泊経験を通じた、自立生活に必要な基本的生活の知識・技術等の習得を支援	障害福祉課 障害自立支援課
社会参加促進事業（自動車運転免許取得・改造助成）	自動車運転免許を取得した障害者に対し、必要な経費の一部を助成するとともに、自動車を自ら運転するための改造に要する費用の一部を助成	障害福祉課 精神保健福祉課
社会参加促進事業（手話・要約筆記者の養成研修）	手話奉仕員、要約筆記者を養成する研修を実施	障害福祉課
福祉のしおりの作成・配付	障害者関連施策・施設等の情報をまとめた冊子を作成（SPコード付、点字版もあり）・配付	障害福祉課
障害者公共交通機関利用助成	外出の動機付けとして、市内のアストラムライン、バス、路面電車、JR等の交通費の一部を助成	障害福祉課 精神保健福祉課
重度障害者福祉タクシー利用助成	重度の障害者について、タクシー料金の一部を助成	障害福祉課 精神保健福祉課

1 各施策に関連する「事業・取組」一覧

事業・取組	概要の説明	担当課
交通運賃割引等の拡大促進	精神障害者を割引の対象としない高速道路、ＪＲ、航空機等に関して、国や事業者等に対する働きかけや要望等を実施	精神保健福祉課
障害者福祉バスの運行	障害者団体やグループのレクリエーション活動等に際して、車いすリフト付きのバスを運行	障害福祉課
身体障害者補助犬健康管理費助成事業	補助犬の健康管理に要する費用の一部を助成	障害福祉課
難聴児補聴器購入費助成事業〈再掲〉	身体障害者手帳の交付対象とならない軽・中度の難聴児に対し、補聴器の購入等に要する経費の一部を助成	障害福祉課
配食サービスの検討	単身の障害者等に、食事を定期的に配達し、併せて利用者の安否を確認するサービスの導入について検討	障害福祉課
大型ごみ排出支援事業	自ら大型ごみを持ち出せない単身者等の大型ごみを家から運び出して収集	業務第一課
心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の社会復帰の促進（ケア会議等への参加を通じた支援）	心神喪失等の状態で他者を害する重大な行為を行った者の処遇等に関して、国が開催するケア会議や地域連絡協議会等に、本市も参加し、国や関係機関と連携して、必要な支援を行い、円滑な社会復帰を促進	精神保健福祉課
《新》強度行動障害を有する者への支援体制の構築と支援策の検討・実施	強度行動障害を有する者やその家族のニーズの把握及び関係部局と連携した地域での支援体制の構築。また、強度行動障害を有する者やその家族への支援策の検討とその実施に向けた取組	こども青少年支援部 （障害児支援担当） 障害自立支援課 障害福祉課 精神保健福祉課

③ 発達障害者、高次脳機能障害者、難病患者への支援の充実

事業・取組	概要の説明	担当課
発達障害者支援体制づくり推進プログラムに基づく事業実施	発達障害を早期発見し、速やかに適切な支援を行うための体制の充実を図り、乳幼児期から成人期までのライフステージに応じた一貫した支援を行うとともに、共生社会の実現に向けた取組を推進	こども青少年支援部 （障害児支援担当）
高次脳機能地域支援センターにおける各種相談対応	センターに相談支援コーディネーターを配置して各種相談等に対応	地方独立行政法人広島市立病院機構広島市立リハビリテーション病院 医療支援室
障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの実施（難病患者への対象拡大に対応）	平成 25（2013）年 4 月に福祉サービスの対象となった難病患者について、対象疾病の拡大やサービスについて周知し、利用を促進	障害自立支援課
発達障害児早期発見・支援体制整備事業〈再掲〉	乳幼児期の支援の充実を図るため、1 歳 6 か月児健康診査後の「親子教室」の開催や、「5 歳児発達相談」を実施。また、市内の小児科や保育園・幼稚園等へ乳幼児期の子どもの成長・発達についての相談先案内用リーフレットを配布	こども青少年支援部
発達障害者支援センターの地域支援機能の強化〈再掲〉	発達障害者が可能な限り身近な場所で必要な支援が受けられる体制を整備するため、発達障害者地域支援マネジャーの発達障害者支援センターへの配置を進め、地域の相談支援機関等との協力関係を強化〈再掲〉	こども青少年支援部 （障害児支援担当）
高次脳機能障害についての啓発〈再掲〉	本市の広報紙・ホームページ等を活用し、幅広く情報発信を実施〈再掲〉	精神保健福祉課

1 各施策に関連する「事業・取組」一覧

(2) 保健・医療・リハビリテーションの充実

① 疾病予防の推進と早期治療の充実

事業・取組	概要の説明	担当課
各種健康相談	疾病の予防や早期治療につなげるため、保健センターにおいて健康相談を実施	健康推進課
特定健康診査、各種がん検診等の受診勧奨	疾病の予防や早期治療のため、各種健診等の重要性について啓発すること等により、健診等の受診勧奨を実施	健康推進課
在宅訪問歯科健診・診療事業	在宅で寝たきり状態のため歯科医院への通院が困難な人を対象に、歯科医師が居宅を訪問し、歯科健康診査及び歯科診療を実施	健康推進課
《拡》うつ病・自殺（自死）対策の推進	「広島市うつ病・自殺（自死）対策推進計画（第3次）」に基づき、市民への普及啓発活動や相談支援にあたる人材養成の取組等、各種事業を総合的・計画的に推進	精神保健福祉課 精神保健福祉センター
身体障害者健康診査	車いすを常用する身体障害者を対象に、車いすの長時間使用による二次障害を予防するため、健康診査を実施	障害福祉課
在宅重度心身障害者（児）訪問診査	地域の医療機関において健康診査を受けることが困難な在宅の重度心身障害者（児）を対象に、医師等を派遣し、診査・相談等を実施	障害福祉課
各種健康教室の開催	ウォーキング教室等の健康づくり教室や生活習慣病予防教室、母子保健教室等を開催し、健康に関する正しい知識の普及・啓発や支援を実施	健康推進課 こども青少年支援部

② 医療・リハビリテーションサービスの充実

事業・取組	概要の説明	担当課
かかりつけ医推進事業（広島市連合地区地域保健対策協議会事業補助）	各区の保健・医療・福祉総合相談窓口と医師会が連携して、医療機関の情報提供や医療相談を実施	医療政策課
重症心身障害児者への医療に関する情報提供の検討	重症心身障害児者への医療に関する情報提供について、関係機関と連携して検討	障害福祉課
心身障害児（者）歯科診療事業補助	広島県歯科医師会が実施する障害者への歯科診療事業に対し助成	医療政策課
広島市精神科救急医療システムの運営	精神科救急医療施設において、24時間診療を実施するとともに、精神科救急情報センターにおいて、24時間電話医療相談を実施。また、民間病院で整備した精神科第三次救急医療体制により、精神科急性期の重症患者及び身体合併症患者に対応	精神保健福祉課
地域リハビリテーション推進事業	身体障害者更生相談所と区福祉課等の職員が連携して、障害者の居宅を訪問し、生活の場における相談対応等を実施	身体障害者更生相談所
発達障害児早期発見・支援体制整備事業（再掲）	乳幼児期の支援の充実を図るため、1歳6か月児健康診査後の「親子教室」の開催や、「5歳児発達相談」を実施。また、市内の小児科や保育園・幼稚園等へ乳幼児期の子どもの成長・発達についての相談先案内用リーフレットを配布	こども青少年支援部

1 各施策に関連する「事業・取組」一覧

事業・取組	概要の説明	担当課
こども療育センターにおける医師等専門スタッフの充実及び専門性の向上等による療育の充実	こども療育センターの受診を希望する乳幼児に対し、速やかに診断を行い、診断後の適切なフォローが行えるよう、医師、心理療法士等の専門スタッフの充実及び障害の特性に応じた適切な支援を行える療育の実施	こども青少年支援部 (障害児支援担当)
小児救急医療体制の充実	舟入市民病院の小児科救急診療（24 時間・365 日）、北部医療センター安佐市民病院の小児科夜間救急医療（日曜日（8 月 6 日及び年末年始を除く。）の 17 時 30 分～22 時）等を実施	医療政策課
精神医療審査会、精神科病院入院者病状審査、実地指導	精神医療審査会における審査（退院請求や処遇改善請求等に対する審査）や、市内の精神病床を有する病院に対する指導	精神保健福祉課 精神保健福祉センター
精神科デイケア事業	医療機関による集団療法、作業指導、レクリエーション活動等の状況を把握 精神的な病気で通院している方を対象に、グループ活動を通じて対人関係の改善を図ることを目的として通所治療を行う。	精神保健福祉センター
身体合併症を有する精神障害者への医療体制の整備促進	本来的な体制整備（民間病院が整備する精神科第三次救急医療体制における対応以外）や国立病院への受入れの実現に向けて、引き続き国等への要望等を実施	精神保健福祉課
自立訓練（機能訓練・生活訓練）の実施	身体障害者への身体機能の回復に必要なリハビリテーションや訓練等（機能訓練）を実施。また、知的障害者・精神障害者の生活能力の向上等に必要な訓練等（生活訓練）を実施	障害自立支援課
精神保健福祉センターにおける技術指導・援助、研修	精神障害者のリハビリ支援に従事する職員への研修等を実施	精神保健福祉センター
地域におけるリハビリテーションサービスの向上を図る地域連携の会の開催	医療の回復期と生活期における地域のリハビリテーションサービスの向上を図るため、年に 1 回、一般市民及び医療・保健・福祉関係者を対象とした市民公開講座を開催	地方独立行政法人広島市立病院機構広島市立リハビリテーション病院 事務室 身体障害者更生相談所
《拡》障害者差別解消に向けた研修・啓発等の取組〈再掲〉	障害を理由とする差別の解消に向けて、本市職員等への研修の実施や、市政出前講座の実施、シンポジウムの開催等での啓発を実施	障害福祉課

(3) 支援を担う人材の確保

① 医療・福祉の支援を担う人材の確保と質の向上

事業・取組	概要の説明	担当課
民間の福祉サービス従事者への研修	福祉サービスの質の確保を図ることを目的に、従業者に対して研修会を実施	障害自立支援課
若い世代に向けた介護職理解促進事業	若い世代が介護を将来の仕事として捉える機会を提供するため、中学生を対象とする出前授業や、高校生等の介護の職場見学を実施	介護保険課
保育・介護人材サポート事業	地元企業、事業者、市が協力し、保育・介護人材に対して買物支援サービスを行い、実質的な処遇を改善	雇用推進課

1 各施策に関連する「事業・取組」一覧

事業・取組	概要の説明	担当課
障害福祉人材養成支援事業	障害福祉サービス事業所等における質の高い中核的な人材の育成・定着を図るため、一定の資格を新規に取得した人数に応じて補助金を交付	障害自立支援課
《拡》医療・福祉・介護に携わる多様な人材の確保・育成や定着支援、魅力向上に向けた取組の強化	医療・福祉・介護人材の処遇改善と労働環境整備について、関係機関と連携して取り組むとともに、国に要望することなどについて検討。また、サービスを担う専門人材の確保・育成や定着支援に係る取組及び現場の負担軽減に資する取組の充実・強化	障害自立支援課 医療政策課 障害福祉課 介護保険課

(4) 情報・コミュニケーション支援の充実

① 障害の特性に配慮した情報提供サービスの充実

事業・取組	概要の説明	担当課
点字・声の広報の発行	本市の広報紙について、毎号、点字版やＣＤ（ＤＶＤ版）を作成	広報課 秘書広報室
手話通訳・字幕付テレビ広報番組の放送	テレビ広報番組に、手話通訳及び字幕（クローズドキャプション・要約字幕）を付けて放送	広報課
市長記者会見の手話通訳・字幕付インターネット動画の配信	市長記者会見の生中継動画に手話通訳を付けてインターネットで配信するとともに、会見後に字幕（クローズドキャプション）を挿入した動画をインターネットで配信	広報課
本会議中継における手話通訳の活用	本市の本会議中継に手話通訳を付けて放送	秘書広報室
聴覚障害者の傍聴に対する手話通訳者、要約筆記者の派遣手配	聴覚障害者が本会議や委員会を傍聴する際、手話通訳者や要約筆記者の派遣を手配	議会事務局総務課
《拡》「広島市障害者支援情報提供サイト（マーガレットサイト）」の運営と掲載情報等の充実	障害や障害者に対する理解を深める情報、障害者に役立つ情報、障害者団体や支援団体の活動情報を発信する「広島市障害者支援情報提供サイト（マーガレットサイト）」を運営するとともに、掲載情報等の充実を図るため、本サイトに登録していない団体への登録勧奨等を実施	障害福祉課
ホームページの充実	障害者をはじめ誰もが利用しやすいホームページとなるよう、本市ホームページの利便性や操作性等を向上	広報課
広島市視覚障害者情報センター運営	視覚障害者向けの情報通信機器や日常生活用具に関する情報提供等を行う「広島市視覚障害者情報センター」を運営	障害福祉課
公文書における点字文書やユニボイスの活用	点字文書による通知、ユニボイスを印刷した文書を送付	障害福祉課
コミュニケーション支援事業	手話通訳者及び要約筆記者・奉仕員の派遣、手話相談員の設置を実施	障害福祉課
福祉のしおりの作成・配付（再掲）	障害者関連施策・施設等の情報をまとめた冊子を作成（ユニボイス付、点字版もあり）・配付	障害福祉課
「おしえてコールひろしま」（広島市コールセンター）	電話、ファクス、電子メールにより、本市の業務や手続き等に関する一般的な質問に年中無休（８～２１時）で対応	市民相談センター
電子申請システムによる手続きの実施	インターネットを利用して、来庁せずに自宅等から申請・届出等手続きを行えるシステム（広島県等と共同で運用）について、障害福祉関係をはじめ、可能な手続きを実施	情報システム課
《新》各種行事やイベント等における情報保障のあり方についての啓発	各種行事やイベント等を開催する際の情報保障のあり方について、本市職員への定期的な啓発の実施	障害福祉課

1 各施策に関連する「事業・取組」一覧

事業・取組	概要の説明	担当課
《新》手話による相談支援の実施	身体障害者更生相談所に手話相談員を設置し、手話による相談支援を実施	身体障害者更生相談所
《新》文字情報による相談支援の実施	身体障害者更生相談所に音声認識機能のあるタブレット端末を設置し、中途失聴・難聴者に対する文字情報による相談支援を実施	身体障害者更生相談所

② ICT 等を活用した障害者のコミュニケーション支援等の充実

事業・取組	概要の説明	担当課
《拡》手話専用テレビ電話による相談支援の実施	障害福祉課と区福祉課にタブレット端末等を設置し、インターネットテレビ電話を活用した手話による相談支援と音声認識ソフトを活用した文字情報による相談支援を実施	障害福祉課
手話や要約筆記等の専門的な技術を有する人材の養成・確保	各種研修会の実施などにより、手話や要約筆記等の専門的な技術を有する人材を養成・確保	障害福祉課
重度障害者入院時コミュニケーション支援事業	介護者がいない、意思疎通が困難な重度の身体障害者が医療機関に入院する場合に、本人との意思疎通に熟達した人をコミュニケーション支援員として派遣	障害自立支援課
重度訪問介護の訪問先の拡大	平成 30（2018）年 4 月からの「重度訪問介護」の訪問先を拡大し、入院時の意志伝達等の支援を実施	障害自立支援課
ICT 講習会の開催	㈱広島情報シンフォニーに委託して心身障害者福祉センター等において在宅障害者を対象とした講習会を開催するほか、施設等に講師を派遣し、入・退所者を対象とする講習会を開催	障害自立支援課
視覚障害者 ICT ボランティアの養成・派遣〈再掲〉	視覚障害者用パソコンソフトウェアの設定及び操作方法等の指導を行う「ICT 利活用支援ボランティア」の養成講座を実施するとともに、要請に応じて、視覚障害者の自宅等に派遣〈再掲〉	障害福祉課
身体障害者パソコン等給付事業	在宅で初めて ICT の利活用に取り組む方に、パソコン等を給付	障害福祉課
障害者向けパソコンソフト等の給付（日常生活用具等給付事業）	日常生活用具として、障害者向けのパソコンソフト・周辺機器等の給付、活字文書読上げ装置の貸与を実施	障害自立支援課
広島市視覚障害者情報センター運営〈再掲〉	視覚障害者向けの情報通信機器や日常生活用具に関する情報提供等を行う「広島市視覚障害者情報センター」を運営	障害福祉課
《拡》「広島市障害者支援情報提供サイト（マーガレットサイト）」の運営と掲載情報等の充実〈再掲〉	障害や障害者に対する理解を深める情報、障害者に役立つ情報、障害者団体や支援団体の活動情報を発信する「広島市障害者支援情報提供サイト（マーガレットサイト）」を運営するとともに、掲載情報等の充実を図るため、本サイトに登録していない団体への登録勧奨等を実施	障害福祉課

1 各施策に関連する「事業・取組」一覧

5 発達支援と教育の充実

(1) 総合的な発達支援の充実

① 障害の早期発見及び保護者への支援体制の充実

事業・取組	概要の説明	担当課
総合周産期母子医療センターの運営	広島市民病院において、産科センター、未熟児新生児センター、小児科、小児外科を集約し、子どもと母親に対する総合的な医療を提供	地方独立行政法人広島市立病院機構広島市立広島市民病院事務室総務課
妊産婦、乳幼児健康診査	妊産婦・乳児一般健康診査、4か月児・1歳6か月児・3歳児の各健康診査を実施（1歳6か月児・3歳児に対しては、児童相談所と連携を図りながら、精神発達面の精密健康診査を実施）	こども青少年支援部
発達障害児早期発見・支援体制整備事業	乳幼児期の支援の充実を図るため、1歳6か月児健康診査後の「親子教室」の開催や、「5歳児発達相談」を実施。また、市内の小児科や保育園・幼稚園等へ乳幼児期の子どもの成長・発達についての相談先案内用リーフレットを配布	こども青少年支援部
発達支援コーディネーターの養成	保育園・認定こども園における発達障害児支援のリーダーを養成する講座を実施。さらに、発達障害児及びその保護者への支援を充実させるとともに、関係機関との連携を図るため、専門性向上のための講座を実施	こども青少年支援部（障害児支援担当） 幼保企画課（保育園運営指導担当）
新生児聴覚検査事業	聴覚障害を早期に発見し、適切な支援を行うことを目的として、新生児に対し聴覚検査を実施	こども青少年支援部
就学時健診の実施	就学時健康診断の場で、必要に応じて発達障害に関する相談を実施	健康教育課
先天性代謝異常等検査事業	先天性代謝異常及び先天性甲状腺機能低下症の早期発見のため、新生児について血液によるマス・スクリーニング検査を実施	こども青少年支援部
保育士等を対象とした専門研修の実施	発達障害について正しい認識を持つとともに、保育園等における発達障害児への気付きや関わり方などの一層の充実を図り、系統だてて学ぶための専門的・実践的な研修を実施	こども青少年支援部（障害児支援担当） 幼保企画課（保育園運営指導担当）

② 医療的ケア児や重症心身障害児も含め障害特性等に配慮したきめ細かい支援の充実

事業・取組	概要の説明	担当課
児童発達支援センターにおける地域支援	身近な地域の障害児支援の専門施設（事業）として、通所利用の障害児だけでなく、地域の障害児・その家族を対象とした支援や、保育所等の施設に通う障害児に対し施設を訪問して支援するなど、地域支援に対応	障害自立支援課
《拡》こども療育センター等における療育の実施	こども療育センター（北部こども療育センター、西部こども療育センターを含む。）の外来診療部門において、障害児（発達障害児を含む。）の診断・外来療育、家族等への支援を実施。また、各センター内に併設している児童発達支援センターにおいて療育を実施するとともに、同センターにおける発達障害児の受入体制の整備等を実施	こども青少年支援部（障害児支援担当）
重症心身障害児（者）医療型短期入所事業	舟入市民病院において医療的ケアが必要な重症心身障害児者を受け入れることができる短期入所事業の補助を実施	障害自立支援課

1 各施策に関連する「事業・取組」一覧

事業・取組	概要の説明	担当課
重度の障害児を受け入れる民間の児童発達支援センターへの支援の検討	国の動向を踏まえ、支援を充実するため、重度の障害児を受け入れる民間の児童発達支援センターへの報酬等の支援について検討	障害自立支援課 障害福祉課
居宅訪問型児童発達支援の実施	障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行う居宅訪問型児童発達支援を実施	障害自立支援課
障害児相談支援〈再掲〉	利用する障害児通所支援の種類及び内容等を定めた計画（障害児支援利用計画）を作成し、関係者との連絡調整等を実施〈再掲〉	障害自立支援課
こども療育センターにおける医師等専門スタッフの充実及び専門性の向上等による療育の充実〈再掲〉	こども療育センターの受診を希望する乳幼児に対し、速やかに診断を行い、診断後の適切なフォローが行えるよう、医師、心理療法士等の専門スタッフの充実及び障害の特性に応じた適切な支援を行える療育の実施	こども青少年支援部 （障害児支援担当）
障害児等療育支援事業〈再掲〉	訪問による療育指導、外来による専門的な療育相談・指導、保育園等の職員の指導、施設等に対する支援を実施	こども青少年支援部 （障害児支援担当） 障害自立支援課
障害児の保育の推進	障害児加配保育士の配置。また、各園の発達支援コーディネーターが調整的な役割を担い、こども療育センターや発達障害者支援センターと連携して、障害児（発達障害児を含む。）やその保護者への支援を実施。さらに、保育士の資質向上を図るため、障害児の保育に関する専門的な知識等に関する研修を実施	幼保給付課 （保育園運営指導担当）
難聴児補聴器購入費助成事業	身体障害者手帳の交付対象とならない軽・中度の難聴児に対し、補聴器の購入等に要する経費の一部を助成	障害福祉課
《新》医療的ケア児在宅レスパイト事業	在宅の医療的ケア児の保護者の負担を軽減するため、保護者に代わって医療的ケアを行う看護師を派遣	障害自立支援課
《新》児童福祉法の改正に基づき、児童発達支援センターのあり方等を検討	児童福祉法の改正に基づき、児童発達支援センターが障害児支援の中核的役割を担うためのあり方等を検討	こども青少年支援部 （障害児支援担当） 障害自立支援課
発達障害者支援体制づくり推進プログラムに基づく事業実施〈再掲〉	発達障害を早期発見し、速やかに適切な支援を行うための体制の充実を図り、乳幼児期から成人期までのライフステージに応じた一貫した支援を行うとともに、共生社会の実現に向けた取組を推進	こども青少年支援部 （障害児支援担当）

(2) 自立に向けた教育の充実

① 多様な学びの場の充実とインクルーシブ教育システム構築に向けた環境整備

事業・取組	概要の説明	担当課
巡回相談指導の実施	小・中学校等に在籍する発達障害等、特別な教育的支援の必要な児童生徒等に対し、適切な指導及び必要な支援を行うため、専門家チームによる巡回相談指導を実施	特別支援教育課
特別支援教育アシスタント及び学習サポーターの配置	小・中学校等の通常の学級に在籍する肢体不自由児への支援を行う特別支援教育アシスタント及び障害のある児童生徒等に限定せず学習支援を行う学習サポーターを配置し、学校生活上の支援を実施	特別支援教育課

1 各施策に関連する「事業・取組」一覧

事業・取組	概要の説明	担当課
インクルーシブ教育に係る研究校等における取組の推進	幼稚園における園内の支援体制づくりに係る実践的な研究を実施。また、小・中学校においては、特別支援教育コーディネーターの専任化を図り、インクルーシブ教育システム構築に向けた校内の体制づくり等に係る実践的な研究を実施	特別支援教育課
障害のある子どもへの医療的ケア実施事業	小・中学校等の医療的ケアを必要とする児童生徒等が、安心して学校生活を送ることができるよう看護師を配置するとともに、今後の看護師配置に係る局を横断するシステムの構築に向けた検討を実施	特別支援教育課
広島特別支援学校校舎増築	急激な児童生徒数の増加に伴う教室不足に対応するため、広島特別支援学校の校舎を増築し、教育環境を充実	特別支援教育課
特別支援教育コーディネーターの資質向上	関係機関との連絡調整や保護者からの相談窓口となるなど、特別支援教育のコーディネーター的な役割を担う職員（特別支援教育コーディネーター）に対し、障害の多様化に伴う専門的な知識を深める内容や合理的配慮の理解を深める内容、校内において組織的な取組を推進するための指導・調整能力を高める内容等の研修を実施	特別支援教育課
特別支援学級指導員の配置等	小・中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒に対し、障害の状態に応じたきめ細かな指導・支援を実施するため、特別支援学級指導員を配置し、専門性を高めるための研修を実施	特別支援教育課
特別支援学級及び通級指導教室の設置	小・中学校に在籍している障害のある児童生徒に適切な指導及び支援を行うため、特別支援学級を計画的に設置するとともに、通常の学級に在籍している軽度の障害のある児童生徒への適切な指導及び支援を行うため、児童生徒の障害の状態や保護者のニーズ等を踏まえて、小・中学校の通級指導教室の増設や高等学校への新設を検討	特別支援教育課
通級指導教室・特別支援学級・特別支援学校の教員の資質向上	教員の専門性の向上を図るため、指導主事の学校訪問等による授業づくりや一人一人の子どもの実態に応じた指導・支援の在り方等に係る校内研修、新規担当教員や初任者教員への指導等を実施	特別支援教育課
市立特別支援学校高等部充実事業	高等部に在籍する生徒に対し、校外における体験学習や職場実習等を実施し、職業教育の充実を図るとともに、卒業後も必要に応じて、一定期間、就労定着支援を実施	特別支援教育課
ジョブ・サポート・ティーチャーの配置〈再掲〉	市立広島特別支援学校に就職支援教員（ジョブ・サポート・ティーチャー）を配置し、職業教育の充実、就労希望者への支援を実施	特別支援教育課
青少年総合相談センター等における就学・教育相談の実施	障害のある子どもの就学・教育に関する相談に対応	特別支援教育課

② 生涯を通じた多様な学習活動の充実

事業・取組	概要の説明	担当課
生涯を通じた多様な学習活動の充実に向けた関係部局との検討	生涯を通じた多様な学習活動の充実に向けた取組等について関係部局と検討	障害福祉課 生涯学習課 特別支援教育課

1 各施策に関連する「事業・取組」一覧

事業・取組	概要の説明	担当課
区スポーツセンターでの障害者への支援や利用の充実〈再掲〉	各区のスポーツセンターでの障害者への支援や利用の充実	スポーツ振興課 障害福祉課
公民館での学習会開催、学習グループへの支援〈再掲〉	事業や講座等を、障害者団体等との連携又は共催により実施。また、公民館において学習する障害者の自主活動グループに対して、運営方法、活動場所、他団体との連携等に関する相談対応、助言等を実施	生涯学習課
《拡》「広島市障害者支援情報提供サイト（マーガレットサイト）」の運営と掲載情報等の充実〈再掲〉	障害や障害者に対する理解を深める情報、障害者に役立つ情報、障害者団体や支援団体の活動情報を発信する「広島市障害者支援情報提供サイト（マーガレットサイト）」を運営するとともに、掲載情報等の充実を図るため、本サイトに登録していない団体への登録勧奨等を実施	障害福祉課

③ 交流活動や放課後活動等の充実

事業・取組	概要の説明	担当課
特別支援学校放課後対策事業、障害児いきいき活動事業	特別支援学校に在籍する児童生徒を対象に、放課後及び長期休暇中における活動の場を提供	障害自立支援課
市立特別支援学校児童生徒の地域活動推進事業	市立特別支援学校に在籍する児童生徒に対し、地域交流を促進する活動等の事業を行う地域活動グループ等に対し助成	特別支援教育課
放課後等デイサービス事業	放課後や夏休み等の長期休暇中に、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障害児（発達障害児を含む。）の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進	障害自立支援課
休暇中の障害児地域活動支援事業	土曜・日曜及び長期休暇中に、障害児（発達障害児を含む。）と地域の児童生徒とがゲームやリズム遊び等によりふれあう行事等を実施	障害福祉課
放課後児童クラブへの障害児の受入れ	放課後児童クラブへの障害児（発達障害児を含む。）の受入れに対応するため、臨時指導員を配置するとともに、指導員への障害児に関する研修を実施。また、受入施設のトイレ改修や階段への手すり設置等を実施	放課後対策課

6 活躍支援の充実

(1) スポーツ・文化芸術活動の促進

① スポーツ大会等への障害者の参加促進と環境整備

事業・取組	概要の説明	担当課
障害者スポーツ大会の開催	障害者団体等を中心に設立した広島市障害者スポーツ協会に委託し、陸上、水泳、卓球等の競技を実施	障害福祉課
心身障害者福祉センターでのスポーツ教室の開催	障害者のスポーツ活動への参加のきっかけづくりや技能の向上、楽しみながらのリハビリテーション効果等を目指し、水泳、テニス、バドミントン等の教室を開催	障害自立支援課
全国障害者スポーツ大会への選手派遣	障害者スポーツの全国的な祭典である全国障害者スポーツ大会に広島市選手団を派遣	障害福祉課

1 各施策に関連する「事業・取組」一覧

事業・取組	概要の説明	担当課
区スポーツセンターでの障害者への支援や利用の充実	各区のスポーツセンターでの障害者への支援や利用の充実	スポーツ振興課 障害福祉課
《拡》国際大会等に参加する選手への支援（障害者スポーツ大会出場費補助金）	各種障害者スポーツ大会に出場する選手又はチームに対し、参加費用の一部について補助	障害福祉課
障害者スポーツの支援体制の整備	障害者スポーツの振興のため、広島市障害者スポーツ協会の体制や関係団体等との連携の強化等による支援の検討	障害福祉課 スポーツ振興課
障害者の健康づくり事業	障害者団体等のニーズや参加者の障害種別・障害程度に応じ、場所やメニューを調整の上、福祉センター、公民館、学校などに出向き、障害者向けのフィットネス教室やスポーツの実技指導等を行うなど、外出機会の少ない在宅の障害者の健康づくりを実施	障害福祉課
知的障害者レクリエーション教室の開催	在宅の知的障害者を対象に、レクリエーションを体験する場を提供するため、障害程度に応じたメニューを調整の上、区地域福祉センター等で音楽、手工芸、料理等の教室を開催	障害福祉課
スポーツ・レクリエーション行事への参加促進	障害者・健常者が共に楽しむことができるよう、区民スポーツ大会、スポーツ・レクリエーションフェスティバル等の内容を検討	スポーツ振興課障害福祉課
文化、スポーツ等行事への障害者、障害者団体等の参加促進（再掲）	障害者や障害者団体等による、区民まつり等へのバザー出展やスポーツ・レクリエーション行事への参加等を通じ、住民との交流を促進	コミュニティ再生課 文化振興課 スポーツ振興課
精神障害者スポーツ交流事業（あいあいスポーツフェスティバルの開催）	市内の精神障害者の通所施設等によるソフトバレーやレクリエーションを通じた交流	精神保健福祉センター
《新》インクルーシブスポーツの振興に向けた取組を検討	県と連携したイベントの開催等によるインクルーシブスポーツの振興に向けた取組を検討	障害福祉課 スポーツ振興課

② 文化芸術活動のイベント等への障害者の参加促進と環境整備

事業・取組	概要の説明	担当課
広響マーガレットコンサートの開催	障害者が広島交響楽団と合同で、楽器演奏や合唱を行うコンサートを開催	障害福祉課
心身障害者福祉センター文化祭の開催	障害者週間（12月3日～9日）中に開催し、文化教室等の作品展示、演奏発表等を実施	障害自立支援課
公民館での学習会開催、学習グループへの支援	事業や講座等を、障害者団体等との連携又は共催により実施。また、公民館において学習する障害者の自主活動グループに対して、運営方法、活動場所、他団体との連携等に関する相談対応、助言等を実施	生涯学習課

1 各施策に関連する「事業・取組」一覧

事業・取組	概要の説明	担当課
《拡》図書館での障害者向けサービスの提供	・ 対面朗読や録音図書及び関係機器の貸出、図書郵送貸出、国立国会図書館及びサピエ図書館のサービスの周知等を実施 ・ 大活字本や布絵本、点訳絵本、ＬＬブック等の充実 ・ 音声読み上げ対応の電子書籍やスマートフォンなどで音声により書籍やテキストなどを聴くオーディオブック等の導入検討 ・ 「障害者サービス担当職員向け研修」の図書館職員の参加や「対面朗読ボランティア研修会」によるボランティアの育成 ・ 令和８（２０２６）年度に移転再整備する中央図書館において、障害のある方など多様な人々が快適に利用できるユニバーサルデザインの採用、レイアウト等の工夫による十分な広さの通路等の確保、対面朗読室への発達障害などにより聴覚や視覚が過敏な方の利用にも配慮した機能の付加	生涯学習課
映像文化ライブラリーでのバリアフリー作品の上映	映像文化ライブラリーにおいて、日本語字幕や音声ガイド、体感音響システムに対応した作品を上映	生涯学習課
映像文化ライブラリーでのディレクターズ・トークにて障害者向けサービスの提供	映像文化ライブラリーにおいて、ディレクターズ・トーク開催時に手話通訳・要約筆記を配置	生涯学習課
ピースアート作品展の開催	障害者の芸術活動を通じた、社会参加の促進、芸術分野で活躍できる人材の発掘・育成、経済的自立の可能性の拡大を図るため、障害者が制作したアート作品を集めた作品展を開催	障害福祉課
心身障害者福祉センターにおける文化教室の開催	障害者の文化活動への参加のきっかけづくりや豊かな感受性・人間性を養うこと等を目指し、華道、書道、茶道、陶芸等の教室を開催	障害自立支援課
文化、スポーツ等行事への障害者、障害者団体等の参加促進（再掲）	障害者や障害者団体等による、区民まつり等へのバザー出展やスポーツ・レクリエーション行事への参加等を通じ、住民との交流を促進	コミュニティ再生課 文化振興課 スポーツ振興課

(2) 総合的な就労支援の充実

① 福祉サービス事業所等での就労の支援

事業・取組	概要の説明	担当課
就労継続支援や地域活動支援センターの利用促進	企業等への就労が困難な障害者に、就労の機会や生産活動の機会等を提供して訓練を実施する就労継続支援事業所や、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進などを行う地域活動支援センターの利用を促進	障害自立支援課
福祉サービス事業所等で可能な新たな取組（農業分野での福祉的就労等）の検討等の支援	就労継続支援事業所や地域活動支援センターなどの福祉サービス事業所等による農業分野での福祉的就労等の新たな取組の検討や、商品の共同生産等の事業所間の連携を促すとともに、必要な支援を実施	障害福祉課 障害自立支援課 農政課
《拡》広島市就労支援センター事業	市内の障害者就労支援施設等における仕事の受注拡大や自主製品の販路拡大等を支援するとともに、障害者の更なる工賃向上を図るため、企業等への営業活動を実施	障害自立支援課

1 各施策に関連する「事業・取組」一覧

事業・取組	概要の説明	担当課
障害者就労支援施設等からの物品等の調達の推進	平成 25（2013）年 4 月に「国等における障害者就労支援施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」が施行されたことから、障害者就労支援施設等が供給する物品等の需要増進を図るため、市の調達方針について検討を行い、必要な取組を実施	障害自立支援課
ふれ愛プラザの運営補助	紙屋町地下街シャレオ内で、就労支援関係の障害福祉サービス事業所等が製作した製品の販売等を行う「ふれ愛プラザ」を運営する広島県就労振興センターに対し、広島県とともに助成	障害自立支援課
「政策目的随意契約」の活用による製品購入等の推進	就労支援関係の障害福祉サービス事業所等が製作した物品を本市が購入する場合、または役務の提供を受ける場合において、随意契約ができる制度を活用し、製品購入等を推進	障害自立支援課 契約部物品契約課

② 障害の特性等に応じた働きやすい環境整備の支援

事業・取組	概要の説明	担当課
就労移行支援の利用促進	企業等への就労が可能と見込まれる 65 歳未満の障害者に、訓練、求職活動に関する支援、就職後の職場定着のための相談支援等を行う就労移行支援事業の利用を促進	障害自立支援課
障害者雇用促進事業（本市職員等への知的障害者・精神障害者の雇用）	本市又は本市関係公益的法人等に、知的障害者と精神障害者を会計年度任用職員又は非常勤職員等として雇用するとともに、支援員による支援を実施し、一般就労への移行を促進	人事課 障害自立支援課
障害者職業能力開発事業	障害者の特性に応じた就職に必要な知識・技能の習得のため職業能力開発を推進	障害自立支援課
ジョブ・サポート・ティーチャーの配置	市立広島特別支援学校に就職支援教員（ジョブ・サポート・ティーチャー）を配置し、職業教育の充実、就労希望者への支援を実施	特別支援教育課
障害者経営支援アドバイザー派遣	障害のある創業予定者や事業主に対して、専門家を派遣し、創業に向けての課題や経営課題の解決に関して助言	ものづくり支援課
障害者就労支援事業（ジョブ・ライフサポーターの配置）	ジョブ・ライフサポーターが、一般就労を希望する障害者に対し、就労面と生活面の一体的支援を行うことにより、障害者の企業等への就職及び定着を促進	障害自立支援課
広島市障害者雇用促進検討会議による障害者雇用の拡大・定着に向けた取組〈再掲〉	関係者による検討会議において、現在の障害者雇用に対する関係者の取組内容や連携状況、障害者雇用の事例やノウハウを整理した上で、次の事項等を検討し、障害者雇用の拡大・定着に向けた取組を実施 1 障害に応じた仕事の開拓や職域の拡大など、障害者雇用のノウハウを関係者で共有・蓄積するための方策 2 障害者雇用のノウハウと広島市の資源・特性を踏まえた障害者雇用の拡大方策	障害福祉課 障害自立支援課
知的障害児(者)の就労前職場体験事業補助	本市の公共施設等における職場体験実習や事前の研修会等を実施する事業に対して助成	障害自立支援課
視覚障害児の職域拡大支援事業	あはき業以外の職業への動機づけとなるよう、社会で活躍している視覚障害者による講演会・交流会を開催	障害自立支援課

1 各施策に関連する「事業・取組」一覧

事業・取組	概要の説明	担当課
広島県教育委員会実施の技能検定への運営協力と市立特別支援学校生徒の受検促進	企業等と連携し開発した認定資格を授与する技能検定（広島県教育委員会の事業）に対する運営協力と生徒への周知等を通じ、生徒の就職意欲の向上と、企業等による障害者雇用を促進	特別支援教育課
《新》雇用支援（雇用契約あり）	一般企業等への就労が困難な障害者に、就労の機会等を提供	業務第一課
《新》重度障害者等就労支援特別事業	重度障害者等の就労機会の拡大を図るため、就労している重度障害者等の通勤や職場における身体介護等を行うヘルパーを派遣	障害自立支援課
《新》市営店舗の入店に関する障害者世帯の優遇措置	市営店舗の入店について、障害者世帯の当選率を高めるよう優遇措置を実施	住宅政策課

(3) 障害者雇用の拡大・定着

① 関係機関等とのネットワークの構築等による障害者雇用の拡大・定着

事業・取組	概要の説明	担当課
障害者合同面接会の開催	広島労働局、ハローワーク、広島県等との共催で合同面接会を開催	障害自立支援課
障害者を多数雇用している企業に対する優遇措置の実施	障害者を多数雇用している企業の認定・公表及び本市の物品購入等における受注機会の拡大を実施	障害自立支援課 契約部物品契約課 契約部工事契約課
障害者雇用支援資金特別融資（中小企業融資制度）	新たに障害者を常用雇用する、4.6%以上の割合で障害者を常用雇用している、またはジョブコーチを配置する市内の中小企業者等に対して、低利率で融資を実施	産業立地推進課
広島市障害者雇用促進検討会議による障害者雇用の拡大・定着に向けた取組	関係者による検討会議において、現在の障害者雇用に対する関係者の取組内容や連携状況、障害者雇用の事例やノウハウを整理した上で、次の事項等を検討し、障害者雇用の拡大・定着に向けた取組を実施 1 障害に応じた仕事の開拓や職域の拡大など、障害者雇用のノウハウを関係者で共有・蓄積するための方策 2 障害者雇用のノウハウと広島市の資源・特性を踏まえた障害者雇用の拡大方策	障害福祉課 障害自立支援課
「インターンシップ・ガイド」の作成・配布	市立特別支援学校高等部が行っている職場実習（インターンシップ）の目的や内容等を周知するガイドの作成・配布を通じて、企業等に対して職場実習への協力を依頼	特別支援教育課
市内の企業に対する雇用啓発文の送付〈再掲〉	障害者週間中に、障害者雇用が義務付けられている企業に対して雇用啓発文を送付し、障害者の雇用を促進	障害自立支援課
障害者雇用促進事業（本市職員等への知的障害者・精神障害者の雇用）〈再掲〉	本市又は本市関係公益的法人等に、知的障害者と精神障害者を会計年度任用職員又は非常勤職員等として雇用するとともに、支援員による支援を実施し、一般就労への移行を促進〈再掲〉	人事課 障害自立支援課
(株)広島情報シンフォニーにおける重度障害者等の雇用	重度障害者の雇用モデル事業所（広島県、本市等の第3セクター方式により昭和63（1988）年に設立）として、多くの重度障害者等を雇用	障害自立支援課

1 各施策に関連する「事業・取組」一覧

事業・取組	概要の説明	担当課
《新》 重度障害者等就労支援特別事業〈再掲〉	重度障害者等の就労機会の拡大を図るため、就労している重度障害者等の通勤や職場における身体介護等を行うヘルパーを派遣	障害自立支援課
《新》 ICT を活用した就労の検討	重度障害者等の就労機会の拡大を図るため、ICT を活用した就労について検討	障害福祉課

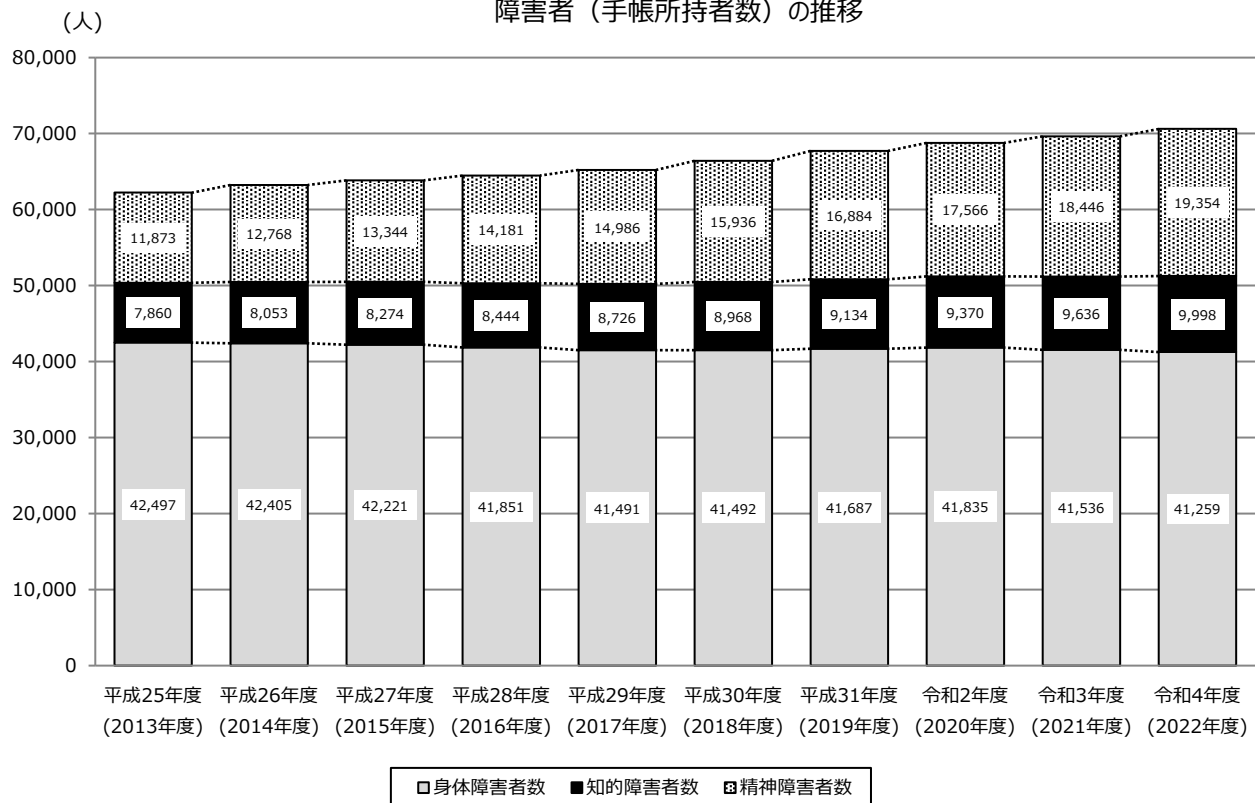
2 本市の障害者数

※数値等は各年度末現在※

1 障害者（手帳所持者数）の推移

区分	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)
身体障害者数(人)	42,497	42,405	42,221	41,851	41,491	41,492	41,687	41,835	41,536	41,259
伸び数(人)		▲ 92	▲ 184	▲ 370	▲ 360	1	195	148	▲ 299	▲ 277
増減率(%)		▲ 0.22	▲ 0.43	▲ 0.88	▲ 0.86	0.00	0.47	0.36	▲ 0.71	▲ 0.67
障害者中の比率(%)	68.29	67.07	66.14	64.91	63.63	62.49	61.57	60.83	59.66	58.43
本市人口中の比率(%)	3.58	3.57	3.55	3.51	3.48	3.47	3.49	3.51	3.50	3.49
知的障害者数(人)	7,860	8,053	8,274	8,444	8,726	8,968	9,134	9,370	9,636	9,998
伸び数(人)		193	221	170	282	242	166	236	266	362
増減率(%)		2.46	2.74	2.05	3.34	2.77	1.85	2.58	2.84	3.76
障害者中の比率(%)	12.63	12.74	12.96	13.10	13.38	13.51	13.49	13.62	13.84	14.16
本市人口中の比率(%)	0.66	0.68	0.69	0.71	0.73	0.75	0.76	0.79	0.81	0.85
精神障害者数(人)	11,873	12,768	13,344	14,181	14,986	15,936	16,884	17,566	18,446	19,354
伸び数(人)		895	576	837	805	950	948	682	880	908
増減率(%)		7.54	4.51	6.27	5.68	6.34	5.95	4.04	5.01	4.92
障害者中の比率(%)	19.08	20.19	20.90	21.99	22.98	24.00	24.94	25.54	26.50	27.41
本市人口中の比率(%)	1.00	1.07	1.12	1.19	1.26	1.33	1.41	1.47	1.55	1.64
3 障害の合計数(人)	62,230	63,226	63,839	64,476	65,203	66,396	67,705	68,771	69,618	70,611
伸び数(人)		996	613	637	727	1,193	1,309	1,066	847	993
増減率(%)		1.60	0.97	1.00	1.13	1.83	1.97	1.57	1.23	1.43
本市人口中の比率(%)	5.25	5.32	5.36	5.40	5.46	5.56	5.67	5.77	5.87	5.97
本市の人口(人)	1,186,147	1,188,067	1,190,877	1,193,051	1,193,556	1,194,524	1,194,330	1,192,589	1,186,408	1,181,868
伸び数(人)		1,920	2,810	2,174	505	968	▲ 194	▲ 1,741	▲ 6,181	▲ 4,540
増減率(%)		0.16	0.24	0.18	0.04	0.08	▲ 0.02	▲ 0.15	▲ 0.52	▲ 0.38

障害者（手帳所持者数）の推移

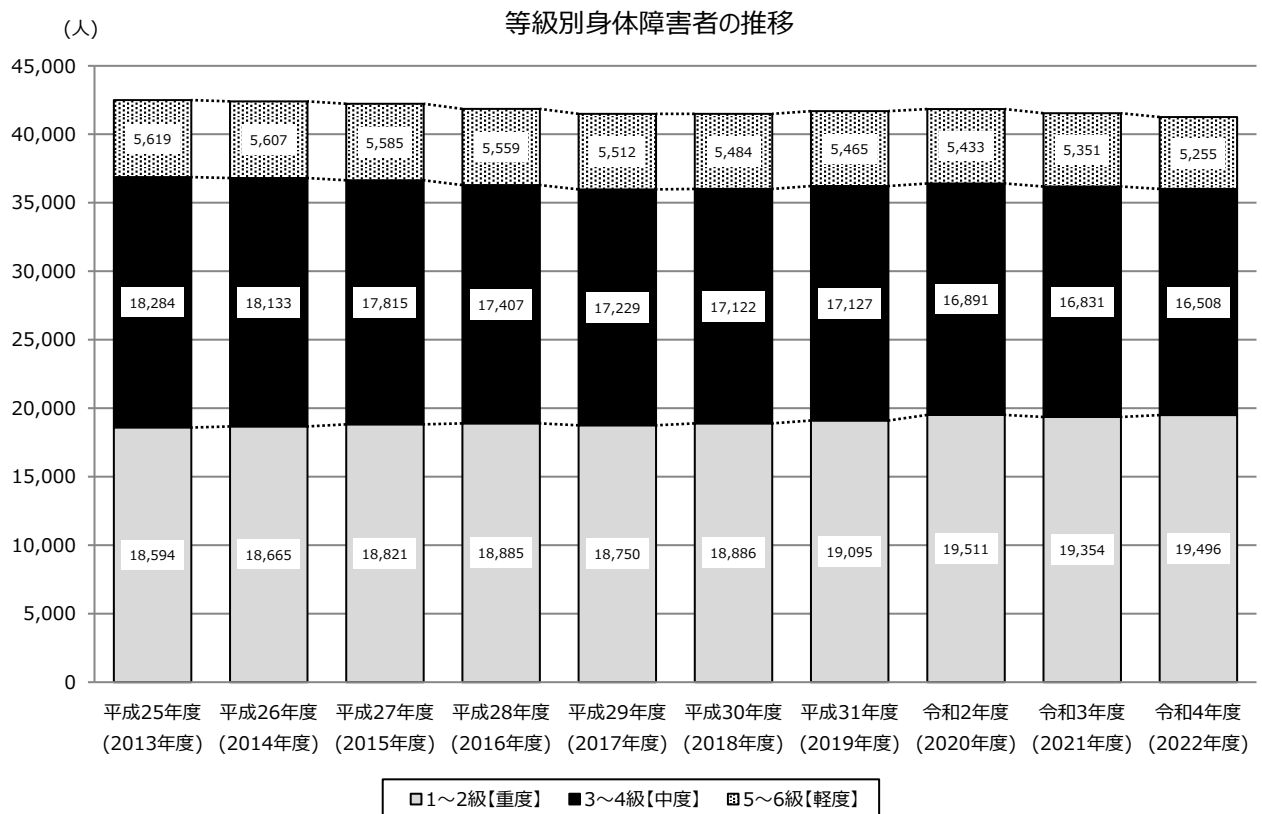
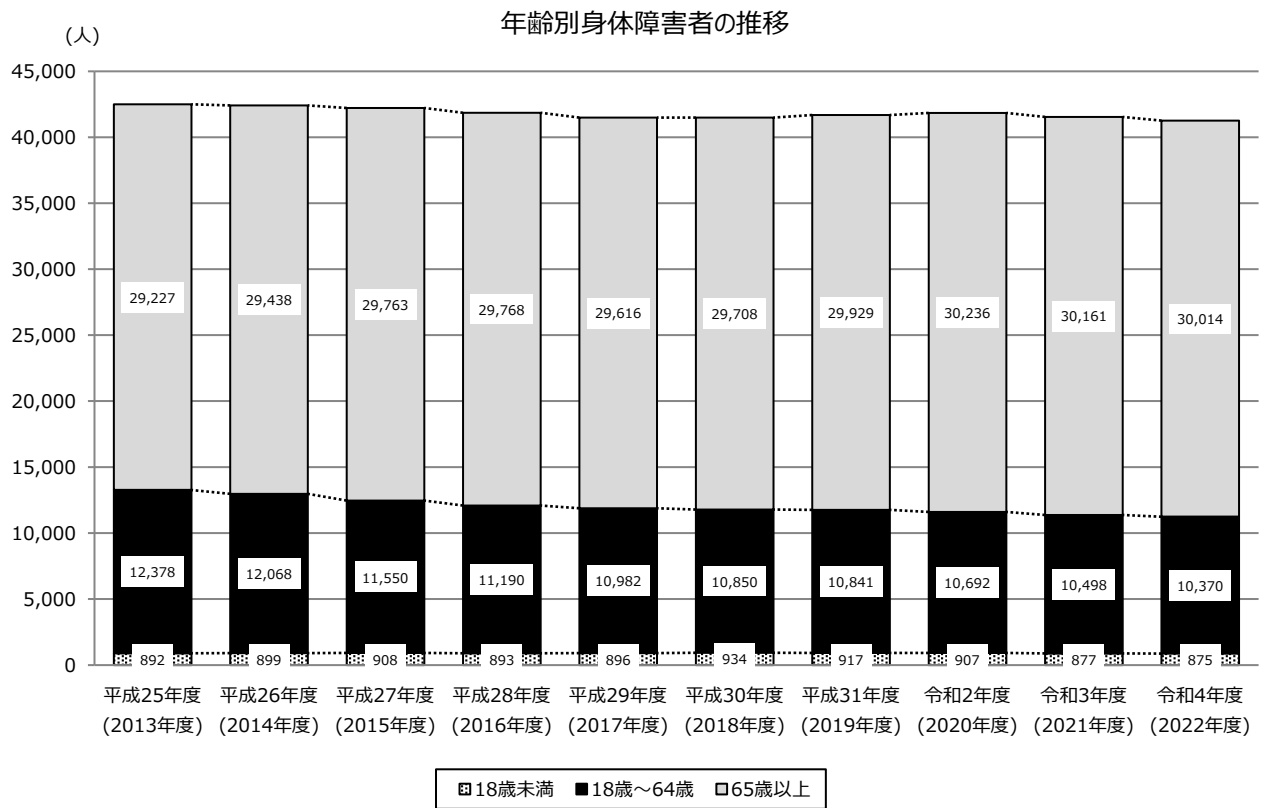


2 本市の障害者数

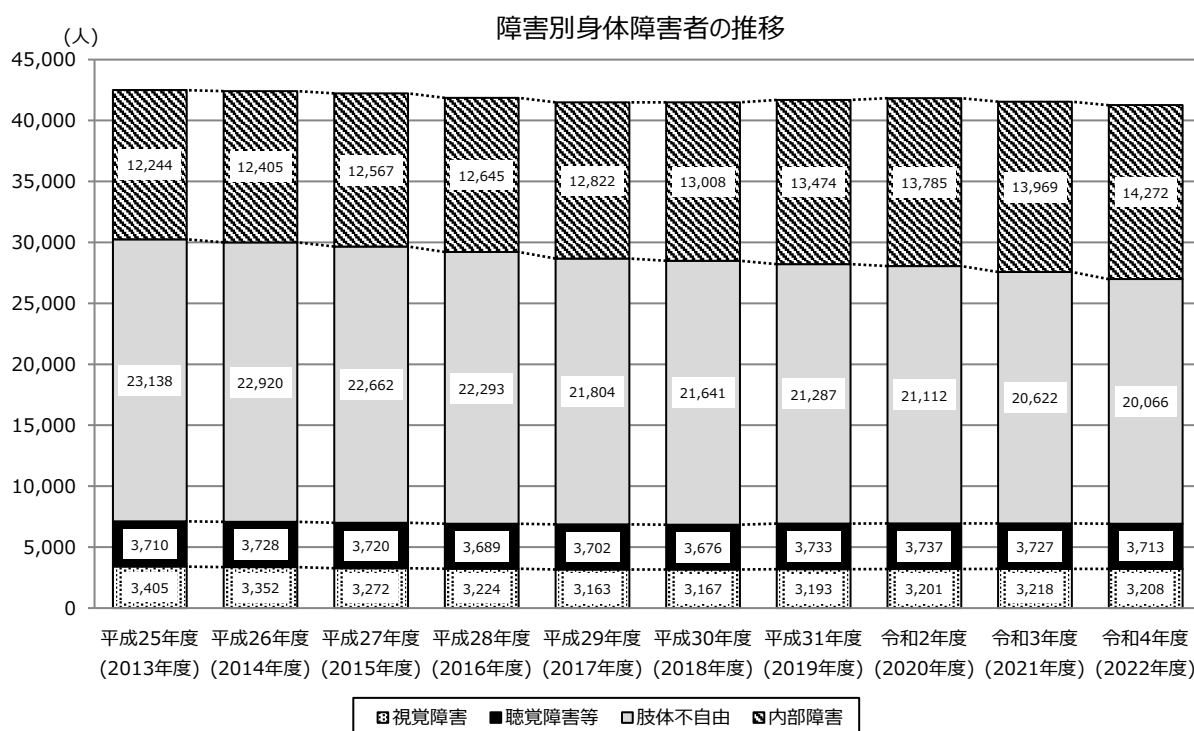
2 身体障害者の年齢別、等級別、障害別の推移

区分	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)
身体障害者数(人)	42,497	42,405	42,221	41,851	41,491	41,492	41,687	41,835	41,536	41,259
伸び数(人)		▲ 92	▲ 184	▲ 370	▲ 360	1	195	148	▲ 299	▲ 277
増減率(%)		▲ 0.22	▲ 0.43	▲ 0.88	▲ 0.86	0.00	0.47	0.36	▲ 0.71	▲ 0.67
18歳未満(人)	892	899	908	893	896	934	917	907	877	875
伸び数(人)		7	9	▲ 15	3	38	▲ 17	▲ 10	▲ 30	▲ 2
増減率(%)		0.78	1.00	▲ 1.65	0.34	4.24	▲ 1.82	▲ 1.09	▲ 3.31	▲ 0.23
構成比率(%)	2.10	2.12	2.15	2.13	2.16	2.25	2.20	2.17	2.11	2.12
18歳～64歳(人)	12,378	12,068	11,550	11,190	10,982	10,850	10,841	10,692	10,498	10,370
伸び数(人)		▲ 310	▲ 518	▲ 360	▲ 208	▲ 132	▲ 9	▲ 149	▲ 194	▲ 128
増減率(%)		▲ 2.50	▲ 4.29	▲ 3.12	▲ 1.86	▲ 1.20	▲ 0.08	▲ 1.37	▲ 1.81	▲ 1.22
構成比率(%)	29.13	28.46	27.36	26.74	26.47	26.15	26.01	25.56	25.27	25.13
65歳以上(人)	29,227	29,438	29,763	29,768	29,616	29,708	29,929	30,236	30,161	30,014
伸び数(人)		211	325	5	▲ 152	92	221	307	▲ 75	▲ 147
増減率(%)		0.72	1.10	0.02	▲ 0.51	0.31	0.74	1.03	▲ 0.25	▲ 0.49
構成比率(%)	68.77	69.42	70.49	71.13	71.38	71.60	71.79	72.27	72.61	72.75
1～2級【重度】(人)	18,594	18,665	18,821	18,885	18,750	18,886	19,095	19,511	19,354	19,496
伸び数(人)		71	156	64	▲ 135	136	209	416	▲ 157	142
増減率(%)		0.38	0.84	0.34	▲ 0.71	0.73	1.11	2.18	▲ 0.80	0.73
構成比率(%)	43.75	44.02	44.58	45.12	45.19	45.52	45.81	46.64	46.60	47.25
3～4級【中度】(人)	18,284	18,133	17,815	17,407	17,229	17,122	17,127	16,891	16,831	16,508
伸び数(人)		▲ 151	▲ 318	▲ 408	▲ 178	▲ 107	5	▲ 236	▲ 60	▲ 323
増減率(%)		▲ 0.83	▲ 1.75	▲ 2.29	▲ 1.02	▲ 0.62	0.03	▲ 1.38	▲ 0.36	▲ 1.92
構成比率(%)	43.02	42.76	42.19	41.59	41.52	41.27	41.08	40.38	40.52	40.01
5～6級【軽度】(人)	5,619	5,607	5,585	5,559	5,512	5,484	5,465	5,433	5,351	5,255
伸び数(人)		▲ 12	▲ 22	▲ 26	▲ 47	▲ 28	▲ 19	▲ 32	▲ 82	▲ 96
増減率(%)		▲ 0.21	▲ 0.39	▲ 0.47	▲ 0.85	▲ 0.51	▲ 0.35	▲ 0.59	▲ 1.51	▲ 1.79
構成比率(%)	13.22	13.22	13.23	13.28	13.28	13.22	13.11	12.99	12.88	12.74
視覚障害(人)	3,405	3,352	3,272	3,224	3,163	3,167	3,193	3,201	3,218	3,208
伸び数(人)		▲ 53	▲ 80	▲ 48	▲ 61	4	26	8	17	▲ 10
増減率(%)		▲ 1.56	▲ 2.39	▲ 1.47	▲ 1.89	0.13	0.82	0.25	0.53	▲ 0.31
構成比率(%)	8.01	7.90	7.75	7.70	7.62	7.63	7.66	7.65	7.75	7.78
聴覚障害等(人)	3,710	3,728	3,720	3,689	3,702	3,676	3,733	3,737	3,727	3,713
伸び数(人)		18	▲ 8	▲ 31	13	▲ 26	57	4	▲ 10	▲ 14
増減率(%)		0.49	▲ 0.21	▲ 0.83	0.35	▲ 0.70	1.55	0.11	▲ 0.27	▲ 0.38
構成比率(%)	8.73	8.79	8.81	8.81	8.92	8.86	8.95	8.93	8.97	9.00
肢体不自由(人)	23,138	22,920	22,662	22,293	21,804	21,641	21,287	21,112	20,622	20,066
伸び数(人)		▲ 218	▲ 258	▲ 369	▲ 489	▲ 163	▲ 354	▲ 175	▲ 490	▲ 556
増減率(%)		▲ 0.94	▲ 1.13	▲ 1.63	▲ 2.19	▲ 0.75	▲ 1.64	▲ 0.82	▲ 2.32	▲ 2.70
構成比率(%)	54.45	54.05	53.67	53.27	52.55	52.16	51.06	50.46	49.65	48.63
内部障害(人)	12,244	12,405	12,567	12,645	12,822	13,008	13,474	13,785	13,969	14,272
伸び数(人)		161	162	78	177	186	466	311	184	303
増減率(%)		1.31	1.31	0.62	1.40	1.45	3.58	2.31	1.33	2.17
構成比率(%)	28.81	29.25	29.76	30.21	30.90	31.35	32.32	32.95	33.63	34.59

2 本市の障害者数



2 本市の障害者数



3 知的障害者の年齢別、障害の程度別の推移

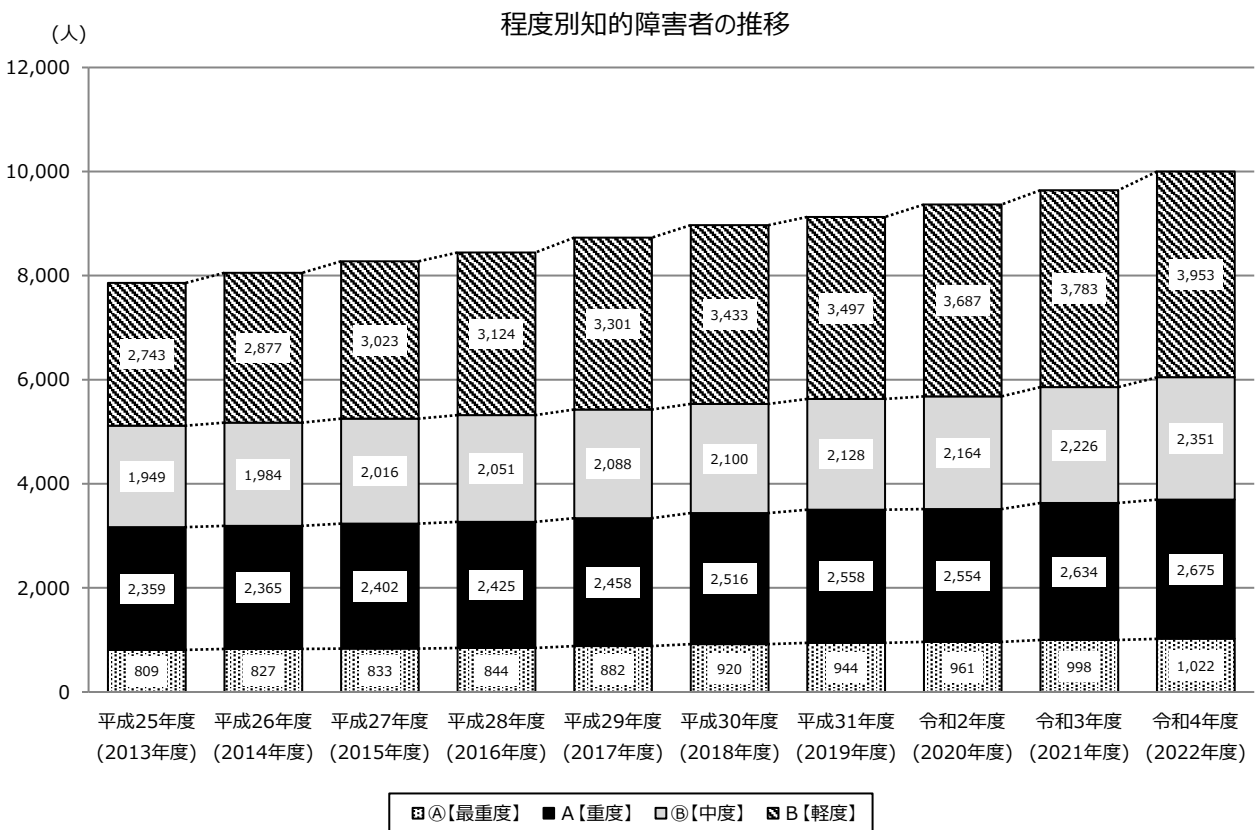
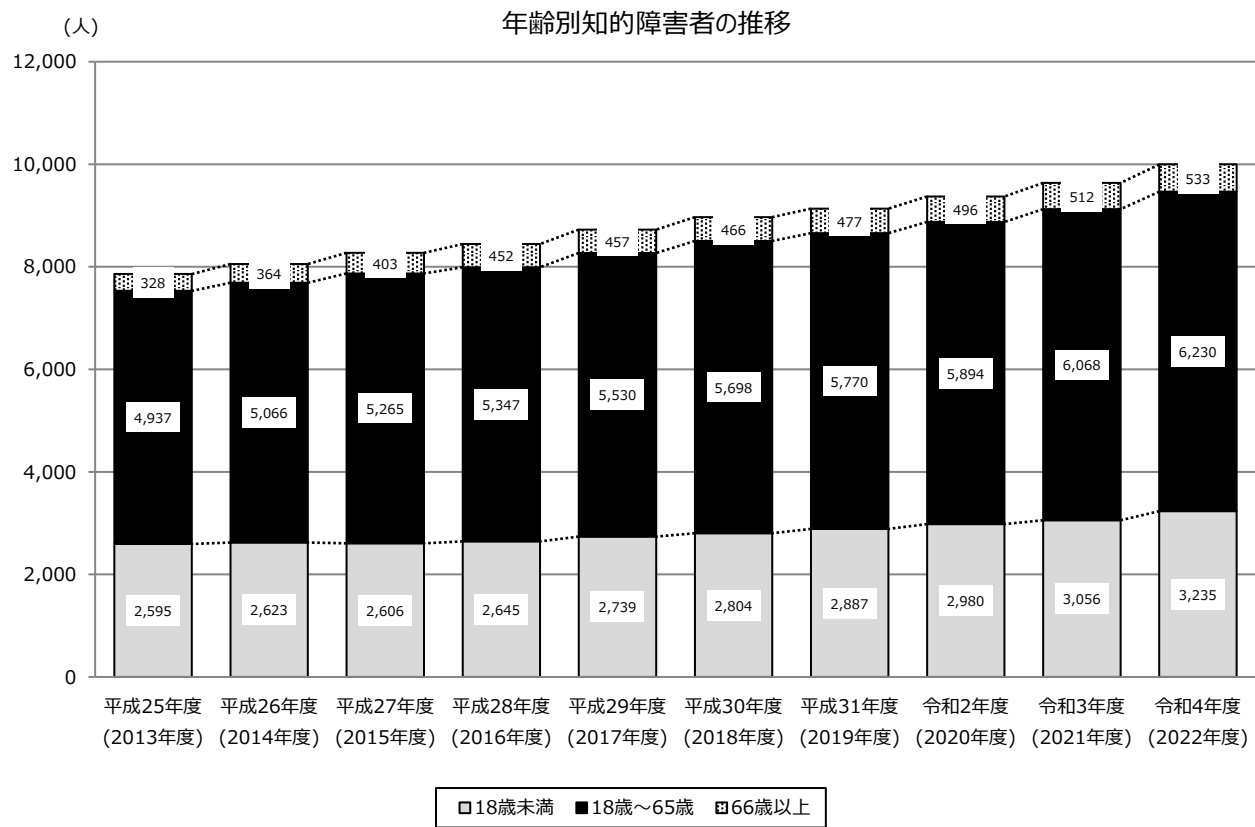
区分	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)
知的障害者数(人)	7,860	8,053	8,274	8,444	8,726	8,968	9,134	9,370	9,636	9,998
伸び数(人)		193	221	170	282	242	166	236	266	362
増減率(%)		2.46	2.74	2.05	3.34	2.77	1.85	2.58	2.84	3.76
18歳未満(人)	2,595	2,623	2,606	2,645	2,739	2,804	2,887	2,980	3,056	3,235
伸び数(人)		28	▲ 17	39	94	65	83	93	76	179
増減率(%)		1.08	▲ 0.65	1.50	3.55	2.37	2.96	3.22	2.55	5.86
構成比率(%)	33.02	32.57	31.50	31.32	31.39	31.27	31.61	31.80	31.71	32.36
18歳～65歳(人)	4,937	5,066	5,265	5,347	5,530	5,698	5,770	5,894	6,068	6,230
伸び数(人)		129	199	82	183	168	72	124	174	162
増減率(%)		2.61	3.93	1.56	3.42	3.04	1.26	2.15	2.95	2.67
構成比率(%)	62.81	62.91	63.63	63.32	63.37	63.54	63.17	62.90	62.97	62.31
66歳以上(人)	328	364	403	452	457	466	477	496	512	533
伸び数(人)		36	39	49	5	9	11	19	16	21
増減率(%)		10.98	10.71	12.16	1.11	1.97	2.36	3.98	3.23	4.10
構成比率(%)	4.17	4.52	4.87	5.35	5.24	5.20	5.22	5.29	5.31	5.33
㊤【最重度】(人)	809	827	833	844	882	920	944	961	998	1,022
伸び数(人)		18	6	11	38	38	24	17	37	24
増減率(%)		2.22	0.73	1.32	4.50	4.31	2.61	1.80	3.85	2.40
構成比率(%)	10.29	10.27	10.07	10.00	10.11	10.26	10.34	10.26	10.36	10.22
A【重度】(人)	2,359	2,365	2,402	2,425	2,458	2,516	2,558	2,554	2,634	2,675
伸び数(人)		6	37	23	33	58	42	▲ 4	80	41
増減率(%)		0.25	1.56	0.96	1.36	2.36	1.67	▲ 0.16	3.13	1.56
構成比率(%)	30.01	29.37	29.03	28.72	28.17	28.06	28.01	27.26	27.33	26.76
㊤【中度】(人)	1,949	1,984	2,016	2,051	2,088	2,100	2,128	2,164	2,226	2,351
伸び数(人)		35	32	35	37	12	28	36	62	125
増減率(%)		1.80	1.61	1.74	1.80	0.57	1.33	1.69	2.87	5.62
構成比率(%)	24.80	24.64	24.37	24.29	23.93	23.42	23.30	23.09	23.10	23.51
B【軽度】(人)	2,743	2,877	3,023	3,124	3,301	3,433	3,497	3,687	3,783	3,953
伸び数(人)		134	146	101	177	132	64	190	96	170
増減率(%)		4.89	5.07	3.34	5.67	4.00	1.86	5.43	2.60	4.49
構成比率(%)	34.90	35.73	36.54	37.00	37.83	38.28	38.29	39.35	39.26	39.54

2 本市の障害者数

巻末資料

2

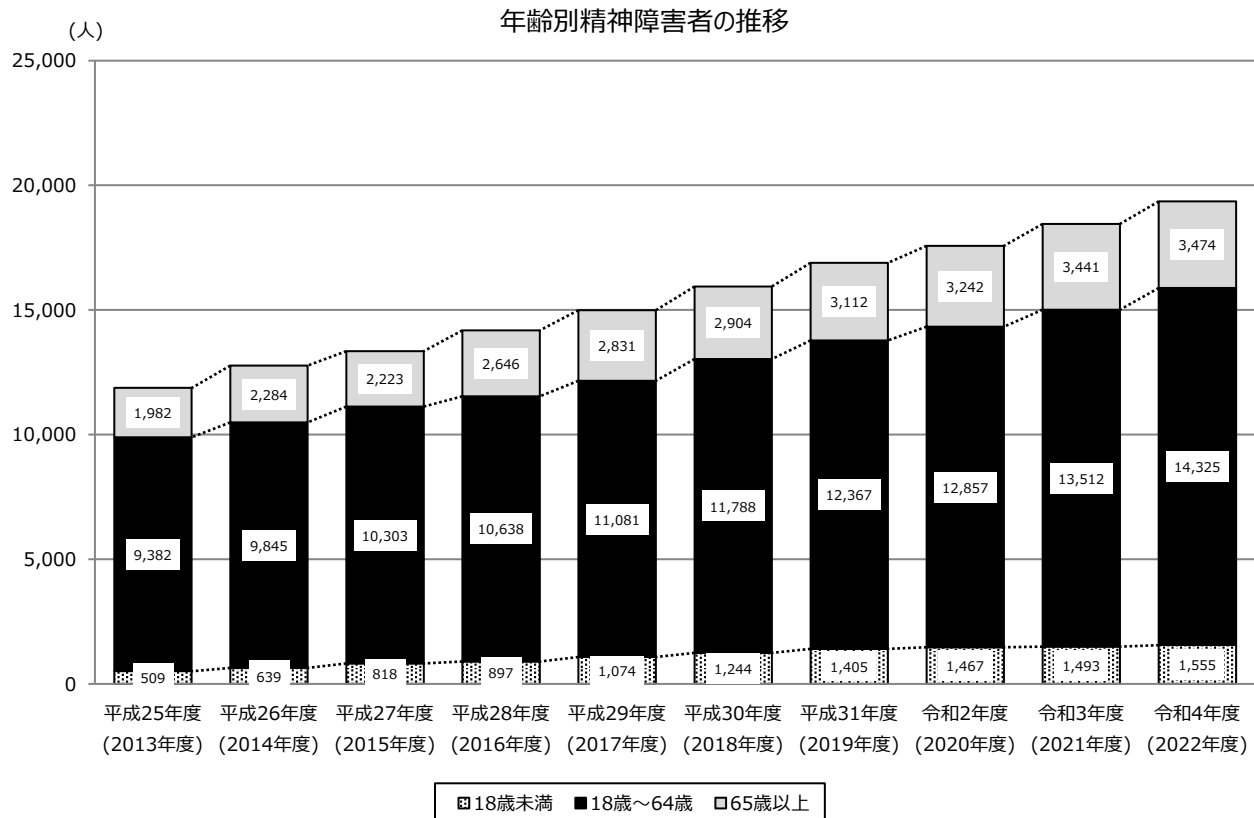
本市の障害者数



2 本市の障害者数

4 精神障害者の年齢別、等級別の推移

区分	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)
精神障害者数(人)	11,873	12,768	13,344	14,181	14,986	15,936	16,884	17,566	18,446	19,354
伸び数(人)		895	576	837	805	950	948	682	880	908
増減率(%)		7.54	4.51	6.27	5.68	6.34	5.95	4.04	5.01	4.92
18歳未満(人)	509	639	818	897	1,074	1,244	1,405	1,467	1,493	1,555
伸び数(人)		130	179	79	177	170	161	62	26	62
増減率(%)		25.54	28.01	9.66	19.73	15.83	12.94	4.41	1.77	4.15
構成比率(%)	4.29	5.00	6.13	6.33	7.17	7.81	8.32	8.35	8.09	8.03
18歳～64歳(人)	9,382	9,845	10,303	10,638	11,081	11,788	12,367	12,857	13,512	14,325
伸び数(人)		463	458	335	443	707	579	490	655	813
増減率(%)		4.93	4.65	3.25	4.16	6.38	4.91	3.96	5.09	6.02
構成比率(%)	79.02	77.11	77.21	75.02	73.94	73.97	73.25	73.19	73.25	74.02
65歳以上(人)	1,982	2,284	2,223	2,646	2,831	2,904	3,112	3,242	3,441	3,474
伸び数(人)		302	▲ 61	423	185	73	208	130	199	33
増減率(%)		15.24	▲ 2.67	19.03	6.99	2.58	7.16	4.18	6.14	0.96
構成比率(%)	16.69	17.89	16.66	18.66	18.89	18.22	18.43	18.46	18.65	17.95
1級【重度】(人)	1,350	1,329	1,350	1,351	1,317	1,358	1,374	1,373	1,631	1,364
伸び数(人)		▲ 21	21	1	▲ 34	41	16	▲ 1	258	▲ 267
増減率(%)		▲ 1.56	1.58	0.07	▲ 2.52	3.11	1.18	▲ 0.07	18.79	▲ 16.37
構成比率(%)	11.37	10.41	10.12	9.53	8.79	8.52	8.14	7.82	8.84	7.05
2級【中度】(人)	8,060	8,468	8,725	9,330	9,869	10,454	11,087	11,573	12,205	12,735
伸び数(人)		408	257	605	539	585	633	486	632	530
増減率(%)		5.06	3.03	6.93	5.78	5.93	6.06	4.38	5.46	4.34
構成比率(%)	67.89	66.32	65.39	65.79	65.85	65.60	65.67	65.88	66.17	65.80
3級【軽度】(人)	2,463	2,971	3,269	3,500	3,800	4,124	4,423	4,620	4,880	5,255
伸び数(人)		508	298	231	300	324	299	197	260	375
増減率(%)		20.63	10.03	7.07	8.57	8.53	7.25	4.45	5.63	7.68
構成比率(%)	20.74	23.27	24.50	24.68	25.36	25.88	26.20	26.30	26.46	27.15

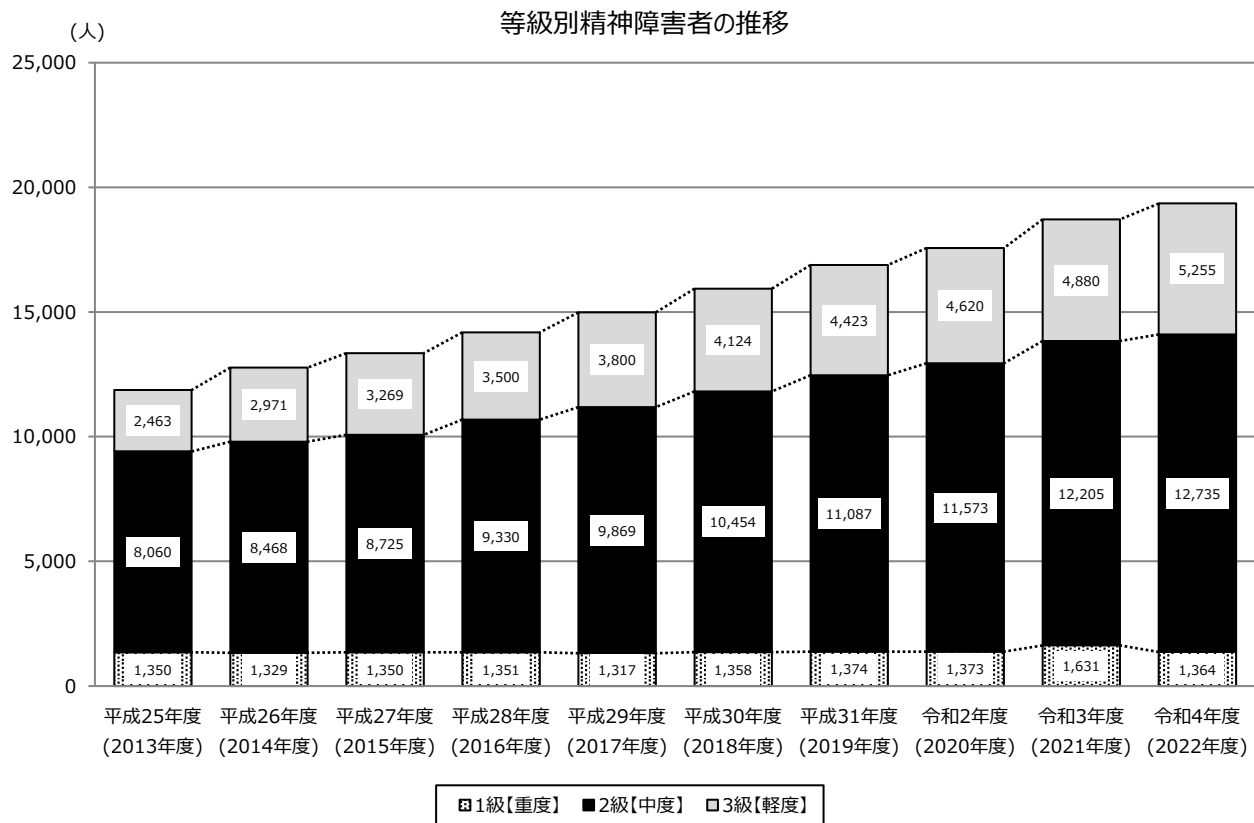


2 本市の障害者数

巻末資料

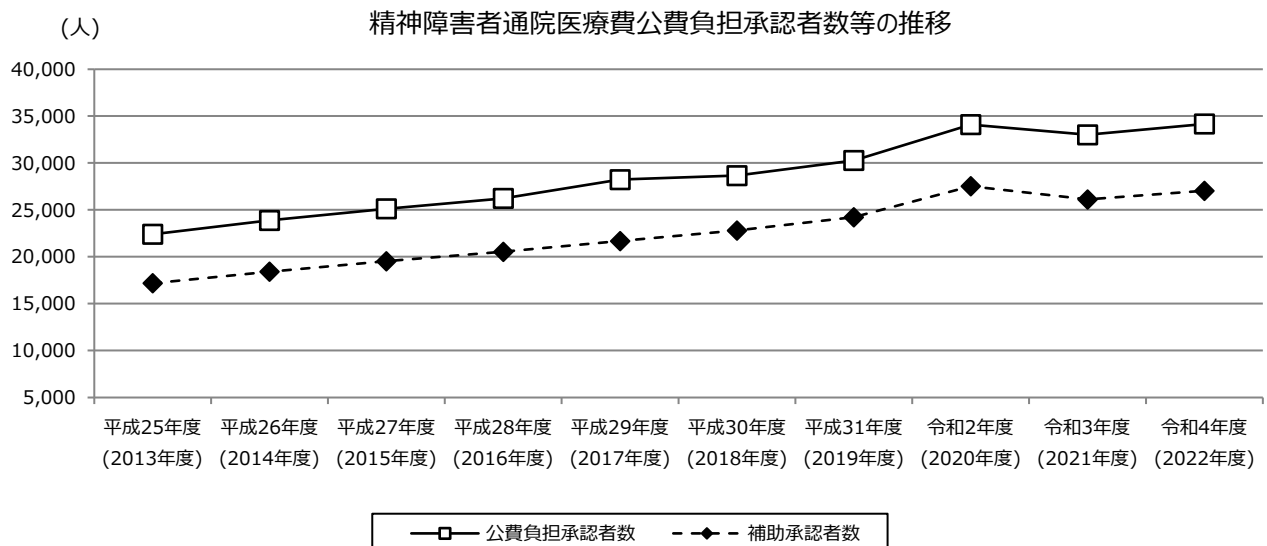
2

本市の障害者数



<参考> 精神障害者通院医療費公費負担承認者数、同通院医療費補助承認者数

区分	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)
公費負担承認者数(人)	22,395	23,868	25,113	26,216	28,219	28,651	30,264	34,082	32,997	34,157
伸び数(人)		1,473	1,245	1,103	2,003	432	1,613	3,818	▲ 1,085	1,160
増減率(%)		6.58	5.22	4.39	7.64	1.53	5.63	12.62	▲ 3.18	3.52
補助承認者数(人)	17,179	18,401	19,519	20,530	21,668	22,795	24,216	27,520	26,106	27,027
伸び数(人)		1,222	1,118	1,011	1,138	1,127	1,421	3,304	▲ 1,414	921
増減率(%)		7.11	6.08	5.18	5.54	5.20	6.23	13.64	▲ 5.14	3.53



3 計画策定経過

年 月 日	会 議 等	内 容
令和3年12月27日	令和3年度第2回 障害者施策推進協議会	・ 新たな広島市障害者計画及び第7期広島市障害福祉計画・第3期広島市障害児福祉計画の策定に向けたアンケートの実施について
令和4年4月26日	令和4年度第1回 障害者施策推進協議会	・ 新たな広島市障害者計画及び第7期広島市障害福祉計画・第3期広島市障害児福祉計画の策定に向けたアンケート（案）について
令和4年7月20日	令和4年度第2回 障害者施策推進協議会	・ 新たな広島市障害者計画及び第7期広島市障害福祉計画・第3期広島市障害児福祉計画の策定に向けたアンケート（最終案）について ・ 国の障害者基本計画（第5次）と広島市障害者計画〔2018-2023〕の比較
令和4年8月30日 ～令和4年9月30日	障害福祉等に関するアンケート調査の実施	
令和5年3月23日	令和4年度第3回 障害者施策推進協議会	・ 広島市障害者計画（現行計画）の実績について ・ 障害福祉等に関するアンケート速報について ・ 次期障害者計画骨子の検討に向けた考え方について
令和5年6月1日	令和5年度第1回 障害者施策推進協議会	・ 障害福祉等に関するアンケート結果について ・ 次期広島市障害者計画の骨子案について ・ 次期広島市障害者計画の個別施策について
令和5年8月1日	令和5年度第2回 障害者施策推進協議会	・ 広島市障害者計画〔2024-2029〕骨子案について ・ 次期広島市障害者計画の個別施策（柱1から3）について
令和5年9月27日	市議会 厚生委員会	・ 広島市障害者計画〔2024-2029〕について
令和5年9月29日	令和5年度第3回 障害者施策推進協議会	・ 次期広島市障害者計画の個別施策（柱4～6）について
令和5年11月27日	令和5年度第4回 障害者施策推進協議会	・ 広島市障害者計画〔2024-2029〕（素案）について
令和5年12月14日	市議会 厚生委員会	・ 広島市障害者計画〔2024-2029〕（素案）について
令和5年12月15日 ～令和6年1月15日	広島市障害者〔2024-2029〕（素案）に対する市民意見の募集	
令和6年3月21日	令和5年度第5回 障害者施策推進協議会	・ 広島市障害者計画〔2024-2029〕（案）について

4 広島市障害者施策推進協議会委員名簿

任期：令和4年6月1日～令和6年5月31日

◎：会長 ○：会長職務代理

(50音順、敬称略)

氏名	ふりがな	団体等
安部 倫久	あべ とむひさ	広島市障害福祉施設連盟 副会長
上山 新 ※1	うえやま しん	(社福) 広島市手をつなぐ育成会
江本 桂子	えもと けいこ	広島市心身障害児者父母の会 会長
江本 純子	えもと じゅんこ	県立広島大学保健福祉学部人間福祉学科 准教授
岡本 百合	おかもと ゆり	広島大学保健管理センター 教授
高畑 紳一	こうはた しんいち	(一社) 広島市医師会 常任理事
鈴木 英子	すずき ひでこ	市民委員
李木 明德 ○	すももぎ あきのり	広島文教大学人間科学部 教授
高田 由美	たかた ゆみ	(公社) 広島県建築士会
高橋 真	たかはし まこと	広島大学大学院医系科学研究科 教授
田中 洋子	たなか ようこ	市民委員
竹林地 毅 ◎	ちくりんじ たけし	広島都市学園大学子ども教育学部子ども教育学科 教授
土屋 崇文 ※2	つちや たかふみ	(一社) 広島市歯科医師会 理事
中原 祥博 ※3	なかはら よしひろ	広島市精神保健福祉家族会連合会
西河内 靖泰	にしごうち やすひろ	広島難病団体連絡協議会 会長
野々川 靖	ののかわ やすし	広島市精神保健福祉家族会連合会 理事
橋本 和子	はしもと かずこ	(社福) 広島市社会福祉協議会 評議員
畠山 京子	はたけやま きょうこ	(公社) 広島県社会福祉士会
本多 留美	ほんだ るみ	NPO 法人高次脳機能障害サポートネットひろしま 副理事長
三村 昌樹 ※4	みむら まさき	広島公共職業安定所 職業相談部長
向井 助三	むかい すけそう	(公社) 広島市身体障害者福祉団体連合会 会長
善川 夏美	よしかわ なつみ	(社福) 広島市手をつなぐ育成会 副会長
吉田 幸弘	よしだ ゆきひろ	広島市立大学芸術学部 教授

(令和6年3月末現在)

※1、※3 令和4年10月21日就任

※4 前任者(景山 憲二(かげやま けんじ) 委員)の辞任に伴い、令和5年4月1日就任

※2 前任者(若林 大輔(わかばやし だいすけ) 委員)の辞任に伴い、令和5年7月27日就任

5 障害福祉等に関するアンケート調査結果

【調査の概要】

1 目的

広島市障害者計画並びに第7期広島市障害福祉計画及び第3期広島市障害児福祉計画の策定に当たり、障害福祉行政や障害福祉サービス等に対するニーズ等を把握するため、調査及び分析を行い、計画策定の基礎資料とします。

2 調査の対象及び方法

- (1) 市内在住の手帳等所持者の中から無作為抽出：郵送による配布・回収
- (2) 市内の障害者団体会員：郵送による配布・回収又は面談
- (3) 市内医療機関に通院または入院している精神障害者：面談

3 調査期間

令和4（2022）年8月30日から令和4（2022）年9月30日

4 回収状況等

調査票種類	配布数（人）	回収数（人）	有効回収数（人）	有効回収率（%）
身体障害者用	1,250	682	680	54.4
知的障害者用	1,150	518	517	45.0
障害児用	1,050	431	431	41.0
精神障害者用	150	85	85	56.7
精神障害者用（入院）	550	461	461	83.8
精神障害者用（通院）	650	317	317	48.8
難病患者	220	110	110	50.0
高次脳機能障害者	100	56	56	56.0
発達障害者	200	48	48	24.0
計	5,320	2,708	2,705	50.8

5 調査結果の表示方法

- ・ 精神障害者については、入院とそれ以外（調査票種類：精神障害者用、精神障害者（通院））を分けて記載しています。
- ・ 回答結果は小数点第2位を四捨五入しているため、単回答（複数の選択肢からひとつだけを選ぶ形式）の割合の合計が100%にならない場合があります。
- ・ 複数回答（2つ以上の回答を選ぶことのできる形式）の項目は、有効標本数全体もしくは各属性の合計に対して各々の割合を示しているため、各選択肢の回答の割合を合計しても100%にはなりません。

5 障害福祉等に関するアンケート調査結果

【調査結果】

このアンケートを記入するのはどなたですか。あてはまるものに1つ○をつけてください。（以下「○は1つ」と表記。）

区分	全体		身体		知的		障害児		精神		難病		高次脳機能障害		発達障害	
	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)
全体	2,247	100.0	682	100.0	518	100.0	431	100.0	402	100.0	110	100.0	56	100.0	48	100.0
本人	1,044	46.5	490	71.8	146	28.2	16	3.7	303	75.4	72	65.5	10	17.9	7	14.6
配偶者	117	5.2	58	8.5	4	0.8	0	0.0	14	3.5	22	20.0	19	33.9	0	0.0
子ども	64	2.8	44	6.5	1	0.2	0	0.0	14	3.5	3	2.7	1	1.8	1	2.1
親（父・母）	786	35.0	28	4.1	251	48.5	401	93.0	43	10.7	3	2.7	21	37.5	39	81.3
その他の親族	44	2.0	9	1.3	28	5.4	2	0.5	2	0.5	1	0.9	2	3.6	0	0.0
成年後見人	2	0.1	1	0.1	1	0.2	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
利用事業所の職員	73	3.2	18	2.6	40	7.7	2	0.5	10	2.5	1	0.9	1	1.8	1	2.1
その他	10	0.4	2	0.3	3	0.6	0	0.0	2	0.5	2	1.8	1	1.8	0	0.0
無回答	107	4.8	32	4.7	44	8.5	10	2.3	14	3.5	6	5.5	1	1.8	0	0.0

〈精神入院〉

区分	全体	本人	配偶者	子ども	親（父・母）	その他の親族	成年後見人	利用事業所の職員	その他	無回答
(人)	461	356	1	0	1	0	0	47	35	21
(%)	100.0	77.2	0.2	0.0	0.2	0.0	0.0	10.2	7.6	4.6

●あなた（障害のある御本人）のことについておたずねします。

問1 あなたの年齢、性別について記入してください。（○は1つ）

年齢

区分	全体		身体		知的		障害児		精神		難病		高次脳機能障害		発達障害	
	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)
全体	2,247	100.0	682	100.0	518	100.0	431	100.0	402	100.0	110	100.0	56	100.0	48	100.0
18歳未満	449	20.0	0	0.0	5	1.0	423	98.1	5	1.2	3	2.7	1	1.8	12	25.0
18歳以上	1,036	46.1	198	29.0	445	85.9	0	0.0	279	69.4	35	31.8	44	78.6	35	72.9
65歳以上	665	29.6	459	67.3	23	4.4	0	0.0	105	26.1	69	62.7	8	14.3	1	2.1
無回答	97	4.3	25	3.7	45	8.7	8	1.9	13	3.2	3	2.7	3	5.4	0	0.0

性別

区分	全体		身体		知的		障害児		精神		難病		高次脳機能障害		発達障害	
	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)
全体	2,247	100.0	682	100.0	518	100.0	431	100.0	402	100.0	110	100.0	56	100.0	48	100.0
男	1,247	55.5	337	49.4	295	56.9	294	68.2	200	49.8	39	35.5	43	76.8	39	81.3
女	919	40.9	321	47.1	185	35.7	135	31.3	189	47.0	69	62.7	11	19.6	9	18.8
その他	6	0.3	0	0.0	1	0.2	1	0.2	4	1.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
無回答	75	3.3	24	3.5	37	7.1	1	0.2	9	2.2	2	1.8	2	3.6	0	0.0

〈精神入院〉

年齢

区分	全体	18歳未満	18歳以上	65歳以上	無回答
(人)	461	11	236	188	26
(%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

性別

区分	全体	男	女	その他	無回答
(人)	461	213	236	1	11
(%)	100.0	46.2	51.2	0.2	2.4

問2 あなたの住まいはどちらですか。（○は1つ）

区分	全体		身体		知的		障害児		精神		難病		高次脳機能障害		発達障害	
	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)
全体	2,247	100.0	682	100.0	518	100.0	431	100.0	402	100.0	110	100.0	56	100.0	48	100.0
中区	224	10.0	78	11.4	47	9.1	49	11.4	30	7.5	12	10.9	6	10.7	2	4.2
東区	248	11.0	81	11.9	55	10.6	59	13.7	25	6.2	11	10.0	7	12.5	10	20.8
南区	289	12.9	78	11.4	58	11.2	67	15.5	66	16.4	11	10.0	3	5.4	6	12.5
西区	316	14.1	95	13.9	66	12.7	58	13.5	68	16.9	13	11.8	9	16.1	7	14.6
安佐南区	387	17.2	117	17.2	99	19.1	78	18.1	57	14.2	13	11.8	15	26.8	8	16.7
安佐北区	274	12.2	90	13.2	61	11.8	48	11.1	50	12.4	18	16.4	6	10.7	1	2.1
安芸区	143	6.4	45	6.6	41	7.9	19	4.4	16	4.0	8	7.3	4	7.1	10	20.8
佐伯区	281	12.5	76	11.1	52	10.0	51	11.8	73	18.2	20	18.2	5	8.9	4	8.3
その他	15	0.7	0	0.0	3	0.6	0	0.0	10	2.5	2	1.8	0	0.0	0	0.0
無回答	70	3.1	22	3.2	36	6.9	2	0.5	7	1.7	2	1.8	1	1.8	0	0.0

〈精神入院〉

区分	全体	中区	東区	南区	西区	安佐南区	安佐北区	安芸区	佐伯区	その他	無回答
(人)	461	27	31	51	48	111	68	36	35	40	14
(%)	100.0	5.9	6.7	11.1	10.4	24.1	14.8	7.8	7.6	8.7	3.0

5 障害福祉等に関するアンケート調査結果

問3 あなたの障害の種別や、お持ちの障害者手帳の等級等はどれですか。

(1) 身体障害者手帳 (○は1つ)

区分	全体		身体		知的		障害児		精神		難病		高次脳機能障害		発達障害	
	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)
全体	2,247	100.0	682	100.0	518	100.0	431	100.0	402	100.0	110	100.0	56	100.0	48	100.0
1級	328	14.6	206	30.2	37	7.1	65	15.1	3	0.7	13	11.8	4	7.1	0	0.0
2級	222	9.9	121	17.7	19	3.7	38	8.8	22	5.5	11	10.0	10	17.9	1	2.1
3級	190	8.5	111	16.3	16	3.1	27	6.3	8	2.0	20	18.2	6	10.7	2	4.2
4級	159	7.1	144	21.1	6	1.2	1	0.2	2	0.5	2	1.8	4	7.1	0	0.0
5級	49	2.2	31	4.5	8	1.5	4	0.9	1	0.2	1	0.9	4	7.1	0	0.0
6級	42	1.9	31	4.5	2	0.4	4	0.9	2	0.5	1	0.9	2	3.6	0	0.0
持っていない	891	39.7	5	0.7	263	50.8	219	50.8	299	74.4	50	45.5	13	23.2	42	87.5
無回答	366	16.3	33	4.8	167	32.2	73	16.9	65	16.2	12	10.9	13	23.2	3	6.3

〈精神入院〉

区分	全体	1級	2級	3級	4級	5級	6級	持っていない	無回答
(人)	461	11	19	3	5	0	2	372	49
(%)	100.0	2.4	4.1	0.7	1.1	0.0	0.4	80.7	10.6

身体障害の種類(部位)はどれですか。(○はいくつでも)

区分	全体		身体		知的		障害児		精神		難病		高次脳機能障害		発達障害	
	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)
全体	990	100.0	644	100.0	88	100.0	139	100.0	38	100.0	48	100.0	30	100.0	3	100.0
視覚障害	88	8.9	59	9.2	12	13.6	6	4.3	6	15.8	0	0.0	5	16.7	0	0.0
聴覚又は 平衡機能障害	84	8.5	57	8.9	5	5.7	15	10.8	5	13.2	2	4.2	0	0.0	0	0.0
音声・言語 ・そしゃく機能障害	136	13.7	53	8.2	34	38.6	22	15.8	3	7.9	11	22.9	12	40.0	1	33.3
上肢機能障害、 下肢機能障害、 移動機能障害、 体幹機能障害	544	54.9	330	51.2	50	56.8	88	63.3	9	23.7	42	87.5	23	76.7	2	66.7
内部障害	280	28.3	219	34.0	14	15.9	32	23.0	6	15.8	6	12.5	3	10.0	0	0.0
免疫機能障害	3	0.3	3	0.5	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
無回答	42	4.2	12	1.9	11	12.5	2	1.4	15	39.5	1	2.1	1	3.3	0	0.0

〈精神入院〉

区分	全体	視覚障害	聴覚又は 平衡機能障害	音声・言語・ そしゃく機能障害	上肢機能障害、 下肢機能障害、 移動機能障害、 体幹機能障害	内部障害	免疫機能障害	無回答
(人)	40	4	3	5	13	7	1	12
(%)	100.0	10.0	7.5	12.5	32.5	17.5	2.5	30.0

(2) 療育手帳 (○は1つ)

区分	全体		身体		知的		障害児		精神		難病		高次脳機能障害		発達障害	
	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)
全体	2,247	100.0	682	100.0	518	100.0	431	100.0	402	100.0	110	100.0	56	100.0	48	100.0
①	132	5.9	28	4.1	53	10.2	44	10.2	3	0.7	0	0.0	0	0.0	4	8.3
A	251	11.2	15	2.2	143	27.6	81	18.8	4	1.0	0	0.0	0	0.0	8	16.7
②	206	9.2	1	0.1	114	22.0	78	18.1	6	1.5	0	0.0	0	0.0	7	14.6
B	318	14.2	1	0.1	145	28.0	155	36.0	5	1.2	0	0.0	1	1.8	11	22.9
持っていない	921	41.0	433	63.5	9	1.7	58	13.5	297	73.9	75	68.2	33	58.9	16	33.3
無回答	419	18.6	204	29.9	54	10.4	15	3.5	87	21.6	35	31.8	22	39.3	2	4.2

〈精神入院〉

区分	全体	①	A	②	B	持っていない	無回答
(人)	461	1	8	15	7	353	77
(%)	100.0	0.2	1.7	3.3	1.5	76.6	16.7

(3) 発達障害(発達障害の診断名)

区分	全体		身体		知的		障害児		精神		難病		高次脳機能障害		発達障害	
	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)
全体	2,247	100.0	682	100.0	518	100.0	431	100.0	402	100.0	110	100.0	56	100.0	48	100.0
アスペルガー症候群	28	1.2	1	0.1	10	1.9	7	1.6	8	2.0	0	0.0	0	0.0	2	4.2
自閉症	381	17.0	5	0.7	130	25.1	197	45.7	16	4.0	0	0.0	0	0.0	33	68.8
1、2以外の 広汎性発達障害	126	5.6	3	0.4	39	7.5	58	13.5	15	3.7	0	0.0	1	1.8	10	20.8
学習障害(LD)	35	1.6	0	0.0	15	2.9	16	3.7	3	0.7	0	0.0	0	0.0	1	2.1
注意欠如・多動性障害(ADHD)	96	4.3	0	0.0	20	3.9	57	13.2	10	2.5	1	0.9	2	3.6	6	12.5
その他	154	6.9	7	1.0	58	11.2	57	13.2	29	7.2	1	0.9	0	0.0	2	4.2
ない	926	41.2	398	58.4	114	22.0	97	22.5	223	55.5	68	61.8	26	46.4	0	0.0
無回答	634	28.2	269	39.4	164	31.7	26	6.0	105	26.1	40	36.4	28	50.0	2	4.2

〈精神入院〉

区分	全体	アスペルガー症候群	自閉症	1、2以外の広汎性発達障害	学習障害(LD)	注意欠如・多動性障害(ADHD)	その他	ない	無回答
(人)	461	5	15	7	2	11	18	322	90
(%)	100.0	1.1	3.3	1.5	0.4	2.4	3.9	69.8	19.5

5 障害福祉等に関するアンケート調査結果

(4) 精神障害者保健福祉手帳（○は1つ）

区分	全体		身体		知的		障害児		精神		難病		高次脳機能障害		発達障害	
	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)
全体	2,247	100.0	682	100	518	100	431	100	402	100.0	110	100	56	100	48	100
1級	52	2.3	7	1	10	1.9	3	0.7	15	3.7	0	0	15	26.8	2	4.2
2級	343	15.3	10	1.5	37	7.1	26	6	224	55.7	2	1.8	30	53.6	14	29.2
3級	54	2.4	3	0.4	2	0.4	6	1.4	38	9.5	1	0.9	1	1.8	3	6.3
持っていない	1,337	59.5	440	64.5	328	63.3	355	82.4	105	26.1	78	70.9	8	14.3	23	47.9
無回答	461	20.5	222	32.6	141	27.2	41	9.5	20	5.0	29	26.4	2	3.6	6	12.5

〈精神入院〉精神障害者保健福祉手帳（○は1つ）

区分	全体	1級	2級	3級	持っていない	無回答
(人)	461	29	189	18	183	42
(%)	100.0	6.3	41.0	3.9	39.7	9.1

(5) 自立支援医療（精神通院）受給者証

区分	全体		身体		知的		障害児		精神		難病		高次脳機能障害		発達障害	
	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)
全体	2,247	100.0	682	100	518	100	431	100	402	100.0	110	100	56	100	48	100
持っている	613	27.3	42	6.2	102	19.7	64	14.8	338	84.1	3	2.7	41	73.2	23	47.9
持っていない	1,254	55.8	436	63.9	310	59.8	342	79.4	53	13.2	78	70.9	12	21.4	23	47.9
無回答	380	16.9	204	29.9	106	20.5	25	5.8	11	2.7	29	26.4	3	5.4	2	4.2

〈精神入院〉

区分	全体	持っている	持っていない	無回答
(人)	137	266	58	461
(%)	29.7	57.7	12.6	100.0

(6) 特定医療費（指定難病）受給者証

区分	全体		身体		知的		障害児		精神		難病		高次脳機能障害		発達障害	
	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)
全体	2,247	100.0	682	100	518	100	431	100	402	100.0	110	100	56	100	48	100
持っている	237	10.5	73	10.7	21	4.1	41	9.5	9	2.2	85	77.3	8	14.3	0	0
持っていない	1,611	71.7	419	61.4	373	72	361	83.8	349	86.8	23	20.9	41	73.2	45	93.8
無回答	399	17.8	190	27.9	124	23.9	29	6.7	44	10.9	2	1.8	7	12.5	3	6.3

〈精神入院〉

区分	全体	持っている	持っていない	無回答
(人)	10	406	45	461
(%)	2.2	88.1	9.8	100.0

(7) 高次脳機能障害

区分	全体		身体		知的		障害児		精神		難病		高次脳機能障害		発達障害	
	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)
全体	2,247	100.0	682	100	518	100	431	100	402	100.0	110	100	56	100	48	100
ある	101	4.5	28	4.1	10	1.9	3	0.7	5	1.2	2	1.8	52	92.9	1	2.1
ない	1,701	75.7	445	65.2	384	74.1	391	90.7	356	88.6	80	72.7	2	3.6	43	89.6
無回答	445	19.8	209	30.6	124	23.9	37	8.6	41	10.2	28	25.5	2	3.6	4	8.3

〈精神入院〉

区分	全体	ある	ない	無回答
(人)	10	413	38	461
(%)	2.2	89.6	8.2	100.0

問4 あなた現在、医療のケアを受けていますか。

区分	全体		身体		知的		障害児		精神		難病		高次脳機能障害		発達障害	
	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)
全体	2,247	100.0	682	100.0	518	100.0	431	100.0	402	100.0	110	100.0	56	100.0	48	100.0
受けている	619	27.5	267	39.1	106	20.5	80	18.6	87	21.6	50	45.5	26	46.4	3	6.3
受けていない	1,437	64.0	346	50.7	343	66.2	346	80.3	281	69.9	53	48.2	25	44.6	43	89.6
無回答	191	8.5	69	10.1	69	13.3	5	1.2	34	8.5	7	6.4	5	8.9	2	4.2

〈精神入院〉

区分	全体	受けている	受けていない	無回答
(人)	461	213	214	34
(%)	100.0	46.2	46.4	7.4

5 障害福祉等に関するアンケート調査結果

あなたが現在受けている医療的ケアはどれですか。また、行政に求める支援はどれですか。（〇はいくつでも）

① 現在受けている医療的ケア

区分	全体		身体		知的		障害児		精神		難病		高次脳機能障害		発達障害	
	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)
全体	619	100.0	267	100.0	106	100.0	80	100.0	87	100.0	50	100.0	26	100.0	3	100.0
気管切開	23	3.7	4	1.5	7	6.6	5	6.3	0	0.0	7	14.0	0	0.0	0	0.0
人工呼吸器（レスピレーター）	21	3.4	9	3.4	2	1.9	4	5.0	1	1.1	5	10.0	0	0.0	0	0.0
吸入	28	4.5	6	2.2	8	7.5	13	16.3	0	0.0	1	2.0	0	0.0	0	0.0
吸引	44	7.1	8	3.0	9	8.5	18	22.5	0	0.0	9	18.0	0	0.0	0	0.0
胃ろう・腸ろう	56	9.0	11	4.1	12	11.3	17	21.3	3	3.4	13	26.0	0	0.0	0	0.0
鼻腔経管栄養	6	1.0	2	0.7	1	0.9	3	3.8	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
中心静脈栄養（I V H）	2	0.3	1	0.4	0	0.0	1	1.3	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
透析	62	10.0	59	22.1	2	1.9	1	1.3	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
カテーテル留置	22	3.6	16	6.0	2	1.9	1	1.3	0	0.0	2	4.0	1	3.8	0	0.0
ストマ（人工肛門・人工膀胱）	25	4.0	22	8.2	0	0.0	1	1.3	2	2.3	0	0.0	0	0.0	0	0.0
服薬管理	286	46.2	87	32.6	63	59.4	37	46.3	59	67.8	22	44.0	15	57.7	3	100.0
その他	130	21.0	55	20.6	19	17.9	24	30.0	11	12.6	14	28.0	7	26.9	0	0.0
無回答	71	11.5	29	10.9	13	12.3	5	6.3	14	16.1	5	10.0	5	19.2	0	0.0

〈精神入院〉

区分	全体	気管切開	人工呼吸器（レスピレーター）	吸入	吸引	胃ろう・腸ろう	鼻腔経管栄養	中心静脈栄養（I V H）
(人)	213	0	0	0	0	3	1	1
(%)	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.4	0.5	0.5
区分	透析	カテーテル留置	ストマ（人工肛門・人工膀胱）	服薬管理	その他			
(人)	0	1	1	183	14			
(%)	0.0	0.5	0.5	85.9	6.6			

② 行政に求める支援

区分	全体		身体		知的		障害児		精神		難病		高次脳機能障害		発達障害	
	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)
全体	619	100.0	267	100.0	106	100.0	80	100.0	87	100.0	50	100.0	26	100.0	3	100.0
ご家族等のレスパイト	98	15.8	19	7.1	20	18.9	27	33.8	11	12.6	12	24.0	8	30.8	1	33.3
通学・通園・通勤時の移動支援	61	9.9	5	1.9	18	17.0	24	30.0	6	6.9	5	10.0	3	11.5	0	0.0
災害時の避難先確保	143	23.1	53	19.9	31	29.2	22	27.5	13	14.9	14	28.0	9	34.6	1	33.3
短期入所施設の拡充	114	18.4	31	11.6	28	26.4	27	33.8	7	8.0	11	22.0	8	30.8	2	66.7
特にない	188	30.4	104	39.0	22	20.8	18	22.5	30	34.5	9	18.0	4	15.4	1	33.3
その他	46	7.4	17	6.4	7	6.6	11	13.8	6	6.9	2	4.0	3	11.5	0	0.0
無回答	148	23.9	68	25.5	25	23.6	9	11.3	28	32.2	12	24.0	6	23.1	0	0.0

〈精神入院〉

区分	全体	ご家族等のレスパイト	通学・通園・通勤時の移動支援	災害時の避難先確保	短期入所施設の拡充	特にない	その他	無回答
(人)	213	7	5	8	10	109	7	75
(%)	100.0	3.3	2.3	3.8	4.7	51.2	3.3	35.2

問 5 あなたの生活を支えている収入は何ですか。（〇はいくつでも）

区分	全体		身体		知的		障害児		精神		難病		高次脳機能障害		発達障害	
	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)
全体	2,247	100.0	682	100.0	518	100.0	431	100.0	402	100.0	110	100.0	56	100.0	48	100.0
事業による収入	43	1.9	29	4.3	6	1.2	0	0.0	7	1.7	0	0.0	0	0.0	1	2.1
給与による収入	318	14.2	103	15.1	113	21.8	2	0.5	61	15.2	14	12.7	15	26.8	10	20.8
工賃（就労支援サービスや作業所での活動により支給される収入）	198	8.8	22	3.2	124	23.9	0	0.0	35	8.7	0	0.0	10	17.9	7	14.6
年金（障害基礎年金、高齢基礎年金、遺族年金等の年金）	1,208	53.8	497	72.9	331	63.9	4	0.9	241	60.0	73	66.4	43	76.8	19	39.6
手当等（特別障害者手当等の手当、心身障害者扶養共済年金）	132	5.9	23	3.4	37	7.1	55	12.8	9	2.2	5	4.5	0	0.0	3	6.3
家族の給与・親戚などの援助	850	37.8	91	13.3	203	39.2	397	92.1	85	21.1	23	20.9	15	26.8	36	75.0
生活保護	176	7.8	35	5.1	32	6.2	7	1.6	95	23.6	2	1.8	4	7.1	1	2.1
その他	28	1.2	10	1.5	4	0.8	5	1.2	8	2.0	1	0.9	0	0.0	0	0.0
無回答	92	4.1	34	5.0	19	3.7	14	3.2	16	4.0	9	8.2	0	0.0	0	0.0

〈精神入院〉

区分	全体	事業による収入	給与による収入	工賃（就労支援サービスや作業所での活動により支給される収入）	年金（障害基礎年金、高齢基礎年金、遺族年金等の年金）	手当等（特別障害者手当等の手当、心身障害者扶養共済年金）	家族の給与・親戚などの援助	生活保護	その他	無回答
(人)	461	5	18	1	279	15	85	88	12	36
(%)	100.0	1.1	3.9	0.2	60.5	3.3	18.4	19.1	2.6	7.8

5 障害福祉等に関するアンケート調査結果

(1) 問 5 で「事業による収入」「給与による収入」「工賃」「年金」「手当等」に○をつけた方におたずねします。

あなたの年金や手当等を含む 1 か月あたりの収入はいくらですか。（○は 1 つ）

区分	全体		身体		知的		障害児		精神		難病		高次脳機能障害		発達障害	
	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)
全体	1,528	100.0	580	100.0	424	100.0	58	100.0	303	100.0	85	100.0	48	100.0	30	100.0
7 万円未満（障害基礎年金 2 級相当）	441	28.9	89	15.3	146	34.4	41	70.7	133	43.9	13	15.3	11	22.9	8	26.7
7 万円～9 万円未満（障害基礎年金 1 級相当）	266	17.4	69	11.9	138	32.5	3	5.2	31	10.2	14	16.5	3	6.3	8	26.7
9 万円～1 5 万円未満	392	25.7	184	31.7	93	21.9	6	10.3	63	20.8	23	27.1	12	25.0	11	36.7
1 5 万円～2 5 万円未満	245	16.0	141	24.3	26	6.1	2	3.4	40	13.2	19	22.4	15	31.3	2	6.7
2 5 万円～4 5 万円未満	67	4.4	40	6.9	0	0.0	0	0.0	15	5.0	8	9.4	4	8.3	0	0.0
4 5 万円以上	22	1.4	18	3.1	1	0.2	0	0.0	1	0.3	2	2.4	0	0.0	0	0.0
無回答	95	6.2	39	6.7	20	4.7	6	10.3	20	6.6	6	7.1	3	6.3	1	3.3

〈精神入院〉

区分	全体	7 万円未満（障害基礎年金 2 級相当）	7 万円～9 万円未満（障害基礎年金 1 級相当）	9 万円～1 5 万円未満	1 5 万円～2 5 万円未満	2 5 万円～4 5 万円未満	4 5 万円以上	無回答
(人)	301	123	52	54	31	6	5	30
(%)	100.0	40.9	17.3	17.9	10.3	2.0	1.7	10.0

問 6 日常生活で、あなたの介助や支援をしている人は主にどなたですか。（○はいくつでも）

区分	全体		身体		知的		障害児		精神		難病		高次脳機能障害		発達障害	
	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)
全体	2,247	100.0	682	100.0	518	100.0	431	100.0	402	100.0	110	100.0	56	100.0	48	100.0
配偶者	427	19.0	276	40.5	7	1.4	0	0.0	59	14.7	59	53.6	26	46.4	0	0.0
子ども	199	8.9	134	19.6	2	0.4	0	0.0	38	9.5	20	18.2	4	7.1	1	2.1
親（父・母）	1,049	46.7	64	9.4	371	71.6	404	93.7	130	32.3	9	8.2	27	48.2	44	91.7
祖父母	99	4.4	1	0.1	18	3.5	77	17.9	0	0.0	1	0.9	0	0.0	2	4.2
孫	6	0.3	2	0.3	0	0.0	0	0.0	4	1.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
兄弟姉妹	215	9.6	32	4.7	91	17.6	40	9.3	39	9.7	2	1.8	6	10.7	5	10.4
その他の親族	33	1.5	7	1.0	12	2.3	9	2.1	5	1.2	0	0.0	0	0.0	0	0.0
友達・仲間	54	2.4	14	2.1	4	0.8	9	2.1	22	5.5	3	2.7	1	1.8	1	2.1
訪問看護師・ホームヘルパーなどの在宅サービス提供者	267	11.9	78	11.4	59	11.4	24	5.6	70	17.4	22	20.0	8	14.3	6	12.5
相談支援事業所の相談支援員	204	9.1	32	4.7	86	16.6	34	7.9	26	6.5	8	7.3	11	19.6	7	14.6
施設の職員・世話人	415	18.5	86	12.6	170	32.8	64	14.8	63	15.7	9	8.2	12	21.4	11	22.9
ボランティア・N P O の職員	15	0.7	2	0.3	8	1.5	0	0.0	2	0.5	0	0.0	1	1.8	2	4.2
いない（介助や支援は必要ない）	240	10.7	125	18.3	19	3.7	3	0.7	79	19.7	14	12.7	0	0.0	0	0.0
その他	31	1.4	8	1.2	9	1.7	1	0.2	7	1.7	1	0.9	1	1.8	4	8.3
無回答	116	5.2	46	6.7	23	4.4	12	2.8	28	7.0	7	6.4	0	0.0	0	0.0

〈精神入院〉

区分	全体	配偶者	子ども	親（父・母）	祖父母	孫	兄弟姉妹	その他の親族
(人)	461	41	45	97	5	1	80	11
(%)	100.0	8.9	9.8	21.0	1.1	0.2	17.4	2.4
区分	友達・仲間	訪問看護師・ホームヘルパーなどの在宅サービス提供者	相談支援事業所の相談支援員	施設の職員・世話人	ボランティア・N P O の職員	いない（介助や支援は必要ない）	その他	無回答
(人)	7	18	6	188	1	39	12	
(%)	1.5	3.9	1.3	40.8	0.2	8.5	2.6	

●生活の場についておたずねします。

問 7 あなたは現在、どのように暮らしていますか。（○は 1 つ）

区分	全体		身体		知的		障害児		精神		難病		高次脳機能障害		発達障害	
	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)
全体	2,247	100.0	682	100.0	518	100.0	431	100.0	402	100.0	110	100.0	56	100.0	48	100.0
一人で暮らしている	328	14.6	138	20.2	35	6.8	0	0.0	134	33.3	12	10.9	6	10.7	3	6.3
家族と暮らしている	1,635	72.8	455	66.7	379	73.2	413	95.8	215	53.5	84	76.4	47	83.9	42	87.5
グループホームで暮らしている	79	3.5	10	1.5	50	9.7	0	0.0	15	3.7	0	0.0	2	3.6	2	4.2
福祉施設（障害者支援施設、高齢者支援施設）で暮らしている	113	5.0	41	6.0	35	6.8	7	1.6	23	5.7	5	4.5	1	1.8	1	2.1
病院に入院している	27	1.2	15	2.2	5	1.0	1	0.2	3	0.7	3	2.7	0	0.0	0	0.0
その他	15	0.7	6	0.9	2	0.4	3	0.7	3	0.7	1	0.9	0	0.0	0	0.0
無回答	50	2.2	17	2.5	12	2.3	7	1.6	9	2.2	5	4.5	0	0.0	0	0.0

〈精神入院〉

区分	全体	一人で暮らしている	家族と暮らしている	グループホームで暮らしている	福祉施設（障害者支援施設、高齢者支援施設）で暮らしている	病院に入院している	その他	無回答
(人)	461	25	41	5	3	376	1	10
(%)	100.0	5.4	8.9	1.1	0.7	81.6	0.2	2.2

5 障害福祉等に関するアンケート調査結果

問8 あなたは今後（将来）、どこで暮らしたいと思いますか。（○は1つ）

区分	全体		身体		知的		障害児		精神		難病		高次脳機能障害		発達障害	
	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)
全体	2,247	100.0	682	100.0	518	100.0	431	100.0	402	100.0	110	100.0	56	100.0	48	100.0
一人暮らしをしたい	201	8.9	37	5.4	51	9.8	27	6.3	58	14.4	9	8.2	9	16.1	10	20.8
家族と一緒に生活したい	840	37.4	271	39.7	166	32.0	219	50.8	118	29.4	36	32.7	21	37.5	9	18.8
グループホームなどを利用したい	165	7.3	12	1.8	76	14.7	50	11.6	14	3.5	2	1.8	1	1.8	10	20.8
福祉施設（障害者支援施設、高齢者支援施設）で暮らしたい	174	7.7	52	7.6	65	12.5	16	3.7	22	5.5	11	10.0	7	12.5	1	2.1
今のまま生活したい	649	28.9	264	38.7	118	22.8	47	10.9	157	39.1	39	35.5	14	25.0	10	20.8
その他	41	1.8	7	1.0	6	1.2	10	2.3	10	2.5	3	2.7	1	1.8	4	8.3
無回答	177	7.9	39	5.7	36	6.9	62	14.4	23	5.7	10	9.1	3	5.4	4	8.3

〈精神入院〉

区分	全体	一人暮らしをしたい	家族と一緒に生活したい	グループホームなどを利用したい	福祉施設（障害者支援施設、高齢者支援施設）で暮らしたい	今のまま生活したい	その他	無回答
(人)	461	92	150	37	22	125	13	22
(%)	100.0	20.0	32.5	8.0	4.8	27.1	2.8	4.8

(1) 問8で、「一人暮らしをしたい」に○をつけた方におたずねします。

現在、一人暮らしが難しい理由を教えてください。

区分	全体		身体		知的		障害児		精神		難病		高次脳機能障害		発達障害	
	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)
全体	201	100.0	37	100.0	51	100.0	27	100.0	58	100.0	9	100.0	9	100.0	10	100.0
日常生活で介助や支援が必要なため	70	34.8	16	43.2	21	41.2	7	25.9	17	29.3	2	22.2	4	44.4	3	30.0
同居する親族等の介護等をしているため	6	3.0	0	0.0	4	7.8	0	0.0	1	1.7	1	11.1	0	0.0	0	0.0
収入など経済的な理由から難しい	107	53.2	10	27.0	36	70.6	12	44.4	36	62.1	2	22.2	5	55.6	6	60.0
入居できる賃貸住宅等を見つけることが難しい	28	13.9	6	16.2	5	9.8	2	7.4	10	17.2	0	0.0	4	44.4	1	10.0
その他	34	16.9	5	13.5	4	7.8	11	40.7	6	10.3	3	33.3	2	22.2	3	30.0
無回答	14	7.0	5	13.5	2	3.9	0	0.0	4	6.9	2	22.2	0	0.0	1	10.0

〈精神入院〉

区分	全体	日常生活で介助や支援が必要なため	同居する親族等の介護等をしているため	収入など経済的な理由から難しい	入居できる賃貸住宅等を見つけることが難しい	その他	無回答
(人)	92	27	2	21	19	23	9
(%)	100.0	29.3	2.2	22.8	20.7	25.0	9.8

問9 地域で安心して暮らせる住まいを確保するために必要だと思うことは何ですか。（○は3つまで）

区分	全体		身体		知的		障害児		精神		難病		高次脳機能障害		発達障害	
	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)
全体	2,247	100.0	682	100.0	518	100.0	431	100.0	402	100.0	110	100.0	56	100.0	48	100.0
建物がバリアフリー化されている（バリアフリー化できる）こと	518	23.1	197	28.9	86	16.6	84	19.5	80	19.9	54	49.1	14	25.0	3	6.3
バリアフリーのための住宅改修等（リフォーム）の費用の補助があること	470	20.9	194	28.4	67	12.9	95	22.0	53	13.2	43	39.1	15	26.8	3	6.3
不動産会社等が正当な理由なく入居を拒まないこと	260	11.6	46	6.7	54	10.4	66	15.3	71	17.7	8	7.3	8	14.3	7	14.6
入居できる住宅の紹介や斡旋をするサービスがあること	345	15.4	62	9.1	69	13.3	103	23.9	77	19.2	13	11.8	9	16.1	12	25.0
市営住宅等のバリアフリー化を充実すること	162	7.2	60	8.8	32	6.2	21	4.9	34	8.5	10	9.1	3	5.4	2	4.2
共同で生活し、介助等の支援を受けられる住まい（グループホーム等）を増やすこと	600	26.7	74	10.9	241	46.5	179	41.5	52	12.9	15	13.6	16	28.6	23	47.9
個別で生活し、必要な時にすぐに支援を受けることができる住まいを増やすこと	842	37.5	195	28.6	182	35.1	209	48.5	155	38.6	44	40.0	25	44.6	32	66.7
住まいに関する相談や紹介を行う相談窓口を設けること	614	27.3	124	18.2	153	29.5	162	37.6	108	26.9	22	20.0	27	48.2	18	37.5
特になし	341	15.2	135	19.8	76	14.7	32	7.4	81	20.1	10	9.1	4	7.1	3	6.3
その他	60	2.7	15	2.2	15	2.9	11	2.6	10	2.5	2	1.8	2	3.6	5	10.4
無回答	168	7.5	70	10.3	35	6.8	18	4.2	32	8.0	8	7.3	3	5.4	2	4.2

5 障害福祉等に関するアンケート調査結果

〈精神入院〉

区分	全体	建物がバリアフリー化されている（バリアフリー化できる）こと	バリアフリーのための住宅改造等（リフォーム）の費用の補助があること	不動産会社等が正当な理由なく入居を拒まないこと	入居できる住宅の紹介や斡旋をするサービスがあること	市営住宅等のバリアフリー化を充実すること	共同で生活し、介助等の支援を受けられる住まい（グループホーム等）を増やすこと
（人）	461	78	50	55	51	22	62
（％）	100.0	16.9	10.8	11.9	11.1	4.8	13.4
区分	個別で生活し、必要な時にすぐに支援を受けることができる住まいを増やすこと	住まいに関する相談や紹介を行う相談窓口を設けること	特にない	その他	無回答		
（人）	102	81	164	14	26		
（％）	22.1	17.6	35.6	3.0	5.6		

問 1 0 住まいの確保のほかに地域で生活するために必要だと思うことは何ですか。（〇は 2 つまで）

区分	全体		身体		知的		障害児		精神		難病		高次脳機能障害		発達障害	
	（人）	（％）	（人）	（％）	（人）	（％）	（人）	（％）	（人）	（％）	（人）	（％）	（人）	（％）	（人）	（％）
全体	2,247	100.0	682	100.0	518	100.0	431	100.0	402	100.0	110	100.0	56	100.0	48	100.0
身近に仲間や家族がいること	949	42.2	268	39.3	217	41.9	223	51.7	162	40.3	47	42.7	20	35.7	12	25.0
身近に介助者や相談できる人がいること	861	38.3	185	27.1	215	41.5	209	48.5	143	35.6	44	40.0	31	55.4	34	70.8
地域で生活できる収入があること	567	25.2	122	17.9	114	22.0	137	31.8	127	31.6	24	21.8	21	37.5	22	45.8
在宅で医療的ケアなどが利用できること	194	8.6	94	13.8	25	4.8	14	3.2	30	7.5	23	20.9	7	12.5	1	2.1
周囲の交通機関や公共施設などの環境が整備されていること	231	10.3	98	14.4	39	7.5	24	5.6	48	11.9	12	10.9	5	8.9	5	10.4
防犯や災害時の支援などの仕組みが整っていること	142	6.3	46	6.7	38	7.3	29	6.7	18	4.5	5	4.5	3	5.4	3	6.3
地域の人たちに障害や障害者への理解があること	457	20.3	63	9.2	152	29.3	141	32.7	62	15.4	12	10.9	14	25.0	13	27.1
地域に休日や夜間でも外来診療や入院が可能な病院・診療所があること	251	11.2	115	16.9	50	9.7	24	5.6	34	8.5	24	21.8	3	5.4	1	2.1
特にない	142	6.3	62	9.1	35	6.8	9	2.1	30	7.5	3	2.7	2	3.6	1	2.1
その他	21	0.9	6	0.9	5	1.0	3	0.7	5	1.2	1	0.9	0	0.0	1	2.1
無回答	105	4.7	51	7.5	20	3.9	8	1.9	20	5.0	5	4.5	1	1.8	0	0.0

〈精神入院〉

区分	全体	身近に仲間や家族がいること	身近に介助者や相談できる人がいること	地域で生活できる収入があること	在宅で医療的ケアなどが利用できること	周囲の交通機関や公共施設などの環境が整備されていること
（人）	461	182	138	102	33	36
（％）	100.0	39.5	29.9	22.1	7.2	7.8
区分	防犯や災害時の支援などの仕組みが整っていること	地域の人たちに障害や障害者への理解があること	地域に休日や夜間でも外来診療や入院が可能な病院・診療所があること	特にない	その他	
（人）	12	42	30	81	9	
（％）	2.6	9.1	6.5	17.6	2.0	

5 障害福祉等に関するアンケート調査結果

問 1 1 福祉のまちづくり（バリアフリー化）について、広島市が重点的に進めていく必要があるのはどのようなことだと思いますか。（○は2つまで）

区分	全体		身体		知的		障害児		精神		難病		高次脳機能障害		発達障害	
	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)
全体	2,247	100.0	682	100.0	518	100.0	431	100.0	402	100.0	110	100.0	56	100.0	48	100.0
乗り降りしやすいバス・電車を増やすこと	691	30.8	216	31.7	170	32.8	121	28.1	136	33.8	25	22.7	13	23.2	10	20.8
駅をバリアフリー化すること	196	8.7	57	8.4	34	6.6	43	10.0	38	9.5	12	10.9	8	14.3	4	8.3
公共の建物をバリアフリー化すること	293	13.0	74	10.9	71	13.7	58	13.5	60	14.9	20	18.2	3	5.4	7	14.6
道路の段差、誘導ブロック等を整備すること	562	25.0	208	30.5	121	23.4	102	23.7	72	17.9	30	27.3	19	33.9	10	20.8
視覚障害者向けの音声案内や音響信号機、聴覚障害者向けの文字案内などを充実すること	182	8.1	54	7.9	37	7.1	47	10.9	29	7.2	4	3.6	9	16.1	2	4.2
交通機関や公共の建物などで、わかりやすいマークや色を活用した表示（ユニバーサルデザイン）を充実すること	346	15.4	34	5.0	99	19.1	134	31.1	44	10.9	4	3.6	8	14.3	23	47.9
道路上にある自転車や看板など通行の妨げになる物を整理・撤去すること	391	17.4	131	19.2	93	18.0	80	18.6	55	13.7	17	15.5	9	16.1	6	12.5
車いす使用者用駐車区画を充実すること	137	6.1	55	8.1	19	3.7	33	7.7	12	3.0	14	12.7	4	7.1	0	0.0
障害者等に配慮されたエレベーターを充実すること	178	7.9	61	8.9	34	6.6	33	7.7	26	6.5	12	10.9	8	14.3	4	8.3
車いす使用者やオストメイト等対応トイレを充実すること	254	11.3	80	11.7	48	9.3	56	13.0	28	7.0	35	31.8	6	10.7	1	2.1
特にない	224	10.0	61	8.9	58	11.2	18	4.2	69	17.2	8	7.3	5	8.9	5	10.4
その他	81	3.6	14	2.1	19	3.7	22	5.1	15	3.7	2	1.8	2	3.6	7	14.6
無回答	156	6.9	59	8.7	37	7.1	14	3.2	34	8.5	8	7.3	3	5.4	1	2.1

〈精神入院〉

区分	全体	乗り降りしやすいバス・電車を増やすこと	駅をバリアフリー化すること	公共の建物をバリアフリー化すること	道路の段差、誘導ブロック等を整備すること	視覚障害者向けの音声案内や音響信号機、聴覚障害者向けの文字案内などを充実すること	交通機関や公共の建物などで、わかりやすいマークや色を活用した表示（ユニバーサルデザイン）を充実すること
(人)	461	133	53	54	56	20	31
(%)	100.0	28.9	11.5	11.7	12.1	4.3	6.7
区分	車いす使用者用駐車区画を充実すること	障害者等に配慮されたエレベーターを充実すること	車いす使用者やオストメイト等対応トイレを充実すること	特にない	その他	無回答	
(人)	46	12	28	16	167	8	
(%)	10.0	2.6	6.1	3.5	36.2	1.7	

●日常生活や就労についておたずねします。

問 1 2 外出の状況について、具体的にお答えください。

(1) あなたは、どのような目的で外出することが多いですか。（○は3つまで）

区分	全体		身体		知的		障害児		精神		難病		高次脳機能障害		発達障害	
	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)
全体	2,247	100.0	682	100.0	518	100.0	431	100.0	402	100.0	110	100.0	56	100.0	48	100.0
通勤・通学・通所	1,207	53.7	163	23.9	377	72.8	406	94.2	166	41.3	21	19.1	34	60.7	40	83.3
訓練やリハビリ	264	11.7	88	12.9	25	4.8	88	20.4	22	5.5	24	21.8	16	28.6	1	2.1
医療機関への受診	1,304	58.0	479	70.2	245	47.3	192	44.5	243	60.4	89	80.9	40	71.4	16	33.3
買い物	1,224	54.5	400	58.7	273	52.7	186	43.2	271	67.4	53	48.2	20	35.7	21	43.8
友人・知人に会う	206	9.2	71	10.4	42	8.1	32	7.4	41	10.2	13	11.8	2	3.6	5	10.4
趣味やスポーツ	281	12.5	84	12.3	79	15.3	38	8.8	49	12.2	11	10.0	4	7.1	16	33.3
グループ活動への参加	133	5.9	41	6.0	37	7.1	18	4.2	17	4.2	10	9.1	2	3.6	8	16.7
散歩	339	15.1	98	14.4	99	19.1	58	13.5	55	13.7	15	13.6	6	10.7	8	16.7
あまり外出しない	72	3.2	32	4.7	19	3.7	3	0.7	13	3.2	3	2.7	0	0.0	2	4.2
その他	53	2.4	15	2.2	6	1.2	15	3.5	13	3.2	4	3.6	0	0.0	0	0.0
無回答	24	1.1	12	1.8	6	1.2	0	0.0	5	1.2	0	0.0	1	1.8	0	0.0

〈精神入院〉

区分	全体	通勤・通学・通所	訓練やリハビリ	医療機関への受診	買い物	友人・知人に会う	趣味やスポーツ	グループ活動への参加
(人)	461	40	11	117	180	39	37	10
(%)	100.0	8.7	2.4	25.4	39.0	8.5	8.0	2.2
区分	散歩	あまり外出しない	その他	無回答				
(人)	71	167	19	22				
(%)	15.4	36.2	4.1	4.8				

5 障害福祉等に関するアンケート調査結果

(2) あなたが外出する際の主な同伴者は誰ですか。(〇は1つ)

区分	全体		身体		知的		障害児		精神		難病		高次脳機能障害		発達障害	
	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)
全体	2,247	100.0	682	100.0	518	100.0	431	100.0	402	100.0	110	100.0	56	100.0	48	100.0
父母・祖父母・兄弟	877	39.0	50	7.3	298	57.5	392	91.0	83	20.6	8	7.3	19	33.9	27	56.3
配偶者	349	15.5	230	33.7	8	1.5	0	0.0	44	10.9	49	44.5	18	32.1	0	0.0
子ども	102	4.5	68	10.0	4	0.8	0	0.0	20	5.0	9	8.2	1	1.8	0	0.0
ヘルパーや施設の職員	160	7.1	44	6.5	78	15.1	9	2.1	13	3.2	9	8.2	3	5.4	4	8.3
一人	694	30.9	261	38.3	120	23.2	22	5.1	227	56.5	33	30.0	15	26.8	16	33.3
その他	25	1.1	9	1.3	5	1.0	0	0.0	9	2.2	2	1.8	0	0.0	0	0.0

〈精神入院〉

区分	全体	父母・祖父母・兄弟	配偶者	子ども	ヘルパーや施設の職員	一人	その他	無回答
(人)	461	91	29	31	99	154	17	40
(%)	100.0	19.7	6.3	6.7	21.5	33.4	3.7	8.7

(3) 外出する時に主に利用する交通機関は何ですか。

区分	全体		身体		知的		障害児		精神		難病		高次脳機能障害		発達障害	
	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)
全体	2,247	100.0	682	100.0	518	100.0	431	100.0	402	100.0	110	100.0	56	100.0	48	100.0
公共交通機関（ＪＲ、電車、バス、アストラムラインなど）	970	43.2	254	37.2	293	56.6	127	29.5	204	50.7	30	27.3	28	50.0	34	70.8
タクシー	512	22.8	253	37.1	80	15.4	47	10.9	78	19.4	36	32.7	17	30.4	1	2.1
自家用車	1,196	53.2	346	50.7	247	47.7	352	81.7	136	33.8	63	57.3	29	51.8	23	47.9
自転車	273	12.1	49	7.2	58	11.2	55	12.8	89	22.1	6	5.5	4	7.1	12	25.0
その他	80	3.6	23	3.4	26	5.0	11	2.6	10	2.5	6	5.5	4	7.1	0	0.0
無回答	62	2.8	19	2.8	11	2.1	8	1.9	15	3.7	6	5.5	1	1.8	2	4.2

〈精神入院〉

区分	全体	公共交通機関（ＪＲ、電車、バス、アストラムラインなど）	タクシー	自家用車	自転車	その他	無回答
(人)	461	168	147	121	37	27	54
(%)	100.0	36.4	31.9	26.2	8.0	5.9	11.7

問 1 3 あなたは、定期的な安否確認や声かけによる、見守りの必要がありますか。

区分	全体		身体		知的		障害児		精神		難病		高次脳機能障害		発達障害	
	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)
全体	2,247	100.0	682	100.0	518	100.0	431	100.0	402	100.0	110	100.0	56	100.0	48	100.0
必要がある	516	23.0	112	16.4	139	26.8	108	25.1	90	22.4	30	27.3	14	25.0	23	47.9
必要ない	1,610	71.7	523	76.7	340	65.6	314	72.9	293	72.9	78	70.9	38	67.9	24	50.0
無回答	121	5.4	47	6.9	39	7.5	9	2.1	19	4.7	2	1.8	4	7.1	1	2.1

〈精神入院〉

区分	全体	必要がある	必要ない	無回答
(人)	461	137	291	33
(%)	100.0	29.7	63.1	7.2

(1) 見守りが必要な障害者を対象に、食事を届けた際に安否確認を行う配食サービス制度（食事代は自己負担）があれば、利用したいですか。（〇は1つ）

区分	全体		身体		知的		障害児		精神		難病		高次脳機能障害		発達障害	
	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)
全体	516	100.0	112	100.0	139	100.0	108	100.0	90	100.0	30	100.0	14	100.0	23	100.0
今すぐ利用したい	15	2.9	2	1.8	4	2.9	5	4.6	2	2.2	0	0.0	2	14.3	0	0.0
いずれ利用したい	283	54.8	54	48.2	76	54.7	69	63.9	43	47.8	16	53.3	11	78.6	14	60.9
現在、高齢者配食サービスを利用している	27	5.2	13	11.6	2	1.4	0	0.0	9	10.0	3	10.0	0	0.0	0	0.0
配食サービス以外の食事サービス（食材の配達、家事支援など）を利用したい	45	8.7	5	4.5	15	10.8	10	9.3	12	13.3	1	3.3	0	0.0	2	8.7
利用したくない（必要ない）	93	18.0	21	18.8	30	21.6	18	16.7	15	16.7	6	20.0	1	7.1	2	8.7
その他	29	5.6	10	8.9	5	3.6	4	3.7	4	4.4	2	6.7	0	0.0	4	17.4
無回答	24	4.7	7	6.3	7	5.0	2	1.9	5	5.6	2	6.7	0	0.0	1	4.3

〈精神入院〉

区分	全体	今すぐ利用したい	いずれ利用したい	現在、高齢者配食サービスを利用している	配食サービス以外の食事サービス（食材の配達、家事支援など）を利用したい	利用したくない（必要ない）	その他	無回答
(人)	137	19	68	4	11	27	6	2
(%)	100.0	13.9	49.6	2.9	8.0	19.7	4.4	1.5

5 障害福祉等に関するアンケート調査結果

問 1 4 あなたは、平日の日中を主にどのように過ごしていますか。(○は 1 つ)

区分	全体		身体		知的		障害児		精神		難病		高次脳機能障害		発達障害	
	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)
全体	2,247	100.0	682	100.0	518	100.0	431	100.0	402	100.0	110	100.0	56	100.0	48	100.0
会社勤めや自営業、家業などで収入を得る仕事をしている	348	15.5	123	18.0	122	23.6	0	0.0	61	15.2	14	12.7	16	28.6	12	25.0
ボランティアなど、収入を得ない仕事をしている	16	0.7	10	1.5	1	0.2	0	0.0	3	0.7	2	1.8	0	0.0	0	0.0
専業主婦（主夫）をしている	126	5.6	79	11.6	5	1.0	1	0.2	21	5.2	18	16.4	2	3.6	0	0.0
福祉施設、作業所などに通っている（就労継続支援 A 型も含む）	422	18.8	54	7.9	264	51.0	1	0.2	72	17.9	2	1.8	17	30.4	12	25.0
病院などのデイケアに通っている	146	6.5	39	5.7	5	1.0	0	0.0	86	21.4	10	9.1	6	10.7	0	0.0
リハビリテーションを受けている	38	1.7	23	3.4	0	0.0	1	0.2	5	1.2	8	7.3	1	1.8	0	0.0
自宅で過ごしている	538	23.9	270	39.6	62	12.0	24	5.6	121	30.1	43	39.1	10	17.9	8	16.7
入所している施設や病院などで過ごしている	103	4.6	47	6.9	30	5.8	4	0.9	12	3.0	7	6.4	2	3.6	1	2.1
大学、専門学校、職業訓練校などに通っている	15	0.7	2	0.3	3	0.6	3	0.7	4	1.0	0	0.0	0	0.0	3	6.3
特別支援学校（小、中、高等部）に通っている	130	5.8	0	0.0	3	0.6	122	28.3	2	0.5	0	0.0	1	1.8	2	4.2
一般の小中学校、高校に通っている	170	7.6	0	0.0	3	0.6	156	36.2	0	0.0	3	2.7	0	0.0	8	16.7
幼稚園、保育所、障害児通園施設などに通っている	102	4.5	0	0.0	0	0.0	102	23.7	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
その他	27	1.2	14	2.1	5	1.0	1	0.2	4	1.0	1	0.9	1	1.8	1	2.1
無回答	66	2.9	21	3.1	15	2.9	16	3.7	11	2.7	2	1.8	0	0.0	1	2.1

〈精神入院〉

区分	全体	会社勤めや自営業、家業などで収入を得る仕事をしている	ボランティアなど、収入を得ない仕事をしている	専業主婦（主夫）をしている	福祉施設、作業所などに通っている（就労継続支援 A 型も含む）	病院などのデイケアに通っている	リハビリテーションを受けている	自宅で過ごしている
(人)	461	17	5	8	7	18	9	57
(%)	100.0	3.7	1.1	1.7	1.5	3.9	2.0	12.4
区分	入所している施設や病院などで過ごしている	大学、専門学校、職業訓練校などに通っている	特別支援学校（小、中、高等部）に通っている	一般の小中学校、高校に通っている	幼稚園、保育所、障害児通園施設などに通っている	その他	無回答	
(人)	289	2	0	2	0	9	38	
(%)	62.7	0.4	0.0	0.4	0.0	2.0	8.2	

問 1 4 で、「会社勤めや自営業、家業などで収入を得る仕事をしている」に○をつけた方におたずねします。

(1) 現在の仕事に就く主なきっかけは何でしたか。(○は 1 つ)

区分	全体		身体		知的		障害児		精神		難病		高次脳機能障害		発達障害	
	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)
全体	348	100.0	123	100.0	122	100.0	0	0	61	100.0	14	100.0	16	100.0	12	100.0
ハローワークの紹介	66	19.0	25	20.3	23	18.9	0	0	12	19.7	2	14.3	4	25.0	0	0.0
障害者就業・生活支援センターへの相談	28	8.0	0	0.0	18	14.8	0	0	7	11.5	0	0.0	2	12.5	1	8.3
福祉作業所や障害福祉サービス事業所などの訓練	14	4.0	0	0.0	3	2.5	0	0	5	8.2	0	0.0	4	25.0	2	16.7
学校での進路指導・実習	75	21.6	9	7.3	50	41.0	0	0	5	8.2	2	14.3	0	0.0	9	75.0
職業訓練校などの指導・紹介	15	4.3	2	1.6	11	9.0	0	0	1	1.6	1	7.1	0	0.0	0	0.0
知人・親族の紹介	38	10.9	22	17.9	9	7.4	0	0	4	6.6	1	7.1	2	12.5	0	0.0
家業を継いだなど（起業も含む）	27	7.8	22	17.9	0	0.0	0	0	3	4.9	2	14.3	0	0.0	0	0.0
求人広告、インターネットなどで自分で探した	42	12.1	17	13.8	4	3.3	0	0	17	27.9	3	21.4	1	6.3	0	0.0
その他	36	10.3	21	17.1	3	2.5	0	0	6	9.8	3	21.4	3	18.8	0	0.0
無回答	7	2.0	5	4.1	1	0.8	0	0	1	1.6	0	0.0	0	0.0	0	0.0

〈精神入院〉

区分	全体	ハローワークの紹介	障害者就業・生活支援センターへの相談	福祉作業所や障害福祉サービス事業所などの訓練	学校での進路指導・実習	職業訓練校などの指導・紹介	知人・親族の紹介	家業を継いだなど（起業も含む）
(人)	17	1	0	2	1	0	4	0
(%)	100.0	5.9	0.0	11.8	5.9	0.0	23.5	0.0
区分	求人広告、インターネットなどで自分で探した	その他	無回答					
(人)	3	5	1					
(%)	17.6	29.4	5.9					

5 障害福祉等に関するアンケート調査結果

(2) どのような働き方で仕事をしていますか。(○は1つ)

区分	全体		身体		知的		障害児		精神		難病		高次脳機能障害		発達障害	
	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)
全体	348	100.0	123	100.0	122	100.0	0	0	61	100.0	14	100.0	16	100.0	12	100.0
正職員で他の職員と勤務条件などに違いはない	101	29.0	51	41.5	16	13.1	0	0	23	37.7	8	57.1	0	0.0	3	25.0
正職員で短時間勤務などの配慮がある	26	7.5	9	7.3	11	9.0	0	0	3	4.9	0	0.0	2	12.5	1	8.3
パート・アルバイトなどの非常勤職員、派遣職員	158	45.4	32	26.0	75	61.5	0	0	30	49.2	3	21.4	12	75.0	6	50.0
自営業、農林水産業など	26	7.5	24	19.5	0	0.0	0	0	2	3.3	0	0.0	0	0.0	0	0.0
その他	25	7.2	4	3.3	13	10.7	0	0	3	4.9	2	14.3	1	6.3	2	16.7
無回答	12	3.4	3	2.4	7	5.7	0	0	0	0.0	1	7.1	1	6.3	0	0.0

〈精神入院〉

区分	全体	正職員で他の職員と勤務条件などに違いはない	正職員で短時間勤務などの配慮がある	パート・アルバイトなどの非常勤職員、派遣職員	自営業、農林水産業など	その他	無回答	全体
(人)	17	5	0	7	2	2	1	17
(%)	100.0	29.4	0.0	41.2	11.8	11.8	5.9	100.0

(3) 現在の仕事を始めてから何年になりますか。(○は1つ)

区分	全体		身体		知的		障害児		精神		難病		高次脳機能障害		発達障害	
	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)
全体	348	100.0	123	100.0	122	100.0	0	0.0	61	100.0	14	100.0	16	100.0	12	100.0
1年未満	46	13.2	10	8.1	11	9.0	0	0.0	19	31.1	1	7.1	3	18.8	2	16.7
1年以上3年未満	50	14.4	8	6.5	21	17.2	0	0.0	10	16.4	4	28.6	4	25.0	3	25.0
3年以上5年未満	48	13.8	14	11.4	21	17.2	0	0.0	8	13.1	1	7.1	2	12.5	2	16.7
5年以上10年未満	59	17.0	14	11.4	26	21.3	0	0.0	8	13.1	2	14.3	6	37.5	3	25.0
10年以上20年未満	61	17.5	16	13.0	34	27.9	0	0.0	7	11.5	2	14.3	0	0.0	2	16.7
20年以上	77	22.1	59	48.0	5	4.1	0	0.0	8	13.1	4	28.6	1	6.3	0	0.0
無回答	7	2.0	2	1.6	4	3.3	0	0.0	1	1.6	0	0.0	0	0.0	0	0.0

〈精神入院〉

区分	全体	1年未満	1年以上3年未満	3年以上5年未満	5年以上10年未満	10年以上20年未満	20年以上	無回答
(人)	17	2	0	3	4	5	3	0
(%)	100.0	11.8	0.0	17.6	23.5	29.4	17.6	0.0

問15 問14で「会社勤めや自営業、家業などで収入を得る仕事をしている」以外を選択した18歳以上の方におたずねします。

あなたは、今後収入を得る仕事をしたいと思いますか。(○は1つ)

区分	全体		身体		知的		障害児		精神		難病		高次脳機能障害		発達障害	
	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)
全体	1,393	100.0	538	100.0	376	100.0	—	—	326	100.0	91	100.0	39	100.0	23	100.0
仕事をしたいと思う	269	19.3	45	8.4	85	22.6	—	—	104	31.9	10	11.0	17	43.6	8	34.8
仕事をしたいと思わない、またはできない	932	66.9	391	72.7	249	66.2	—	—	187	57.4	75	82.4	18	46.2	12	52.2
無回答	192	13.8	102	19.0	42	11.2	—	—	35	10.7	6	6.6	4	10.3	3	13.0

〈精神入院〉

区分	全体	仕事をしたいと思う	仕事をしたいと思わない、またはできない	無回答
(人)	396	118	239	39
(%)	100.0	29.8	60.4	9.8

(1) 問15で「仕事をしたいと思う」に○をつけた方におたずねします。

就職前にどのような支援があれば、安心して就職しやすくなると思いますか。(○は2つまで)

区分	全体		身体		知的		障害児		精神		難病		高次脳機能障害		発達障害	
	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)
全体	269	100.0	45	100.0	85	100.0	—	—	104	100.0	10	100.0	17	100.0	8	100.0
就職前に自分の仕事の適性を判断・評価してもらうこと	141	52.4	23	51.1	46	54.1	—	—	52	50.0	2	20.0	12	70.6	6	75.0
就職前に専門的な技能を習得するための訓練を受けること	60	22.3	5	11.1	16	18.8	—	—	28	26.9	2	20.0	5	29.4	4	50.0
就職前に生活のリズムを整えるなどの訓練を受けること	55	20.4	5	11.1	16	18.8	—	—	26	25.0	1	10.0	4	23.5	3	37.5
希望する職場で試験的に働く機会があること	109	40.5	19	42.2	34	40.0	—	—	40	38.5	4	40.0	10	58.8	2	25.0
職業訓練や支援などは受けたくない、受ける必要はない	13	4.8	2	4.4	6	7.1	—	—	5	4.8	0	0.0	0	0.0	0	0.0
その他	14	5.2	3	6.7	5	5.9	—	—	4	3.8	2	20.0	0	0.0	0	0.0
無回答	12	4.5	4	8.9	1	1.2	—	—	5	4.8	2	20.0	0	0.0	0	0.0

5 障害福祉等に関するアンケート調査結果

〈精神入院〉

区分	全体	就職前に自分の仕事の適性を判断・評価してもらうこと	就職前に専門的な技能を習得するための訓練を受けること	就職前に生活のリズムを整えるなどの訓練を受けること	希望する職場で試験的に働く機会があること	職業訓練や支援などは受けたくない、受ける必要はない	その他	無回答
(人)	118	46	30	23	28	13	6	9
(%)	100.0	39.0	25.4	19.5	23.7	11.0	5.1	7.6

(2) 問 1 5 で「仕事をしたいと思わない、またはできない」に○をつけた方におたずねします。

仕事をしたいと思わない、またはできない主な理由は何ですか。(○は3つまで)

区分	全体		身体		知的		障害児		精神		難病		高次脳機能障害		発達障害	
	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)
全体	932	100.0	391	100.0	249	100.0	—	—	187	100.0	75	100.0	18	100.0	12	100.0
障害が重度のため	380	40.8	161	41.2	126	50.6	—	—	41	21.9	35	46.7	10	55.6	7	58.3
高齢のため	433	46.5	283	72.4	20	8.0	—	—	82	43.9	42	56.0	5	27.8	1	8.3
働く必要がないため	116	12.4	69	17.6	10	4.0	—	—	21	11.2	15	20.0	1	5.6	0	0.0
自分に合った仕事がないため	106	11.4	33	8.4	29	11.6	—	—	36	19.3	5	6.7	3	16.7	0	0.0
今のまま、福祉施設、作業所への通所を続けたい(就労継続支援A型も含む)	207	22.2	16	4.1	148	59.4	—	—	28	15.0	2	2.7	6	33.3	7	58.3
今のまま、ボランティアや学業を続けたい	12	1.3	5	1.3	0	0.0	—	—	3	1.6	4	5.3	0	0.0	0	0.0
家事・育児をしているため	19	2.0	8	2.0	2	0.8	—	—	5	2.7	3	4.0	1	5.6	0	0.0
今後の過ごし方考えるため、しばらくゆっくり過ごしたい	88	9.4	24	6.1	15	6.0	—	—	39	20.9	7	9.3	2	11.1	1	8.3
その他	72	7.7	18	4.6	21	8.4	—	—	20	10.7	10	13.3	0	0.0	3	25.0
無回答	9	1.0	2	0.5	3	1.2	—	—	4	2.1	0	0.0	0	0.0	0	0.0

〈精神入院〉

区分	全体	障害が重度のため	高齢のため	働く必要がないため	自分に合った仕事がないため	今のまま、福祉施設、作業所への通所を続けたい(就労継続支援A型も含む)
(人)	239	73	119	35	25	7
(%)	100.0	30.5	49.8	14.6	10.5	2.9
区分	今のまま、ボランティアや学業を続けたい	家事・育児をしているため	今後の過ごし方考えるため、しばらくゆっくり過ごしたい	その他	無回答	
(人)	2	0	31	28	3	
(%)	0.8	0.0	13.0	11.7	1.3	

問 1 6 全員におたずねします。

障害者が就労するために必要だと思うことは何ですか。(○は3つまで)

区分	全体		身体		知的		障害児		精神		難病		高次脳機能障害		発達障害	
	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)
全体	2,247	100.0	682	100.0	518	100.0	431	100.0	402	100.0	110	100.0	56	100.0	48	100.0
通勤しやすいこと	599	26.7	177	26.0	162	31.3	86	20.0	112	27.9	32	29.1	14	25.0	16	33.3
働きながら安心して通院できること	384	17.1	133	19.5	47	9.1	43	10.0	123	30.6	29	26.4	9	16.1	0	0.0
希望する勤務時間や日数を選べること	383	17.0	127	18.6	67	12.9	42	9.7	105	26.1	32	29.1	6	10.7	4	8.3
資金面で満足のいく待遇が受けられること	345	15.4	77	11.3	68	13.1	92	21.3	84	20.9	12	10.9	7	12.5	5	10.4
障害に応じた仕事があること	902	40.1	220	32.3	247	47.7	230	53.4	111	27.6	42	38.2	31	55.4	21	43.8
職場での差別や偏見を無くすこと	316	14.1	67	9.8	85	16.4	88	20.4	47	11.7	18	16.4	8	14.3	3	6.3
自宅で仕事ができること	172	7.7	72	10.6	15	2.9	25	5.8	43	10.7	14	12.7	2	3.6	1	2.1
職場で良い人間関係が築けること	406	18.1	87	12.8	112	21.6	94	21.8	79	19.7	11	10.0	6	10.7	17	35.4
職場で介助や援助等が受けられること	238	10.6	30	4.4	81	15.6	78	18.1	22	5.5	11	10.0	10	17.9	6	12.5
職場に障害や障害者への理解者がいること	659	29.3	142	20.8	181	34.9	190	44.1	78	19.4	24	21.8	24	42.9	20	41.7
相談できるジョブコーチ(障害者が職場に対応できるよう、障害者や雇用主等に対して支援・助言等を行う援助者)などの支援者・指導者がいること	460	20.5	61	8.9	141	27.2	124	28.8	63	15.7	22	20.0	23	41.1	26	54.2
職場に障害者用の設備や機器が整っていること	123	5.5	56	8.2	22	4.2	26	6.0	7	1.7	9	8.2	2	3.6	1	2.1
障害者を雇用する企業を増やすこと	331	14.7	99	14.5	75	14.5	94	21.8	35	8.7	16	14.5	4	7.1	8	16.7
特にない	99	4.4	60	8.8	14	2.7	1	0.2	21	5.2	3	2.7	0	0.0	0	0.0
その他	23	1.0	8	1.2	2	0.4	2	0.5	6	1.5	0	0.0	2	3.6	3	6.3
無回答	204	9.1	103	15.1	34	6.6	15	3.5	36	9.0	9	8.2	5	8.9	2	4.2

5
 障害福祉等に関するアンケート調査結果

〈精神入院〉

区分	全体	通動しやすいこと	働きながら安心して通院できること	希望する勤務時間や日数を選べること	賃金面で満足のいく待遇が受けられること	障害に応じた仕事があること	職場での差別や偏見を無くすこと	自宅で仕事ができること	職場で良い人間関係が築けること
(人)	461	104	96	70	51	114	58	25	57
(%)	100.0	22.6	20.8	15.2	11.1	24.7	12.6	5.4	12.4
区分	職場で介助や援助等が受けられること	職場に障害や障害者への理解者がいること	相談できるジョブコーチなどの支援者・指導者がいること	職場に障害者用の設備や機器が整っていること	障害者を雇用する企業を増やすこと	特にない	その他	無回答	
(人)	25	35	24	13	39	91	8	51	
(%)	5.4	7.6	5.2	2.8	8.5	19.7	1.7	11.1	

- 福祉サービス等の利用状況についておたずねします。

問 1 7 現在、障害福祉サービスを利用されていますか。（○は1つ）

区分	全体		身体		知的		障害児		精神		難病		高次脳機能障害		発達障害	
	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)
全体	2,247	100.0	682	100.0	518	100.0	431	100.0	402	100.0	110	100.0	56	100.0	48	100.0
利用している	906	40.3	151	22.1	330	63.7	238	55.2	105	26.1	29	26.4	24	42.9	29	60.4
利用していないが、今後利用したい	301	13.4	92	13.5	39	7.5	77	17.9	53	13.2	22	20.0	10	17.9	8	16.7
利用していない・利用する予定はない	892	39.7	357	52.3	126	24.3	109	25.3	218	54.2	52	47.3	19	33.9	11	22.9
無回答	148	6.6	82	12.0	23	4.4	7	1.6	26	6.5	7	6.4	3	5.4	0	0.0

〈精神入院〉

区分	全体	利用している	利用していないが、今後利用したい	利用していない・利用する予定はない	無回答
(人)	461	81	35	302	43
(%)	100.0	17.6	7.6	65.5	9.3

- (1) 問 1 7 で「利用している」または「利用していないが、今後利用したい」と回答した方におたずねします。

あなたは、障害支援区分の認定を受けていますか。（○は1つ）

区分	全体		身体		知的		障害児		精神		難病		高次脳機能障害		発達障害	
	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)
全体	1,207	100.0	243	100.0	369	100.0	315	100.0	158	100.0	51	100.0	34	100.0	37	100.0
区分 1	30	2.5	8	3.3	10	2.7	3	1.0	4	2.5	2	3.9	3	8.8	0	0.0
区分 2	62	5.1	4	1.6	35	9.5	7	2.2	12	7.6	1	2.0	1	2.9	2	5.4
区分 3	91	7.5	15	6.2	46	12.5	10	3.2	9	5.7	4	7.8	4	11.8	3	8.1
区分 4	76	6.3	8	3.3	63	17.1	0	0.0	2	1.3	0	0.0	1	2.9	2	5.4
区分 5	73	6.0	10	4.1	52	14.1	2	0.6	2	1.3	2	3.9	0	0.0	5	13.5
区分 6	99	8.2	28	11.5	62	16.8	1	0.3	1	0.6	3	5.9	0	0.0	4	10.8
非該当	28	2.3	5	2.1	6	1.6	10	3.2	7	4.4	0	0.0	0	0.0	0	0.0
受けていない	400	33.1	78	32.1	47	12.7	164	52.1	63	39.9	22	43.1	11	32.4	15	40.5
無回答	348	28.8	87	35.8	48	13.0	118	37.5	58	36.7	17	33.3	14	41.2	6	16.2

〈精神入院〉

区分	全体	区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6	非該当	受けていない	無回答
(人)	116	4	7	4	2	1	1	2	51	44
(%)	100.0	3.4	6.0	3.4	1.7	0.9	0.9	1.7	44.0	37.9

- (2) サービスごとにあてはまるものに○をつけてください。（①から⑧のそれぞれについて、「現在利用しているか」と「今後利用したいか」の両方に回答（番号に○）してください。

利用状況について障害福祉サービス・地域生活支援事業の受給者証のある方はそれを見て記入してください。）。

※③～⑧については、1 8 歳未満の方のみお答えください。

①居宅介護

【現在利用しているか】

区分	全体		身体		知的		障害児		精神		難病		高次脳機能障害		発達障害	
	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)
全体	1,207	100.0	243	100.0	369	100.0	315	100.0	158	100.0	51	100.0	34	100.0	37	100.0
利用している	145	12.0	37	15.2	65	17.6	19	6.0	10	6.3	10	19.6	1	2.9	3	8.1
利用していない	687	56.9	109	44.9	225	61.0	207	65.7	69	43.7	23	45.1	24	70.6	30	81.1
無回答	375	31.1	97	39.9	79	21.4	89	28.3	79	50.0	18	35.3	9	26.5	4	10.8

〈精神入院〉

区分	全体	利用している	利用していない	無回答
(人)	116	17	68	31
(%)	100.0	14.7	58.6	26.7

【今後利用したいか】

区分	全体		身体		知的		障害児		精神		難病		高次脳機能障害		発達障害	
	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)
全体	1,207	100.0	243	100.0	369	100.0	315	100.0	158	100.0	51	100.0	34	100.0	37	100.0
利用したい	326	27.0	74	30.5	97	26.3	82	26.0	32	20.3	18	35.3	10	29.4	13	35.1
利用しない	407	33.7	42	17.3	143	38.8	140	44.4	47	29.7	7	13.7	11	32.4	17	45.9
無回答	474	39.3	127	52.3	129	35.0	93	29.5	79	50.0	26	51.0	13	38.2	7	18.9

5 障害福祉等に関するアンケート調査結果

〈精神入院〉

区分	全体	利用したい	利用しない	無回答
(人)	116	33	54	29
(%)	100.0	28.4	46.6	25.0

②重度訪問介護

【現在利用しているか】

区分	全体		身体		知的		障害児		精神		難病		高次脳機能障害		発達障害	
	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)
全体	1,207	100.0	243	100.0	369	100.0	315	100.0	158	100.0	51	100.0	34	100.0	37	100.0
利用している	31	2.6	16	6.6	9	2.4	2	0.6	1	0.6	3	5.9	0	0.0	0	0.0
利用していない	755	62.6	112	46.1	259	70.2	224	71.1	76	48.1	29	56.9	23	67.6	32	86.5
無回答	421	34.9	115	47.3	101	27.4	89	28.3	81	51.3	19	37.3	11	32.4	5	13.5

〈精神入院〉

区分	全体	利用している	利用していない	無回答
(人)	116	2	79	35
(%)	100.0	1.7	68.1	30.2

【今後利用したいか】

区分	全体		身体		知的		障害児		精神		難病		高次脳機能障害		発達障害	
	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)
全体	1,207	100.0	243	100.0	369	100.0	315	100.0	158	100.0	51	100.0	34	100.0	37	100.0
利用したい	199	16.5	55	22.6	41	11.1	58	18.4	14	8.9	19	37.3	8	23.5	4	10.8
利用しない	527	43.7	56	23.0	194	52.6	169	53.7	61	38.6	8	15.7	12	35.3	27	73.0
無回答	481	39.9	132	54.3	134	36.3	88	27.9	83	52.5	24	47.1	14	41.2	6	16.2

〈精神入院〉

区分	全体	利用したい	利用しない	無回答
(人)	116	13	68	35
(%)	100.0	11.2	58.6	30.2

③同行援護

【現在利用しているか】

区分	全体		身体		知的		障害児		精神		難病		高次脳機能障害		発達障害	
	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)
全体	1,207	100.0	243	100.0	369	100.0	315	100.0	158	100.0	51	100.0	34	100.0	37	100.0
利用している	18	1.5	8	3.3	7	1.9	1	0.3	1	0.6	0	0.0	0	0.0	1	2.7
利用していない	742	61.5	109	44.9	254	68.8	223	70.8	76	48.1	26	51.0	23	67.6	31	83.8
無回答	447	37.0	126	51.9	108	29.3	91	28.9	81	51.3	25	49.0	11	32.4	5	13.5

〈精神入院〉

区分	全体	利用している	利用していない	無回答
(人)	116	2	80	34
(%)	100.0	1.7	69.0	29.3

【今後利用したいか】

区分	全体		身体		知的		障害児		精神		難病		高次脳機能障害		発達障害	
	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)
全体	1,207	100.0	243	100.0	369	100.0	315	100.0	158	100.0	51	100.0	34	100.0	37	100.0
利用したい	100	8.3	27	11.1	18	4.9	28	8.9	14	8.9	6	11.8	5	14.7	2	5.4
利用しない	602	49.9	72	29.6	211	57.2	197	62.5	62	39.2	17	33.3	15	44.1	28	75.7
無回答	505	41.8	144	59.3	140	37.9	90	28.6	82	51.9	28	54.9	14	41.2	7	18.9

〈精神入院〉

区分	全体	利用したい	利用しない	無回答
(人)	116	14	66	36
(%)	100.0	12.1	56.9	31.0

④行動援護

【現在利用しているか】

区分	全体		身体		知的		障害児		精神		難病		高次脳機能障害		発達障害	
	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)
全体	1,207	100.0	243	100.0	369	100.0	315	100.0	158	100.0	51	100.0	34	100.0	37	100.0
利用している	89	7.4	6	2.5	64	17.3	11	3.5	3	1.9	0	0.0	0	0.0	5	13.5
利用していない	684	56.7	109	44.9	212	57.5	213	67.6	74	46.8	26	51.0	23	67.6	27	73.0
無回答	434	36.0	128	52.7	93	25.2	91	28.9	81	51.3	25	49.0	11	32.4	5	13.5

〈精神入院〉

区分	全体	利用している	利用していない	無回答
(人)	116	5	78	33
(%)	100.0	4.3	67.2	28.4

5 障害福祉等に関するアンケート調査結果

【今後利用したいか】

区分	全体		身体		知的		障害児		精神		難病		高次脳機能障害		発達障害	
	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)
全体	1,207	100.0	243	100.0	369	100.0	315	100.0	158	100.0	51	100.0	34	100.0	37	100.0
利用したい	360	29.8	29	11.9	122	33.1	137	43.5	29	18.4	8	15.7	19	55.9	16	43.2
利用しない	374	31.0	67	27.6	122	33.1	96	30.5	51	32.3	17	33.3	6	17.6	15	40.5
無回答	473	39.2	147	60.5	125	33.9	82	26.0	78	49.4	26	51.0	9	26.5	6	16.2

〈精神入院〉

区分	全体	利用したい	利用しない	無回答
(人)	116	24	59	33
(%)	100.0	20.7	50.9	28.4

⑤重度障害者等包括支援

【現在利用しているか】

区分	全体		身体		知的		障害児		精神		難病		高次脳機能障害		発達障害	
	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)
全体	1,207	100.0	243	100.0	369	100.0	315	100.0	158	100.0	51	100.0	34	100.0	37	100.0
利用している	29	2.4	16	6.6	7	1.9	0	0.0	1	0.6	5	9.8	0	0.0	0	0.0
利用していない	749	62.1	112	46.1	258	69.9	222	70.5	77	48.7	25	49.0	23	67.6	32	86.5
無回答	429	35.5	115	47.3	104	28.2	93	29.5	80	50.6	21	41.2	11	32.4	5	13.5

〈精神入院〉

区分	全体	利用している	利用していない	無回答
(人)	116	2	79	35
(%)	100.0	1.7	68.1	30.2

【今後利用したいか】

区分	全体		身体		知的		障害児		精神		難病		高次脳機能障害		発達障害	
	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)
全体	1,207	100.0	243	100.0	369	100.0	315	100.0	158	100.0	51	100.0	34	100.0	37	100.0
利用したい	170	14.1	42	17.3	39	10.6	47	14.9	15	9.5	16	31.4	7	20.6	4	10.8
利用しない	521	43.2	59	24.3	189	51.2	173	54.9	53	33.5	10	19.6	13	38.2	24	64.9
無回答	516	42.8	142	58.4	141	38.2	95	30.2	90	57.0	25	49.0	14	41.2	9	24.3

〈精神入院〉

区分	全体	利用したい	利用しない	無回答
(人)	116	13	67	36
(%)	100.0	11.2	57.8	31.0

⑥生活介護

【現在利用しているか】

区分	全体		身体		知的		障害児		精神		難病		高次脳機能障害		発達障害	
	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)
全体	1,207	100.0	243	100.0	369	100.0	315	100.0	158	100.0	51	100.0	34	100.0	37	100.0
利用している	191	15.8	43	17.7	125	33.9	2	0.6	8	5.1	4	7.8	1	2.9	8	21.6
利用していない	621	51.4	94	38.7	161	43.6	219	69.5	74	46.8	26	51.0	22	64.7	25	67.6
無回答	395	32.7	106	43.6	83	22.5	94	29.8	76	48.1	21	41.2	11	32.4	4	10.8

〈精神入院〉

区分	全体	利用している	利用していない	無回答
(人)	116	4	74	38
(%)	100.0	3.4	63.8	32.8

【今後利用したいか】

区分	全体		身体		知的		障害児		精神		難病		高次脳機能障害		発達障害	
	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)
全体	1,207	100.0	243	100.0	369	100.0	315	100.0	158	100.0	51	100.0	34	100.0	37	100.0
利用したい	317	26.3	57	23.5	121	32.8	79	25.1	21	13.3	17	33.3	11	32.4	11	29.7
利用しない	389	32.2	48	19.8	111	30.1	141	44.8	53	33.5	8	15.7	11	32.4	17	45.9
無回答	501	41.5	138	56.8	137	37.1	95	30.2	84	53.2	26	51.0	12	35.3	9	24.3

〈精神入院〉

区分	全体	利用したい	利用しない	無回答
(人)	116	17	61	38
(%)	100.0	14.7	52.6	32.8

⑦自立訓練（機能訓練）

【現在利用しているか】

区分	全体		身体		知的		障害児		精神		難病		高次脳機能障害		発達障害	
	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)
全体	1,207	100.0	243	100.0	369	100.0	315	100.0	158	100.0	51	100.0	34	100.0	37	100.0
利用している	112	9.3	37	15.2	24	6.5	24	7.6	7	4.4	14	27.5	5	14.7	1	2.7
利用していない	674	55.8	99	40.7	242	65.6	197	62.5	70	44.3	16	31.4	18	52.9	32	86.5
無回答	421	34.9	107	44.0	103	27.9	94	29.8	81	51.3	21	41.2	11	32.4	4	10.8

5 障害福祉等に関するアンケート調査結果

〈精神入院〉

区分	全体	利用している	利用していない	無回答
(人)	116	14	62	40
(%)	100.0	12.1	53.4	34.5

【今後利用したいか】

区分	全体		身体		知的		障害児		精神		難病		高次脳機能障害		発達障害	
	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)
全体	1,207	100.0	243	100.0	369	100.0	315	100.0	158	100.0	51	100.0	34	100.0	37	100.0
利用したい	332	27.5	59	24.3	66	17.9	129	41.0	35	22.2	22	43.1	11	32.4	10	27.0
利用しない	383	31.7	45	18.5	166	45.0	98	31.1	39	24.7	4	7.8	10	29.4	21	56.8
無回答	492	40.8	139	57.2	137	37.1	88	27.9	84	53.2	25	49.0	13	38.2	6	16.2

〈精神入院〉

区分	全体	利用したい	利用しない	無回答
(人)	116	31	48	37
(%)	100.0	26.7	41.4	31.9

⑧自立訓練（生活訓練）

【現在利用しているか】

区分	全体		身体		知的		障害児		精神		難病		高次脳機能障害		発達障害	
	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)
全体	1,207	100.0	243	100.0	369	100.0	315	100.0	55	100.0	51	100.0	34	100.0	37	100.0
利用している	42	3.5	8	3.3	8	2.2	5	1.6	3	5.5	6	11.8	3	8.8	0	0.0
利用していない	730	60.5	118	48.6	255	69.1	215	68.3	25	45.5	22	43.1	20	58.8	33	89.2
無回答	435	36.0	117	48.1	106	28.7	95	30.2	27	49.1	23	45.1	11	32.4	4	10.8

〈精神入院〉

区分	全体	利用している	利用していない	無回答
(人)	116	19	61	36
(%)	100.0	16.4	52.6	31.0

【今後利用したいか】

区分	全体		身体		知的		障害児		精神		難病		高次脳機能障害		発達障害	
	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)
全体	1,207	100.0	243	100.0	369	100.0	315	100.0	158	100.0	51	100.0	34	100.0	37	100.0
利用したい	380	31.5	44	18.1	88	23.8	159	50.5	40	25.3	16	31.4	11	32.4	22	59.5
利用しない	335	27.8	60	24.7	144	39.0	70	22.2	32	20.3	11	21.6	8	23.5	10	27.0
無回答	492	40.8	139	57.2	137	37.1	86	27.3	86	54.4	24	47.1	15	44.1	5	13.5

〈精神入院〉

区分	全体	利用したい	利用しない	無回答
(人)	116	33	47	36
(%)	100.0	28.4	40.5	31.0

⑨就労移行支援

【現在利用しているか】

区分	全体		身体		知的		障害児		精神		難病		高次脳機能障害		発達障害	
	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)
全体	1,207	100.0	243	100.0	369	100.0	315	100.0	158	100.0	51	100.0	34	100.0	37	100.0
利用している	40	3.3	3	1.2	17	4.6	1	0.3	12	7.6	0	0.0	4	11.8	3	8.1
利用していない	725	60.1	115	47.3	247	66.9	219	69.5	69	43.7	28	54.9	18	52.9	29	78.4
無回答	442	36.6	125	51.4	105	28.5	95	30.2	77	48.7	23	45.1	12	35.3	5	13.5

〈精神入院〉

区分	全体	利用している	利用していない	無回答
(人)	116	13	68	35
(%)	100.0	11.2	58.6	30.2

【今後利用したいか】

区分	全体		身体		知的		障害児		精神		難病		高次脳機能障害		発達障害	
	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)
全体	1,207	100.0	243	100.0	369	100.0	315	100.0	158	100.0	51	100.0	34	100.0	37	100.0
利用したい	291	24.1	15	6.2	52	14.1	154	48.9	38	24.1	3	5.9	10	29.4	19	51.4
利用しない	417	34.5	81	33.3	181	49.1	76	24.1	34	21.5	25	49.0	8	23.5	12	32.4
無回答	499	41.3	147	60.5	136	36.9	85	27.0	86	54.4	23	45.1	16	47.1	6	16.2

〈精神入院〉

区分	全体	利用したい	利用しない	無回答
(人)	116	33	47	36
(%)	100.0	28.4	40.5	31.0

5 障害福祉等に関するアンケート調査結果

⑩就労継続支援（A型）

【現在利用しているか】

区分	全体		身体		知的		障害児		精神		難病		高次脳機能障害		発達障害	
	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)
全体	1,207	100.0	243	100.0	369	100.0	315	100.0	158	100.0	51	100.0	34	100.0	37	100.0
利用している	31	2.6	7	2.9	15	4.1	0	0.0	5	3.2	0	0.0	3	8.8	1	2.7
利用していない	717	59.4	107	44.0	240	65.0	219	69.5	72	45.6	28	54.9	21	61.8	30	81.1
無回答	459	38.0	129	53.1	114	30.9	96	30.5	81	51.3	23	45.1	10	29.4	6	16.2

〈精神入院〉

区分	全体	利用している	利用していない	無回答
(人)	116	8	70	38
(%)	100.0	6.9	60.3	32.8

【今後利用したいか】

区分	全体		身体		知的		障害児		精神		難病		高次脳機能障害		発達障害	
	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)
全体	1,207	100.0	243	100.0	369	100.0	315	100.0	158	100.0	51	100.0	34	100.0	37	100.0
利用したい	264	21.9	11	4.5	58	15.7	136	43.2	32	20.3	2	3.9	7	20.6	18	48.6
利用しない	439	36.4	85	35.0	177	48.0	88	27.9	40	25.3	25	49.0	11	32.4	13	35.1
無回答	504	41.8	147	60.5	134	36.3	91	28.9	86	54.4	24	47.1	16	47.1	6	16.2

〈精神入院〉

区分	全体	利用したい	利用しない	無回答
(人)	116	28	51	37
(%)	100.0	24.1	44.0	31.9

⑪就労継続支援（B型）

【現在利用しているか】

区分	全体		身体		知的		障害児		精神		難病		高次脳機能障害		発達障害	
	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)
全体	1,207	100.0	243	100.0	369	100.0	315	100.0	158	100.0	51	100.0	34	100.0	37	100.0
利用している	168	13.9	10	4.1	107	29.0	0	0.0	34	21.5	0	0.0	11	32.4	6	16.2
利用していない	622	51.5	105	43.2	173	46.9	218	69.2	60	38.0	27	52.9	13	38.2	26	70.3
無回答	417	34.5	128	52.7	89	24.1	97	30.8	64	40.5	24	47.1	10	29.4	5	13.5

〈精神入院〉

区分	全体	利用している	利用していない	無回答
(人)	5	19	62	35
(%)	100.0	16.4	53.4	30.2

【今後利用したいか】

区分	全体		身体		知的		障害児		精神		難病		高次脳機能障害		発達障害	
	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)
全体	1,207	100.0	243	100.0	369	100.0	315	100.0	158	100.0	51	100.0	34	100.0	37	100.0
利用したい	314	26.0	11	4.5	103	27.9	135	42.9	37	23.4	1	2.0	12	35.3	15	40.5
利用しない	393	32.6	81	33.3	142	38.5	87	27.6	38	24.1	24	47.1	6	17.6	15	40.5
無回答	500	41.4	151	62.1	124	33.6	93	29.5	83	52.5	26	51.0	16	47.1	7	18.9

〈精神入院〉

区分	全体	利用したい	利用しない	無回答
(人)	116	33	48	35
(%)	100.0	28.4	41.4	30.2

⑫就労定着支援

【現在利用しているか】

区分	全体		身体		知的		障害児		精神		難病		高次脳機能障害		発達障害	
	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)
全体	1,207	100.0	243	100.0	369	100.0	315	100.0	158	100.0	51	100.0	34	100.0	37	100.0
利用している	24	2.0	0	0.0	12	3.3	1	0.3	6	3.8	0	0.0	3	8.8	2	5.4
利用していない	729	60.4	112	46.1	247	66.9	217	68.9	74	46.8	28	54.9	20	58.8	31	83.8
無回答	454	37.6	131	53.9	110	29.8	97	30.8	78	49.4	23	45.1	11	32.4	4	10.8

〈精神入院〉

区分	全体	利用している	利用していない	無回答
(人)	116	3	76	37
(%)	100.0	2.6	65.5	31.9

【今後利用したいか】

区分	全体		身体		知的		障害児		精神		難病		高次脳機能障害		発達障害	
	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)
全体	1,207	100.0	243	100.0	369	100.0	315	100.0	158	100.0	51	100.0	34	100.0	37	100.0
利用したい	301	24.9	20	8.2	60	16.3	148	47.0	39	24.7	2	3.9	12	35.3	20	54.1
利用しない	411	34.1	78	32.1	177	48.0	78	24.8	34	21.5	24	47.1	7	20.6	13	35.1
無回答	495	41.0	145	59.7	132	35.8	89	28.3	85	53.8	25	49.0	15	44.1	4	10.8

5 障害福祉等に関するアンケート調査結果

〈精神入院〉

区分	全体	利用したい	利用しない	無回答
(人)	116	26	53	37
(%)	100.0	22.4	45.7	31.9

⑬療養介護

【現在利用しているか】

区分	全体		身体		知的		障害児		精神		難病		高次脳機能障害		発達障害	
	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)
全体	1,207	100.0	243	100.0	369	100.0	315	100.0	158	100.0	51	100.0	34	100.0	37	100.0
利用している	30	2.5	11	4.5	7	1.9	1	0.3	6	3.8	5	9.8	0	0.0	0	0.0
利用していない	740	61.3	117	48.1	254	68.8	217	68.9	72	45.6	25	49.0	23	67.6	32	86.5
無回答	437	36.2	115	47.3	108	29.3	97	30.8	80	50.6	21	41.2	11	32.4	5	13.5

〈精神入院〉

区分	全体	利用している	利用していない	無回答
(人)	116	4	76	36
(%)	100.0	3.4	65.5	31.0

【今後利用したいか】

区分	全体		身体		知的		障害児		精神		難病		高次脳機能障害		発達障害	
	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)
全体	1,207	100.0	243	100.0	369	100.0	315	100.0	158	100.0	51	100.0	34	100.0	37	100.0
利用したい	161	13.3	43	17.7	36	9.8	40	12.7	18	11.4	16	31.4	6	17.6	2	5.4
利用しない	540	44.7	62	25.5	191	51.8	181	57.5	56	35.4	11	21.6	13	38.2	26	70.3
無回答	506	41.9	138	56.8	142	38.5	94	29.8	84	53.2	24	47.1	15	44.1	9	24.3

〈精神入院〉

区分	全体	利用したい	利用しない	無回答
(人)	116	19	62	35
(%)	100.0	16.4	53.4	30.2

⑭短期入所（ショートステイ）

【現在利用しているか】

区分	全体		身体		知的		障害児		精神		難病		高次脳機能障害		発達障害	
	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)
全体	1,207	100.0	243	100.0	369	100.0	315	100.0	158	100.0	51	100.0	34	100.0	37	100.0
利用している	201	16.7	34	14.0	113	30.6	29	9.2	6	3.8	7	13.7	4	11.8	8	21.6
利用していない	614	50.9	102	42.0	176	47.7	195	61.9	72	45.6	24	47.1	19	55.9	26	70.3
無回答	392	32.5	107	44.0	80	21.7	91	28.9	80	50.6	20	39.2	11	32.4	3	8.1

〈精神入院〉

区分	全体	利用している	利用していない	無回答
(人)	116	5	75	36
(%)	100.0	4.3	64.7	31.0

【今後利用したいか】

区分	全体		身体		知的		障害児		精神		難病		高次脳機能障害		発達障害	
	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)
全体	1,207	100.0	243	100.0	369	100.0	315	100.0	158	100.0	51	100.0	34	100.0	37	100.0
利用したい	461	38.2	56	23.0	167	45.3	159	50.5	32	20.3	16	31.4	11	32.4	20	54.1
利用しない	269	22.3	48	19.8	81	22.0	70	22.2	41	25.9	7	13.7	11	32.4	11	29.7
無回答	477	39.5	139	57.2	121	32.8	86	27.3	85	53.8	28	54.9	12	35.3	6	16.2

〈精神入院〉

区分	全体	利用したい	利用しない	無回答
(人)	116	22	57	37
(%)	100.0	19.0	49.1	31.9

⑮自立生活援助

【現在利用しているか】

区分	全体		身体		知的		障害児		精神		難病		高次脳機能障害		発達障害	
	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)
全体	1,207	100.0	243	100.0	369	100.0	315	100.0	158	100.0	51	100.0	34	100.0	37	100.0
利用している	34	2.8	6	2.5	11	3.0	0	0.0	13	8.2	2	3.9	2	5.9	0	0.0
利用していない	737	61.1	120	49.4	250	67.8	216	68.6	69	43.7	27	52.9	22	64.7	33	89.2
無回答	436	36.1	117	48.1	108	29.3	99	31.4	76	48.1	22	43.1	10	29.4	4	10.8

〈精神入院〉

区分	全体	利用している	利用していない	無回答
(人)	116	11	68	37
(%)	100.0	9.5	58.6	31.9

5 障害福祉等に関するアンケート調査結果

【今後利用したいか】

区分	全体		身体		知的		障害児		精神		難病		高次脳機能障害		発達障害	
	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)
全体	1,207	100.0	243	100.0	369	100.0	315	100.0	158	100.0	51	100.0	34	100.0	37	100.0
利用したい	255	21.1	37	15.2	58	15.7	89	28.3	33	20.9	11	21.6	13	38.2	14	37.8
利用しない	459	38.0	67	27.6	176	47.7	131	41.6	42	26.6	16	31.4	9	26.5	18	48.6
無回答	493	40.8	139	57.2	135	36.6	95	30.2	83	52.5	24	47.1	12	35.3	5	13.5

〈精神入院〉

区分	全体	利用したい	利用しない	無回答
(人)	116	35	47	34
(%)	100.0	30.2	40.5	29.3

⑩共同生活援助（グループホーム）

【現在利用しているか】

区分	全体		身体		知的		障害児		精神		難病		高次脳機能障害		発達障害	
	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)
全体	1,207	100.0	243	100.0	369	100.0	315	100.0	158	100.0	51	100.0	34	100.0	37	100.0
利用している	66	5.5	10	4.1	47	12.7	0	0.0	4	2.5	1	2.0	2	5.9	2	5.4
利用していない	712	59.0	120	49.4	221	59.9	220	69.8	71	44.9	28	54.9	21	61.8	31	83.8
無回答	429	35.5	113	46.5	101	27.4	95	30.2	83	52.5	22	43.1	11	32.4	4	10.8

〈精神入院〉

区分	全体	利用している	利用していない	無回答
(人)	116	17	66	33
(%)	100.0	14.7	56.9	28.4

【今後利用したいか】

区分	全体		身体		知的		障害児		精神		難病		高次脳機能障害		発達障害	
	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)
全体	1,207	100.0	243	100.0	369	100.0	315	100.0	158	100.0	51	100.0	34	100.0	37	100.0
利用したい	383	31.7	42	17.3	141	38.2	132	41.9	28	17.7	7	13.7	11	32.4	22	59.5
利用しない	340	28.2	64	26.3	100	27.1	93	29.5	47	29.7	18	35.3	8	23.5	10	27.0
無回答	484	40.1	137	56.4	128	34.7	90	28.6	83	52.5	26	51.0	15	44.1	5	13.5

〈精神入院〉

区分	全体	利用したい	利用しない	無回答
(人)	116	32	51	33
(%)	100.0	27.6	44.0	28.4

⑪施設入所支援

【現在利用しているか】

区分	全体		身体		知的		障害児		精神		難病		高次脳機能障害		発達障害	
	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)
全体	1,207	100.0	243	100.0	369	100.0	315	100.0	158	100.0	51	100.0	34	100.0	37	100.0
利用している	41	3.4	12	4.9	24	6.5	2	0.6	2	1.3	1	2.0	0	0.0	0	0.0
利用していない	726	60.1	112	46.1	238	64.5	217	68.9	74	46.8	30	58.8	23	67.6	32	86.5
無回答	440	36.5	119	49.0	107	29.0	96	30.5	82	51.9	20	39.2	11	32.4	5	13.5

〈精神入院〉

区分	全体	利用している	利用していない	無回答
(人)	116	5	74	37
(%)	100.0	4.3	63.8	31.9

【今後利用したいか】

区分	全体		身体		知的		障害児		精神		難病		高次脳機能障害		発達障害	
	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)
全体	1,207	100.0	243	100.0	369	100.0	315	100.0	158	100.0	51	100.0	34	100.0	37	100.0
利用したい	264	21.9	41	16.9	90	24.4	89	28.3	15	9.5	10	19.6	9	26.5	10	27.0
利用しない	437	36.2	58	23.9	142	38.5	133	42.2	55	34.8	17	33.3	12	35.3	20	54.1
無回答	506	41.9	144	59.3	137	37.1	93	29.5	88	55.7	24	47.1	13	38.2	7	18.9

〈精神入院〉

区分	全体	利用したい	利用しない	無回答
(人)	116	21	59	36
(%)	100.0	18.1	50.9	31.0

⑫相談支援

【現在利用しているか】

区分	全体		身体		知的		障害児		精神		難病		高次脳機能障害		発達障害	
	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)
全体	1,207	100.0	243	100.0	369	100.0	315	100.0	158	100.0	51	100.0	34	100.0	37	100.0
利用している	421	34.9	52	21.4	193	52.3	99	31.4	31	19.6	13	25.5	13	38.2	20	54.1
利用していない	402	33.3	82	33.7	96	26.0	130	41.3	53	33.5	16	31.4	11	32.4	14	37.8
無回答	384	31.8	109	44.9	80	21.7	86	27.3	74	46.8	22	43.1	10	29.4	3	8.1

5 障害福祉等に関するアンケート調査結果

〈精神入院〉

区分	全体	利用している	利用していない	無回答
(人)	116	22	57	37
(%)	100.0	19.0	49.1	31.9

【今後利用したいか】

区分	全体		身体		知的		障害児		精神		難病		高次脳機能障害		発達障害	
	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)
全体	1,207	100.0	243	100.0	369	100.0	315	100.0	158	100.0	51	100.0	34	100.0	37	100.0
利用したい	611	50.6	80	32.9	209	56.6	192	61.0	58	36.7	21	41.2	19	55.9	32	86.5
利用しない	107	8.9	25	10.3	31	8.4	27	8.6	17	10.8	3	5.9	3	8.8	1	2.7
無回答	489	40.5	138	56.8	129	35.0	96	30.5	83	52.5	27	52.9	12	35.3	4	10.8

〈精神入院〉

区分	全体	利用したい	利用しない	無回答
(人)	116	51	30	35
(%)	100.0	44.0	25.9	30.2

㊦移動支援、社会参加支援ガイドヘルパー

【現在利用しているか】

区分	全体		身体		知的		障害児		精神		難病		高次脳機能障害		発達障害	
	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)
全体	1,207	100.0	243	100.0	369	100.0	315	100.0	158	100.0	51	100.0	34	100.0	37	100.0
利用している	258	21.4	40	16.5	156	42.3	30	9.5	7	4.4	3	5.9	5	14.7	17	45.9
利用していない	553	45.8	93	38.3	134	36.3	193	61.3	70	44.3	27	52.9	19	55.9	17	45.9
無回答	396	32.8	110	45.3	79	21.4	92	29.2	81	51.3	21	41.2	10	29.4	3	8.1

〈精神入院〉

区分	全体	利用している	利用していない	無回答
(人)	116	4	76	36
(%)	100.0	3.4	65.5	31.0

【今後利用したいか】

区分	全体		身体		知的		障害児		精神		難病		高次脳機能障害		発達障害	
	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)
全体	1,207	100.0	243	100.0	369	100.0	315	100.0	158	100.0	51	100.0	34	100.0	37	100.0
利用したい	493	40.8	64	26.3	174	47.2	167	53.0	30	19.0	16	31.4	17	50.0	25	67.6
利用しない	226	18.7	36	14.8	68	18.4	55	17.5	43	27.2	11	21.6	6	17.6	7	18.9
無回答	488	40.4	143	58.8	127	34.4	93	29.5	85	53.8	24	47.1	11	32.4	5	13.5

〈精神入院〉

区分	全体	利用したい	利用しない	無回答
(人)	116	31	50	35
(%)	100.0	26.7	43.1	30.2

㊦地域活動支援センター

【現在利用しているか】

区分	全体		身体		知的		障害児		精神		難病		高次脳機能障害		発達障害	
	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)
全体	1,207	100.0	243	100.0	369	100.0	315	100.0	158	100.0	51	100.0	34	100.0	37	100.0
利用している	33	2.7	4	1.6	13	3.5	0	0.0	11	9.1	2	3.9	1	2.9	2	5.4
利用していない	726	60.1	116	47.7	246	66.7	219	69.5	67	43.6	27	52.9	21	61.8	30	81.1
無回答	448	37.1	123	50.6	110	29.8	96	30.5	80	47.3	22	43.1	12	35.3	5	13.5

〈精神入院〉

区分	全体	利用している	利用していない	無回答
(人)	116	3	76	37
(%)	100.0	2.6	65.5	31.9

【今後利用したいか】

区分	全体		身体		知的		障害児		精神		難病		高次脳機能障害		発達障害	
	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)
全体	1,207	100.0	243	100.0	369	100.0	315	100.0	158	100.0	51	100.0	34	100.0	37	100.0
利用したい	297	24.6	37	15.2	67	18.2	118	37.5	39	24.7	8	15.7	11	32.4	17	45.9
利用しない	392	32.5	63	25.9	161	43.6	97	30.8	32	20.3	16	31.4	9	26.5	14	37.8
無回答	518	42.9	143	58.8	141	38.2	100	31.7	87	55.1	27	52.9	14	41.2	6	16.2

〈精神入院〉

区分	全体	利用したい	利用しない	無回答
(人)	116	32	49	35
(%)	100.0	27.6	42.2	30.2

5 障害福祉等に関するアンケート調査結果

㊤日中一時支援

【現在利用しているか】

区分	全体		身体		知的		障害児		精神		難病		高次脳機能障害		発達障害	
	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)
全体	1,207	100.0	243	100.0	369	100.0	315	100.0	158	100.0	51	100.0	34	100.0	37	100.0
利用している	150	12.4	30	12.3	87	23.6	15	4.8	7	4.4	3	5.9	3	8.8	5	13.5
利用していない	645	53.4	99	40.7	194	52.6	207	65.7	72	45.6	26	51.0	20	58.8	27	73.0
無回答	412	34.1	114	46.9	88	23.8	93	29.5	79	50.0	22	43.1	11	32.4	5	13.5

〈精神入院〉

区分	全体	利用している	利用していない	無回答
(人)	116	6	72	38
(%)	100.0	5.2	62.1	32.8

【今後利用したいか】

区分	全体		身体		知的		障害児		精神		難病		高次脳機能障害		発達障害	
	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)
全体	1,207	100.0	243	100.0	369	100.0	315	100.0	158	100.0	51	100.0	34	100.0	37	100.0
利用したい	338	28.0	44	18.1	113	30.6	120	38.1	21	13.3	14	27.5	9	26.5	17	45.9
利用しない	373	30.9	57	23.5	124	33.6	103	32.7	50	31.6	13	25.5	12	35.3	14	37.8
無回答	496	41.1	142	58.4	132	35.8	92	29.2	87	55.1	24	47.1	13	38.2	6	16.2

〈精神入院〉

区分	全体	利用したい	利用しない	無回答
(人)	116	21	58	37
(%)	100.0	18.1	50.0	31.9

㊤その他

【現在利用しているか】

区分	全体		身体		知的		障害児		精神		難病		高次脳機能障害		発達障害	
	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)
全体	1,207	100.0	243	100.0	369	100.0	315	100.0	158	100.0	51	100.0	34	100.0	37	100.0
利用している	24	2.0	8	3.3	9	2.4	3	1.0	1	0.6	2	3.9	1	2.9	0	0.0
利用していない	168	13.9	26	10.7	50	13.6	58	18.4	22	13.9	2	3.9	5	14.7	5	13.5
無回答	1,015	84.1	209	86.0	310	84.0	254	80.6	135	85.4	47	92.2	28	82.4	32	86.5

〈精神入院〉

区分	全体	利用している	利用していない	無回答
(人)	116	6	30	80
(%)	100.0	5.2	25.9	69.0

【今後利用したいか】

区分	全体		身体		知的		障害児		精神		難病		高次脳機能障害		発達障害	
	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)
全体	1,207	100.0	243	100.0	369	100.0	315	100.0	158	100.0	51	100.0	34	100.0	37	100.0
利用したい	30	2.5	6	2.5	10	2.7	4	1.3	5	3.2	4	7.8	1	2.9	0	0.0
利用しない	135	11.2	19	7.8	40	10.8	53	16.8	15	9.5	0	0.0	3	8.8	5	13.5
無回答	1,042	86.3	218	89.7	319	86.4	258	81.9	138	87.3	47	92.2	30	88.2	32	86.5

〈精神入院〉

区分	全体	利用したい	利用しない	無回答
(人)	116	6	24	86
(%)	100.0	5.2	20.7	74.1

㊤児童発達支援

【現在利用しているか】

区分	全体		身体		知的		障害児		精神		難病		高次脳機能障害		発達障害	
	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)
全体	376	100.0	10	100.0	32	100.0	315	100.0	8	100.0	0	0.0	1	100.0	10	100.0
利用している	97	25.8	0	0.0	0	0.0	96	30.5	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	10.0
利用していない	175	46.5	1	10.0	1	3.1	162	51.4	2	25.0	0	0.0	1	100.0	8	80.0
無回答	104	27.7	9	90.0	31	96.9	57	18.1	6	75.0	0	0.0	0	0.0	1	10.0

〈精神入院〉

区分	全体	利用している	利用していない	無回答
(人)	9	2	1	6
(%)	100.0	22.2	11.1	66.7

【今後利用したいか】

区分	全体		身体		知的		障害児		精神		難病		高次脳機能障害		発達障害	
	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)
全体	376	100.0	243	100.0	369	100.0	315	100.0	158	100.0	51	100.0	34	100.0	37	100.0
利用したい	112	29.8	74	30.5	97	26.3	82	26.0	32	20.3	18	35.3	10	29.4	13	35.1
利用しない	112	29.8	42	17.3	143	38.8	140	44.4	47	29.7	7	13.7	11	32.4	17	45.9
無回答	152	40.4	127	52.3	129	35.0	93	29.5	79	50.0	26	51.0	13	38.2	7	18.9

5 障害福祉等に関するアンケート調査結果

〈精神入院〉

区分	全体	利用したい	利用しない	無回答
(人)	9	1	3	5
(%)	100.0	11.1	33.3	55.6

㊤放課後等デイサービス

【現在利用しているか】

区分	全体		身体		知的		障害児		精神		難病		高次脳機能障害		発達障害	
	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)
全体	376	100.0	10	100.0	32	100.0	315	100.0	8	100.0	0	0.0	1	100.0	10	100.0
利用している	205	54.5	0	0.0	2	6.3	191	60.6	3	37.5	0	0.0	0	0.0	9	90.0
利用していない	94	25.0	1	10.0	0	0.0	91	28.9	0	0.0	0	0.0	1	100.0	1	10.0
無回答	77	20.5	9	90.0	30	93.8	33	10.5	5	62.5	0	0.0	0	0.0	0	0.0

〈精神入院〉

区分	全体	利用している	利用していない	無回答
(人)	9	2	1	6
(%)	100.0	22.2	11.1	66.7

【今後利用したいか】

区分	全体		身体		知的		障害児		精神		難病		高次脳機能障害		発達障害	
	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)
全体	376	100.0	10	100.0	32	100.0	315	100.0	8	100.0	0	0.0	1	100.0	10	100.0
利用したい	234	62.2	0	0.0	1	3.1	222	70.5	2	25.0	0	0.0	1	100.0	8	80.0
利用しない	16	4.3	0	0.0	0	0.0	16	5.1	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
無回答	126	33.5	10	100.0	31	96.9	77	24.4	6	75.0	0	0.0	0	0.0	2	20.0

〈精神入院〉

区分	全体	利用したい	利用しない	無回答
(人)	9	1	2	6
(%)	100.0	11.1	22.2	66.7

㊤保育所等訪問支援

【現在利用しているか】

区分	全体		身体		知的		障害児		精神		難病		高次脳機能障害		発達障害	
	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)
全体	376	100.0	10	100.0	32	100.0	315	100.0	8	100.0	0	0.0	1	100.0	10	100.0
利用している	35	9.3	0	0.0	0	0.0	34	10.8	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	10.0
利用していない	230	61.2	1	10.0	1	3.1	217	68.9	2	25.0	0	0.0	1	100.0	8	80.0
無回答	111	29.5	9	90.0	31	96.9	64	20.3	6	75.0	0	0.0	0	0.0	1	10.0

〈精神入院〉

区分	全体	利用している	利用していない	無回答
(人)	9	0	3	6
(%)	100.0	0.0	33.3	66.7

【今後利用したいか】

区分	全体		身体		知的		障害児		精神		難病		高次脳機能障害		発達障害	
	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)
全体	376	100.0	10	100.0	32	100.0	315	100.0	8	100.0	0	0.0	1	100.0	10	100.0
利用したい	77	20.5	0	0.0	0	0.0	73	23.2	0	0.0	0	0.0	0	0.0	4	40.0
利用しない	150	39.9	0	0.0	0	0.0	143	45.4	2	25.0	0	0.0	1	100.0	4	40.0
無回答	149	39.6	10	100.0	32	100.0	99	31.4	6	75.0	0	0.0	0	0.0	2	20.0

〈精神入院〉

区分	全体	利用したい	利用しない	無回答
(人)	9	0	3	6
(%)	100.0	0.0	33.3	66.7

㊤医療型児童発達支援

【現在利用しているか】

区分	全体		身体		知的		障害児		精神		難病		高次脳機能障害		発達障害	
	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)
全体	376	100.0	10	100.0	32	100.0	315	100.0	8	100.0	0	0.0	1	100.0	10	100.0
利用している	26	6.9	0	0.0	0	0.0	26	8.3	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
利用していない	235	62.5	1	10.0	1	3.1	222	70.5	2	25.0	0	0.0	1	100.0	8	80.0
無回答	115	30.6	9	90.0	31	96.9	67	21.3	6	75.0	0	0.0	0	0.0	2	20.0

〈精神入院〉

区分	全体	利用している	利用していない	無回答
(人)	9	0	3	6
(%)	100.0	0.0	33.3	66.7

5 障害福祉等に関するアンケート調査結果

【今後利用したいか】

区分	全体		身体		知的		障害児		精神		難病		高次脳機能障害		発達障害	
	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)
全体	376	100.0	10	100.0	32	100.0	315	100.0	8	100.0	0	0.0	1	100.0	10	100.0
利用したい	77	20.5	0	0.0	0	0.0	75	23.8	0	0.0	0	0.0	0	0.0	2	20.0
利用しない	161	42.8	0	0.0	0	0.0	151	47.9	2	25.0	0	0.0	1	100.0	7	70.0
無回答	138	36.7	10	100.0	32	100.0	89	28.3	6	75.0	0	0.0	0	0.0	1	10.0

〈精神入院〉

区分	全体	利用したい	利用しない	無回答
(人)	9	1	2	6
(%)	100.0	11.1	22.2	66.7

㊤福祉型児童入所支援

【現在利用しているか】

区分	全体		身体		知的		障害児		精神		難病		高次脳機能障害		発達障害	
	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)
全体	376	100.0	10	100.0	32	100.0	315	100.0	8	100.0	0	0.0	1	100.0	10	100.0
利用している	7	1.9	0	0.0	0	0.0	7	2.2	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
利用していない	251	66.8	1	10.0	1	3.1	238	75.6	2	25.0	0	0.0	1	100.0	8	80.0
無回答	118	31.4	9	90.0	31	96.9	70	22.2	6	75.0	0	0.0	0	0.0	2	20.0

〈精神入院〉

区分	全体	利用している	利用していない	無回答
(人)	9	2	1	6
(%)	100.0	22.2	11.1	66.7

【今後利用したいか】

区分	全体		身体		知的		障害児		精神		難病		高次脳機能障害		発達障害	
	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)
全体	376	100.0	10	100.0	32	100.0	315	100.0	8	100.0	0	0.0	1	100.0	10	100.0
利用したい	75	19.9	0	0.0	0	0.0	74	23.5	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	10.0
利用しない	168	44.7	0	0.0	0	0.0	157	49.8	2	25.0	0	0.0	1	100.0	8	80.0
無回答	133	35.4	10	100.0	32	100.0	84	26.7	6	75.0	0	0.0	0	0.0	1	10.0

〈精神入院〉

区分	全体	利用したい	利用しない	無回答
(人)	9	0	3	6
(%)	100.0	0.0	33.3	66.7

㊤医療型児童入所支援

【現在利用しているか】

区分	全体		身体		知的		障害児		精神		難病		高次脳機能障害		発達障害	
	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)
全体	376	100.0	10	100.0	32	100.0	315	100.0	8	100.0	0	0.0	1	100.0	10	100.0
利用している	3	0.8	0	0.0	0	0.0	3	1.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
利用していない	251	66.8	1	10.0	1	3.1	238	75.6	2	25.0	0	0.0	1	100.0	8	80.0
無回答	122	32.4	9	90.0	31	96.9	74	23.5	6	75.0	0	0.0	0	0.0	2	20.0

〈精神入院〉

区分	全体	利用している	利用していない	無回答
(人)	9	1	2	6
(%)	100.0	11.1	22.2	66.7

【今後利用したいか】

区分	全体		身体		知的		障害児		精神		難病		高次脳機能障害		発達障害	
	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)
全体	376	100.0	10	100.0	32	100.0	315	100.0	8	100.0	0	0.0	1	100.0	10	100.0
利用したい	46	12.2	0	0.0	0	0.0	45	14.3	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	10.0
利用しない	191	50.8	0	0.0	0	0.0	180	57.1	2	25.0	0	0.0	1	100.0	8	80.0
無回答	139	37.0	10	100.0	32	100.0	90	28.6	6	75.0	0	0.0	0	0.0	1	10.0

〈精神入院〉

区分	全体	利用したい	利用しない	無回答
(人)	9	0	3	6
(%)	100.0	0.0	33.3	66.7

問 1 8 あなたは介護保険によるサービスを利用していますか。（○は1つ）

区分	全体		身体		知的		障害児		精神		難病		高次脳機能障害		発達障害	
	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)
全体	2,247	100.0	682	100.0	518	100.0	431	100.0	402	100.0	110	100.0	56	100.0	48	100.0
利用している	257	11.4	154	22.6	8	1.5	0	0.0	35	8.7	46	41.8	13	23.2	1	2.1
利用していない	1,432	63.7	325	47.7	344	66.4	403	93.5	251	62.4	40	36.4	30	53.6	39	81.3
無回答	558	24.8	203	29.8	166	32.0	28	6.5	116	28.9	24	21.8	13	23.2	8	16.7

5 障害福祉等に関するアンケート調査結果

〈精神入院〉

区分	全体	利用している	利用していない	無回答
(人)	461	28	325	108
(%)	100.0	6.1	70.5	23.4

(1) 問 1 8 で「利用している」と回答した方におたずねします。

該当する要介護度はどれですか。(○は 1 つ)

区分	全体		身体		知的		障害児		精神		難病		高次脳機能障害		発達障害	
	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)
全体	257	100.0	154	100.0	8	100.0	0	0.0	35	100.0	46	100.0	13	100.0	1	100.0
要支援 1	40	15.6	23	14.9	2	25.0	0	0.0	4	11.4	7	15.2	3	23.1	1	100.0
要支援 2	61	23.7	42	27.3	1	12.5	0	0.0	7	20.0	10	21.7	1	7.7	0	0.0
要介護 1	28	10.9	13	8.4	0	0.0	0	0.0	8	22.9	4	8.7	3	23.1	0	0.0
要介護 2	34	13.2	17	11.0	0	0.0	0	0.0	7	20.0	8	17.4	2	15.4	0	0.0
要介護 3	33	12.8	22	14.3	0	0.0	0	0.0	3	8.6	4	8.7	4	30.8	0	0.0
要介護 4	23	8.9	18	11.7	1	12.5	0	0.0	1	2.9	3	6.5	0	0.0	0	0.0
要介護 5	29	11.3	15	9.7	3	37.5	0	0.0	2	5.7	9	19.6	0	0.0	0	0.0
無回答	9	3.5	4	2.6	1	12.5	0	0.0	3	8.6	1	2.2	0	0.0	0	0.0

〈精神入院〉

区分	全体	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	無回答
(人)	28	5	2	5	3	8	2	1	2
(%)	100.0	17.9	7.1	17.9	10.7	28.6	7.1	3.6	7.1

● 子ども・子育て支援の利用状況について、0 歳から 1 1 歳までの方におたずねします。

問 1 9 現在、幼稚園や保育所、学童保育などの「子ども・子育て支援」を利用していますか。(○は 1 つ)

区分	全体		身体		知的		障害児		精神		難病		高次脳機能障害		発達障害	
	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)
全体	387	100.0	25	100.0	46	100.0	292	100.0	14	100.0	4	100.0	3	100.0	3	100.0
利用している	101	26.1	0	0.0	0	0.0	101	34.6	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
利用していない	189	48.8	4	16.0	7	15.2	173	59.2	1	7.1	1	25.0	0	0.0	3	100.0
無回答	97	25.1	21	84.0	39	84.8	18	6.2	13	92.9	3	75.0	3	100.0	0	0.0

〈精神入院〉

区分	全体	利用している	利用していない	無回答
(人)	25	0	6	19
(%)	100.0	0.0	24.0	76.0

(1) 問 1 9 で「利用している」と回答した方におたずねします。

どのような子ども・子育て支援を利用していますか。(○は 1 つ)

区分	全体		身体		知的		障害児		精神		難病		高次脳機能障害		発達障害	
	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)
全体	101	100.0	—	—	—	—	101	100.0	—	—	—	—	—	—	—	—
保育所、認定こども園	50	49.5	—	—	—	—	50	49.5	—	—	—	—	—	—	—	—
幼稚園	12	11.9	—	—	—	—	12	11.9	—	—	—	—	—	—	—	—
その他認可外の保育所	0	0.0	—	—	—	—	0	0.0	—	—	—	—	—	—	—	—
放課後児童クラブ（学童保育）	18	17.8	—	—	—	—	18	17.8	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	20	19.8	—	—	—	—	20	19.8	—	—	—	—	—	—	—	—
無回答	1	1.0	—	—	—	—	1	1.0	—	—	—	—	—	—	—	—

5 障害福祉等に関するアンケート調査結果

問 2 0 問 1 9で「利用していない」と回答した方におたずねします。

利用していない理由は何ですか。（○はいくつでも）

区分	全体		身体		知的		障害児		精神		難病		高次脳機能障害		発達障害	
	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)
全体	189	100.0	4	100.0	7	100.0	173	100.0	1	0.0	1	100.0	0	0.0	3	100.0
（父親か母親が就労していないなどの理由で）利用する必要がない	61	32.3	0	0.0	1	14.3	58	33.5	0	0.0	1	100.0	0	0.0	1	33.3
祖父母や親戚がみている	13	6.9	0	0.0	0	0.0	11	6.4	0	0.0	0	0.0	0	0.0	2	66.7
利用したいが、定員に空きがない	6	3.2	0	0.0	0	0.0	6	3.5	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
利用したいが、障害の程度や医療的ケアに応じた体制が整っていない	44	23.3	0	0.0	0	0.0	44	25.4	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
利用したいが、経済的な理由で利用できない	2	1.1	0	0.0	0	0.0	2	1.2	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
利用したいが、延長・夜間等の時間帯の条件が合わない	1	0.5	0	0.0	0	0.0	1	0.6	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
利用したいが、事業の質や場所など、納得できる事業がない	8	4.2	0	0.0	0	0.0	8	4.6	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
その他	59	31.2	0	0.0	2	28.6	55	31.8	0	0.0	0	0.0	0	0.0	2	66.7
特になし、分からない	24	12.7	3	75.0	3	42.9	17	9.8	1	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
無回答	10	5.3	1	25.0	1	14.3	8	4.6	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0

〈精神入院〉

区分	全体	（父親か母親が就労していないなどの理由で）利用する必要がない	祖父母や親戚がみている	利用したいが、定員に空きがない	利用したいが、障害の程度や医療的ケアに応じた体制が整っていない	利用したいが、経済的な理由で利用できない	利用したいが、延長・夜間等の時間帯の条件が合わない	利用したいが、事業の質や場所など、納得できる事業がない	その他
(人)	6	1	0	0	0	0	0	0	0
(%)	100.0	16.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
区分	特になし、分からない	無回答							
(人)	3	2							
(%)	50.0	33.3							

問 2 1 子ども・子育て支援として、「定期的に」利用したいと考えるのはどれですか。（○はいくつでも）

区分	全体		身体		知的		障害児		精神		難病		高次脳機能障害		発達障害	
	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)
全体	387	100.0	25	100.0	46	100.0	292	100.0	14	100.0	4	100.0	3	100.0	3	100.0
保育所、認定こども園	76	19.6	0	0.0	0	0.0	75	25.7	1	7.1	0	0.0	0	0.0	0	0.0
幼稚園	34	8.8	0	0.0	0	0.0	34	11.6	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
その他認可外の保育所	2	0.5	0	0.0	0	0.0	2	0.7	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
放課後児童クラブ（学童保育）	81	20.9	0	0.0	0	0.0	80	27.4	1	7.1	0	0.0	0	0.0	0	0.0
その他	19	4.9	0	0.0	0	0.0	19	6.5	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
特になし、分からない	103	26.6	4	16.0	3	6.5	93	31.8	0	0.0	1	25.0	0	0.0	2	66.7
無回答	135	34.9	21	84.0	43	93.5	51	17.5	13	92.9	3	75.0	3	100.0	1	33.3

〈精神入院〉

区分	全体	保育所、認定こども園	幼稚園	その他認可外の保育所	放課後児童クラブ（学童保育）	その他	特になし、分からない	無回答
(人)	26	0	1	0	0	1	3	21
(%)	100.0	0.0	3.8	0.0	0.0	3.8	11.5	80.8

5 障害福祉等に関するアンケート調査結果

- ICT（情報・コミュニケーション技術）の利用についておたずねします。

問22 あなたは、障害福祉の制度や障害福祉サービスなどに関する情報を、主にどこ（誰）から入手しますか。（〇は3つまで）

区分	全体		身体		知的		障害児		精神		難病		高次脳機能障害		発達障害	
	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)
全体	2,247	100.0	682	100.0	518	100.0	431	100.0	402	100.0	110	100.0	56	100.0	48	100.0
広報紙「ひろしま市民と市政」	393	17.5	167	24.5	83	16.0	29	6.7	61	15.2	28	25.5	16	28.6	9	18.8
市のホームページ	185	8.2	65	9.5	29	5.6	42	9.7	24	6.0	13	11.8	6	10.7	6	12.5
新聞やテレビ、ラジオ	265	11.8	121	17.7	48	9.3	15	3.5	56	13.9	18	16.4	5	8.9	2	4.2
市のホームページ以外のインターネット	170	7.6	42	6.2	17	3.3	52	12.1	40	10.0	6	5.5	5	8.9	8	16.7
区役所などの市の窓口	359	16.0	97	14.2	71	13.7	110	25.5	58	14.4	8	7.3	7	12.5	8	16.7
福祉施設、事業所	418	18.6	63	9.2	174	33.6	92	21.3	51	12.7	16	14.5	17	30.4	5	10.4
医療機関	383	17.0	110	16.1	27	5.2	85	19.7	117	29.1	24	21.8	13	23.2	7	14.6
障害者団体、患者団体など	161	7.2	15	2.2	48	9.3	27	6.3	12	3.0	32	29.1	9	16.1	18	37.5
民生委員・児童委員	26	1.2	14	2.1	2	0.4	4	0.9	5	1.2	1	0.9	0	0.0	0	0.0
障害者相談員	272	12.1	33	4.8	119	23.0	57	13.2	28	7.0	4	3.6	17	30.4	14	29.2
職場・学校	178	7.9	15	2.2	29	5.6	116	26.9	12	3.0	0	0.0	3	5.4	3	6.3
社会福祉協議会	54	2.4	22	3.2	11	2.1	1	0.2	13	3.2	5	4.5	1	1.8	1	2.1
家族や友人・知人	506	22.5	94	13.8	142	27.4	176	40.8	51	12.7	17	15.5	5	8.9	21	43.8
特にない	308	13.7	111	16.3	73	14.1	37	8.6	73	18.2	8	7.3	3	5.4	3	6.3
その他	70	3.1	13	1.9	8	1.5	23	5.3	14	3.5	6	5.5	3	5.4	3	6.3
無回答	278	12.4	130	19.1	61	11.8	10	2.3	49	12.2	20	18.2	7	12.5	1	2.1

〈精神入院〉

区分	全体	広報紙「ひろしま市民と市政」	市のホームページ	新聞やテレビ、ラジオ	市のホームページ以外のインターネット	区役所などの市の窓口	福祉施設、事業所	医療機関	障害者団体、患者団体など
(人)	461	49	18	144	14	46	14	123	4
(%)	100.0	10.6	3.9	31.2	3.0	10.0	3.0	26.7	0.9
区分	民生委員・児童委員	障害者相談員	職場・学校	社会福祉協議会	家族や友人・知人	特にない	その他	無回答	
(人)	7	15	7	4	48	92	11	62	
(%)	1.5	3.3	1.5	0.9	10.4	20.0	2.4	13.4	

問23 情報入手やコミュニケーションをとる上で必要な配慮として、どのようなことを求めますか。（〇は2つ）

区分	全体		身体		知的		障害児		精神		難病		高次脳機能障害		発達障害	
	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)
全体	2,247	100.0	682	100.0	518	100.0	431	100.0	402	100.0	110	100.0	56	100.0	48	100.0
誰もが読みやすい文字などを使用してほしい	424	18.9	134	19.6	106	20.5	56	13.0	273	67.8	20	18.2	7	12.5	5	10.4
それぞれの障害者が情報入手できるようなさまざまな媒体（音声、点字、テキストデータなど）を提供してほしい	270	12.0	78	11.4	52	10.0	60	13.9	45	11.2	23	20.9	8	14.3	4	8.3
パンフレットやホームページなどを色の使い方に配慮して作成してほしい	89	4.0	17	2.5	26	5.0	18	4.2	22	5.5	3	2.7	0	0.0	3	6.3
手話、筆談で対応できる人を増やしてほしい	40	1.8	17	2.5	7	1.4	8	1.9	5	1.2	2	1.8	1	1.8	0	0.0
SNS（ツイッター、フェイスブックなど）で発信してほしい	238	10.6	44	6.5	37	7.1	84	19.5	54	13.4	11	10.0	3	5.4	5	10.4
わかりやすい文言・表現・絵文字（ピクトグラム）を使用してほしい	354	15.8	65	9.5	110	21.2	96	22.3	42	10.4	12	10.9	10	17.9	19	39.6
動画などでわかる資料を作成してほしい	203	9.0	25	3.7	50	9.7	69	16.0	34	8.5	11	10.0	7	12.5	7	14.6
必要な情報をわかりやすく説明してくれる人がほしい	839	37.3	180	26.4	212	40.9	227	52.7	126	31.3	34	30.9	30	53.6	30	62.5
その他	70	3.1	18	2.6	13	2.5	17	3.9	11	2.7	4	3.6	3	5.4	4	8.3
特にない	296	13.2	128	18.8	57	11.0	34	7.9	61	15.2	12	10.9	2	3.6	2	4.2
無回答	367	16.3	171	25.1	87	16.8	14	3.2	61	15.2	21	19.1	12	21.4	1	2.1

〈精神入院〉

区分	全体	誰もが読みやすい文字などを使用してほしい	それぞれの障害者が情報入手できるようなさまざまな媒体（音声、点字、テキストデータなど）を提供してほしい	パンフレットやホームページなどを色の使い方に配慮して作成してほしい	手話、筆談で対応できる人を増やしてほしい	SNS（ツイッター、フェイスブックなど）で発信してほしい	わかりやすい文言・表現・絵文字（ピクトグラム）を使用してほしい	動画などでわかる資料を作成してほしい	必要な情報をわかりやすく説明してくれる人がほしい
(人)	461	111	36	36	5	24	41	16	130
(%)	100.0	24.1	7.8	7.8	1.1	5.2	8.9	3.5	28.2
区分	その他	特にない	無回答						
(人)	17	118	70						
(%)	3.7	25.6	15.2						

5 障害福祉等に関するアンケート調査結果

問 2 4 あなたは、インターネットを利用したパソコン・タブレットやその他の通信機器（スマートフォン等）を使っていますか。

区分	全体		身体		知的		障害児		精神		難病		高次脳機能障害		発達障害	
	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)
全体	2,247	100.0	682	100.0	518	100.0	431	100.0	402	100.0	110	100.0	56	100.0	48	100.0
使っている	1,153	51.3	306	44.9	226	43.6	241	55.9	236	58.7	68	61.8	34	60.7	42	87.5
使っていない	884	39.3	295	43.3	231	44.6	179	41.5	127	31.6	31	28.2	16	28.6	5	10.4
無回答	210	9.3	81	11.9	61	11.8	11	2.6	39	9.7	11	10.0	6	10.7	1	2.1

〈精神入院〉

区分	全体	使っている	使っていない	無回答
(人)	461	109	297	55
(%)	100.0	23.6	64.4	11.9

(1) あなたは、パソコン等を使う際に困ること（不安なこと）がありますか。（○は3つまで）

区分	全体		身体		知的		障害児		精神		難病		高次脳機能障害		発達障害	
	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)
全体	1,153	100.0	306	100.0	226	100.0	241	100.0	236	100.0	68	100.0	34	100.0	42	100.0
操作がわからないときに、教えてくれる人が身近にいない	303	26.3	82	26.8	62	27.4	40	16.6	63	26.7	25	36.8	16	47.1	15	35.7
機器や通信にかかる費用が高い	305	26.5	85	27.8	58	25.7	48	19.9	74	31.4	13	19.1	11	32.4	16	38.1
キーボードや周辺機器、ソフトウェアが使いやすい（自分に合っていない）	64	5.6	19	6.2	9	4.0	13	5.4	10	4.2	8	11.8	2	5.9	3	7.1
画面の表示やデザイン（色やレイアウトなど）がわかりにくい	32	2.8	12	3.9	3	1.3	7	2.9	3	1.3	7	10.3	0	0.0	0	0.0
音声聞きづらい	33	2.9	12	3.9	5	2.2	8	3.3	3	1.3	4	5.9	1	2.9	0	0.0
インターネットによる悪徳商法（架空・不当請求）	329	28.5	60	19.6	83	36.7	81	33.6	56	23.7	17	25.0	11	32.4	21	50.0
個人情報の流出	435	37.7	105	34.3	97	42.9	98	40.7	85	36.0	20	29.4	12	35.3	18	42.9
コンピューターウイルスへの感染	313	27.1	89	29.1	66	29.2	65	27.0	56	23.7	20	29.4	11	32.4	6	14.3
特にない	282	24.5	83	27.1	58	25.7	63	26.1	60	25.4	10	14.7	5	14.7	3	7.1
その他	31	2.7	5	1.6	4	1.8	6	2.5	9	3.8	4	5.9	0	0.0	3	7.1
無回答	31	2.7	8	2.6	1	0.4	12	5.0	6	2.5	1	1.5	1	2.9	2	4.8

〈精神入院〉

区分	全体	操作がわからないときに、教えてくれる人が身近にいない	機器や通信にかかる費用が高い	キーボードや周辺機器、ソフトウェアが使いやすい（自分に合っていない）	画面の表示やデザイン（色やレイアウトなど）がわかりにくい	音声聞きづらい	インターネットによる悪徳商法（架空・不当請求）	個人情報の流出	コンピューターウイルスへの感染
(人)	109	31	26	4	2	3	26	38	24
(%)	100.0	28.4	23.9	3.7	1.8	2.8	23.9	34.9	22.0
区分	特にない	その他	無回答						
(人)	35	3	0						
(%)	32.1	2.8	0.0						

●健康づくりや社会参加などについておたずねします。

問 2 5 あなたは、この 1 年間に健康診査（健康診断）又はがん検診を受けましたか。

区分	全体		身体		知的		障害児		精神		難病		高次脳機能障害		発達障害	
	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)
全体	2,247	100.0	682	100.0	518	100.0	431	100.0	402	100.0	110	100.0	56	100.0	48	100.0
受けた	1,153	51.3	387	56.7	302	58.3	192	44.5	156	38.8	55	50.0	31	55.4	30	62.5
受けていない	921	41.0	228	33.4	176	34.0	220	51.0	216	53.7	44	40.0	20	35.7	17	35.4
無回答	173	7.7	67	9.8	40	7.7	19	4.4	30	7.5	11	10.0	5	8.9	1	2.1

〈精神入院〉

区分	全体	受けた	受けていない	無回答
(人)	461	120	280	61
(%)	100.0	26.0	60.7	13.2

5 障害福祉等に関するアンケート調査結果

問 2 6 あなたは、この 1 年間に歯の治療や歯科健診を受けましたか。(○は 1 つ)

区分	全体		身体		知的		障害児		精神		難病		高次脳機能障害		発達障害	
	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)
全体	2,247	100.0	682	100.0	518	100.0	431	100.0	402	100.0	110	100.0	56	100.0	48	100.0
市内または近隣の歯医者に行っている	1,171	52.1	390	57.2	222	42.9	227	52.7	194	48.3	71	64.5	39	69.6	28	58.3
障害者専門の歯医者に行っている	227	10.1	28	4.1	95	18.3	81	18.8	8	2.0	2	1.8	2	3.6	11	22.9
訪問歯科診療を受けている	98	4.4	42	6.2	19	3.7	16	3.7	5	1.2	15	13.6	1	1.8	0	0.0
治療やケアをしたいができていない	208	9.3	70	10.3	48	9.3	29	6.7	48	11.9	6	5.5	3	5.4	4	8.3
特に必要ない	277	12.3	78	11.4	70	13.5	26	6.0	88	21.9	9	8.2	2	3.6	4	8.3
その他	81	3.6	14	2.1	12	2.3	32	7.4	19	4.7	0	0.0	4	7.1	0	0.0
無回答	185	8.2	60	8.8	52	10.0	20	4.6	40	10.0	7	6.4	5	8.9	1	2.1

〈精神入院〉

区分	全体	市内または近隣の歯医者に行っている	障害者専門の歯医者に行っている	訪問歯科診療を受けている	治療やケアをしたいができていない	特に必要ない	その他	無回答
(人)	461	60	18	61	36	171	54	61
(%)	100.0	13.0	3.9	13.2	7.8	37.1	11.7	13.2

問 2 7 あなたは、健康づくりに関して、主にどのようなことを相談したいですか。(○は 3 つまで)

区分	全体		身体		知的		障害児		精神		難病		高次脳機能障害		発達障害	
	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)
全体	2,247	100.0	682	100.0	518	100.0	431	100.0	402	100.0	110	100.0	56	100.0	48	100.0
からだの健康やけがの予防、治療に関すること	776	34.5	240	35.2	165	31.9	146	33.9	139	34.6	51	46.4	19	33.9	16	33.3
歯の健康に関すること	378	16.8	77	11.3	96	18.5	115	26.7	62	15.4	14	12.7	4	7.1	10	20.8
栄養バランスのとれた食事に関すること	505	22.5	138	20.2	113	21.8	101	23.4	107	26.6	25	22.7	13	23.2	8	16.7
生活習慣病予防に関すること	389	17.3	100	14.7	115	22.2	35	8.1	103	25.6	13	11.8	14	25.0	9	18.8
健康診査（健康診断）に関すること	338	15.0	94	13.8	88	17.0	51	11.8	70	17.4	17	15.5	9	16.1	9	18.8
体力づくりや健康増進に関すること	576	25.6	162	23.8	137	26.4	89	20.6	112	27.9	41	37.3	16	28.6	19	39.6
特にない	575	25.6	178	26.1	125	24.1	144	33.4	83	20.6	21	19.1	13	23.2	11	22.9
その他	38	1.7	11	1.6	6	1.2	9	2.1	7	1.7	1	0.9	2	3.6	2	4.2
無回答	229	10.2	86	12.6	62	12.0	28	6.5	32	8.0	11	10.0	7	12.5	3	6.3

〈精神入院〉

区分	全体	からだの健康やけがの予防、治療に関すること	歯の健康に関すること	栄養バランスのとれた食事に関すること	生活習慣病予防に関すること	健康診査（健康診断）に関すること	体力づくりや健康増進に関すること	特にない	その他	無回答
(人)	461	124	96	101	62	47	90	146	7	50
(%)	100.0	26.9	20.8	21.9	13.4	10.2	19.5	31.7	1.5	10.8

問 2 8 あなたは、地域での活動や行事に参加していますか。(○は 1 つ)

区分	全体		身体		知的		障害児		精神		難病		高次脳機能障害		発達障害	
	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)
全体	2,247	100.0	682	100.0	518	100.0	431	100.0	402	100.0	110	100.0	56	100.0	48	100.0
参加している	541	24.1	134	19.6	113	21.8	174	40.4	61	15.2	31	28.2	6	10.7	22	45.8
参加していない	1,559	69.4	494	72.4	368	71.0	245	56.8	311	77.4	71	64.5	44	78.6	26	54.2
無回答	147	6.5	54	7.9	37	7.1	12	2.8	30	7.5	8	7.3	6	10.7	0	0.0

〈精神入院〉

区分	全体	参加している	参加していない	無回答
(人)	461	98	310	53
(%)	100.0	21.3	67.2	11.5

5 障害福祉等に関するアンケート調査結果

(1) 問2 8で参加していると答えた方におたずねします。

どのような活動や行事に参加していますか。(○はいくつでも)

区分	全体		身体		知的		障害児		精神		難病		高次脳機能障害		発達障害	
	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)
全体	541	100.0	134	100.0	113	100.0	174	100.0	61	100.0	31	100.0	6	100.0	22	100.0
市の催し・行事	73	13.5	16	11.9	23	20.4	16	9.2	10	16.4	6	19.4	1	16.7	1	4.5
町内の活動・お祭りなどの地域行事	239	44.2	75	56.0	50	44.2	61	35.1	31	50.8	15	48.4	0	0.0	7	31.8
学校・保育園等の行事	178	32.9	9	6.7	4	3.5	148	85.1	8	13.1	2	6.5	1	16.7	6	27.3
障害者団体、患者団体やグループ等の活動	154	28.5	14	10.4	65	57.5	34	19.5	13	21.3	16	51.6	2	33.3	10	45.5
福祉・ボランティア活動	42	7.8	18	13.4	9	8.0	2	1.1	10	16.4	1	3.2	1	16.7	1	4.5
スポーツ・レクリエーション等の大会、イベントへの参加	75	13.9	20	14.9	29	25.7	11	6.3	9	14.8	1	3.2	0	0.0	5	22.7
文化芸術のコンクール、作品展、イベント等への参加	39	7.2	5	3.7	12	10.6	9	5.2	8	13.1	2	6.5	1	16.7	2	9.1
公民館等の生涯学習に関連した活動	27	5.0	16	11.9	1	0.9	3	1.7	4	6.6	3	9.7	0	0.0	0	0.0
趣味の活動・サークル活動	149	27.5	56	41.8	25	22.1	22	12.6	18	29.5	11	35.5	3	50.0	14	63.6
その他	20	3.7	7	5.2	4	3.5	0	0.0	5	8.2	2	6.5	0	0.0	2	9.1
無回答	3	0.6	3	2.2	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0

〈精神入院〉

区分	全体	市の催し・行事	町内の活動・お祭りなどの地域行事	学校・保育園等の行事	障害者団体、患者団体やグループ等の活動	福祉・ボランティア活動	スポーツ・レクリエーション等の大会、イベントへの参加	文化芸術のコンクール、作品展、イベント等への参加	公民館等の生涯学習に関連した活動
(人)	98	13	53	12	12	7	15	6	4
(%)	100.0	13.3	54.1	12.2	12.2	7.1	15.3	6.1	4.1
区分	趣味の活動・サークル活動	その他	無回答						
(人)	18	6	1						
(%)	18.4	6.1	1.0						

問2 9 今後、どのような活動や行事に参加したいですか。(○は3つまで)

区分	全体		身体		知的		障害児		精神		難病		高次脳機能障害		発達障害	
	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)
全体	2,247	100.0	682	100.0	518	100.0	431	100.0	402	100.0	110	100.0	56	100.0	48	100.0
市の催し・行事	206	9.2	46	6.7	65	12.5	48	11.1	23	5.7	13	11.8	5	8.9	6	12.5
町内の活動・お祭りなどの地域行事	455	20.2	117	17.2	106	20.5	146	33.9	49	12.2	18	16.4	10	17.9	9	18.8
学校・保育園等の行事	234	10.4	9	1.3	8	1.5	194	45.0	11	2.7	4	3.6	3	5.4	5	10.4
障害者団体、患者団体やグループ等の活動	326	14.5	45	6.6	127	24.5	71	16.5	39	9.7	27	24.5	4	7.1	13	27.1
福祉・ボランティア活動	139	6.2	40	5.9	25	4.8	26	6.0	36	9.0	7	6.4	3	5.4	2	4.2
スポーツ・レクリエーション等の大会、イベントへの参加	249	11.1	49	7.2	82	15.8	59	13.7	41	10.2	7	6.4	4	7.1	7	14.6
文化芸術のコンクール、作品展、イベント等への参加	149	6.6	25	3.7	35	6.8	33	7.7	33	8.2	12	10.9	5	8.9	6	12.5
公民館等の生涯学習に関連した活動	96	4.3	50	7.3	7	1.4	11	2.6	12	3.0	10	9.1	2	3.6	4	8.3
趣味の活動・サークル活動	445	19.8	143	21.0	85	16.4	74	17.2	87	21.6	24	21.8	14	25.0	18	37.5
その他	40	1.8	10	1.5	11	2.1	8	1.9	6	1.5	3	2.7	1	1.8	1	2.1
参加したいと思わない	761	33.9	267	39.1	175	33.8	69	16.0	186	46.3	28	25.5	26	46.4	10	20.8

〈精神入院〉

区分	全体	市の催し・行事	町内の活動・お祭りなどの地域行事	学校・保育園等の行事	障害者団体、患者団体やグループ等の活動	福祉・ボランティア活動	スポーツ・レクリエーション等の大会、イベントへの参加	文化芸術のコンクール、作品展、イベント等への参加	公民館等の生涯学習に関連した活動
(人)	461	39	83	14	34	32	44	26	21
(%)	100.0	8.5	18.0	3.0	7.4	6.9	9.5	5.6	4.6
区分	趣味の活動・サークル活動	その他	参加したいと思わない	無回答					
(人)	81	19	198	46					
(%)	17.6	4.1	43.0	10.0					

5 障害福祉等に関するアンケート調査結果

問30 地域での活動や行事に参加しやすくなるために必要だと思うことは何ですか。(〇は2つまで)

区分	全体		身体		知的		障害児		精神		難病		高次脳機能障害		発達障害	
	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)
全体	2,247	100.0	682	100.0	518	100.0	431	100.0	402	100.0	110	100.0	56	100.0	48	100.0
障害特性ごとの体験教室など、きょうけつづくりの支援を行うこと	631	28.1	94	13.8	178	34.4	212	49.2	94	23.4	16	14.5	12	21.4	25	52.1
開催日や参加方法などの情報を入手しやすくなること	605	26.9	147	21.6	127	24.5	163	37.8	102	25.4	31	28.2	18	32.1	17	35.4
会場がバリアフリー化されていること	242	10.8	94	13.8	34	6.6	43	10.0	34	8.5	32	29.1	4	7.1	1	2.1
会場までの移動支援や同行してくれる人があること	536	23.9	144	21.1	167	32.2	92	21.3	56	13.9	36	32.7	18	32.1	23	47.9
特にない	593	26.4	203	29.8	134	25.9	71	16.5	144	35.8	21	19.1	16	28.6	4	8.3
その他	58	2.6	9	1.3	11	2.1	11	2.6	15	3.7	3	2.7	3	5.4	6	12.5
無回答	311	13.8	153	22.4	60	11.6	28	6.5	52	12.9	13	11.8	3	5.4	2	4.2

〈精神入院〉

区分	全体	障害特性ごとの体験教室など、きょうけつづくりの支援を行うこと	開催日や参加方法などの情報を入手しやすくなること	会場がバリアフリー化されていること	会場までの移動支援や同行してくれる人があること	特にない	その他	無回答
(人)	461	60	92	32	95	207	9	53
(%)	100.0	13.0	20.0	6.9	20.6	44.9	2.0	11.5

●相談等についておたずねします。

問31 あなたが、悩みや困ったことを相談するのは誰（どこ）ですか。(〇は2つまで)

区分	全体		身体		知的		障害児		精神		難病		高次脳機能障害		発達障害	
	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)
全体	2,247	100.0	682	100.0	518	100.0	431	100.0	402	100.0	110	100.0	56	100.0	48	100.0
家族・親戚	1,616	71.9	468	68.6	367	70.8	369	85.6	254	63.2	73	66.4	44	78.6	41	85.4
近所の人	78	3.5	38	5.6	15	2.9	6	1.4	13	3.2	6	5.5	0	0.0	0	0.0
友人・知人	623	27.7	190	27.9	113	21.8	127	29.5	127	31.6	39	35.5	14	25.0	13	27.1
区役所、児童相談所などの行政機関	219	9.7	59	8.7	43	8.3	66	15.3	34	8.5	12	10.9	4	7.1	1	2.1
障害者団体、患者団体や家族会	152	6.8	12	1.8	45	8.7	31	7.2	16	4.0	24	21.8	14	25.0	10	20.8
民生委員・児童委員	37	1.6	21	3.1	7	1.4	2	0.5	4	1.0	2	1.8	1	1.8	0	0.0
障害者相談員	250	11.1	26	3.8	117	22.6	50	11.6	35	8.7	4	3.6	8	14.3	10	20.8
相談支援事業所	221	9.8	26	3.8	100	19.3	48	11.1	22	5.5	4	3.6	6	10.7	15	31.3
施設や作業所の職員	430	19.1	61	8.9	214	41.3	41	9.5	80	19.9	7	6.4	13	23.2	14	29.2
居宅介護のヘルパー	131	5.8	50	7.3	40	7.7	8	1.9	13	3.2	14	12.7	2	3.6	4	8.3
発達障害者支援センター	48	2.1	0	0.0	10	1.9	29	6.7	3	0.7	0	0.0	0	0.0	6	12.5
地域包括支援センター	142	6.3	80	11.7	14	2.7	0	0.0	13	3.2	28	25.5	6	10.7	1	2.1
社会福祉協議会	33	1.5	12	1.8	11	2.1	3	0.7	6	1.5	1	0.9	0	0.0	0	0.0
医師や看護師などの医療関係者	579	25.8	162	23.8	85	16.4	101	23.4	167	41.5	38	34.5	15	26.8	11	22.9
ピアサポーター	7	0.3	1	0.1	0	0.0	0	0.0	3	0.7	3	2.7	0	0.0	0	0.0
学校の先生	221	9.8	2	0.3	13	2.5	188	43.6	8	2.0	1	0.9	0	0.0	9	18.8
職場の人	114	5.1	24	3.5	48	9.3	7	1.6	22	5.5	3	2.7	4	7.1	6	12.5
障害者就業・生活支援センター	67	3.0	13	1.9	31	6.0	3	0.7	12	3.0	0	0.0	3	5.4	5	10.4
その他	59	2.6	16	2.3	7	1.4	12	2.8	11	2.7	2	1.8	10	17.9	1	2.1
悩みや困ったことはない	29	1.3	11	1.6	10	1.9	4	0.9	2	0.5	0	0.0	2	3.6	0	0.0
相談したいができない(しない)	128	5.7	44	6.5	27	5.2	18	4.2	20	5.0	11	10.0	4	7.1	4	8.3
無回答	111	4.9	49	7.2	22	4.2	12	2.8	19	4.7	8	7.3	1	1.8	0	0.0

〈精神入院〉

区分	全体	家族・親戚	近所の人	友人・知人	区役所、児童相談所などの行政機関	障害者団体、患者団体や家族会	民生委員・児童委員	障害者相談員	相談支援事業所
(人)	461	247	19	95	27	4	14	32	10
(%)	100.0	53.6	4.1	20.6	5.9	0.9	3.0	6.9	2.2
区分	施設や作業所の職員	居宅介護のヘルパー	発達障害者支援センター	地域包括支援センター	社会福祉協議会	医師や看護師などの医療関係者	ピアサポーター	学校の先生	職場の人
(人)	39	7	1	10	12	201	1	3	14
(%)	8.5	1.5	0.2	2.2	2.6	43.6	0.2	0.7	3.0
区分	障害者就業・生活支援センター	その他	悩みや困ったことはない	相談したいができない(しない)	無回答				
(人)	11	10	21	22	34				
(%)	2.4	2.2	4.6	4.8	7.4				

5 障害福祉等に関するアンケート調査結果

(1) 問 3 1 で「相談したいができない（しない）」と答えた方におたずねします。

相談できない（しない）主な理由は何ですか。（○は2つまで）

区分	全体		身体		知的		障害児		精神		難病		高次脳機能障害		発達障害	
	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)
全体	128	100.0	44	100.0	27	100.0	18	100.0	20	100.0	11	100.0	4	100.0	4	100.0
誰（どこ）に相談していいかわからない	61	47.7	23	52.3	14	51.9	7	38.9	10	50.0	3	27.3	2	50.0	2	50.0
住んでいる地域に相談できるところがない	9	7.0	3	6.8	1	3.7	1	5.6	3	15.0	1	9.1	0	0.0	0	0.0
夜間や休日などに相談できるところがない	6	4.7	1	2.3	1	3.7	0	0.0	4	20.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
相談しても満足な助言や回答が得られない	35	27.3	12	27.3	5	18.5	7	38.9	3	15.0	4	36.4	2	50.0	2	50.0
プライバシー保護に不安がある	15	11.7	6	13.6	2	7.4	1	5.6	3	15.0	2	18.2	1	25.0	0	0.0
特にない	9	7.0	4	9.1	5	18.5	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
その他	29	22.7	8	18.2	3	11.1	9	50.0	5	25.0	1	9.1	1	25.0	2	50.0
無回答	4	3.1	1	2.3	2	7.4	0	0.0	0	0.0	1	9.1	0	0.0	0	0.0

〈精神入院〉

区分	全体	誰（どこ）に相談していいかわからない	住んでいる地域に相談できるところがない	夜間や休日などに相談できるところがない	相談しても満足な助言や回答が得られない	プライバシー保護に不安がある	特にない	その他	無回答
(人)	22	10	2	2	5	1	1	5	1
(%)	100.0	45.5	9.1	9.1	22.7	4.5	4.5	22.7	4.5

問 3 2 広島市には、障害者の相談に応じて、福祉サービスの利用援助や各種情報の提供、サービス等利用計画・障害児支援利用計画の作成を行っている相談支援事業所がありますが、知っていますか。（○は2つまで）

区分	全体		身体		知的		障害児		精神		難病		高次脳機能障害		発達障害	
	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)
全体	2,247	100.0	682	100.0	518	100.0	431	100.0	402	100.0	110	100.0	56	100.0	48	100.0
相談したことがある	641	28.5	105	15.4	232	44.8	170	39.4	62	15.4	20	18.2	23	41.1	29	60.4
場所や連絡先を知っているが、相談したことはない	243	10.8	79	11.6	50	9.7	55	12.8	34	8.5	17	15.5	3	5.4	5	10.4
あるのは聞いたことはあるが、場所や連絡先がわからない	245	10.9	86	12.6	39	7.5	58	13.5	35	8.7	14	12.7	9	16.1	4	8.3
知らない	934	41.6	330	48.4	154	29.7	139	32.3	234	58.2	51	46.4	18	32.1	8	16.7
無回答	184	8.2	82	12.0	43	8.3	9	2.1	37	9.2	8	7.3	3	5.4	2	4.2

〈精神入院〉

区分	全体	相談したことがある	場所や連絡先を知っているが、相談したことはない	あるのは聞いたことはあるが、場所や連絡先がわからない	知らない	無回答
(人)	461	34	25	41	309	52
(%)	100.0	7.4	5.4	8.9	67.0	11.3

問 3 3 サービス等利用計画・障害児支援利用計画について、おたずねします。

(1) サービス等利用計画・障害児支援利用計画は作成していますか。（○は1つ）

区分	全体		身体		知的		障害児		精神		難病		高次脳機能障害		発達障害	
	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)
全体	2,247	100.0	682	100.0	518	100.0	431	100.0	402	100.0	110	100.0	56	100.0	48	100.0
サービス等利用計画（セルフプランは除く）を作成した	421	18.7	52	7.6	205	39.6	82	19.0	27	6.7	20	18.2	14	25.0	21	43.8
障害児支援利用計画（セルフプランは除く）を作成した	84	3.7	3	0.4	14	2.7	60	13.9	4	1.0	0	0.0	0	0.0	3	6.3
セルフプランを作成した	163	7.3	6	0.9	35	6.8	100	23.2	12	3.0	2	1.8	2	3.6	6	12.5
作成していない	646	28.7	237	34.8	77	14.9	97	22.5	155	38.6	48	43.6	19	33.9	13	27.1
わからない	464	20.6	158	23.2	89	17.2	67	15.5	119	29.6	20	18.2	9	16.1	2	4.2
無回答	469	20.9	226	33.1	98	18.9	25	5.8	85	21.1	20	18.2	12	21.4	3	6.3

〈精神入院〉

区分	全体	サービス等利用計画（セルフプランは除く）を作成した	障害児支援利用計画（セルフプランは除く）を作成した	セルフプランを作成した	作成していない	わからない	無回答
(人)	461	10	1	2	186	190	72
(%)	100.0	2.2	0.2	0.4	40.3	41.2	15.6

5 障害福祉等に関するアンケート調査結果

(2) 問 3 (1)で「セルフプランを作成した」に○をつけた方におたずねします。

その理由は何ですか。(○は1つ)

区分	全体		身体		知的		障害児		精神		難病		高次脳機能障害		発達障害	
	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)
全体	163	100.0	6	100.0	35	100.0	100	100.0	12	100.0	2	100.0	2	100.0	6	100.0
相談支援事業所が利用できなかった	52	31.9	1	16.7	12	34.3	31	31.0	1	8.3	1	50.0	1	50.0	5	83.3
自分で作成したかった (相談支援事業所を利用しなくても自分で作成できた)	82	50.3	4	66.7	13	37.1	58	58.0	5	41.7	0	0.0	1	50.0	1	16.7
わからない	26	16.0	1	16.7	10	28.6	8	8.0	6	50.0	1	50.0	0	0.0	0	0.0
無回答	3	1.8	0	0.0	0	0.0	3	3.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0

〈精神入院〉

区分	全体	相談支援事業所が利用できなかった	自分で作成したかった(相談支援事業所を利用しなくても自分で作成できた)	わからない	無回答
(人)	2	0	0	1	1
(%)	100.0	0.0	0.0	50.0	50.0

問 3 4 相談事業を充実するために(相談したときに満足できるよう)特にどのようなことをすればいいと思いますか。(○は3つまで)

区分	全体		身体		知的		障害児		精神		難病		高次脳機能障害		発達障害	
	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)
全体	2,247	100.0	682	100.0	518	100.0	431	100.0	402	100.0	110	100.0	56	100.0	48	100.0
相談員のスキルアップ研修を行う	395	17.6	65	9.5	105	20.3	124	28.8	45	11.2	21	19.1	12	21.4	23	47.9
専門性のある相談員を配置する	627	27.9	129	18.9	136	26.3	199	46.2	83	20.6	37	33.6	22	39.3	21	43.8
気軽に相談できる窓口の数を増やす	897	39.9	225	33.0	215	41.5	204	47.3	166	41.3	44	40.0	19	33.9	24	50.0
専門的な相談機関を整備する	324	14.4	65	9.5	75	14.5	96	22.3	45	11.2	19	17.3	14	25.0	10	20.8
1か所ですまざまな相談に対応できる窓口を整備する	610	27.1	196	28.7	134	25.9	128	29.7	77	19.2	30	27.3	26	46.4	19	39.6
夜間や休日なども相談できる窓口を整備する	267	11.9	57	8.4	65	12.5	43	10.0	85	21.1	8	7.3	2	3.6	7	14.6
相談員が自宅などに来てくれる訪問相談を行う	334	14.9	97	14.2	82	15.8	62	14.4	49	12.2	27	24.5	11	19.6	6	12.5
障害者による相談対応(ピアサポート)を充実する	211	9.4	43	6.3	64	12.4	41	9.5	42	10.4	10	9.1	6	10.7	5	10.4
特にない	269	12.0	98	14.4	64	12.4	24	5.6	69	17.2	10	9.1	3	5.4	1	2.1
その他	67	3.0	13	1.9	15	2.9	18	4.2	11	2.7	1	0.9	3	5.4	6	12.5
無回答	300	13.4	133	19.5	68	13.1	25	5.8	56	13.9	15	13.6	3	5.4	0	0.0

〈精神入院〉

区分	全体	相談員のスキルアップ研修を行う	専門性のある相談員を配置する	気軽に相談できる窓口の数を増やす	専門的な相談機関を整備する	1か所ですまざまな相談に対応できる窓口を整備する	夜間や休日なども相談できる窓口を整備する	相談員が自宅などに来てくれる訪問相談を行う	障害者による相談対応(ピアサポート)を充実する
(人)	461	37	81	133	37	60	63	56	24
(%)	100.0	8.0	17.6	28.9	8.0	13.0	13.7	12.1	5.2
区分	特にない	その他	無回答						
(人)	162	8	66						
(%)	35.1	1.7	14.3						

●障害者の権利を守る取組についておたずねします。

問 3 5 障害者差別解消法を知っていますか。(○は1つ)

区分	全体		身体		知的		障害児		精神		難病		高次脳機能障害		発達障害	
	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)
全体	2,247	100.0	682	100.0	518	100.0	431	100.0	402	100.0	110	100.0	56	100.0	48	100.0
法律の内容も含めて知っている	104	4.6	20	2.9	33	6.4	17	3.9	18	4.5	6	5.5	3	5.4	7	14.6
詳しい内容は知らないが、知っている	601	26.7	150	22.0	160	30.9	146	33.9	69	17.2	35	31.8	17	30.4	24	50.0
知らない	1,319	58.7	407	59.7	274	52.9	256	59.4	270	67.2	61	55.5	34	60.7	17	35.4
無回答	223	9.9	105	15.4	51	9.8	12	2.8	45	11.2	8	7.3	2	3.6	0	0.0

〈精神入院〉

区分	全体	法律の内容も含めて知っている	詳しい内容は知らないが、知っている	知らない	無回答
(人)	461	15	47	342	57
(%)	100.0	3.3	10.2	74.2	12.4

問 3 6 あなたは、この5～6年の間に、障害や病気を理由に差別を受けたり、嫌な思いをしたことがありますか。

区分	全体		身体		知的		障害児		精神		難病		高次脳機能障害		発達障害	
	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)
全体	2,247	100.0	682	100.0	518	100.0	431	100.0	402	100.0	110	100.0	56	100.0	48	100.0
ある	586	26.1	88	12.9	156	30.1	162	37.6	113	28.1	21	19.1	23	41.1	23	47.9
ない	1,444	64.3	506	74.2	306	59.1	251	58.2	245	60.9	80	72.7	31	55.4	25	52.1
無回答	217	9.7	88	12.9	56	10.8	18	4.2	44	10.9	9	8.2	2	3.6	0	0.0

5 障害福祉等に関するアンケート調査結果

〈精神入院〉

区分	全体	ある	ない	無回答
(人)	461	101	310	50
(%)	100.0	21.9	67.2	10.8

問 3 6 で「ある」と答えた方におたずねします。

(1) どのような場所で差別や嫌な思いをしましたか。(○はいくつでも)

区分	全体		身体		知的		障害児		精神		難病		高次脳機能障害		発達障害	
	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)
全体	586	100.0	88	100.0	156	100.0	162	100.0	113	100.0	21	100.0	23	100.0	23	100.0
学校・職場	267	45.6	31	35.2	82	52.6	92	56.8	38	33.6	0	0.0	10	43.5	14	60.9
仕事を探すとき	45	7.7	7	8.0	13	8.3	1	0.6	14	12.4	2	9.5	5	21.7	3	13.0
外出先（買い物など）	184	31.4	31	35.2	53	34.0	57	35.2	25	22.1	8	38.1	5	21.7	5	21.7
余暇を楽しむとき	74	12.6	11	12.5	21	13.5	27	16.7	7	6.2	2	9.5	4	17.4	2	8.7
病院などの医療機関	108	18.4	14	15.9	26	16.7	23	14.2	27	23.9	10	47.6	4	17.4	4	17.4
住んでいる地域	120	20.5	11	12.5	34	21.8	36	22.2	30	26.5	3	14.3	3	13.0	3	13.0
その他	63	10.8	8	9.1	11	7.1	14	8.6	18	15.9	4	19.0	3	13.0	5	21.7
無回答	14	2.4	5	5.7	3	1.9	2	1.2	4	3.5	0	0.0	0	0.0	0	0.0

〈精神入院〉

区分	全体	学校・職場	仕事を探すとき	外出先（買い物など）	余暇を楽しむとき	病院などの医療機関	住んでいる地域	その他	無回答
(人)	101	25	11	11	7	43	20	11	7
(%)	100.0	24.8	10.9	10.9	6.9	42.6	19.8	10.9	6.9

(2) それはどのようなことでしたか。(○はいくつでも)

区分	全体		身体		知的		障害児		精神		難病		高次脳機能障害		発達障害	
	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)
全体	586	100.0	88	100.0	156	100.0	162	100.0	113	100.0	21	100.0	23	100.0	23	100.0
無視された	136	23.2	18	20.5	44	28.2	28	17.3	34	30.1	4	19.0	4	17.4	4	17.4
いやなことを言われた	381	65.0	46	52.3	104	66.7	113	69.8	73	64.6	12	57.1	18	78.3	15	65.2
暴力をふるわれた	37	6.3	1	1.1	15	9.6	11	6.8	6	5.3	1	4.8	0	0.0	3	13.0
一方的に解雇された	13	2.2	1	1.1	6	3.8	0	0.0	5	4.4	0	0.0	0	0.0	1	4.3
自由に外出させてもらえなかった	21	3.6	2	2.3	5	3.2	7	4.3	2	1.8	2	9.5	2	8.7	1	4.3
話しかけたり意見を言ったりしても、相手にされなかった	131	22.4	14	15.9	41	26.3	24	14.8	30	26.5	6	28.6	7	30.4	9	39.1
自分のお金や持ち物を無断で使われた、処分された	11	1.9	0	0.0	3	1.9	2	1.2	2	1.8	1	4.8	2	8.7	1	4.3
職場での労働条件や給料に差をつけられた	21	3.6	5	5.7	6	3.8	0	0.0	10	8.8	0	0.0	0	0.0	0	0.0
施設やお店の利用や交通機関への乗車を拒否された	28	4.8	9	10.2	3	1.9	8	4.9	2	1.8	3	14.3	2	8.7	1	4.3
通いたい学校などへの入学を断られた	27	4.6	1	1.1	0	0.0	26	16.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
希望する住まいを借りる際に、家主や不動産業者に断られた	15	2.6	1	1.1	4	2.6	3	1.9	7	6.2	0	0.0	0	0.0	0	0.0
結婚や恋愛のときに、相手の家族などから反対された	14	2.4	2	2.3	3	1.9	1	0.6	7	6.2	0	0.0	1	4.3	0	0.0
周りの人や施設の人から性的な嫌がらせを受けた	6	1.0	0	0.0	3	1.9	0	0.0	2	1.8	0	0.0	1	4.3	0	0.0
その他(主なもの一つ)	128	21.8	20	22.7	33	21.2	37	22.8	21	18.6	3	14.3	5	21.7	9	39.1
無回答	27	4.6	7	8.0	5	3.2	5	3.1	6	5.3	4	19.0	0	0.0	0	0.0

〈精神入院〉

区分	全体	無視された	いやなことを言われた	暴力をふるわれた	一方的に解雇された	自由に外出させてもらえなかった	話しかけたり意見を言ったりしても、相手にされなかった	自分のお金や持ち物を無断で使われた、処分された	職場での労働条件や給料に差をつけられた
(人)	101	22	59	14	6	19	28	12	3
(%)	100.0	21.8	58.4	13.9	5.9	18.8	27.7	11.9	3.0
区分	施設やお店の利用や交通機関への乗車を拒否された	通いたい学校などへの入学を断られた	希望する住まいを借りる際に、家主や不動産業者に断られた	結婚や恋愛のときに、相手の家族などから反対された	周りの人や施設の人から性的な嫌がらせを受けた	その他(主なもの一つ)	無回答		
(人)	3	3	7	3	3	14	5		
(%)	3.0	3.0	6.9	3.0	3.0	13.9	5.0		

(3) そのことについて、誰かに相談しましたか。(○は1つ)

区分	全体		身体		知的		障害児		精神		難病		高次脳機能障害		発達障害	
	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)
全体	586	100.0	88	100.0	156	100.0	162	100.0	113	100.0	21	100.0	23	100.0	23	100.0
相談した	249	42.5	25	28.4	69	44.2	80	49.4	46	40.7	8	38.1	9	39.1	12	52.2
相談しなかった	306	52.2	59	67.0	78	50.0	78	48.1	57	50.4	12	57.1	12	52.2	10	43.5
無回答	31	5.3	4	4.5	9	5.8	4	2.5	10	8.8	1	4.8	2	8.7	1	4.3

5 障害福祉等に関するアンケート調査結果

〈精神入院〉

区分	全体	相談した	相談しなかった	無回答
(人)	101	35	62	4
(%)	100.0	34.7	61.4	4.0

(4) (3)で「相談しなかった」と回答した方におたずねします。

相談しなかった理由は何ですか。(〇はいくつでも)

区分	全体		身体		知的		障害児		精神		難病		高次脳機能障害		発達障害	
	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)
全体	306	100.0	59	100.0	78	100.0	78	100.0	57	100.0	12	100.0	12	100.0	10	100.0
相談する人がいないから	85	27.8	16	27.1	18	23.1	15	19.2	29	50.9	1	8.3	4	33.3	2	20.0
相談先が分からないから	96	31.4	15	25.4	20	25.6	27	34.6	21	36.8	5	41.7	4	33.3	4	40.0
恥ずかしくて相談できないから	31	10.1	3	5.1	9	11.5	6	7.7	9	15.8	0	0.0	2	16.7	2	20.0
情報漏えいが不安だったから	20	6.5	4	6.8	4	5.1	3	3.8	6	10.5	1	8.3	2	16.7	0	0.0
他人を巻き込みたくなかったから	45	14.7	9	15.3	15	19.2	6	7.7	10	17.5	2	16.7	2	16.7	1	10.0
相談することでもないと思ったから	98	32.0	22	37.3	25	32.1	28	35.9	14	24.6	4	33.3	3	25.0	2	20.0
他の方法で解決したため	23	7.5	0	0.0	5	6.4	7	9.0	9	15.8	2	16.7	0	0.0	0	0.0
その他	75	24.5	15	25.4	20	25.6	19	24.4	9	15.8	5	41.7	3	25.0	4	40.0
無回答	5	1.6	2	3.4	2	2.6	0	0.0	1	1.8	0	0.0	0	0.0	0	0.0

〈精神入院〉

区分	全体	相談する人がいないから	相談先が分からないから	恥ずかしくて相談できないから	情報漏えいが不安だったから	他人を巻き込みたくなかったから	相談することでもないと思ったから	他の方法で解決したため	その他	無回答
(人)	62	21	20	11	5	11	13	4	11	1
(%)	100.0	33.9	32.3	17.7	8.1	17.7	21.0	6.5	17.7	1.6

問 3 7 障害者差別解消法ができて、役所や民間事業者（会社やお店など）における、障害のある人への配慮として良くなったと思うこと、改善されたと思うこととして、どのようなものがありますか。(〇はいくつでも)

区分	全体		身体		知的		障害児		精神		難病		高次脳機能障害		発達障害	
	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)
全体	2,247	100.0	682	100.0	518	100.0	431	100.0	402	100.0	110	100.0	56	100.0	48	100.0
段差があるところで、スロープを設置してくれたり職員や社員が手助けしてくれた	238	10.6	94	13.8	50	9.7	36	8.4	31	7.7	19	17.3	6	10.7	2	4.2
講演会や試験などで、扉の近くや見えやすい位置などに座席を設けてもらった	76	3.4	25	3.7	14	2.7	8	1.9	13	3.2	9	8.2	2	3.6	5	10.4
講演会などで、手話通訳者や要約筆記者などを配置してもらった	40	1.8	12	1.8	9	1.7	3	0.7	10	2.5	3	2.7	0	0.0	3	6.3
説明を受ける際に、言葉だけでなく文字にしてもらった	67	3.0	17	2.5	18	3.5	9	2.1	13	3.2	3	2.7	2	3.6	5	10.4
書類を記入する際に、代筆してもらった	110	4.9	40	5.9	33	6.4	5	1.2	20	5.0	7	6.4	3	5.4	2	4.2
意思を伝えあうために絵や写真のカードやタブレットなどを使ってもらった	72	3.2	5	0.7	21	4.1	30	7.0	8	2.0	1	0.9	2	3.6	5	10.4
疲労や緊張などに配慮し別室や休憩スペースを設けてもらった	131	5.8	15	2.2	35	6.8	29	6.7	31	7.7	7	6.4	5	8.9	9	18.8
特にない、分からない	1,475	65.6	413	60.6	333	64.3	325	75.4	269	66.9	68	61.8	36	64.3	31	64.6
その他	35	1.6	9	1.3	10	1.9	5	1.2	9	2.2	1	0.9	0	0.0	1	2.1
無回答	289	12.9	112	16.4	72	13.9	24	5.6	56	13.9	14	12.7	9	16.1	2	4.2

〈精神入院〉

区分	全体	段差があるところで、スロープを設置してくれたり職員や社員が手助けしてくれた	講演会や試験などで、扉の近くや見えやすい位置などに座席を設けてもらった	講演会などで、手話通訳者や要約筆記者などを配置してもらった	説明を受ける際に、言葉だけでなく文字にしてもらった	書類を記入する際に、代筆してもらった
(人)	461	30	7	5	21	20
(%)	100.0	6.5	1.5	1.1	4.6	4.3
区分	意思を伝えあうために絵や写真のカードやタブレットなどを使ってもらった	疲労や緊張などに配慮し別室や休憩スペースを設けてもらった	特にない、分からない	その他	無回答	
(人)	11	19	325	7	61	
(%)	2.4	4.1	70.5	1.5	13.2	

5 障害福祉等に関するアンケート調査結果

問 3 8 あなたは、成年後見制度について知っていますか。（○は 1 つ）

区分	全体		身体		知的		障害児		精神		難病		高次脳機能障害		発達障害	
	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)
全体	2,247	100.0	682	100.0	518	100.0	431	100.0	402	100.0	110	100.0	56	100.0	48	100.0
名前も内容も知っている	715	31.8	238	34.9	176	34.0	123	28.5	91	22.6	49	44.5	19	33.9	19	39.6
名前を聞いたことがあるが、内容は知らない	724	32.2	217	31.8	133	25.7	158	36.7	133	33.1	44	40.0	23	41.1	16	33.3
名前も内容も知らない	648	28.8	159	23.3	166	32.0	142	32.9	146	36.3	12	10.9	11	19.6	12	25.0
無回答	160	7.1	68	10.0	43	8.3	8	1.9	32	8.0	5	4.5	3	5.4	1	2.1

〈精神入院〉

区分	全体	名前も内容も知っている	名前を聞いたことがあるが、内容は知らない	名前も内容も知らない	無回答
(人)	461	68	109	233	51
(%)	100.0	14.8	23.6	50.5	11.1

- 災害時の避難等についておたずねします。

問 3 9 あなたは、あなたの住んでいる地域の災害の危険性（どんな災害の時に避難が必要か）を知っていますか。（○は 1 つ）

区分	全体		身体		知的		障害児		精神		難病		高次脳機能障害		発達障害	
	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)
全体	2,247	100.0	682	100.0	518	100.0	431	100.0	402	100.0	110	100.0	56	100.0	48	100.0
知っている	1,300	57.9	424	62.2	263	50.8	292	67.7	181	45.0	82	74.5	31	55.4	27	56.3
知らない	770	34.3	189	27.7	206	39.8	128	29.7	187	46.5	21	19.1	20	35.7	19	39.6
無回答	177	7.9	69	10.1	49	9.5	11	2.6	34	8.5	7	6.4	5	8.9	2	4.2

〈精神入院〉

区分	全体	知っている	知らない	無回答
(人)	461	102	313	46
(%)	100.0	22.1	67.9	10.0

- (1) 問 3 9 で「知っている」と答えた方におたずねします。

あなたの住んでいる地域の災害の危険性をどのような方法で知りましたか。（○はいくつでも）

区分	全体		身体		知的		障害児		精神		難病		高次脳機能障害		発達障害	
	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)
全体	1,300	100.0	424	100.0	263	100.0	292	100.0	181	100.0	82	100.0	31	100.0	27	100.0
ハザードマップ	926	71.2	294	69.3	162	61.6	247	84.6	129	71.3	55	67.1	18	58.1	21	77.8
わがまち防災マップ	333	25.6	161	38.0	60	22.8	48	16.4	30	16.6	24	29.3	5	16.1	5	18.5
家族や知人から聞いた	338	26.0	82	19.3	101	38.4	64	21.9	45	24.9	20	24.4	13	41.9	13	48.1
広島市防災ポータル	169	13.0	55	13.0	28	10.6	35	12.0	34	18.8	9	11.0	5	16.1	3	11.1
避難誘導アプリ	77	5.9	24	5.7	16	6.1	13	4.5	17	9.4	5	6.1	1	3.2	1	3.7
知る方法が分からない	4	0.3	2	0.5	2	0.8	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
その他	60	4.6	16	3.8	10	3.8	12	4.1	16	8.8	1	1.2	4	12.9	1	3.7
無回答	16	1.2	5	1.2	3	1.1	3	1.0	3	1.7	2	2.4	0	0.0	0	0.0

〈精神入院〉

区分	全体	ハザードマップ	わがまち防災マップ	家族や知人から聞いた	広島市防災ポータル	避難誘導アプリ	知る方法が分からない	その他	無回答
(人)	102	39	14	31	5	7	7	23	2
(%)	100.0	38.2	13.7	30.4	4.9	6.9	6.9	22.5	2.0

問 4 0 避難の判断に使う気象の情報や避難指示等の避難情報はどこから入手しますか。（○は 3 つまで）

区分	全体		身体		知的		障害児		精神		難病		高次脳機能障害		発達障害	
	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)
全体	2,247	100.0	682	100.0	518	100.0	431	100.0	402	100.0	110	100.0	56	100.0	48	100.0
テレビ	1,601	71.3	516	75.7	336	64.9	312	72.4	275	68.4	90	81.8	40	71.4	32	66.7
インターネット	769	34.2	175	25.7	118	22.8	256	59.4	139	34.6	41	37.3	14	25.0	26	54.2
ラジオ	221	9.8	86	12.6	45	8.7	19	4.4	46	11.4	18	16.4	5	8.9	2	4.2
広島市防災情報メール（FAXまたは電話通知を含む）	515	22.9	166	24.3	109	21.0	100	23.2	78	19.4	37	33.6	15	26.8	10	20.8
防災行政無線	131	5.8	64	9.4	33	6.4	11	2.6	14	3.5	5	4.5	4	7.1	0	0.0
家族や知人（直接教えてもらう）	555	24.7	113	16.6	198	38.2	121	28.1	64	15.9	19	17.3	19	33.9	21	43.8
避難誘導アプリ	102	4.5	26	3.8	26	5.0	21	4.9	19	4.7	9	8.2	0	0.0	1	2.1
家族や知人（電話・FAX・SNS等で知らせってもらう）	152	6.8	42	6.2	35	6.8	28	6.5	29	7.2	6	5.5	8	14.3	4	8.3
広島市公式 SNS（ツイッター、フェイスブック、ライン）	106	4.7	25	3.7	19	3.7	25	5.8	20	5.0	11	10.0	4	7.1	2	4.2
手段がない	21	0.9	3	0.4	9	1.7	3	0.7	6	1.5	0	0.0	0	0.0	0	0.0
その他	48	2.1	16	2.3	15	2.9	3	0.7	10	2.5	2	1.8	2	3.6	0	0.0
無回答	157	7.0	63	9.2	48	9.3	9	2.1	27	6.7	5	4.5	4	7.1	1	2.1

5 障害福祉等に関するアンケート調査結果

〈精神入院〉

区分	全体	テレビ	インターネット	ラジオ	広島市防災情報メール（FAXまたは電話通知を含む）	防災行政無線	家族や知人（直接教えてもらう）	避難誘導アプリ	家族や知人（電話・FAX・SNS等で知らせてもらう）
（人）	461	310	53	110	21	9	65	10	18
（%）	100.0	67.2	11.5	23.9	4.6	2.0	14.1	2.2	3.9
区分	広島市公式SNS（ツイッター、フェイスブック、ライン）	手段がない	その他	無回答					
（人）	2	32	34	50					
（%）	0.4	6.9	7.4	10.8					

問4-1 火事や地震等の災害時に困ることは何ですか。（〇は2つまで）

区分	全体		身体		知的		障害児		精神		難病		高次脳機能障害		発達障害	
	（人）	（%）	（人）	（%）	（人）	（%）	（人）	（%）	（人）	（%）	（人）	（%）	（人）	（%）	（人）	（%）
全体	2,247	100.0	682	100.0	518	100.0	431	100.0	402	100.0	110	100.0	56	100.0	48	100.0
必要な投薬や治療が受けられない	969	43.1	317	46.5	177	34.2	137	31.8	222	55.2	69	62.7	31	55.4	16	33.3
補装具や日常生活用具の使用や入手が困難になる	302	13.4	123	18.0	54	10.4	56	13.0	44	10.9	17	15.5	6	10.7	2	4.2
医療機器などの電源確保が困難になる	171	7.6	65	9.5	21	4.1	39	9.0	27	6.7	13	11.8	4	7.1	2	4.2
意思を伝えたり、情報を入手することが困難になる	729	32.4	120	17.6	249	48.1	198	45.9	95	23.6	15	13.6	21	37.5	31	64.6
特にない	369	16.4	118	17.3	82	15.8	63	14.6	80	19.9	14	12.7	9	16.1	3	6.3
その他	183	8.1	37	5.4	40	7.7	47	10.9	25	6.2	16	14.5	6	10.7	12	25.0
無回答	214	9.5	88	12.9	59	11.4	22	5.1	32	8.0	8	7.3	3	5.4	2	4.2

〈精神入院〉

区分	全体	必要な投薬や治療が受けられない	補装具や日常生活用具の使用や入手が困難になる	医療機器などの電源確保が困難になる	意思を伝えたり、情報を入手することが困難になる	特にない	その他	無回答
（人）	461	174	52	32	96	134	21	59
（%）	100.0	37.7	11.3	6.9	20.8	29.1	4.6	12.8

問4-2 広島市では、避難情報を出した場合、最初に開設する避難場所として、小学校区に一箇所拠点的な指定緊急避難場所を設置しますが、利用しやすいようにするために必要なことは何ですか。（〇は2つまで）

区分	全体		身体		知的		障害児		精神		難病		高次脳機能障害		発達障害	
	（人）	（%）	（人）	（%）	（人）	（%）	（人）	（%）	（人）	（%）	（人）	（%）	（人）	（%）	（人）	（%）
全体	2,247	100.0	682	100.0	518	100.0	431	100.0	402	100.0	110	100.0	56	100.0	48	100.0
避難場所まで移動するための援助	592	26.3	242	35.5	130	25.1	71	16.5	93	23.1	40	36.4	12	21.4	4	8.3
避難場所運営のための人的体制が確保されていること	191	8.5	60	8.8	31	6.0	29	6.7	45	11.2	17	15.5	5	8.9	4	8.3
家族と一緒に過ごせること	961	42.8	230	33.7	255	49.2	288	66.8	100	24.9	31	28.2	31	55.4	26	54.2
障害の程度に応じた対応がなされることや障害への理解が得られること	837	37.2	171	25.1	223	43.1	238	55.2	105	26.1	34	30.9	30	53.6	36	75.0
必要最小限のプライバシーが守られること	673	30.0	219	32.1	119	23.0	121	28.1	148	36.8	35	31.8	14	25.0	17	35.4
特にない	165	7.3	42	6.2	39	7.5	10	2.3	65	16.2	6	5.5	3	5.4	0	0.0
その他	52	2.3	15	2.2	13	2.5	9	2.1	8	2.0	6	5.5	0	0.0	1	2.1
無回答	215	9.6	133	19.5	108	20.8	266	61.7	42	10.4	12	10.9	2	3.6	1	2.1

〈精神入院〉

区分	全体	避難場所まで移動するための援助	避難場所運営のための人的体制が確保されていること	家族と一緒に過ごせること	障害の程度に応じた対応がなされることや障害への理解が得られること	必要最小限のプライバシーが守られること	特にない	その他	無回答
（人）	461	133	53	101	54	82	137	10	51
（%）	100.0	28.9	11.5	21.9	11.7	17.8	29.7	2.2	11.1

5 障害福祉等に関するアンケート調査結果

問4 3 今までのお答えを踏まえて、今後、重点的に進める必要がある障害者施策はどのようなことだと思いますか。（〇は5つまで）

区分	全体		身体		知的		障害児		精神		難病		高次脳機能障害		発達障害	
	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)
全体	2,247	100.0	682	100.0	518	100.0	431	100.0	402	100.0	110	100.0	56	100.0	48	100.0
在宅での生活を支援するサービスや、日中活動の場の提供などの福祉サービスを充実すること	703	31.3	229	33.6	144	27.8	110	25.5	134	33.3	51	46.4	23	41.1	12	25.0
グループホームなどの障害者の共同住宅を整備すること	471	21.0	60	8.8	180	34.7	124	28.8	64	15.9	12	10.9	16	28.6	15	31.3
バリアフリー化された市営住宅を増やすなどの取組を行うこと	179	8.0	65	9.5	27	5.2	20	4.6	46	11.4	12	10.9	7	12.5	2	4.2
道路や建物などの段差を解消するなど、福祉のまちづくりを推進すること	415	18.5	193	28.3	66	12.7	49	11.4	59	14.7	35	31.8	9	16.1	4	8.3
福祉や医療のサービスに係る利用者負担を軽減すること	569	25.3	190	27.9	110	21.2	102	23.7	100	24.9	41	37.3	16	28.6	10	20.8
障害者の就労を促進する取組を行うこと	462	20.6	72	10.6	88	17.0	163	37.8	90	22.4	10	9.1	17	30.4	22	45.8
健康診断を充実するなど、障害者の健康づくりの取組を行うこと	238	10.6	57	8.4	77	14.9	19	4.4	59	14.7	10	9.1	12	21.4	4	8.3
二次障害（元の障害以外の障害、加齢に伴う新たな障害を含む）の予防・治療のための体制整備	322	14.3	104	15.2	66	12.7	59	13.7	45	11.2	16	14.5	21	37.5	11	22.9
障害者向けの情報提供サービスを充実するなど、情報・コミュニケーション支援を推進すること	355	15.8	102	15.0	76	14.7	77	17.9	65	16.2	20	18.2	8	14.3	7	14.6
スポーツやレクリエーション、文化・芸術活動などの社会参加活動を推進すること	131	5.8	36	5.3	38	7.3	22	5.1	26	6.5	4	3.6	0	0.0	5	10.4
手当や年金を充実すること	910	40.5	238	34.9	206	39.8	207	48.0	166	41.3	44	40.0	27	48.2	22	45.8
障害や障害者への理解を深めるための啓発を行うなど、障害者の権利を守る取組を推進すること	381	17.0	73	10.7	108	20.8	104	24.1	61	15.2	11	10.0	10	17.9	14	29.2
相談や情報を提供する体制を充実すること	484	21.5	116	17.0	114	22.0	103	23.9	92	22.9	26	23.6	17	30.4	16	33.3
成年後見制度を使いやすくすること	199	8.9	27	4.0	81	15.6	45	10.4	21	5.2	6	5.5	8	14.3	11	22.9
親や本人の高齢化に対応したサービスを充実すること	782	34.8	185	27.1	233	45.0	178	41.3	94	23.4	40	36.4	27	48.2	25	52.1
職業に関する教育など、障害者の個々のニーズに対応した教育を充実すること	188	8.4	12	1.8	21	4.1	109	25.3	30	7.5	3	2.7	1	1.8	12	25.0
障害がある子どもと障害がない子どもがともに学ぶ教育を推進すること	242	10.8	41	6.0	36	6.9	128	29.7	18	4.5	8	7.3	5	8.9	6	12.5
放課後や夏休みに活動できる場を充実すること	110	4.9	9	1.3	5	1.0	87	20.2	7	1.7	1	0.9	0	0.0	1	2.1
災害等の非常時の連絡通報・避難体制・相談体制を整備すること	353	15.7	142	20.8	89	17.2	40	9.3	48	11.9	17	15.5	9	16.1	8	16.7
特にない	131	5.8	40	5.9	37	7.1	9	2.1	40	10.0	5	4.5	0	0.0	0	0.0
その他	53	2.4	13	1.9	11	2.1	13	3.0	9	2.2	2	1.8	1	1.8	4	8.3
無回答	220	9.8	98	14.4	57	11.0	16	3.7	34	8.5	12	10.9	2	3.6	1	2.1

5 障害福祉等に関するアンケート調査結果

〈精神入院〉

区分	全体	在宅での生活を支援するサービスや、日中活動の場の提供などの福祉サービスを充実すること	グループホームなどの障害者の共同住宅を整備すること	バリアフリー化された市営住宅を増やすなどの取組を行うこと	道路や建物などの段差を解消するなど、福祉のまちづくりを推進すること	福祉や医療のサービスに係る利用者負担を軽減すること
(人)	461	114	75	44	40	81
(%)	100.0	24.7	16.3	9.5	8.7	17.6
区分	障害者の就労を促進する取組を行うこと	健康診断を充実するなど、障害者の健康づくりの取組を行うこと	二次障害（元の障害以外の障害、加齢に伴う新たな障害を含む）の予防・治療のための体制整備	障害者向けの情報提供サービスを充実するなど、情報・コミュニケーション支援を推進すること	スポーツやレクリエーション、文化・芸術活動などの社会参加活動を推進すること	手当や年金を充実すること
(人)	58	36	43	43	35	130
(%)	12.6	7.8	9.3	9.3	7.6	28.2
区分	障害や障害者への理解を深めるための啓発を行うなど、障害者の権利を守る取組を推進すること	相談や情報を提供する体制を充実すること	成年後見制度を使いやすくすること	親や本人の高齢化に対応したサービスを充実すること	職業に関する教育など、障害者の個々のニーズに対応した教育を充実すること	障害がある子どもと障害がない子どもがともに学ぶ教育を推進すること
(人)	38	68	21	58	16	20
(%)	8.2	14.8	4.6	12.6	3.5	4.3
区分	放課後や夏休みに活動できる場を充実すること	災害等の非常時の連絡通報・避難体制・相談体制を整備すること	特にない	その他	無回答	
(人)	10	29	101	14	46	
(%)	2.2	6.3	21.9	3.0	10.0	

〈精神入院・医療従事者向け〉

問 1 この患者さんは何回目の入院ですか。把握されている回数に○を付けてください。

区分	全体	1 回目	2 回目	3 回以上	無回答
(人)	461	143	83	222	13
(%)	100.0	31.0	18.0	48.2	2.8

問 2 この患者さんの今回の入院期間は、どの程度ですか。

区分	全体	3 ヶ月未満	3 ヶ月以上 6 ヶ月未満	6 ヶ月以上 1 年未満	1 年以上 5 年未満	5 年以上 10 年未満	10 年以上	無回答
(人)	461	83	41	33	114	79	96	15
(%)	100.0	18.0	8.9	7.2	24.7	17.1	20.8	3.3

問 3 この患者さんの退院の可能性はどうですか。

区分	全体	病状は安定しており（今後、病状が安定し）、地域移行の条件が整えば、退院可能である	病状が安定しても、退院することは難しい	病状が不安定又は病識がない等により、当面入院が必要である	無回答
(人)	461	211	115	126	9
(%)	100.0	45.8	24.9	27.3	2.0

問 4 問 3 で「病状は安定しており（今後、病状が安定し）、地域移行の条件が整えば、退院可能である」に○を付けられた方におたずねします。

退院後の住居は、どのように考えていますか。（○は 1 つだけ）

区分	全体	単身で一般住宅でも可能	家族と同居なら可能	病院の近くの共同住宅なら可能	生活訓練施設、グループホームなどなら可能	無回答
(人)	211	28	83	22	78	0
(%)	100.0	13.3	39.3	10.4	37.0	0.0

問 5 問 3 で「病状が安定しても、退院することは難しい」に○をつけられた方におたずねします。

退院することが難しいのは、どのような理由ですか。（複数回答可）

区分	全体	本人の精神病状が再燃する可能性が高い	服薬や金銭管理など、本人の日常生活能力が低下している	本人が退院に対し不安を持ち、モチベーションが低下している	家族が退院に反対している	家族の高齢化や世代交代などにより、家族に受入れ能力がない	退院した後、施設やグループホームでの暮らしを考えているが、空きがない	本人が居住を希望する住宅周辺の医療や社会資源が不足している	本人が居住を希望する住宅周辺の住民が反対している
(人)	115	66	65	31	35	30	6	9	1
(%)	100.0	57.4	56.5	27.0	30.4	26.1	5.2	7.8	0.9
区分	その他	無回答							
(人)	9	0							
(%)	7.8	0.0							

5 障害福祉等に関するアンケート調査結果

【自由意見（抜粋）】

- 障害者に対する偏見や差別をなくす為に、小、中、高等学校など教育現場でしっかり障害者教育を行っていただき、障害者への理解を深めてほしいです。
- 学校、医療、福祉、行政という障害者の支えになってくださる機関、分野の方々の、障害特性への理解がまだまだ進んでいないように思います。合理的配慮が当たり前になるよう、啓発活動をしっかりしてほしいです。
- 障害のある人もない人も関係なく交流の場がほしいです。
- 親亡き後も、仲間と支え合い、一人の人として過ごしていくために、困った時、寂しい時、励ましてほしい時、ピアサポートの方のように寄り添ってくださる方々と繋がり、安心して暮らせるよう支援の充実をお願いします。
- 同じ障害がある人との交流の場がほしいです。
- 多目的トイレについて、脊髄に障害がある者は便座に座ってもバランスが取れないので、便器の背部に背もたれを設置してほしいです。
- 車いす使用者の駐車場区画が埋まっていることが多く、不自由さを感じています。スーパーやショッピングモール等の車いす専用区画の増設又は使用を改善してほしいです。
- 公共の建物ならば、大型車いすでも不自由なく利用できるべきだと思います。当事者の意見をもっと取り入れてほしいです。
- 歩道の狭さと段差解消、点字ブロックの修理をしてほしいです。
- 歩きスマホや自転車の無灯火をなくしてほしいです。白い道なら黒いブロック、黒い道なら白というように色にコントラストをつけてほしいです。駅の白いホームも日中は陽光に反射して見えづらく危険です。
- 車いすの人が住みやすいバリアフリーの賃貸住宅を増やしてほしいです。
- 広島市内にも障害者のグループホームが少しずつ増えていますが、重複障害で介助の負担が多いと入所できる所が少ないです。親が元気な間に、少しでも自立した生活が送れる施設を広島市内にも増やしてほしいです。
- 災害の時、安全な所に自力で移動出来ないで、移動の支援をお願いしたいです。
- 重度の寝たきりの障害者が小学校等で過ごすことは無理なので、何かあっても避難しないという声が周りでも多いです。福祉避難所があるから大丈夫という安心感がない限り障害が重い人たちの避難は進まないと思います。
- 災害時、避難指示が出て、指定避難場所（小学校）には大人用の車イス対応トイレが無いので、かなりの大雨でも自宅待機するしかありません。小学校の体育館を避難所にするのであれば、障害者、高齢者が安心して利用できるように体育館内に一般トイレと車イス対応のトイレを完備してほしいです。もしくは、指定避難所でなくても日頃通っている施設への避難ができるようにしてください。
- 聴覚や精神など複数の障害があります。相談をしたくても、何をどう相談したらいいのかわかりません。
- 福祉サービスで利用計画を作っているようですが、相談支援事業所の数やスタッフの少なさから、多くの人がセルフプランにならざるを得ないようです。核になる支援が充実しないと、必要な情報や支援が得られません。
- 成年後見制度は制度が複雑です。手続きも大変なので、親亡き後、障害者の兄弟などが困らないようにしたいです。
- 親、本人が高齢になってきました。入所施設は待機待ちですし、安心して生活できる日中サービス支援型のグループホームが地域にあったらと思います。住み慣れた場所でできるだけ生活できるように、利用しやすいサービスの仕組みを作ってください。
- 広島市は強度行動障害に対応できる医療、施設、ショートステイ等のサービスが全く整備されていません。家族が怪我をしたり、病院で対応できなくなったりすると、精神病院へ入院、退院しても又入院。そのようなケースが多いので、早急に他県を参考にしてお処してほしいです。皆さん受け入れ先がなく、市外の遠い施設や病院へ通っています。
- 「大人」になった障害のある方々の働く場や一人暮らしやグループホーム等の生活する場を支える仕組みを充実させてほしいです。
- 高次脳機能障害は、目に見えない障害であるためか、いまだに社会全体で理解されていないと感じます。
- 手帳を持っている人、特定疾患を持っている人は優遇され、同じように難病であっても受給者証の対象にならない者に対しての措置が何もないのはおかしいと思います。
- 身体障害で車椅子を常用しています。乳がん検診を受けようとした際に、エコーはいいけど、マンモグラフィーは難しいと断られる病院がほとんどでした。その中で1つの病院が受けてくださり、介助してもらいながらマンモグラフィーを行いました。病気の予防の観点からも健常者と同じような検診が受けられるようになってほしいです。
- 視覚障害があるため、問診票などの代筆をお願いすることがあります。その際、自分自身のことを口頭で伝えることになるのでプライバシーが気になります。
- 本人がじっとできなったり、大声を出したりすることがあるので、待ち時間が長く患者さんの多い総合病院では、本人をなだめながら待つのが大変です。順番が近づいたら携帯電話にお知らせがくるサービスがあるとありがたいです。
- かかりつけ病院以外を受診する際、全ての状況を説明しなくてはならないので、ちゅうちょしてしまいます。
- 障害者に関わるヘルパーや職員の待遇を良くしてほしいです。
- ソフト面（人材等）には不安定さがあり、せっかく特性を理解してもらったと思った支援者や相談員の方が辞められ、また一から関係を築くということが続いています。大変な仕事であることは間違いないので、せめて待遇面でのフォローがあればと思います。
- スマホやパソコンが使用できないので、情報がすぐに入らず不安です。当たり前に入る情報やツールがないので、テレビ、ラジオに頼るしかありません。
- 発達障害は早期発見、治療により、成長に伴って療育手帳が外れるケースもあります。幼稚園や保育園、他の民間機関とも連携を密にし、児童相談所やこども療育センターの体制充実を図っていただきたいです。
- こども療育センターの定期受診について、予約が埋まっているため、希望どおりに受診できません。

5 障害福祉等に関するアンケート調査結果

- 医療的ケアが必要な子どもが保育園や幼稚園、学校に入りやすくなってほしいです。
- 学校を卒業するまでは、放課後等デイサービス、療養センターでのリハビリ訓練などがあり、とても充実した生活を送ることができました。しかし、卒業後は、生活介護と自宅の往復だけの生活になり、特別楽しみや他者との関わりも難しく一気に社会から見離された気持ちになることもありました。
- 親は共働きで、夏休みや冬休みなどの長期休暇が課題です。小学 3 年生までは放課後児童クラブに通所できていましたが、4 年生になると優先度が低くなり、審査に通りませんでした。学年が上がっても知的障害のある子は、一人で留守番をさせることはできないので、手帳の程度によって優先順位を低学年の子と同じ扱いにしてほしいです。
- 障害のない子どもと同じように学べる習い事（スイミングや野球等）がなかなか見つかりません。障害があっても、スポーツをさせたいし、試合にも出させてやりたいです。
- 身体の動作が不器用、運動が苦手な人が利用できるプログラムや教室等スポーツセンターで対応してほしいです。
- 美術館等で、障害者が優先して鑑賞できる日にちを設定してもらえると嬉しいです。
- 作業所の工賃が低く、年金と合わせても家族の支援なしには生活ができません。
- 子どもが特別支援学校に通っています。就労に関して、学校側からのオファーの企業（職種）があまりにも少なく、その中から選択することは難しいです。在学中にもう少し、個人の特性に合わせた就労の職種を増やしてもらえると、本人にとっても親にとっても選択の幅が広がると思います。
- 障害者を雇用する企業が増えるのは大変喜ばしいことですが、障害者の特性をきちんと理解したうえでの雇用が増えることを切に希望します。
- 就職できる企業は清掃業が主なので、もっと業種を増やしてほしいです。

6 障害者の医療ニーズに関するアンケート調査結果

【調査の概要】

1 目的

障害者及び障害児がライフステージに沿って安心して医療を受けられる環境づくりの参考とするため、市内に居住する障害者等を対象に、医療についてのニーズや医療機関の状況に関するアンケート調査を実施し、受診しやすい環境づくりの支援に役立てるための基礎情報を得ることを目的とします。

2 調査の対象及び方法

- (1) 市内在住の手帳等所持者の中から無作為抽出：郵送による配布・回収
- (2) 市内の障害者団体会員：郵送による配布・回収又は面談
- (3) 市内医療機関に通院又は入院している精神障害者：面談

3 調査期間

令和 3 年 11 月中旬～令和 3 年 12 月 22 日

4 回収状況等

調査票種類	配布数(人)	回収数(人)	有効回収数(人)	有効回収率(%)
身体障害者用	1,250	755	754	60.3
知的障害者用	1,110	582	581	52.3
障害児用	1,050	531	531	50.6
精神障害者用（入院）	550	406	406	73.8
精神障害者用（通院）	800	390	390	48.8
難病患者	280	155	155	55.4
高次脳機能障害者	180	116	116	64.4
発達障害者	200	76	76	38.0
計	5,420	3,011	3,009	55.5

5 調査結果の表示方法

- ・ 精神障害者については、通院と入院を分けて記載しています。
- ・ 回答結果は小数点第 2 位を四捨五入しているため、単回答（複数の選択肢からひとつだけを選ぶ形式）の割合の合計が 100%にならない場合があります。
- ・ 複数回答（2 つ以上の回答を選ぶことのできる形式）の項目は、有効標本数全体もしくは各属性の合計に対して各々の割合を示しているため、各選択肢の回答の割合を合計しても 100%にはなりません。

6 障害者の医療ニーズに関するアンケート調査結果

【調査結果】

あなた（障害のある御本人）御自身のことについておたずねします。

問 1 このアンケートを記入しているのはどなたですか。あてはまるものに1つ○をつけてください。（以下「○は1つ」と表記。）

区分	全体		身体		知的		障害児		精神		難病		高次脳機能障害		発達障害	
	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)
全体	2,603	100.0	754	100.0	581	100.0	531	100.0	390	100.0	155	100.0	116	100.0	76	100.0
本人	1,185	45.5	508	67.4	165	28.4	26	4.9	336	86.2	112	72.3	29	25.0	9	11.8
配偶者	139	5.3	79	10.5	2	0.3	0	0.0	4	1.0	24	15.5	30	25.9	0	0.0
子ども	112	4.3	85	11.3	3	0.5	6	1.1	8	2.1	5	3.2	5	4.3	0	0.0
親（父・母）	1,003	38.5	32	4.2	345	59.4	482	90.8	27	6.9	6	3.9	45	38.8	66	86.8
その他の親族	34	1.3	15	2.0	13	2.2	1	0.2	2	0.5	0	0.0	3	2.6	0	0.0
成年後見人	5	0.2	0	0.0	4	0.7	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	0.9	0	0.0
利用事業所の職員	68	2.6	17	2.3	43	7.4	4	0.8	1	0.3	2	1.3	0	0.0	1	1.3
その他	9	0.3	3	0.4	0	0.0	1	0.2	4	1.0	0	0.0	1	0.9	0	0.0
無回答	48	1.8	15	2.0	6	1.0	11	2.1	8	2.1	6	3.9	2	1.7	0	0.0

〈精神入院〉

区分	全体	本人	配偶者	子ども	親（父・母）	その他の親族	成年後見人	利用事業所の職員	その他	無回答
(人)	406	362	1	0	0	1	0	25	6	11
(%)	100.0	89.2	0.2	0.0	0.0	0.2	0.0	6.2	1.5	2.7

問 2 あなた（障害のある御本人。他の問も同様。）の年齢は次のうちどれですか。（○は1つ）

区分	全体		身体		知的		障害児		精神		難病		高次脳機能障害		発達障害	
	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)
全体	2,603	100.0	754	100.0	581	100.0	531	100.0	155	100.0	116	100.0	76	100.0	155	100.0
0～14歳	450	17.3	0	0.0	0	0.0	417	78.5	2	1.3	0	0.0	22	28.9	2	1.3
15～19歳	164	6.3	4	0.5	33	5.7	101	19.0	0	0.0	2	1.7	14	18.4	0	0.0
20～29歳	264	10.1	11	1.5	195	33.6	0	0.0	2	1.3	6	5.2	27	35.5	2	1.3
30～39歳	233	9.0	21	2.8	129	22.2	0	0.0	4	2.6	21	18.1	9	11.8	4	2.6
40～49歳	283	10.9	33	4.4	121	20.8	0	0.0	13	8.4	23	19.8	3	3.9	13	8.4
50～59歳	268	10.3	60	8.0	76	13.1	0	0.0	14	9.0	24	20.7	1	1.3	14	9.0
60～69歳	268	10.3	130	17.2	17	2.9	0	0.0	31	20.0	23	19.8	0	0.0	31	20.0
70歳以上	623	23.9	483	64.1	4	0.7	0	0.0	81	52.3	15	12.9	0	0.0	81	52.3
無回答	50	1.9	12	1.6	6	1.0	13	2.4	8	5.2	2	1.7	0	0.0	8	5.2

〈精神入院〉年齢

区分	全体	0～14歳	15～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳以上	無回答
(人)	406	5	7	10	25	53	80	81	133	12
(%)	100.0	1.2	1.7	2.5	6.2	13.1	19.7	20.0	32.8	3.0

問 3 あなたの住まいはどちらですか。（○は1つ）

区分	全体		身体		知的		障害児		精神		難病		高次脳機能障害		発達障害	
	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)
全体	2,603	100.0	754	100.0	581	100.0	531	100.0	390	100.0	155	100.0	116	100.0	76	100.0
中区	270	10.4	86	11.4	56	9.6	51	9.6	53	13.6	15	9.7	7	6.0	2	2.6
東区	294	11.3	87	11.5	70	12.0	66	12.4	35	9.0	16	10.3	7	6.0	13	17.1
南区	323	12.4	95	12.6	78	13.4	67	12.6	49	12.6	20	12.9	6	5.2	8	10.5
西区	392	15.1	107	14.2	83	14.3	67	12.6	80	20.5	20	12.9	13	11.2	22	28.9
安佐南区	427	16.4	128	17.0	88	15.1	115	21.7	51	13.1	21	13.5	11	9.5	13	17.1
安佐北区	307	11.8	108	14.3	89	15.3	59	11.1	29	7.4	18	11.6	3	2.6	1	1.3
安芸区	169	6.5	51	6.8	56	9.6	30	5.6	8	2.1	8	5.2	6	5.2	10	13.2
佐伯区	296	11.4	77	10.2	51	8.8	64	12.1	62	15.9	29	18.7	7	6.0	6	7.9
その他	75	2.9	2	0.3	3	0.5	0	0.0	14	3.6	1	0.6	54	46.6	1	1.3
無回答	50	1.9	13	1.7	7	1.2	12	2.3	9	2.3	7	4.5	2	1.7	0	0.0

〈精神入院〉

区分	全体	中区	東区	南区	西区	安佐南区	安佐北区	安芸区	佐伯区	その他	無回答
(人)	406	25	29	38	70	91	74	11	30	28	10
(%)	100.0	6.2	7.1	9.4	17.2	22.4	18.2	2.7	7.4	6.9	2.5

問 4 あなたの障害の種別や、お持ちの障害者手帳の等級等はどれですか。

(1) 身体障害者手帳（○は1つ）

区分	全体		身体		知的		障害児		精神		難病		高次脳機能障害		発達障害	
	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)
全体	2,603	100.0	754	100.0	581	100.0	531	100.0	390	100.0	155	100.0	116	100.0	76	100.0
1級	423	16.3	247	32.8	51	8.8	77	14.5	8	2.1	26	16.8	13	11.2	1	1.3
2級	240	9.2	100	13.3	31	5.3	47	8.9	21	5.4	20	12.9	20	17.2	1	1.3
3級	227	8.7	147	19.5	24	4.1	21	4.0	5	1.3	20	12.9	10	8.6	0	0.0
4級	185	7.1	164	21.8	7	1.2	5	0.9	2	0.5	2	1.3	5	4.3	0	0.0
5級	56	2.2	41	5.4	8	1.4	2	0.4	2	0.5	2	1.3	1	0.9	0	0.0
6級	39	1.5	30	4.0	0	0.0	3	0.6	0	0.0	3	1.9	3	2.6	0	0.0
持っていない	1,061	40.8	—	—	314	54.0	285	53.7	299	76.7	68	43.9	38	32.8	57	75.0
無回答	372	14.3	25	3.3	146	25.1	91	17.1	53	13.6	14	9.0	26	22.4	17	22.4

6 障害者の医療ニーズに関するアンケート調査結果

〈精神入院〉

区分	全体	1級	2級	3級	4級	5級	6級	持っていない	無回答
(人)	406	4	15	7	2	0	3	343	32
(%)	100.0	1.0	3.7	1.7	0.5	0.0	0.7	84.5	7.9

身体障害の種類（部位）はどれですか。（○はいくつでも）

〈身体障害者〉

区分	全体	目に障害がある（視覚障害）	耳に障害がある（聴覚又は平衡機能障害）	聞く・話す・読む・書くことに障害がある、ものがかめない（音声・言語・そしゃく機能障害）	手足のまひなどにより、日常生活での動作に困難がある（上肢機能障害、下肢機能障害、移動機能障害、体幹機能障害）	じん臓、心臓、呼吸器、肝臓、小腸又はぼうこう・直腸の障害（内部障害）	ウイルスによる免疫機能の障害機能（免疫機能障害）	無回答
(人)	729	63	72	68	375	259	3	18
(%)	100.0	8.6	9.9	9.3	51.4	35.5	0.4	2.5

(2) 療育手帳（○は1つ）

区分	全体		身体		知的		障害児		精神		難病		高次脳機能障害		発達障害	
	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)
全体	2,603	100.0	754	100.0	581	100.0	531	100.0	390	100.0	155	100.0	116	100.0	76	100.0
Ⓐ	165	6.3	28	3.7	81	13.9	49	9.2	0	0.0	1	0.6	1	0.9	5	6.6
A	332	12.8	12	1.6	186	32.0	111	20.9	11	2.8	0	0.0	0	0.0	12	15.8
Ⓔ	260	10.0	3	0.4	135	23.2	101	19.0	8	2.1	1	0.6	1	0.9	11	14.5
B	364	14.0	2	0.3	149	25.6	185	34.8	4	1.0	0	0.0	1	0.9	23	30.3
持っていない	1,050	40.3	496	65.8	0	0.0	56	10.5	312	80.0	107	69.0	58	50.0	21	27.6
無回答	432	16.6	213	28.2	30	5.2	29	5.5	55	14.1	46	29.7	55	47.4	4	5.3

〈精神入院〉

区分	全体	Ⓐ	A	Ⓔ	B	持っていない	無回答
(人)	406	1	1	10	3	347	44
(%)	100.0	0.2	0.2	2.5	0.7	85.5	10.8

(3) 精神障害者保健福祉手帳（○は1つ）

区分	全体		身体		知的		障害児		精神		難病		高次脳機能障害		発達障害	
	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)
全体	2,603	100.0	754	100.0	581	100.0	531	100.0	390	100.0	155	100.0	116	100.0	76	100.0
1級	76	2.9	15	2.0	23	4.0	4	0.8	13	3.3	2	1.3	16	13.8	3	3.9
2級	343	13.2	11	1.5	49	8.4	26	4.9	180	46.2	2	1.3	56	48.3	19	25.0
3級	67	2.6	4	0.5	2	0.3	3	0.6	43	11.0	2	1.3	8	6.9	5	6.6
持っていない	1,637	62.9	546	72.4	367	63.2	419	78.9	129	33.1	111	71.6	23	19.8	42	55.3
無回答	480	18.4	178	23.6	140	24.1	79	14.9	25	6.4	38	24.5	13	11.2	7	9.2

〈精神入院〉

区分	全体	1級	2級	3級	持っていない	無回答
(人)	406	25	129	23	196	33
(%)	100.0	6.2	31.8	5.7	48.3	8.1

(4) 自立支援医療（精神通院）受給者証

区分	全体		身体		知的		障害児		精神		難病		高次脳機能障害		発達障害	
	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)
全体	2,603	100.0	754	100.0	581	100.0	531	100.0	390	100.0	155	100.0	116	100.0	76	100.0
持っている	676	26.0	48	6.4	126	21.7	81	15.3	301	77.2	11	7.1	76	65.5	33	43.4
持っていない	1,513	58.1	530	70.3	342	58.9	391	73.6	71	18.2	107	69.0	33	28.4	39	51.3
無回答	414	15.9	176	23.3	113	19.4	59	11.1	18	4.6	37	23.9	7	6.0	4	5.3

〈精神入院〉

区分	全体	持っている	持っていない	無回答
(人)	406	120	244	42
(%)	100.0	29.6	60.1	10.3

(5) 発達障害（発達障害の診断名）

〈発達障害者〉

区分	全体	アスペルガー症候群	自閉症	広汎性発達障害（アスペルガー症候群、自閉症以外）	学習障害(LD)	注意欠如・多動性障害(ADHD)	その他	ない	無回答
(人)	76	6	58	11	1	14	8	1	0
(%)	100.0	7.9	76.3	14.5	1.3	18.4	10.5	1.3	0.0

(6) 高次脳機能障害

〈高次脳機能障害者〉

区分	全体	診断を受けている	診断を受けていない	無回答
(人)	116	101	9	6
(%)	100.0	87.1	7.8	5.2

6 障害者の医療ニーズに関するアンケート調査結果

(7) 特定医療費（指定難病）受給者証

〈難病患者〉

区分	全体	持っている	持っていない	無回答
(人)	155	116	30	9
(%)	100.0	74.8	19.4	5.8

問5 現在、医師の治療を受けていますか。（○はい/つでも）

区分	全体		身体		知的		障害児		精神		難病		高次脳機能障害		発達障害	
	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)
全体	2,603	100.0	754	100.0	581	100.0	531	100.0	390	100.0	155	100.0	116	100.0	76	100.0
定期的に通院している	1,857	71.3	546	72.4	361	62.1	324	61.0	361	92.6	129	83.2	88	75.9	48	63.2
ときどき通院している	213	8.2	53	7.0	64	11.0	59	11.1	13	3.3	5	3.2	13	11.2	6	7.9
自宅で訪問看護や往診を受けている	144	5.5	65	8.6	13	2.2	19	3.6	14	3.6	27	17.4	6	5.2	0	0.0
入院している	56	2.2	29	3.8	13	2.2	3	0.6	0	0.0	4	2.6	6	5.2	1	1.3
特に治療はしていない	341	13.1	65	8.6	123	21.2	127	23.9	3	0.8	1	0.6	2	1.7	20	26.3
その他	37	1.4	15	2.0	6	1.0	10	1.9	1	0.3	1	0.6	3	2.6	1	1.3
無回答	100	3.8	33	4.4	25	4.3	14	2.6	14	3.6	10	6.5	4	3.4	0	0.0

〈精神入院〉

区分	全体	定期的に通院している	ときどき通院している	自宅で訪問看護や往診を受けている	入院している	特に治療はしていない	その他	無回答
(人)	406	35	7	4	369	5	2	12
(%)	100.0	8.6	1.7	1.0	90.9	1.2	0.5	3.0

問6 かかりつけの医療機関（歯科を除く）がありますか。

区分	全体		身体		知的		障害児		精神		難病		高次脳機能障害		発達障害	
	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)
全体	2,603	100.0	754	100.0	581	100.0	531	100.0	390	100.0	155	100.0	116	100.0	76	100.0
ある	2,359	90.6	709	94.0	495	85.2	480	90.4	343	87.9	152	98.1	113	97.4	67	88.2
ない	232	8.9	42	5.6	81	13.9	51	9.6	46	11.8	1	0.6	3	2.6	8	10.5
無回答	12	0.5	3	0.4	5	0.9	0	0.0	1	0.3	2	1.3	0	0.0	1	1.3

〈精神入院〉

区分	全体	ある	ない	無回答
(人)	406	269	135	2
(%)	100.0	66.3	33.3	0.5

(1) 問6で「ある」に○をつけた方におたずねします。受診頻度について、最も近いものを教えてください。（○は1つ）

区分	全体		身体		知的		障害児		精神		難病		高次脳機能障害		発達障害	
	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)
全体	2,359	100.0	709	100.0	495	100.0	480	100.0	343	100.0	152	100.0	113	100.0	67	100.0
1週間に4回以上	21	0.9	10	1.4	1	0.2	1	0.2	8	2.3	1	0.7	0	0.0	0	0.0
1週間に1～3回	190	8.1	84	11.8	19	3.8	7	1.5	50	14.6	22	14.5	7	6.2	1	1.5
2週間に1回	232	9.8	73	10.3	25	5.1	27	5.6	81	23.6	13	8.6	9	8.0	4	6.0
1か月に1回	958	40.6	297	41.9	218	44.0	151	31.5	151	44.0	75	49.3	48	42.5	18	26.9
3か月に1回	439	18.6	103	14.5	113	22.8	130	27.1	17	5.0	24	15.8	32	28.3	20	29.9
6か月に1回	143	6.1	46	6.5	21	4.2	58	12.1	3	0.9	2	1.3	6	5.3	7	10.4
入院中	38	1.6	20	2.8	9	1.8	3	0.6	0	0.0	2	1.3	3	2.7	1	1.5
定期的には通院していない	236	10.0	45	6.3	68	13.7	86	17.9	16	4.7	3	2.0	2	1.8	16	23.9
無回答	102	4.3	31	4.4	21	4.2	17	3.5	17	5.0	10	6.6	6	5.3	0	0.0

〈精神入院〉

区分	合計	1週間に4回以上	1週間に1～3回	2週間に1回	1か月に1回	3か月に1回	6か月に1回	入院中	定期的には通院していない	無回答
(人)	269	1	5	7	26	12	6	186	14	12
(%)	100.0	0.4	1.9	2.6	9.7	4.5	2.2	69.1	5.2	4.5

(2) 通院・入院している医療機関（歯科を除く）の場所はどこですか。（○はい/つでも）

区分	全体		身体		知的		障害児		精神		難病		高次脳機能障害		発達障害	
	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)
全体	2,359	100.0	709	100.0	495	100.0	480	100.0	343	100.0	152	100.0	113	100.0	67	100.0
中区	736	31.2	220	31.0	127	25.7	183	38.1	108	31.5	70	46.1	14	12.4	14	20.9
東区	253	10.7	61	8.6	41	8.3	83	17.3	21	6.1	12	7.9	21	18.6	14	20.9
南区	515	21.8	157	22.1	93	18.8	131	27.3	67	19.5	38	25.0	14	12.4	15	22.4
西区	291	12.3	84	11.8	65	13.1	30	6.3	73	21.3	17	11.2	7	6.2	15	22.4
安佐南区	274	11.6	103	14.5	62	12.5	48	10.0	34	9.9	15	9.9	7	6.2	5	7.5
安佐北区	223	9.5	87	12.3	56	11.3	36	7.5	25	7.3	11	7.2	6	5.3	2	3.0
安芸区	81	3.4	28	3.9	27	5.5	13	2.7	4	1.2	3	2.0	2	1.8	4	6.0
佐伯区	196	8.3	56	7.9	26	5.3	43	9.0	50	14.6	11	7.2	6	5.3	4	6.0
広島市外	244	10.3	53	7.5	78	15.8	33	6.9	7	2.0	9	5.9	56	49.6	8	11.9
広島県外	38	1.6	7	1.0	3	0.6	9	1.9	3	0.9	7	4.6	7	6.2	2	3.0
無回答	57	2.4	22	3.1	14	2.8	5	1.0	4	1.2	8	5.3	3	2.7	1	1.5

6 障害者の医療ニーズに関するアンケート調査結果

〈精神入院〉

区分	全体	中区	東区	南区	西区	安佐南区	安佐北区	安芸区	佐伯区	広島市外	広島県外	無回答
(人)	269	17	18	44	99	36	60	2	9	4	0	3
(%)	100.0	6.3	6.7	16.4	36.8	13.4	22.3	0.7	3.3	1.5	0.0	1.1

(3) 通院・入院している医療機関（歯科を除く）はどれですか。（〇はいくつでも）

区分	全体		身体		知的		障害児		精神		難病		高次脳機能障害		発達障害	
	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)
全体	2,359	100.0	709	100.0	495	100.0	480	100.0	343	100.0	152	100.0	113	100.0	67	100.0
広島大学病院	235	10.0	78	11.0	34	6.9	67	14.0	10	2.9	31	20.4	7	6.2	8	11.9
県立広島病院	146	6.2	56	7.9	23	4.6	54	11.3	3	0.9	6	3.9	4	3.5	0	0.0
広島市民病院	297	12.6	71	10.0	57	11.5	118	24.6	22	6.4	21	13.8	5	4.4	3	4.5
舟入市民病院	45	1.9	6	0.8	5	1.0	24	5.0	6	1.7	0	0.0	0	0.0	4	6.0
安佐市民病院	88	3.7	41	5.8	14	2.8	13	2.7	13	3.8	5	3.3	2	1.8	0	0.0
広島市立リハビリテーション病院	22	0.9	5	0.7	3	0.6	3	0.6	3	0.9	2	1.3	6	5.3	0	0.0
安芸市民病院	10	0.4	3	0.4	5	1.0	1	0.2	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	1.5
広島赤十字・原爆病院	75	3.2	38	5.4	11	2.2	8	1.7	4	1.2	12	7.9	2	1.8	0	0.0
その他の医療機関	1,696	71.9	499	70.4	361	72.9	293	61.0	291	84.8	101	66.4	97	85.8	54	80.6
無回答	140	5.9	59	8.3	33	6.7	8	1.7	22	6.4	9	5.9	6	5.3	3	4.5

〈精神入院〉

区分	全体	広島大学病院	県立広島病院	広島市民病院	舟入市民病院	安佐市民病院	広島市立リハビリテーション病院	安芸市民病院	広島赤十字・原爆病院	その他の医療機関
(人)	269	5	4	5	0	8	0	0	4	244
(%)	100.0	1.9	1.5	1.9	0.0	3.0	0.0	0.0	1.5	90.7

(4) どの診療科を受診していますか。（〇はいくつでも）

区分	全体		身体		知的		障害児		精神		難病		高次脳機能障害		発達障害	
	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)
全体	2,359	100.0	709	100.0	495	100.0	480	100.0	343	100.0	152	100.0	113	100.0	67	100.0
内科	740	31.4	334	47.1	194	39.2	25	5.2	95	27.7	54	35.5	27	23.9	11	16.4
外科	112	4.7	54	7.6	23	4.6	8	1.7	17	5.0	5	3.3	4	3.5	1	1.5
小児科	447	18.9	17	2.4	74	14.9	325	67.7	4	1.2	2	1.3	1	0.9	24	35.8
消化器科	67	2.8	31	4.4	11	2.2	3	0.6	8	2.3	12	7.9	2	1.8	0	0.0
循環器科	231	9.8	155	21.9	16	3.2	21	4.4	15	4.4	22	14.5	2	1.8	0	0.0
呼吸器科	70	3.0	40	5.6	10	2.0	2	0.4	10	2.9	5	3.3	3	2.7	0	0.0
内分泌科	43	1.8	19	2.7	6	1.2	4	0.8	7	2.0	4	2.6	3	2.7	0	0.0
泌尿器科	131	5.6	80	11.3	15	3.0	1	0.2	18	5.2	11	7.2	5	4.4	1	1.5
皮膚科	270	11.4	78	11.0	75	15.2	62	12.9	29	8.5	14	9.2	8	7.1	4	6.0
眼科	353	15.0	139	19.6	45	9.1	82	17.1	35	10.2	27	17.8	22	19.5	3	4.5
耳鼻咽喉科	264	11.2	57	8.0	63	12.7	96	20.0	18	5.2	13	8.6	7	6.2	10	14.9
脳神経外科・脳神経内科	363	15.4	116	16.4	67	13.5	25	5.2	20	5.8	85	55.9	47	41.6	3	4.5
心療内科	196	8.3	20	2.8	43	8.7	15	3.1	94	27.4	10	6.6	8	7.1	6	9.0
精神科	496	21.0	24	3.4	140	28.3	63	13.1	206	60.1	3	2.0	27	23.9	33	49.3
整形外科・形成外科	362	15.3	203	28.6	41	8.3	49	10.2	29	8.5	30	19.7	8	7.1	2	3.0
リハビリテーション科	104	4.4	30	4.2	17	3.4	12	2.5	8	2.3	7	4.6	30	26.5	0	0.0
その他	206	8.7	56	7.9	23	4.6	61	12.7	18	5.2	29	19.1	16	14.2	3	4.5
無回答	51	2.2	20	2.8	11	2.2	5	1.0	5	1.5	5	3.3	3	2.7	2	3.0

〈精神入院〉

区分	全体	内科	外科	小児科	消化器科	循環器科	呼吸器科	内分泌科
(人)	269	31	3	2	4	3	1	3
(%)	100.0	11.5	1.1	0.7	1.5	1.1	0.4	1.1
区分	泌尿器科	皮膚科	眼科	耳鼻咽喉科	脳神経外科・脳神経内科	心療内科	精神科	整形外科・形成外科
(人)	1	7	13	3	7	13	237	12
(%)	0.4	2.6	4.8	1.1	2.6	4.8	88.1	4.5

(5) 医療機関での治療や療養についての満足度を教えてください。（〇は1つ）

区分	全体		身体		知的		障害児		精神		難病		高次脳機能障害		発達障害	
	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)
全体	2,359	100.0	709	100.0	495	100.0	480	100.0	343	100.0	152	100.0	113	100.0	67	100.0
満足	705	29.9	195	27.5	153	30.9	126	26.3	179	52.2	21	13.8	19	16.8	12	17.9
だいたい満足	1,129	47.9	354	49.9	232	46.9	254	52.9	116	33.8	85	55.9	57	50.4	31	46.3
どちらともいえない	379	16.1	111	15.7	83	16.8	74	15.4	34	9.9	38	25.0	27	23.9	12	17.9
どちらかというと不満	68	2.9	19	2.7	13	2.6	15	3.1	6	1.7	3	2.0	5	4.4	7	10.4
不満	31	1.3	8	1.1	5	1.0	5	1.0	6	1.7	2	1.3	2	1.8	3	4.5
無回答	47	2.0	22	3.1	9	1.8	6	1.3	2	0.6	3	2.0	3	2.7	2	3.0

〈精神入院〉

区分	全体	満足	だいたい満足	どちらともいえない	どちらかというと不満	不満	無回答
(人)	269	52	106	71	14	24	2
(%)	100.0	19.3	39.4	26.4	5.2	8.9	0.7

6 障害者の医療ニーズに関するアンケート調査結果

問7 これまでに、医療機関の受診の必要を感じたが、受診できなかったことはありますか。

区分	全体		身体		知的		障害児		精神		難病		高次脳機能障害		発達障害	
	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)
全体	2,603	100.0	754	100.0	581	100.0	531	100.0	390	100.0	155	100.0	116	100.0	76	100.0
ある	382	14.7	81	10.7	89	15.3	81	15.3	63	16.2	20	12.9	23	19.8	25	32.9
ない	2,105	80.9	623	82.6	465	80.0	445	83.8	312	80.0	125	80.6	84	72.4	51	67.1
無回答	116	4.5	50	6.6	27	4.6	5	0.9	15	3.8	10	6.5	9	7.8	0	0.0

〈精神入院〉

区分	全体	ある	ない	無回答
(人)	406	89	301	16
(%)	100.0	21.9	74.1	3.9

(1) 問7で「ある」に○をつけた方におたずねします。医療機関の受診の必要を感じたが、受診できなかったのは、どのようなときでしたか。(○はいくつでも)

区分	全体		身体		知的		障害児		精神		難病		高次脳機能障害		発達障害	
	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)
全体	382	100.0	81	100.0	89	100.0	81	100.0	63	100.0	20	100.0	23	100.0	25	100.0
発熱、頭痛、腹痛、せきなどの症状があったとき	120	31.4	21	25.9	35	39.3	27	33.3	16	25.4	8	40.0	7	30.4	6	24.0
痛み、けがなどがあったとき	77	20.2	24	29.6	17	19.1	10	12.3	11	17.5	9	45.0	3	13.0	3	12.0
妊娠したとき、月経痛などの症状があったとき	6	1.6	1	1.2	1	1.1	1	1.2	1	1.6	0	0.0	1	4.3	1	4.0
目の痛み、目が見えにくいなどの症状があったとき	37	9.7	12	14.8	4	4.5	11	13.6	2	3.2	2	10.0	1	4.3	5	20.0
耳の痛み、鼻水が出るなどの症状があったとき	51	13.4	5	6.2	14	15.7	20	24.7	3	4.8	2	10.0	1	4.3	6	24.0
不眠、不安感、抑うつ感などの症状があったとき	85	22.3	18	22.2	15	16.9	10	12.3	24	38.1	5	25.0	6	26.1	7	28.0
虫歯、歯ぐきから血が出たなどの症状があったとき	46	12.0	12	14.8	13	14.6	8	9.9	6	9.5	1	5.0	3	13.0	3	12.0
その他	103	27.0	18	22.2	24	27.0	28	34.6	14	22.2	5	25.0	7	30.4	7	28.0
無回答	15	3.9	3	3.7	3	3.4	4	4.9	2	3.2	0	0.0	3	13.0	0	0.0

〈精神入院〉

区分	全体	発熱、頭痛、腹痛、せきなどの症状があったとき	痛み、けがなどがあったとき	妊娠したとき、月経痛などの症状があったとき	目の痛み、目が見えにくいなどの症状があったとき	耳の痛み、鼻水が出るなどの症状があったとき	不眠、不安感、抑うつ感などの症状があったとき	虫歯、歯ぐきから血が出たなどの症状があったとき	その他	無回答
(人)	89	21	21	4	8	8	37	17	16	2
(%)	100.0	23.6	23.6	4.5	9.0	9.0	41.6	19.1	18.0	2.2

(2) (1)のときに、受診できなかった理由を教えてください。(○は1つ) また、1又は2を選択した場合は、可能な範囲で理由を書いてください。

区分	全体		身体		知的		障害児		精神		難病		高次脳機能障害		発達障害	
	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)
全体	382	100.0	81	100.0	89	100.0	81	100.0	63	100.0	89	100.0	20	100.0	23	100.0
病状を正確に伝えることが難しいため(例：医療用語が難しいなど)	62	16.2	13	16.0	24	27.0	6	7.4	8	12.7	9	10.1	1	5.0	7	30.4
待ち時間が長いと受診することが難しいため(例：長時間座ることが難しいなど)	84	22.0	17	21.0	20	22.5	32	39.5	3	4.8	13	14.6	5	25.0	1	4.3
受診する診療科や受診のタイミングが分からなかったため	42	11.0	13	16.0	9	10.1	0	0.0	11	17.5	17	19.1	3	15.0	4	17.4
診察してくれる診療科が近くになかったため	20	5.2	5	6.2	4	4.5	6	7.4	3	4.8	12	13.5	0	0.0	1	4.3
お金に余裕がなかったため	22	5.8	4	4.9	5	5.6	2	2.5	8	12.7	1	1.1	1	5.0	1	4.3
その他	128	33.5	18	22.2	24	27.0	34	42.0	25	39.7	31	34.8	8	40.0	7	30.4
無回答	24	6.3	11	13.6	3	3.4	1	1.2	5	7.9	6	6.7	2	10.0	2	8.7

〈精神入院〉

区分	全体	病状を正確に伝えることが難しいため(例：医療用語が難しいなど)	待ち時間が長いと受診することが難しいため(例：長時間座ることが難しいなど)	受診する診療科や受診のタイミングが分からなかったため	診察してくれる診療科が近くになかったため	お金に余裕がなかったため	その他	無回答
(人)	89	9	13	17	12	1	31	6
(%)	100.0	10.1	14.6	19.1	13.5	1.1	34.8	6.7

6 障害者の医療ニーズに関するアンケート調査結果

問 8 あなたが、医療機関をより受診しやすくなる又は適切な医療を受けやすくなるために、特に必要な対応はどれだと思いますか。（〇は2つまで）

区分	全体		身体		知的		障害児		精神		難病		高次脳機能障害		発達障害	
	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)
全体	2,603	100.0	754	100.0	581	100.0	531	100.0	390	100.0	155	100.0	116	100.0	76	100.0
専門の診療科ではなくてもまず診察し、その後必要に応じて適切な医療機関へ紹介してくれること	895	34.4	284	37.7	195	33.6	152	28.6	150	38.5	58	37.4	34	29.3	22	28.9
病状の聞き取りや説明の方法について、障害特性に応じて配慮や工夫がされていること（例：ゆっくりと説明する、筆談でやり取りをするなど）	744	28.6	135	17.9	214	36.8	175	33.0	106	27.2	28	18.1	39	33.6	47	61.8
待合室やエレベーターの広さなど、施設や設備が障害に対応・配慮されたものとなっていること	350	13.4	93	12.3	72	12.4	122	23.0	24	6.2	20	12.9	8	6.9	11	14.5
家族や関係機関（障害福祉サービス提供事業所など）と情報共有してもらえること	368	14.1	66	8.8	90	15.5	90	16.9	52	13.3	19	12.3	34	29.3	17	22.4
障害や病状に応じて、利用できるサービスや施設を紹介してもらえること	540	20.7	102	13.5	111	19.1	162	30.5	78	20.0	37	23.9	30	25.9	20	26.3
通院に付き添う家族などの経済的・身体的な負担を軽減するサービスがあること	516	19.8	139	18.4	118	20.3	142	26.7	40	10.3	41	26.5	26	22.4	10	13.2
特にない、わからない	361	13.9	132	17.5	73	12.6	45	8.5	80	20.5	16	10.3	11	9.5	4	5.3
その他	95	3.6	25	3.3	20	3.4	22	4.1	13	3.3	6	3.9	6	5.2	3	3.9
無回答	172	6.6	84	11.1	36	6.2	6	1.1	22	5.6	16	10.3	7	6.0	1	1.3

〈精神入院〉

区分	全体	専門の診療科ではなくてもまず診察し、その後必要に応じて適切な医療機関へ紹介してくれること	病状の聞き取りや説明の方法について、障害特性に応じて配慮や工夫がされていること（例：ゆっくりと説明する、筆談でやり取りをするなど）	待合室やエレベーターの広さなど、施設や設備が障害に対応・配慮されたものとなっていること	家族や関係機関（障害福祉サービス提供事業所など）と情報共有してもらえること	障害や病状に応じて、利用できるサービスや施設を紹介してもらえること	通院に付き添う家族などの経済的・身体的な負担を軽減するサービスがあること	特にない、わからない
(人)	406	108	85	32	51	54	61	127
(%)	100.0	26.6	20.9	7.9	12.6	13.3	15.0	31.3

障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）

（令和 5 年 3 月末現在）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によつて分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、基本原則を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本となる事項を定めること等により、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 二 社会的障壁 障害がある者にとつて日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

（地域社会における共生等）

第三条 第一条に規定する社会の実現は、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提としつつ、次に掲げる事項を旨として図られなければならない。

- 一 全て障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。
- 二 全て障害者は、可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと。
- 三 全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。

（差別の禁止）

第四条 何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

- 2 社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによつて前項の規定に違反することとならないう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。
- 3 国は、第一項の規定に違反する行為の防止に関する啓発及び知識の普及を図るため、当該行為の防止を図るために必要となる情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

（国際的協調）

第五条 第一条に規定する社会の実現は、そのための施策が国際社会における取組と密接な関係を有していることに鑑み、国際的協調の下に図られなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第六条 国及び地方公共団体は、第一条に規定する社会の実現を図るため、前三条に定める基本原則（以下「基本原則」という。）にのっとり、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に実施する責務を有する。

（国民の理解）

第七条 国及び地方公共団体は、基本原則に関する国民の理解を深めるよう必要な施策を講じなければならない。

（国民の責務）

第八条 国民は、基本原則にのっとり、第一条に規定する社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

（障害者週間）

第九条 国民の間に広く基本原則に関する関心と理解を深めるとともに、障害者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加することを促進するため、障害者週間を設ける。

7 関係法律等

2 障害者週間は、十二月三日から十二月九日までの一週間とする。

3 国及び地方公共団体は、障害者の自立及び社会参加の支援等に関する活動を行う民間の団体等と相互に緊密な連携協力を図りながら、障害者週間の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

（施策の基本方針）

第十条 障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策は、障害者の性別、年齢、障害の状態及び生活の実態に応じて、かつ、有機的連携の下に総合的に、策定され、及び実施されなければならない。

2 国及び地方公共団体は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を講ずるに当たっては、障害者その他の関係者の意見を聴き、その意見を尊重するよう努めなければならない。

（障害者基本計画等）

第十一条 政府は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「障害者基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 都道府県は、障害者基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における障害者の状況等を踏まえ、当該都道府県における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「都道府県障害者計画」という。）を策定しなければならない。

3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

4 内閣総理大臣は、関係行政機関の長に協議するとともに、障害者政策委員会の意見を聴いて、障害者基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

5 都道府県は、都道府県障害者計画を策定するに当たっては、第三十六条第一項の合議制の機関の意見を聴かなければならない。

6 市町村は、市町村障害者計画を策定するに当たっては、第三十六条第四項の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては障害者その他の関係者の意見を聴かなければならない。

7 政府は、障害者基本計画を策定したときは、これを国会に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。

8 第二項又は第三項の規定により都道府県障害者計画又は市町村障害者計画が策定されたときは、都道府県知事又は市町村長は、これを当該都道府県の議会又は当該市町村の議会に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。

9 第四項及び第七項の規定は障害者基本計画の変更について、第五項及び前項の規定は都道府県障害者計画の変更について、第六項及び前項の規定は市町村障害者計画の変更について準用する。

（法制上の措置等）

第十二条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上及び財政上の措置を講じなければならない。

（年次報告）

第十三条 政府は、毎年、国会に、障害者のために講じた施策の概況に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 障害者の自立及び社会参加の支援等のための基本的施策

（医療、介護等）

第十四条 国及び地方公共団体は、障害者が生活機能を回復し、取得し、又は維持するために必要な医療の給付及びリハビリテーションの提供を行うよう必要な施策を講じなければならない。

2 国及び地方公共団体は、前項に規定する医療及びリハビリテーションの研究、開発及び普及を促進しなければならない。

3 国及び地方公共団体は、障害者が、その性別、年齢、障害の状態及び生活の実態に応じ、医療、介護、保健、生活支援その他自立のための適切な支援を受けられるよう必要な施策を講じなければならない。

4 国及び地方公共団体は、第一項及び前項に規定する施策を講ずるために必要な専門的技術職員その他の専門的知識又は技能を有する職員を育成するよう努めなければならない。

5 国及び地方公共団体は、医療若しくは介護の給付又はリハビリテーションの提供を行うに当たっては、障害者が、可能な限りその身近な場所においてこれらを受けられるよう必要な施策を講ずるものとするほか、その人権を十分に尊重しなければならない。

6 国及び地方公共団体は、福祉用具及び身体障害者補助犬の給付又は貸与その他障害者が日常生活及び社会生活を営むのに必要な施策を講じなければならない。

7 国及び地方公共団体は、前項に規定する施策を講ずるために必要な福祉用具の研究及び開発、身体障害者補助犬の育成等を促進しなければならない。

7 関係法律等

(年金等)

第十五条 国及び地方公共団体は、障害者の自立及び生活の安定に資するため、年金、手当等の制度に関し必要な施策を講じなければならない。

(教育)

第十六条 国及び地方公共団体は、障害者が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならない。

2 国及び地方公共団体は、前項の目的を達成するため、障害者である児童及び生徒並びにその保護者に対し十分な情報の提供を行うとともに、可能な限りその意向を尊重しなければならない。

3 国及び地方公共団体は、障害者である児童及び生徒と障害者でない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることによつて、その相互理解を促進しなければならない。

4 国及び地方公共団体は、障害者の教育に関し、調査及び研究並びに人材の確保及び資質の向上、適切な教材等の提供、学校施設の整備その他の環境の整備を促進しなければならない。

(療育)

第十七条 国及び地方公共団体は、障害者である子どもが可能な限りその身近な場所において療育その他これに関連する支援を受けられるよう必要な施策を講じなければならない。

2 国及び地方公共団体は、療育に関し、研究、開発及び普及の促進、専門的知識又は技能を有する職員の育成その他の環境の整備を促進しなければならない。

(職業相談等)

第十八条 国及び地方公共団体は、障害者の職業選択の自由を尊重しつつ、障害者がその能力に応じて適切な職業に従事することができるようにするため、障害者の多様な就業の機会を確保するよう努めるとともに、個々の障害者の特性に配慮した職業相談、職業指導、職業訓練及び職業紹介の実施その他必要な施策を講じなければならない。

2 国及び地方公共団体は、障害者の多様な就業の機会を確保を図るため、前項に規定する施策に関する調査及び研究を促進しなければならない。

3 国及び地方公共団体は、障害者の地域社会における作業活動の場及び障害者の職業訓練のための施設の拡充を図るため、これに必要な費用の助成その他必要な施策を講じなければならない。

(雇用の促進等)

第十九条 国及び地方公共団体は、国及び地方公共団体並びに事業者における障害者の雇用を促進するため、障害者の優先雇用その他の施策を講じなければならない。

2 事業主は、障害者の雇用に関し、その有する能力を正當に評価し、適切な雇用の機会を確保するとともに、個々の障害者の特性に応じた適正な雇用管理を行うことによりその雇用の安定を図るよう努めなければならない。

3 国及び地方公共団体は、障害者を雇用する事業主に対して、障害者の雇用のための経済的負担を軽減し、もつてその雇用の促進及び継続を図るため、障害者が雇用されるのに伴い必要となる施設又は設備の整備等に要する費用の助成その他必要な施策を講じなければならない。

(住宅の確保)

第二十条 国及び地方公共団体は、障害者が地域社会において安定した生活を営むことができるようにするため、障害者のための住宅を確保し、及び障害者の日常生活に適するような住宅の整備を促進するよう必要な施策を講じなければならない。

(公共的施設のバリアフリー化)

第二十一条 国及び地方公共団体は、障害者の利用の便宜を図ることによつて障害者の自立及び社会参加を支援するため、自ら設置する官公庁施設、交通施設（車両、船舶、航空機等の移動施設を含む。次項において同じ。）その他の公共的施設について、障害者が円滑に利用できるような施設の構造及び設備の整備等の計画的推進を図らなければならない。

2 交通施設その他の公共的施設を設置する事業者は、障害者の利用の便宜を図ることによつて障害者の自立及び社会参加を支援するため、当該公共的施設について、障害者が円滑に利用できるような施設の構造及び設備の整備等の計画的推進に努めなければならない。

7 関係法律等

3 国及び地方公共団体は、前二項の規定により行われる公共的施設の構造及び設備の整備等が総合的かつ計画的に推進されるようにするため、必要な施策を講じなければならない。

4 国、地方公共団体及び公共的施設を設置する事業者は、自ら設置する公共的施設を利用する障害者の補助を行う身体障害者補助犬の同伴について障害者の利用の便宜を図らなければならない。

（情報の利用におけるバリアフリー化等）

第二十二條 国及び地方公共団体は、障害者が円滑に情報を取得し及び利用し、その意思を表示し、並びに他人との意思疎通を図ることができるようにするため、障害者が利用しやすい電子計算機及びその関連装置その他情報通信機器の普及、電気通信及び放送の役務の利用に関する障害者の利便の増進、障害者に対して情報を提供する施設の整備、障害者の意思疎通を仲介する者の養成及び派遣等が図られるよう必要な施策を講じなければならない。

2 国及び地方公共団体は、災害その他非常の事態の場合に障害者に対しその安全を確保するため必要な情報が迅速かつ的確に伝えられるよう必要な施策を講ずるものとするほか、行政の情報化及び公共分野における情報通信技術の活用の推進に当たっては、障害者の利用の便宜が図られるよう特に配慮しなければならない。

3 電気通信及び放送その他の情報の提供に係る役務の提供並びに電子計算機及びその関連装置その他情報通信機器の製造等を行う事業者は、当該役務の提供又は当該機器の製造等に当たっては、障害者の利用の便宜を図るよう努めなければならない。

（相談等）

第二十三條 国及び地方公共団体は、障害者の意思決定の支援に配慮しつつ、障害者及びその家族その他の関係者に対する相談業務、成年後見制度その他の障害者の権利利益の保護等のための施策又は制度が、適切に行われ又は広く利用されるようにしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、障害者及びその家族その他の関係者からの各種の相談に総合的に応ずることができるようにするため、関係機関相互の有機的連携の下に必要な相談体制の整備を図るとともに、障害者の家族に対し、障害者の家族が互いに支え合うための活動の支援その他の支援を適切に行うものとする。

（経済的負担の軽減）

第二十四條 国及び地方公共団体は、障害者及び障害者を扶養する者の経済的負担の軽減を図り、又は障害者の自立の促進を図るため、税制上の措置、公共的施設の利用料等の減免その他必要な施策を講じなければならない。

（文化的諸条件の整備等）

第二十五條 国及び地方公共団体は、障害者が円滑に文化芸術活動、スポーツ又はレクリエーションを行うことができるようにするため、施設、設備その他の諸条件の整備、文化芸術、スポーツ等に関する活動の助成その他必要な施策を講じなければならない。

（防災及び防犯）

第二十六條 国及び地方公共団体は、障害者が地域社会において安全にかつ安心して生活を営むことができるようにするため、障害者の性別、年齢、障害の状態及び生活の実態に応じて、防災及び防犯に関し必要な施策を講じなければならない。

（消費者としての障害者の保護）

第二十七條 国及び地方公共団体は、障害者の消費者としての利益の擁護及び増進が図られるようにするため、適切な方法による情報の提供その他必要な施策を講じなければならない。

2 事業者は、障害者の消費者としての利益の擁護及び増進が図られるようにするため、適切な方法による情報の提供等に努めなければならない。

（選挙等における配慮）

第二十八條 国及び地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより行われる選挙、国民審査又は投票において、障害者が円滑に投票できるようにするため、投票所の施設又は設備の整備その他必要な施策を講じなければならない。

（司法手続における配慮等）

第二十九條 国又は地方公共団体は、障害者が、刑事事件若しくは少年の保護事件に関する手続その他これに準ずる手続の対象となつた場合又は裁判所における民事事件、家事事件若しくは行政事件に関する手続の当事者その他の関係人となつた場合において、障害者がその権利を円滑に行使できるようにするため、個々の障害者の特性に応じた意思疎通の手段を確保するよう配慮するとともに、関係職員に対する研修その他必要な施策を講じなければならない。

7 関係法律等

(国際協力)

第三十条 国は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を国際的協調の下に推進するため、外国政府、国際機関又は関係団体等との情報の交換その他必要な施策を講ずるように努めるものとする。

第三章 障害の原因となる傷病の予防に関する基本的施策

第三十一条 国及び地方公共団体は、障害の原因となる傷病及びその予防に関する調査及び研究を促進しなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、障害の原因となる傷病の予防のため、必要な知識の普及、母子保健等の保健対策の強化、当該傷病の早期発見及び早期治療の推進その他必要な施策を講じなければならない。
- 3 国及び地方公共団体は、障害の原因となる難病等の予防及び治療が困難であることに鑑み、障害の原因となる難病等の調査及び研究を推進するとともに、難病等に係る障害者に対する施策をきめ細かく推進するよう努めなければならない。

第四章 障害者政策委員会等

(障害者政策委員会の設置)

第三十二条 内閣府に、障害者政策委員会（以下「政策委員会」という。）を置く。

- 2 政策委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。
 - 一 障害者基本計画に関し、第十一条第四項（同条第九項において準用する場合を含む。）に規定する事項を処理すること。
 - 二 前号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣又は関係各大臣に対し、意見を述べること。
 - 三 障害者基本計画の実施状況を監視し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣又は内閣総理大臣を通じて関係各大臣に勧告すること。
 - 四 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十五号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。
- 3 内閣総理大臣又は関係各大臣は、前項第三号の規定による勧告に基づき講じた施策について政策委員会に報告しなければならない。

(政策委員会の組織及び運営)

第三十三条 政策委員会は、委員三十人以内で組織する。

- 2 政策委員会の委員は、障害者、障害者の自立及び社会参加に関する事業に従事する者並びに学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。この場合において、委員の構成については、政策委員会が様々な障害者の意見を聴き障害者の実情を踏まえた調査審議を行うことができることとなるよう、配慮されなければならない。
- 3 政策委員会の委員は、非常勤とする。

第三十四条 政策委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

- 2 政策委員会は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

第三十五条 前二条に定めるもののほか、政策委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(都道府県等における合議制の機関)

第三十六条 都道府県（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）を含む。以下同じ。）に、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置く。

- 一 都道府県障害者計画に関し、第十一条第五項（同条第九項において準用する場合を含む。）に規定する事項を処理すること。
- 二 当該都道府県における障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議し、及びその施策の実施状況を監視すること。
- 三 当該都道府県における障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議すること。
- 2 前項の合議制の機関の委員の構成については、当該機関が様々な障害者の意見を聴き障害者の実情を踏まえた調査審議を行う

7 関係法律等

ことができることとなるよう、配慮されなければならない。

- 3 前項に定めるもののほか、第一項の合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、条例で定める。
- 4 市町村（指定都市を除く。）は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くことができる。
 - 一 市町村障害者計画に関し、第十一条第六項（同条第九項において準用する場合を含む。）に規定する事項を処理すること。
 - 二 当該市町村における障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議し、及びその施策の実施状況を監視すること。
 - 三 当該市町村における障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議すること。
- 5 第二項及び第三項の規定は、前項の規定により合議制の機関が置かれた場合に準用する。

附 則 抄

（施行期日）

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （平成二三年八月五日法律第九〇号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第二条並びに附則第四条、第五条（同条の表第三号及び第四号に係る部分に限る。）、第八条第二項及び第九条（内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第三十七条第二項の表の改正規定に係る部分に限る。）の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

二・三 <略>

（検討）

第二条 国は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律による改正後の障害者基本法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

- 2 国は、障害者が地域社会において必要な支援を受けながら自立した生活を営むことができるようにするため、障害に応じた施策の実施状況を踏まえ、地域における保健、医療及び福祉の相互の有機的連携の確保その他の障害者に対する支援体制の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 （平成二十五年六月二十六日法律第六十五号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。

7 関係法律等

視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（令和元年法律第四十九号）

（令和5年3月末現在）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の基本となる事項を定めること等により、視覚障害者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進し、もって障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化（文字・活字文化振興法（平成十七年法律第九十一号）第二条に規定する文字・活字文化をいう。）の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「視覚障害者等」とは、視覚障害、発達障害、肢体不自由その他の障害により、書籍（雑誌、新聞その他の刊行物を含む。以下同じ。）について、視覚による表現の認識が困難な者をいう。

2 この法律において「視覚障害者等が利用しやすい書籍」とは、点字図書、拡大図書その他の視覚障害者等がその内容を容易に認識することができる書籍をいう。

3 この法律において「視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等」とは、電子書籍その他の書籍に相当する文字、音声、点字等の電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。第十一条第二項及び第十二条第二項において同じ。）であって、電子計算機等を利用して視覚障害者等がその内容を容易に認識することができるものをいう。

（基本理念）

第三条 視覚障害者等の読書環境の整備の推進は、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。

- 一 視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等が視覚障害者等の読書に係る利便性の向上に著しく資する特性を有することに鑑み、情報通信その他の分野における先端的な技術等を活用して視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の普及が図られるとともに、視覚障害者等の需要を踏まえ、引き続き、視覚障害者等が利用しやすい書籍が提供されること。
- 二 視覚障害者等が利用しやすい書籍及び視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等（以下「視覚障害者等が利用しやすい書籍等」という。）の量的拡充及び質の向上が図られること。
- 三 視覚障害者等の障害の種類及び程度に応じた配慮がなされること。

（国の責務）

第四条 国は、前条の基本理念にのっとり、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第五条 地方公共団体は、第三条の基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（財政上の措置等）

第六条 政府は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 基本計画等

（基本計画）

第七条 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画（以下この章において「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策についての基本的な方針

7 関係法律等

二 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関し政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

三 前二号に掲げるもののほか、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ、経済産業大臣、総務大臣その他の関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ、視覚障害者等その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

5 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定したときは、遅滞なく、これをインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

6 前三項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(地方公共団体の計画)

第八条 地方公共団体は、基本計画を勘案して、当該地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の状況等を踏まえ、当該地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を定めようとするときは、あらかじめ、視覚障害者等その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、第一項の計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

4 前二項の規定は、第一項の計画の変更について準用する。

第三章 基本的施策

(視覚障害者等による図書館の利用に係る体制の整備等)

第九条 国及び地方公共団体は、公立図書館、大学及び高等専門学校の附属図書館並びに学校図書館（以下「公立図書館等」という。）並びに国立国会図書館について、各々の果たすべき役割に応じ、点字図書館とも連携して、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の充実、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の円滑な利用のための支援の充実その他の視覚障害者等によるこれらの図書館の利用に係る体制の整備が行われるよう、必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、点字図書館について、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の充実、公立図書館等に対する視覚障害者等が利用しやすい書籍等の利用に関する情報提供その他の視覚障害者等が利用しやすい書籍等を視覚障害者が十分かつ円滑に利用することができるようにするための取組の促進に必要な施策を講ずるものとする。

(インターネットを利用したサービスの提供体制の強化)

第十条 国及び地方公共団体は、視覚障害者等がインターネットを利用して全国各地に存する視覚障害者等が利用しやすい書籍等を十分かつ円滑に利用することができるようにするため、次に掲げる施策その他の必要な施策を講ずるものとする。

一 点字図書館等から著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第三十七条第二項又は第三項本文の規定により製作される視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等（以下「特定電子書籍等」という。）であってインターネットにより送信することができるもの及び当該点字図書館等の有する視覚障害者等が利用しやすい書籍等に関する情報の提供を受け、これらをインターネットにより視覚障害者等に提供する全国的なネットワークの運営に対する支援

二 視覚障害者等が利用しやすい書籍等に係るインターネットを利用したサービスの提供についての国立国会図書館、前号のネットワークを運営する者、公立図書館等、点字図書館及び特定電子書籍等の製作を行う者の間の連携の強化

(特定書籍及び特定電子書籍等の製作の支援)

第十一条 国及び地方公共団体は、著作権法第三十七条第一項又は第三項本文の規定により製作される視覚障害者等が利用しやすい書籍（以下「特定書籍」という。）及び特定電子書籍等の製作を支援するため、製作に係る基準の作成等のこれらの質の向上を図るための取組に対する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、特定書籍及び特定電子書籍等の効率的な製作を促進するため、出版を行う者（次条及び第十八条において「出版者」という。）からの特定書籍又は特定電子書籍等の製作を行う者に対する書籍に係る電磁的記録の提供を促進するための環境の整備に必要な支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の販売等の促進等)

第十二条 国は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の販売等が促進されるよう、技術の進歩を適切に反映した規格等の普及

7 関係法律等

の促進、著作権者と出版者との契約に関する情報提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国は、書籍を購入した視覚障害者等からの求めに応じて出版者が当該書籍に係る電磁的記録の提供を行うことその他の出版者からの視覚障害者等に対する書籍に係る電磁的記録の提供を促進するため、その環境の整備に関する関係者間における検討に対する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（外国からの視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の入手のための環境の整備）

- 第十三条** 国は、視覚障害者等が、盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約の枠組みに基づき、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等であってインターネットにより送信することができるものを外国から十分かつ円滑に入手することができるよう、その入手に関する相談体制の整備その他のその入手のための環境の整備について必要な施策を講ずるものとする。

（端末機器等及びこれに関する情報の入手の支援）

- 第十四条** 国及び地方公共団体は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等を利用するための端末機器等及びこれに関する情報を視覚障害者等が入手することを支援するため、必要な施策を講ずるものとする。

（情報通信技術の習得支援）

- 第十五条** 国及び地方公共団体は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等を利用するに当たって必要となる情報通信技術を視覚障害者等が習得することを支援するため、講習会及び巡回指導の実施の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

（研究開発の推進等）

- 第十六条** 国は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等及びこれを利用するための端末機器等について、視覚障害者等の利便性の一層の向上を図るため、これらに係る先端的な技術等に関する研究開発の推進及びその成果の普及に必要な施策を講ずるものとする。

（人材の育成等）

- 第十七条** 国及び地方公共団体は、特定書籍及び特定電子書籍等の製作並びに公立図書館等、国立国会図書館及び点字図書館における視覚障害者等が利用しやすい書籍等の円滑な利用のための支援に係る人材の育成、資質の向上及び確保を図るため、研修の実施の推進、広報活動の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四章 協議の場等

- 第十八条** 国は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の効果的な推進を図るため、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、総務省その他の関係行政機関の職員、国立国会図書館、公立図書館等、点字図書館、第十条第一号のネットワークを運営する者、特定書籍又は特定電子書籍等の製作を行う者、出版者、視覚障害者等その他の関係者による協議の場を設けることその他関係者の連携協力に関し必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

7 関係法律等

広島市障害者施策推進協議会条例（昭和55年3月11日条例第6号）

（令和5年3月末現在）

（この条例の趣旨）

第1条 この条例は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第36条第3項の規定に基づき、広島市障害者施策推進協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第2条 協議会は、委員30人以内をもって組織する。

（委員）

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- （1） 関係行政機関の職員
- （2） 学識経験を有する者
- （3） 障害者
- （4） 障害者の福祉に関し経験を有する者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

（専門委員）

第4条 協議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、前条第1項各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解嘱されるものとする。

（会長）

第5条 協議会に会長を置き、委員の互選によつてこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

（招集）

第6条 協議会は、会長が招集する。

（幹事）

第7条 協議会に、幹事を置くことができる。

2 幹事は、第3条第1項各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

3 幹事は、協議会の所掌事務について、委員を補佐する。

（庶務）

第8条 協議会の庶務は、健康福祉局において処理する。

（委任規定）

第9条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮つて定める。

附 則

この条例は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則（平成6年3月31日条例第4号）～附 則（平成23年9月30日条例第36号） <略>

附 則（平成24年3月27日条例第5号）

この条例は、障害者基本法の一部を改正する法律（平成23年法律第90号）第2条の規定の施行の日から施行する。

7 関係法律等

障害者の権利に関する条約

前文

この条約の締約国は、

- (a) 国際連合憲章において宣明された原則が、人類社会の全ての構成員の固有の尊厳及び価値並びに平等のかつ奪い得ない権利が世界における自由、正義及び平和の基礎を成すものであると認めていることを想起し、
- (b) 国際連合が、世界人権宣言及び人権に関する国際規約において、全ての人はいかなる差別もなしに同宣言及びこれらの規約に掲げる全ての権利及び自由を享有することができることを宣明し、及び合意したことを認め、
- (c) 全ての人権及び基本的自由が普遍的であり、不可分のものであり、相互に依存し、かつ、相互に関連を有すること並びに障害者が全ての人権及び基本的自由を差別なしに完全に享有することを保障することが必要であることを再確認し、
- (d) 経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約、市民的及び政治的権利に関する国際規約、あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約、拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約、児童の権利に関する条約及び全ての移住労働者及びその家族の構成員の権利の保護に関する国際条約を想起し、
- (e) 障害が発展する概念であることを認め、また、障害が、機能障害を有する者とこれらの者に対する態度及び環境による障壁との間の相互作用であって、これらの者が他の者との平等を基礎として社会に完全かつ効果的に参加することを妨げるものによって生ずることを認め、
- (f) 障害者に関する世界行動計画及び障害者の機会均等化に関する標準規則に定める原則及び政策上の指針が、障害者の機会均等を更に促進するための国内的、地域的及び国際的な政策、計画及び行動の促進、作成及び評価に影響を及ぼす上で重要であることを認め、
- (g) 持続可能な開発に関連する戦略の不可分の一部として障害に関する問題を主流に組み入れることが重要であることを強調し、
- (h) また、いかなる者に対する障害に基づく差別も、人間の固有の尊厳及び価値を侵害するものであることを認め、
- (i) さらに、障害者の多様性を認め、
- (j) 全ての障害者（より多くの支援を必要とする障害者を含む。）の人権を促進し、及び保護することが必要であることを認め、
- (k) これらの種々の文書及び約束にもかかわらず、障害者が、世界の全ての地域において、社会の平等な構成員としての参加を妨げる障壁及び人権侵害に依然として直面していることを憂慮し、
- (l) あらゆる国（特に開発途上国）における障害者の生活条件を改善するための国際協力が重要であることを認め、
- (m) 障害者が地域社会における全般的な福祉及び多様性に対して既に貴重な貢献をしており、又は貴重な貢献をし得ることを認め、また、障害者による人権及び基本的自由の完全な享有並びに完全な参加を促進することにより、その帰属意識が高められること並びに社会の人的、社会的及び経済的開発並びに貧困の撲滅に大きな前進がもたらされることを認め、
- (n) 障害者にとって、個人の自律及び自立（自ら選択する自由を含む。）が重要であることを認め、
- (o) 障害者が、政策及び計画（障害者に直接関連する政策及び計画を含む。）に係る意思決定の過程に積極的に関与する機会を有すべきであることを考慮し、
- (p) 人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的な、種族的な、先住民族としての若しくは社会的な出身、財産、出生、年齢又は他の地位に基づく複合的又は加重的な形態の差別を受けている障害者が直面する困難な状況を憂慮し、
- (q) 障害のある女子が、家庭の内外で暴力、傷害若しくは虐待、放置若しくは怠慢な取扱い、不当な取扱い又は搾取を受ける一層大きな危険にしばしばさらされていることを認め、
- (r) 障害のある児童が、他の児童との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を完全に享有すべきであることを認め、また、このため、児童の権利に関する条約の締約国が負う義務を想起し、
- (s) 障害者による人権及び基本的自由の完全な享有を促進するためのあらゆる努力に性別の視点を組み込む必要があることを強調し、
- (t) 障害者の大多数が貧困の状況下で生活している事実を強調し、また、この点に関し、貧困が障害者に及ぼす悪影響に対処することが真に必要であることを認め、
- (u) 国際連合憲章に定める目的及び原則の十分な尊重並びに人権に関する適用可能な文書の遵守に基づく平和で安全な状況が、特に武力紛争及び外国による占領の期間中における障害者の十分な保護に不可欠であることに留意し、

7 関係法律等

- (v) 障害者が全ての人権及び基本的自由を完全に享有することを可能とするに当たっては、物理的、社会的、経済的及び文化的な環境並びに健康及び教育を享受しやすいようにし、並びに情報及び通信を利用しやすいようにすることが重要であることを認め、
- (w) 個人が、他人に対し及びその属する地域社会に対して義務を負うこと並びに国際人権草典において認められる権利の増進及び擁護のために努力する責任を有することを認識し、
- (x) 家族が、社会の自然かつ基礎的な単位であること並びに社会及び国家による保護を受ける権利を有することを確信し、また、障害者及びその家族の構成員が、障害者の権利の完全かつ平等な享有に向けて家族が貢献することを可能とするために必要な保護及び支援を受けるべきであることを確信し、
- (y) 障害者の権利及び尊厳を促進し、及び保護するための包括的かつ総合的な国際条約が、開発途上国及び先進国において、障害者の社会的に著しく不利な立場を是正することに重要な貢献を行うこと並びに障害者が市民的、政治的、経済的、社会的及び文化的分野に均等な機会により参加することを促進することを確信して、

次のとおり協定した。

第一条 目的

この条約は、全ての障害者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し、及び確保すること並びに障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的とする。

障害者には、長期的な身体的、精神的、知的又は感覚的な機能障害であって、様々な障壁との相互作用により他の者との平等を基礎として社会に完全かつ効果的に参加することを妨げ得るものを有する者を含む。

第二条 定義

この条約の適用上、

「意思疎通」とは、言語、文字の表示、点字、触覚を使った意思疎通、拡大文字、利用しやすいマルチメディア並びに筆記、音声、平易な言葉、朗読その他の補助的及び代替的な意思疎通の形態、手段及び様式（利用しやすい情報通信機器を含む。）をいう。

「言語」とは、音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいう。

「障害に基づく差別」とは、障害に基づくあらゆる区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のあらゆる分野において、他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を認識し、享有し、又は行使することを害し、又は妨げる目的又は効果を有するものをいう。障害に基づく差別には、あらゆる形態の差別（合理的配慮の否定を含む。）を含む。

「合理的配慮」とは、障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。

「ユニバーサルデザイン」とは、調整又は特別な設計を必要とすることなく、最大限可能な範囲で全ての人が使用することのできる製品、環境、計画及びサービスの設計をいう。ユニバーサルデザインは、特定の障害者の集団のための補装具が必要な場合には、これを排除するものではない。

第三条 一般原則

この条約の原則は、次のとおりとする。

- (a) 固有の尊厳、個人の自律（自ら選択する自由を含む。）及び個人の自立の尊重
- (b) 無差別
- (c) 社会への完全かつ効果的な参加及び包容
- (d) 差異の尊重並びに人間の多様性の一部及び人類の一員としての障害者の受入れ
- (e) 機会の均等
- (f) 施設及びサービス等の利用の容易さ
- (g) 男女の平等
- (h) 障害のある児童の発達しつつある能力の尊重及び障害のある児童がその同一性を保持する権利の尊重

第四条 一般的義務

- 1 締約国は、障害に基づくいかなる差別もなしに、全ての障害者のあらゆる人権及び基本的自由を完全に実現することを確保し、及び促進することを約束する。このため、締約国は、次のことを約束する。

7 関係法律等

- (a) この条約において認められる権利の実現のため、全ての適当な立法措置、行政措置その他の措置をとること。
 - (b) 障害者に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し、又は廃止するための全ての適当な措置（立法を含む。）をとること。
 - (c) 全ての政策及び計画において障害者の人権の保護及び促進を考慮に入れること。
 - (d) この条約と両立しないいかなる行為又は慣行も差し控えること。また、公の当局及び機関がこの条約に従って行動することを確保すること。
 - (e) いかなる個人、団体又は民間企業による障害に基づく差別も撤廃するための全ての適当な措置をとること。
 - (f) 第二条に規定するユニバーサルデザインの製品、サービス、設備及び施設であって、障害者に特有のニーズを満たすために必要な調整が可能な限り最小限であり、かつ、当該ニーズを満たすために必要な費用が最小限であるべきものについての研究及び開発を実施し、又は促進すること。また、当該ユニバーサルデザインの製品、サービス、設備及び施設の利用可能性及び使用を促進すること。さらに、基準及び指針を作成するに当たっては、ユニバーサルデザインが当該基準及び指針に含まれることを促進すること。
 - (g) 障害者に適した新たな機器（情報通信機器、移動補助具、補装具及び支援機器を含む。）についての研究及び開発を実施し、又は促進し、並びに当該新たな機器の利用可能性及び使用を促進すること。この場合において、締約国は、負担しやすい費用の機器を優先させる。
 - (h) 移動補助具、補装具及び支援機器（新たな機器を含む。）並びに他の形態の援助、支援サービス及び施設に関する情報であって、障害者にとって利用しやすいものを提供すること。
 - (i) この条約において認められる権利によって保障される支援及びサービスをより良く提供するため、障害者と共に行動する専門家及び職員に対する当該権利に関する研修を促進すること。
- 2 各締約国は、経済的、社会的及び文化的権利に関しては、これらの権利の完全な実現を漸進的に達成するため、自国における利用可能な手段を最大限に用いることにより、また、必要な場合には国際協力の枠内で、措置をとることを約束する。ただし、この条約に定める義務であって、国際法に従って直ちに適用されるものに影響を及ぼすものではない。
- 3 締約国は、この条約を実施するための法令及び政策の作成及び実施において、並びに障害者に関する問題についての他の意思決定過程において、障害者（障害のある児童を含む。以下この3において同じ。）を代表する団体を通じ、障害者と緊密に協議し、及び障害者を積極的に関与させる。
- 4 この条約のいかなる規定も、締約国の法律又は締約国について効力を有する国際法に含まれる規定であって障害者の権利の実現に一層貢献するものに影響を及ぼすものではない。この条約のいずれかの締約国において法律、条約、規則又は慣習によって認められ、又は存する人権及び基本的自由については、この条約がそれらの権利若しくは自由を認めていないこと又はその認める範囲がより狭いことを理由として、それらの権利及び自由を制限し、又は侵してはならない。
- 5 この条約は、いかなる制限又は例外もなしに、連邦国家の全ての地域について適用する。

第五条 平等及び無差別

- 1 締約国は、全ての者が、法律の前に又は法律に基づいて平等であり、並びにいかなる差別もなしに法律による平等の保護及び利益を受ける権利を有することを認める。
- 2 締約国は、障害に基づくあらゆる差別を禁止するものとし、いかなる理由による差別に対しても平等かつ効果的な法的保護を障害者に保障する。
- 3 締約国は、平等を促進し、及び差別を撤廃することを目的として、合理的配慮が提供されることを確保するための全ての適当な措置をとる。
- 4 障害者の事実上の平等を促進し、又は達成するために必要な特別の措置は、この条約に規定する差別と解してはならない。

第六条 障害のある女子

- 1 締約国は、障害のある女子が複合的な差別を受けていることを認識するものとし、この点に関し、障害のある女子が全ての人権及び基本的自由を完全かつ平等に享有することを確保するための措置をとる。
- 2 締約国は、女子に対してこの条約に定める人権及び基本的自由を行使し、及び享有することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発、向上及び自律的な力の育成を確保するための全ての適当な措置をとる。

第七条 障害のある児童

- 1 締約国は、障害のある児童が他の児童との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を完全に享有することを確保するための全ての必要な措置をとる。

7 関係法律等

- 2 障害のある児童に関する全ての措置をとるに当たっては、児童の最善の利益が主として考慮されるものとする。
- 3 締約国は、障害のある児童が、自己に影響を及ぼす全ての事項について自由に自己の意見を表明する権利並びにこの権利を実現するための障害及び年齢に適した支援を提供される権利を有することを確保する。この場合において、障害のある児童の意見は、他の児童との平等を基礎として、その児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮されるものとする。

第八条 意識の向上

- 1 締約国は、次のことのための即時の、効果的なかつ適当な措置をとることを約束する。
 - (a) 障害者に関する社会全体（各家庭を含む。）の意識を向上させ、並びに障害者の権利及び尊厳に対する尊重を育成すること。
 - (b) あらゆる活動分野における障害者に関する定型化された観念、偏見及び有害な慣行（性及び年齢に基づくものを含む。）と戦うこと。
 - (c) 障害者の能力及び貢献に関する意識を向上させること。
- 2 このため、1の措置には、次のことを含む。
 - (a) 次のことのための効果的な公衆の意識の啓発活動を開始し、及び維持すること。
 - (i) 障害者の権利に対する理解を育てること。
 - (ii) 障害者に対する肯定的認識及び一層の社会の啓発を促進すること。
 - (iii) 障害者の技能、長所及び能力並びに職場及び労働市場に対する障害者の貢献についての認識を促進すること。
 - (b) 教育制度の全ての段階（幼年期からの全ての児童に対する教育制度を含む。）において、障害者の権利を尊重する態度を育成すること。
 - (c) 全ての報道機関が、この条約の目的に適合するように障害者を描写するよう奨励すること。
 - (d) 障害者及びその権利に関する啓発のための研修計画を促進すること。

第九条 施設及びサービス等の利用の容易さ

- 1 締約国は、障害者が自立して生活し、及び生活のあらゆる側面に完全に参加することを可能にすることを目的として、障害者が、他の者との平等を基礎として、都市及び農村の双方において、物理的環境、輸送機関、情報通信（情報通信機器及び情報通信システムを含む。）並びに公衆に開放され、又は提供される他の施設及びサービスを利用する機会を有することを確保するための適当な措置をとる。この措置は、施設及びサービス等の利用の容易さに対する妨げ及び障壁を特定し、及び撤廃することを含むものとし、特に次の事項について適用する。
 - (a) 建物、道路、輸送機関その他の屋内及び屋外の施設（学校、住居、医療施設及び職場を含む。）
 - (b) 情報、通信その他のサービス（電子サービス及び緊急事態に係るサービスを含む。）
- 2 締約国は、また、次のことのための適当な措置をとる。
 - (a) 公衆に開放され、又は提供される施設及びサービスの利用の容易さに関する最低基準及び指針を作成し、及び公表し、並びに当該最低基準及び指針の実施を監視すること。
 - (b) 公衆に開放され、又は提供される施設及びサービスを提供する民間の団体が、当該施設及びサービスの障害者にとっての利用の容易さについてあらゆる側面を考慮することを確保すること。
 - (c) 施設及びサービス等の利用の容易さに関して障害者が直面する問題についての研修を関係者に提供すること。
 - (d) 公衆に開放される建物その他の施設において、点字の表示及び読みやすく、かつ、理解しやすい形式の表示を提供すること。
 - (e) 公衆に開放される建物その他の施設の利用の容易さを促進するため、人又は動物による支援及び仲介する者（案内者、朗読者及び専門の手話通訳を含む。）を提供すること。
 - (f) 障害者が情報を利用する機会を有することを確保するため、障害者に対する他の適当な形態の援助及び支援を促進すること。
 - (g) 障害者が新たな情報通信機器及び情報通信システム（インターネットを含む。）を利用する機会を有することを促進すること。
 - (h) 情報通信機器及び情報通信システムを最小限の費用で利用しやすいものとするため、早い段階で、利用しやすい情報通信機器及び情報通信システムの設計、開発、生産及び流通を促進すること。

第十条 生命に対する権利

締約国は、全ての人間が生命に対する固有の権利を有することを再確認するものとし、障害者が他の者との平等を基礎としてその権利を効果的に享有することを確保するための全ての必要な措置をとる。

第十一条 危険な状況及び人道上の緊急事態

7 関係法律等

締約国は、国際法（国際人道法及び国際人権法を含む。）に基づく自国の義務に従い、危険な状況（武力紛争、人道上の緊急事態及び自然災害の発生を含む。）において障害者の保護及び安全を確保するための全ての必要な措置をとる。

第十二条 法律の前にひとしく認められる権利

- 1 締約国は、障害者が全ての場所において法律の前に人として認められる権利を有することを再確認する。
- 2 締約国は、障害者が生活のあらゆる側面において他の者との平等を基礎として法的能力を享有することを認める。
- 3 締約国は、障害者がその法的能力の行使に当たって必要とする支援を利用する機会を提供するための適当な措置をとる。
- 4 締約国は、法的能力の行使に関連する全ての措置において、濫用を防止するための適当かつ効果的な保障を国際人権法に従って定めることを確保する。当該保障は、法的能力の行使に関連する措置が、障害者の権利、意思及び選好を尊重すること、利益相反を生じさせず、及び不当な影響を及ぼさないこと、障害者の状況に応じ、かつ、適合すること、可能な限り短い期間に適用されること並びに権限のある、独立の、かつ、公平な当局又は司法機関による定期的な審査の対象となることを確保するものとする。当該保障は、当該措置が障害者の権利及び利益に及ぼす影響の程度に応じたものとする。
- 5 締約国は、この条の規定に従うことを条件として、障害者が財産を所有し、又は相続し、自己の会計を管理し、及び銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の信用を利用する均等な機会を有することについての平等の権利を確保するための全ての適当かつ効果的な措置をとるものとし、障害者がその財産を恣意的に奪われないことを確保する。

第十三条 司法手続の利用の機会

- 1 締約国は、障害者が全ての法的手続（捜査段階その他予備的な段階を含む。）において直接及び間接の参加者（証人を含む。）として効果的な役割を果たすことを容易にするため、手続上の配慮及び年齢に適した配慮が提供されること等により、障害者が他の者との平等を基礎として司法手続を利用する効果的な機会を有することを確保する。
- 2 締約国は、障害者が司法手続を利用する効果的な機会を有することを確保することに役立てるため、司法に係る分野に携わる者（警察官及び刑務官を含む。）に対する適当な研修を促進する。

第十四条 身体的自由及び安全

- 1 締約国は、障害者に対し、他の者との平等を基礎として、次のことを確保する。
 - (a) 身体的自由及び安全についての権利を享有すること。
 - (b) 不法に又は恣意的に自由を奪われないこと、いかなる自由の剥奪も法律に従って行われること及びいかなる場合においても自由の剥奪が障害の存在によって正当化されないこと。
- 2 締約国は、障害者がいずれの手続を通じて自由を奪われた場合であっても、当該障害者が、他の者との平等を基礎として国際人権法による保障を受ける権利を有すること並びにこの条約の目的及び原則に従って取り扱われること（合理的配慮の提供によるものを含む。）を確保する。

第十五条 拷問又は残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰からの自由

- 1 いかなる者も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰を受けない。特に、いかなる者も、その自由な同意なしに医学的又は科学的実験を受けない。
- 2 締約国は、障害者が、他の者との平等を基礎として、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰を受けることがないようにするため、全ての効果的な立法上、行政上、司法上その他の措置をとる。

第十六条 搾取、暴力及び虐待からの自由

- 1 締約国は、家庭の内外におけるあらゆる形態の搾取、暴力及び虐待（性別に基づくものを含む。）から障害者を保護するための全ての適当な立法上、行政上、社会上、教育上その他の措置をとる。
- 2 また、締約国は、特に、障害者並びにその家族及び介護者に対する適当な形態の性別及び年齢に配慮した援助及び支援（搾取、暴力及び虐待の事案を防止し、認識し、及び報告する方法に関する情報及び教育を提供することによるものを含む。）を確保することにより、あらゆる形態の搾取、暴力及び虐待を防止するための全ての適当な措置をとる。締約国は、保護事業が年齢、性別及び障害に配慮したものであることを確保する。
- 3 締約国は、あらゆる形態の搾取、暴力及び虐待の発生を防止するため、障害者に役立つことを意図した全ての施設及び計画が独立した当局により効果的に監視されることを確保する。
- 4 締約国は、あらゆる形態の搾取、暴力又は虐待の被害者となる障害者の身体的、認知的及び心理的な回復、リハビリテーション並びに社会復帰を促進するための全ての適当な措置（保護事業の提供によるものを含む。）をとる。このような回復及び復帰は、障害者の健康、福祉、自尊心、尊厳及び自律を育成する環境において行われるものとし、性別及び年齢に応じたニーズを考慮に入れる。

7 関係法律等

5 締約国は、障害者に対する搾取、暴力及び虐待の事案が特定され、捜査され、及び適当な場合には訴追されることを確保するための効果的な法令及び政策（女子及び児童に重点を置いた法令及び政策を含む。）を策定する。

第十七条 個人をそのままの状態で保護すること

全ての障害者は、他の者との平等を基礎として、その心身がそのままの状態尊重される権利を有する。

第十八条 移動の自由及び国籍についての権利

1 締約国は、障害者に対して次のことを確保すること等により、障害者が他の者との平等を基礎として移動の自由、居住の自由及び国籍についての権利を有することを認める。

- (a) 国籍を取得し、及び変更する権利を有すること並びにその国籍を恣意的に又は障害に基づいて奪われないこと。
- (b) 国籍に係る文書若しくは身元に係る他の文書を入手し、所有し、及び利用すること又は移動の自由についての権利の行使を容易にするために必要とされる関連手続（例えば、出入国の手続）を利用することを、障害に基づいて奪われないこと。
- (c) いずれの国（自国を含む。）からも自由に離れることができること。
- (d) 自国に戻る権利を恣意的に又は障害に基づいて奪われないこと。

2 障害のある児童は、出生の後直ちに登録される。障害のある児童は、出生の時から氏名を有する権利及び国籍を取得する権利を有するものとし、また、できる限りその父母を知り、かつ、その父母によって養育される権利を有する。

第十九条 自立した生活及び地域社会への包容

この条約の締約国は、全ての障害者が他の者と平等の選択の機会をもって地域社会で生活する平等の権利を有することを認めるものとし、障害者が、この権利を完全に享受し、並びに地域社会に完全に包容され、及び参加することを容易にするための効果的かつ適当な措置をとる。この措置には、次のことを確保することによるものを含む。

- (a) 障害者が、他の者との平等を基礎として、居住地を選択し、及びどこで誰と生活するかを選択する機会を有すること並びに特定の生活施設で生活する義務を負わないこと。
- (b) 地域社会における生活及び地域社会への包容を支援し、並びに地域社会からの孤立及び隔離を防止するために必要な在宅サービス、居住サービスその他の地域社会支援サービス（個別の支援を含む。）を障害者が利用する機会を有すること。
- (c) 一般住民向けの地域社会サービス及び施設が、障害者にとって他の者との平等を基礎として利用可能であり、かつ、障害者のニーズに対応していること。

第二十条 個人の移動を容易にすること

締約国は、障害者自身ができる限り自立して移動することを容易にすることを確保するための効果的な措置をとる。この措置には、次のことによるものを含む。

- (a) 障害者自身が、自ら選択する方法で、自ら選択する時に、かつ、負担しやすい費用で移動することを容易にすること。
- (b) 障害者が質の高い移動補助具、補装具、支援機器、人又は動物による支援及び仲介する者を利用する機会を得やすくすること（これらを負担しやすい費用で利用可能なものとするを含む。）。
- (c) 障害者及び障害者と共に行動する専門職員に対し、移動のための技能に関する研修を提供すること。
- (d) 移動補助具、補装具及び支援機器を生産する事業体に対し、障害者の移動のあらゆる側面を考慮するよう奨励すること。

第二十一条 表現及び意見の自由並びに情報の利用の機会

締約国は、障害者が、第二条に定めるあらゆる形態の意思疎通であって自ら選択するものにより、表現及び意見の自由（他の者との平等を基礎として情報及び考えを求め、受け、及び伝える自由を含む。）についての権利を行使することができることを確保するための全ての適当な措置をとる。この措置には、次のことによるものを含む。

- (a) 障害者に対し、様々な種類の障害に相応した利用しやすい様式及び機器により、適時に、かつ、追加の費用を伴わず、一般公衆向けの情報を提供すること。
- (b) 公的な活動において、手話、点字、補助的及び代替的な意思疎通並びに障害者が自ら選択する他の全ての利用しやすい意思疎通の手段、形態及び様式を用いることを受け入れ、及び容易にすること。
- (c) 一般公衆に対してサービス（インターネットによるものを含む。）を提供する民間の団体が情報及びサービスを障害者にとって利用しやすい又は使用可能な様式で提供するよう要請すること。
- (d) マスメディア（インターネットを通じて情報を提供する者を含む。）がそのサービスを障害者にとって利用しやすいものとするよう奨励すること。
- (e) 手話の使用を認め、及び促進すること。

7 関係法律等

第二十二條 プライバシーの尊重

- 1 いかなる障害者も、居住地又は生活施設のいかなる場所を問わず、そのプライバシー、家族、住居又は通信その他の形態の意思疎通に対して恣意的に又は不法に干渉されず、また、名誉及び信用を不法に攻撃されない。障害者は、このような干渉又は攻撃に対する法律の保護を受ける権利を有する。
- 2 締約国は、他の者との平等を基礎として、障害者の個人、健康及びリハビリテーションに関する情報に係るプライバシーを保護する。

第二十三條 家庭及び家族の尊重

- 1 締約国は、他の者との平等を基礎として、婚姻、家族、親子関係及び個人的な関係に係る全ての事項に関し、障害者に対する差別を撤廃するための効果的かつ適当な措置をとる。この措置は、次のことを確保することを目的とする。
 - (a) 婚姻をすることができる年齢の全ての障害者が、両当事者の自由かつ完全な合意に基づいて婚姻をし、かつ、家族を形成する権利を認められること。
 - (b) 障害者が子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもって決定する権利を認められ、また、障害者が生殖及び家族計画について年齢に適した情報及び教育を享受する権利を認められること。さらに、障害者がこれらの権利を行使することを可能とするために必要な手段を提供されること。
 - (c) 障害者（児童を含む。）が、他の者との平等を基礎として生殖能力を保持すること。
- 2 締約国は、子の後見、養子縁組又はこれらに類する制度が国内法令に存在する場合には、それらの制度に係る障害者の権利及び責任を確保する。あらゆる場合において、子の最善の利益は至上である。締約国は、障害者が子の養育についての責任を遂行するに当たり、当該障害者に対して適当な援助を与える。
- 3 締約国は、障害のある児童が家庭生活について平等の権利を有することを確保する。締約国は、この権利を実現し、並びに障害のある児童の隠匿、遺棄、放置及び隔離を防止するため、障害のある児童及びその家族に対し、包括的な情報、サービス及び支援を早期に提供することを約束する。
- 4 締約国は、児童がその父母の意思に反してその父母から分離されないことを確保する。ただし、権限のある当局が司法の審査に従うことを条件として適用のある法律及び手続に従いその分離が児童の最善の利益のために必要であると決定する場合は、この限りでない。いかなる場合にも、児童は、自己の障害又は父母の一方若しくは双方の障害に基づいて父母から分離されない。
- 5 締約国は、近親の家族が障害のある児童を監護することができない場合には、一層広い範囲の家族の中で代替的な監護を提供し、及びこれが不可能なときは、地域社会の中で家庭的な環境により代替的な監護を提供するようあらゆる努力を払う。

第二十四條 教育

- 1 締約国は、教育についての障害者の権利を認める。締約国は、この権利を差別なしに、かつ、機会の均等を基礎として実現するため、障害者を包容するあらゆる段階の教育制度及び生涯学習を確保する。当該教育制度及び生涯学習は、次のことを目的とする。
 - (a) 人間の潜在能力並びに尊厳及び自己の価値についての意識を十分に発達させ、並びに人権、基本的自由及び人間の多様性の尊重を強化すること。
 - (b) 障害者が、その人格、才能及び創造力並びに精神的及び身体的な能力をその可能な最大限度まで発達させること。
 - (c) 障害者が自由な社会に効果的に参加することを可能とすること。
- 2 締約国は、1の権利の実現に当たり、次のことを確保する。
 - (a) 障害者が障害に基づいて一般的な教育制度から排除されないこと及び障害のある児童が障害に基づいて無償の義務的な初等教育から又は中等教育から排除されないこと。
 - (b) 障害者が、他の者との平等を基礎として、自己の生活する地域社会において、障害者を包容し、質が高く、かつ、無償の初等教育を享受することができること及び中等教育を享受することができること。
 - (c) 個人に必要な合理的配慮が提供されること。
 - (d) 障害者が、その効果的な教育を容易にするために必要な支援を一般的な教育制度の下で受けること。
 - (e) 学問的及び社会的な発達を最大にする環境において、完全な包容という目標に合致する効果的で個別化された支援措置がとられること。
- 3 締約国は、障害者が教育に完全かつ平等に参加し、及び地域社会の構成員として完全かつ平等に参加することを容易にするため、障害者が生活する上での技能及び社会的な発達のための技能を習得することを可能とする。このため、締約国は、次のことを含む適当な措置をとる。
 - (a) 点字、代替的な文字、意思疎通の補助的及び代替的な形態、手段及び様式並びに定位及び移動のための技能の習得並びに障害者相互による支援及び助言を容易にすること。

7 関係法律等

(b) 手話の習得及び聾社会の言語的な同一性の促進を容易にすること。

(c) 盲人、聾者又は盲聾者（特に盲人、聾者又は盲聾者である児童）の教育が、その個人にとって最も適当な言語並びに意思疎通の形態及び手段で、かつ、学問的及び社会的な発達を最大にする環境において行われることを確保すること。

4 締約国は、1の権利の実現の確保を助長することを目的として、手話又は点字について能力を有する教員（障害のある教員を含む。）を雇用し、並びに教育に従事する専門家及び職員（教育のいずれの段階において従事するかを問わない。）に対する研修を行うための適当な措置をとる。この研修には、障害についての意識の向上を組み入れ、また、適当な意思疎通の補助的及び代替的な形態、手段及び様式の使用並びに障害者を支援するための教育技法及び教材の使用を組み入れるものとする。

5 締約国は、障害者が、差別なしに、かつ、他の者との平等を基礎として、一般的な高等教育、職業訓練、成人教育及び生涯学習を享受することができることを確保する。このため、締約国は、合理的配慮が障害者に提供されることを確保する。

第二十五条 健康

締約国は、障害者が障害に基づく差別なしに到達可能な最高水準の健康を享受する権利を有することを認める。締約国は、障害者が性別に配慮した保健サービス（保健に関連するリハビリテーションを含む。）を利用する機会を有することを確保するための全ての適当な措置をとる。締約国は、特に、次のことを行う。

(a) 障害者に対して他の者に提供されるものと同一の範囲、質及び水準の無償の又は負担しやすい費用の保健及び保健計画（性及び生殖に係る健康並びに住民のための公衆衛生計画の分野のものを含む。）を提供すること。

(b) 障害者が特にその障害のために必要とする保健サービス（早期発見及び適当な場合には早期関与並びに特に児童及び高齢者の新たな障害を最小限にし、及び防止するためのサービスを含む。）を提供すること。

(c) これらの保健サービスを、障害者自身が属する地域社会（農村を含む。）の可能な限り近くにおいて提供すること。

(d) 保健に従事する者に対し、特に、研修を通じて及び公私の保健に関する倫理基準を広く知らせることによって障害者の人権、尊厳、自律及びニーズに関する意識を高めることにより、他の者と同じの質の医療（例えば、事情を知らされた上での自由な同意を基礎とした医療）を障害者に提供するよう要請すること。

(e) 健康保険及び国内法により認められている場合には生命保険の提供に当たり、公正かつ妥当な方法で行い、及び障害者に対する差別を禁止すること。

(f) 保健若しくは保健サービス又は食糧及び飲料の提供に関し、障害に基づく差別的な拒否を防止すること。

第二十六条 ハビリテーション（適応のための技能の習得）及びリハビリテーション

1 締約国は、障害者が、最大限の自立並びに十分な身体的、精神的、社会的及び職業的な能力を達成し、及び維持し、並びに生活のあらゆる側面への完全な包容及び参加を達成し、及び維持することを可能とするための効果的かつ適当な措置（障害者相互による支援を通じたものを含む。）をとる。このため、締約国は、特に、保健、雇用、教育及び社会に係るサービスの分野において、ハビリテーション及びリハビリテーションについての包括的なサービス及びプログラムを企画し、強化し、及び拡張する。この場合において、これらのサービス及びプログラムは、次のようなものとする。

(a) 可能な限り初期の段階において開始し、並びに個人のニーズ及び長所に関する学際的な評価を基礎とするものであること。

(b) 地域社会及び社会のあらゆる側面への参加及び包容を支援し、自発的なものであり、並びに障害者自身が属する地域社会（農村を含む。）の可能な限り近くにおいて利用可能なものであること。

2 締約国は、ハビリテーション及びリハビリテーションのサービスに従事する専門家及び職員に対する初期研修及び継続的な研修の充実を促進する。

3 締約国は、障害者のために設計された補装具及び支援機器であって、ハビリテーション及びリハビリテーションに関連するものの利用可能性、知識及び使用を促進する。

第二十七条 労働及び雇用

1 締約国は、障害者が他の者との平等を基礎として労働についての権利を有することを認める。この権利には、障害者に対して開放され、障害者を包容し、及び障害者にとって利用しやすい労働市場及び労働環境において、障害者が自由に選択し、又は承諾する労働によって生計を立てる機会を有する権利を含む。締約国は、特に次のことのための適当な措置（立法によるものを含む。）をとることにより、労働についての障害者（雇用の過程で障害を有することとなった者を含む。）の権利が実現されることを保障し、及び促進する。

(a) あらゆる形態の雇用に係る全ての事項（募集、採用及び雇用の条件、雇用の継続、昇進並びに安全かつ健康的な作業条件を含む。）に関し、障害に基づく差別を禁止すること。

(b) 他の者との平等を基礎として、公正かつ良好な労働条件（均等な機会及び同一価値の労働についての同一報酬を含む。）を、

7 関係法律等

安全かつ健康的な作業条件（嫌がらせからの保護を含む。）及び苦情に対する救済についての障害者の権利を保護すること。

- (c) 障害者が他の者との平等を基礎として労働及び労働組合についての権利を行使することができることを確保すること。
- (d) 障害者が技術及び職業の指導に関する一般的な計画、職業紹介サービス並びに職業訓練及び継続的な訓練を利用する効果的な機会を有することを可能とすること。
- (e) 労働市場において障害者の雇用機会の増大を図り、及びその昇進を促進すること並びに職業を求め、これに就き、これを継続し、及びこれに復帰する際の支援を促進すること。
- (f) 自営活動の機会、起業家精神、協同組合の発展及び自己の事業の開始を促進すること。
- (g) 公的部門において障害者を雇用すること。
- (h) 適当な政策及び措置（積極的差別是正措置、奨励措置その他の措置を含めることができる。）を通じて、民間部門における障害者の雇用を促進すること。
- (i) 職場において合理的配慮が障害者に提供されることを確保すること。
- (j) 開かれた労働市場において障害者が職業経験を得ることを促進すること。
- (k) 障害者の職業リハビリテーション、職業の保持及び職場復帰計画を促進すること。

2 締約国は、障害者が、奴隷の状態又は隷属状態に置かれないこと及び他の者との平等を基礎として強制労働から保護されることを確保する。

第二十八条 相当な生活水準及び社会的な保障

- 1 締約国は、障害者が、自己及びその家族の相当な生活水準（相当な食糧、衣類及び住居を含む。）についての権利並びに生活条件の不断の改善についての権利を有することを認めるものとし、障害に基づく差別なしにこの権利を実現することを保障し、及び促進するための適当な措置をとる。
- 2 締約国は、社会的な保障についての障害者の権利及び障害に基づく差別なしにこの権利を享受することについての障害者の権利を認めるものとし、この権利の実現を保障し、及び促進するための適当な措置をとる。この措置には、次のことを確保するための措置を含む。
 - (a) 障害者が清浄な水のサービスを利用する均等な機会を有し、及び障害者が障害に関連するニーズに係る適当なかつ費用の負担しやすいサービス、補装具その他の援助を利用する機会を有すること。
 - (b) 障害者（特に、障害のある女子及び高齢者）が社会的な保障及び貧困削減に関する計画を利用する機会を有すること。
 - (c) 貧困の状況において生活している障害者及びその家族が障害に関連する費用についての国の援助（適当な研修、カウンセリング、財政的援助及び介護者の休息のための一時的な介護を含む。）を利用する機会を有すること。
 - (d) 障害者が公営住宅計画を利用する機会を有すること。
 - (e) 障害者が退職に伴う給付及び計画を利用する均等な機会を有すること。

第二十九条 政治的及び公的活動への参加

締約国は、障害者に対して政治的権利を保障し、及び他の者との平等を基礎としてこの権利を享受する機会を保障するものとし、次のことを約束する。

- (a) 特に次のことを行うことにより、障害者が、直接に、又は自由に選んだ代表者を通じて、他の者との平等を基礎として、政治的及び公的活動に効果的かつ完全に参加することができること（障害者が投票し、及び選挙される権利及び機会を含む。）を確保すること。
 - (i) 投票の手続、設備及び資料が適当な及び利用しやすいものであり、並びにその理解及び使用が容易であることを確保すること。
 - (ii) 障害者が、選挙及び国民投票において脅迫を受けることなく秘密投票によって投票し、選挙に立候補し、並びに政府のあらゆる段階において実質的に在職し、及びあらゆる公務を遂行する権利を保護すること。この場合において、適当なときは支援機器及び新たな機器の使用を容易にするものとする。
 - (iii) 選挙人としての障害者の意思の自由な表明を保障すること。このため、必要な場合には、障害者の要請に応じて、当該障害者により選択される者が投票の際に援助することを認めること。
- (b) 障害者が、差別なしに、かつ、他の者との平等を基礎として、政治に効果的かつ完全に参加することができる環境を積極的に促進し、及び政治への障害者の参加を奨励すること。政治への参加には、次のことを含む。
 - (i) 国の公的及び政治的活動に関係のある非政府機関及び非政府団体に参加し、並びに政党の活動及び運営に参加すること。

7 関係法律等

- (ii) 国際、国内、地域及び地方の各段階において障害者を代表するための障害者の組織を結成し、並びにこれに参加すること。

第三十条 文化的な生活、レクリエーション、余暇及びスポーツへの参加

- 1 締約国は、障害者が他の者との平等を基礎として文化的な生活に参加する権利を認めるものとし、次のことを確保するための全ての適当な措置をとる。
- (a) 障害者が、利用しやすい様式を通じて、文化的な作品を享受する機会を有すること。
 - (b) 障害者が、利用しやすい様式を通じて、テレビジョン番組、映画、演劇その他の文化的な活動を享受する機会を有すること。
 - (c) 障害者が、文化的な公演又はサービスが行われる場所（例えば、劇場、博物館、映画館、図書館、観光サービス）を利用する機会を有し、並びに自国の文化的に重要な記念物及び場所を享受する機会をできる限り有すること。
- 2 締約国は、障害者が、自己の利益のためのみでなく、社会を豊かにするためにも、自己の創造的、芸術的及び知的な潜在能力を開発し、及び活用する機会を有することを可能とするための適当な措置をとる。
- 3 締約国は、国際法に従い、知的財産権を保護する法律が、障害者が文化的な作品を享受する機会を妨げる不当な又は差別的な障壁とならないことを確保するための全ての適当な措置をとる。
- 4 障害者は、他の者との平等を基礎として、その独自の文化的及び言語的な同一性（手話及び聾文化を含む。）の承認及び支持を受ける権利を有する。
- 5 締約国は、障害者が他の者との平等を基礎としてレクリエーション、余暇及びスポーツの活動に参加することを可能とすることを目的として、次のことのための適当な措置をとる。
- (a) 障害者があらゆる水準の一般のスポーツ活動に可能な限り参加することを奨励し、及び促進すること。
 - (b) 障害者が障害に応じたスポーツ及びレクリエーションの活動を組織し、及び発展させ、並びにこれらに参加する機会を有することを確保すること。このため、適当な指導、研修及び資源が他の者との平等を基礎として提供されるよう奨励すること。
 - (c) 障害者がスポーツ、レクリエーション及び観光の場所を利用する機会を有することを確保すること。
 - (d) 障害のある児童が遊び、レクリエーション、余暇及びスポーツの活動（学校制度におけるこれらの活動を含む。）への参加について他の児童と均等な機会を有することを確保すること。
 - (e) 障害者がレクリエーション、観光、余暇及びスポーツの活動の企画に関与する者によるサービスを利用する機会を有することを確保すること。

第三十一条 統計及び資料の収集

- 1 締約国は、この条約を実効的なものとするための政策を立案し、及び実施することを可能とするための適当な情報（統計資料及び研究資料を含む。）を収集することを約束する。この情報を収集し、及び保持する過程においては、次のことを満たさなければならない。
- (a) 障害者の秘密の保持及びプライバシーの尊重を確保するため、法令に定める保障措施（資料の保護に関する法令を含む。）を遵守すること。
 - (b) 人権及び基本的自由を保護するための国際的に受け入れられた規範並びに統計の収集及び利用に関する倫理上の原則を遵守すること。
- 2 この条の規定に従って収集された情報は、適宜分類されるものとし、この条約に基づく締約国の義務の履行の評価に役立てるために、並びに障害者がその権利を行使する際に直面する障壁を特定し、及び当該障壁に対処するために利用される。
- 3 締約国は、これらの統計の普及について責任を負うものとし、これらの統計が障害者及び他の者にとって利用しやすいことを確保する。

第三十二条 国際協力

- 1 締約国は、この条約の目的及び趣旨を実現するための自国の努力を支援するために国際協力及びその促進が重要であることを認識し、この点に関し、国家間において並びに適当な場合には関連のある国際的及び地域的機関並びに市民社会（特に障害者の組織）と連携して、適当かつ効果的な措置をとる。これらの措置には、特に次のことを含むことができる。
- (a) 国際協力（国際的な開発計画を含む。）が、障害者を包容し、かつ、障害者にとって利用しやすいものであることを確保すること。
 - (b) 能力の開発（情報、経験、研修計画及び最良の実例の交換及び共有を通じたものを含む。）を容易にし、及び支援すること。
 - (c) 研究における協力を容易にし、並びに科学及び技術に関する知識を利用する機会を得やすくすること。
 - (d) 適当な場合には、技術援助及び経済援助（利用しやすい支援機器を利用する機会を得やすくし、及びこれらの機器の共有を容易にすることによる援助並びに技術移転を通じた援助を含む。）を提供すること。

7 関係法律等

2 この条の規定は、この条約に基づく義務を履行する各締約国の義務に影響を及ぼすものではない。

第三十三条 国内における実施及び監視

- 1 締約国は、自国の制度に従い、この条約の実施に関連する事項を取り扱う一又は二以上の中央連絡先を政府内に指定する。また、締約国は、異なる部門及び段階における関連のある活動を容易にするため、政府内における調整のための仕組みの設置又は指定に十分な考慮を払う。
- 2 締約国は、自国の法律上及び行政上の制度に従い、この条約の実施を促進し、保護し、及び監視するための枠組み（適当な場合には、一又は二以上の独立した仕組みを含む。）を自国内において維持し、強化し、指定し、又は設置する。締約国は、このような仕組みを指定し、又は設置する場合には、人権の保護及び促進のための国内機構の地位及び役割に関する原則を考慮に入れる。
- 3 市民社会（特に、障害者及び障害者を代表する団体）は、監視の過程に十分に関与し、かつ、参加する。

第三十四条 障害者の権利に関する委員会

- 1 障害者の権利に関する委員会（以下「委員会」という。）を設置する。委員会は、以下に定める任務を遂行する。
- 2 委員会は、この条約の効力発生の時は十二人の専門家で構成する。効力発生の時の締約国に加え更に六十の国がこの条約を批准し、又はこれに加入した後は、委員会の委員の数を六人増加させ、上限である十八人とする。
- 3 委員会の委員は、個人の資格で職務を遂行するものとし、徳望が高く、かつ、この条約が対象とする分野において能力及び経験を認められた者とする。締約国は、委員の候補者を指名するに当たり、第四条3の規定に十分な考慮を払うよう要請される。
- 4 委員会の委員については、締約国が、委員の配分が地理的に衡平に行われること、異なる文明形態及び主要な法体系が代表されること、男女が衡平に代表されること並びに障害のある専門家に参加することを考慮に入れて選出する。
- 5 委員会の委員は、締約国会議の会合において、締約国により当該締約国の国民の中から指名された者の名簿の中から秘密投票により選出される。締約国会議の会合は、締約国の三分の二をもって定足数とする。これらの会合においては、出席し、かつ、投票する締約国の代表によって投じられた票の最多数で、かつ、過半数の票を得た者をもって委員会に選出された委員とする。
- 6 委員会の委員の最初の選挙は、この条約の効力発生の日の後六箇月以内に行う。国際連合事務総長は、委員会の委員の選挙の日の遅くとも四箇月前までに、締約国に対し、自国が指名する者の氏名を二箇月以内に提出するよう書簡で要請する。その後、同事務総長は、指名された者のアルファベット順による名簿（これらの者を指名した締約国名を表示した名簿とする。）を作成し、この条約の締約国に送付する。
- 7 委員会の委員は、四年の任期で選出される。委員は、一回のみ再選される資格を有する。ただし、最初の選挙において選出された委員のうち六人の委員の任期は、二年で終了するものとし、これらの六人の委員は、最初の選挙の後直ちに、5に規定する会合の議長により引き継いで選ばれる。
- 8 委員会の六人の追加的な委員の選挙は、この条の関連規定に従って定期選挙の際に行われる。
- 9 委員会の委員が死亡し、辞任し、又は他の理由のためにその職務を遂行することができなくなったことを宣言した場合には、当該委員を指名した締約国は、残余の期間その職務を遂行する他の専門家であって、資格を有し、かつ、この条の関連規定に定める条件を満たすものを任命する。
- 10 委員会は、その手続規則を定める。
- 11 国際連合事務総長は、委員会がこの条約に定める任務を効果的に遂行するために必要な職員及び便益を提供するものとし、委員会の最初の会合を招集する。
- 12 この条約に基づいて設置される委員会の委員は、国際連合総会が委員会の任務の重要性を考慮して決定する条件に従い、同総会の承認を得て、国際連合の財源から報酬を受ける。
- 13 委員会の委員は、国際連合の特権及び免除に関する条約の関連規定に規定する国際連合のための職務を遂行する専門家の便益、特権及び免除を享受する。

第三十五条 締約国による報告

- 1 各締約国は、この条約に基づく義務を履行するためにとった措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する包括的な報告を、この条約が自国について効力を生じた後二年以内に国際連合事務総長を通じて委員会に提出する。
- 2 その後、締約国は、少なくとも四年ごとに、更に委員会が要請するときはいつでも、その後の報告を提出する。
- 3 委員会は、報告の内容について適用される指針を決定する。
- 4 委員会に対して包括的な最初の報告を提出した締約国は、その後の報告においては、既に提供した情報を繰り返す必要はない。締

7 関係法律等

約国は、委員会に対する報告を作成するに当たり、公開され、かつ、透明性のある過程において作成することを検討し、及び第四条 3 の規定に十分な考慮を払うよう要請される。

5 報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因及び困難を記載することができる。

第三十六条 報告の検討

- 1 委員会は、各報告を検討する。委員会は、当該報告について、適当と認める提案及び一般的な性格を有する勧告を行うものとし、これらの提案及び一般的な性格を有する勧告を関係締約国に送付する。当該関係締約国は、委員会に対し、自国が選択する情報を提供することにより回答することができる。委員会は、この条約の実施に関連する追加の情報を当該関係締約国に要請することができる。
- 2 いずれかの締約国による報告の提出が著しく遅延している場合には、委員会は、委員会にとって利用可能な信頼し得る情報を基礎として当該締約国におけるこの条約の実施状況を審査することが必要であることについて当該締約国に通報（当該通報には、関連する報告が当該通報の後三箇月以内に行われない場合には審査する旨を含む。）を行うことができる。委員会は、当該締約国がその審査に参加するよう要請する。当該締約国が関連する報告を提出することにより回答する場合には、1 の規定を適用する。
- 3 国際連合事務総長は、1 の報告を全ての締約国が利用することができるようにする。
- 4 締約国は、1 の報告を自国において公衆が広く利用することができるようにし、これらの報告に関連する提案及び一般的な性格を有する勧告を利用する機会を得やすくする。
- 5 委員会は、適当と認める場合には、締約国からの報告に記載されている技術的な助言若しくは援助の要請又はこれらの必要性の記載に対処するため、これらの要請又は必要性の記載に関する委員会の見解及び勧告がある場合には当該見解及び勧告とともに、国際連合の専門機関、基金及び計画その他の権限のある機関に当該報告を送付する。

第三十七条 締約国と委員会との間の協力

- 1 各締約国は、委員会と協力するものとし、委員の任務の遂行を支援する。
- 2 委員会は、締約国との関係において、この条約の実施のための当該締約国の能力を向上させる方法及び手段（国際協力を通じたものを含む。）に十分な考慮を払う。

第三十八条 委員会と他の機関との関係

この条約の効果的な実施を促進し、及びこの条約が対象とする分野における国際協力を奨励するため、

- (a) 専門機関その他の国際連合の機関は、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の規定の実施についての検討に際し、代表を出す権利を有する。委員会は、適当と認める場合には、専門機関その他の権限のある機関に対し、これらの機関の任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について専門家の助言を提供するよう要請することができる。委員会は、専門機関その他の国際連合の機関に対し、これらの機関の任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について報告を提出するよう要請することができる。
- (b) 委員会は、その任務を遂行するに当たり、それぞれの報告に係る指針、提案及び一般的な性格を有する勧告の整合性を確保し、並びにその任務の遂行における重複を避けるため、適当な場合には、人権に関する国際条約によって設置された他の関連する組織と協議する。

第三十九条 委員会の報告

委員会は、その活動につき二年ごとに国際連合総会及び経済社会理事会に報告するものとし、また、締約国から得た報告及び情報の検討に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。これらの提案及び一般的な性格を有する勧告は、締約国から意見がある場合にはその意見とともに、委員会の報告に記載する。

第四十条 締約国会議

- 1 締約国は、この条約の実施に関する事項を検討するため、定期的に締約国会議を開催する。
- 2 締約国会議は、この条約が効力を生じた後六箇月以内に国際連合事務総長が招集する。その後の締約国会議は、二年ごとに又は締約国会議の決定に基づき同事務総長が招集する。

第四十一条 寄託者

この条約の寄託者は、国際連合事務総長とする。

第四十二条 署名

この条約は、二千七年三月三十日から、ニューヨークにある国際連合本部において、全ての国及び地域的な統合のための機関による

7 関係法律等

署名のために開放しておく。

第四十三条 拘束されることについての同意

この条約は、署名国によって批准されなければならない、また、署名した地域的な統合のための機関によって正式確認されなければならない。この条約は、これに署名していない国及び地域的な統合のための機関による加入のために開放しておく。

第四十四条 地域的な統合のための機関

- 1 「地域的な統合のための機関」とは、特定の地域の主権国家によって構成される機関であって、この条約が規律する事項に関してその構成国から権限の委譲を受けたものをいう。地域的な統合のための機関は、この条約の規律する事項に関するその権限の範囲をこの条約の正式確認書又は加入書において宣言する。その後、当該機関は、その権限の範囲の実質的な変更を寄託者に通報する。
- 2 この条約において「締約国」についての規定は、地域的な統合のための機関の権限の範囲内で当該機関について適用する。
- 3 次条 1 並びに第四十七条 2 及び 3 の規定の適用上、地域的な統合のための機関が寄託する文書は、これを数に加えてはならない。
- 4 地域的な統合のための機関は、その権限の範囲内の事項について、この条約の締約国であるその構成国の数と同数の票を締約国会議において投ずる権利を行使することができる。当該機関は、その構成国が自国の投票権を行使する場合には、投票権を行使してはならない。その逆の場合も、同様とする。

第四十五条 効力発生

- 1 この条約は、二十番目の批准書又は加入書が寄託された後三十日目の日に効力を生ずる。
- 2 この条約は、二十番目の批准書又は加入書が寄託された後にこれを批准し、若しくは正式確認し、又はこれに加入する国又は地域的な統合のための機関については、その批准書、正式確認書又は加入書の寄託の後三十日目の日に効力を生ずる。

第四十六条 留保

- 1 この条約の趣旨及び目的と両立しない留保は、認められない。
- 2 留保は、いつでも撤回することができる。

第四十七条 改正

- 1 いずれの締約国も、この条約の改正を提案し、及び改正案を国際連合事務総長に提出することができる。同事務総長は、締約国に対し、改正案を送付するものとし、締約国による改正案の審議及び決定のための締約国の会議の開催についての賛否を通報するよう要請する。その送付の日から四箇月以内に締約国の三分の一以上が会議の開催に賛成する場合には、同事務総長は、国際連合の主催の下に会議を招集する。会議において出席し、かつ、投票する締約国の三分の二以上の多数によって採択された改正案は、同事務総長により、承認のために国際連合総会に送付され、その後受諾のために全ての締約国に送付される。
- 2 1 の規定により採択され、かつ、承認された改正は、当該改正の採択の日における締約国の三分の二以上が受諾書を寄託した後三十日目の日に効力を生ずる。その後は、当該改正は、いずれの締約国についても、その受諾書の寄託の後三十日目の日に効力を生ずる。改正は、それを受諾した締約国のみを拘束する。
- 3 締約国会議がコンセンサス方式によって決定する場合には、1 の規定により採択され、かつ、承認された改正であって、第三十四条及び第三十八条から第四十条までの規定にのみ関連するものは、当該改正の採択の日における締約国の三分の二以上が受諾書を寄託した後三十日目の日に全ての締約国について効力を生ずる。

第四十八条 廃棄

締約国は、国際連合事務総長に対して書面による通告を行うことにより、この条約を廃棄することができる。廃棄は、同事務総長がその通告を受領した日の後一年で効力を生ずる。

第四十九条 利用しやすい様式

この条約の本文は、利用しやすい様式で提供される。

第五十条 正文

この条約は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とする。

以上の証拠として、下名の全権委員は、各自の政府から正当に委任を受けてこの条約に署名した。

8 用語解説

【あ行】

ITリテラシー

IT（インターネット、パソコン、スマートフォンなどのデジタル技術の総称）全般に関する知識やそれを活用する能力

委託相談支援事業所

市町村から委託を受け、障害者が地域で安心して暮らすことができるように、障害者やその家族の相談に応じるとともに、必要に応じて地域の関係機関と連携しながら、障害福祉サービスの利用援助や各種情報の提供などを行う機関

医療的ケア児

医学の進歩を背景として、NICU（新生児集中治療室）等に長期入院した後、引き続き医療的ケア（法律上の定義はないが、人工呼吸器や胃ろう等を使用し、在宅等で行われている、たんの吸引、経管栄養、気管切開部の衛生管理等の医行為を指す。）が日常的に必要な障害児

インクルーシブ教育システム

障害者権利条約第24条（教育）において、人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みとされており、障害のある者が一般的な教育制度から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供される等が必要とされている。

LL（えるえる）ブック

イラストや写真が多く、文章もわかりやすい本

ユニボイス

印刷物などの隅に掲載する文字情報を格納したコード。専用のアプリを使用することで、コードに格納された文字情報を音声情報で得ることができる。

【か行】

基幹相談支援センター

地域における相談支援の中核的な役割を担い、障害者の相談支援に関する業務を総合的に行う機関

強度行動障害

自らを傷つける行為、他人を害する行為、ものを壊す行為、こだわり、睡眠の乱れ、食べ物以外のものを食べる行為、多動など本人や周囲の人の暮らしに影響を及ぼす行動が、著しく高い頻度で起こるため、特別に配慮された支援が必要になっている状態

高次脳機能障害

脳外傷や脳血管障害等により、脳に損傷を受けた後遺症等として起こる、記憶障害、注意障害、社会行動障害などの認知障害等を指す。日常生活に重大な障害をもたらすが、外見上の身体障害が軽症のことも多く、誤解を受けやすい面がある。

高次脳機能地域支援センター

広島県が指定する、高次脳機能障害者の医療及び地域生活支援などに関する各種相談に対応する機関。広島市内では、総合リハビリテーションセンターが指定を受けており、相談支援コーディネーターを配置し各種相談に対応するとともに、出前講座や福祉担当職員を対象とした研修会にセンター職員を派遣している。

8 用語解説

こども療育センター

児童の発達や情緒に関する相談に応じるとともに、医学的診断や判定などを行い、障害の早期発見・早期治療と必要な訓練等を行う療育相談所と児童福祉施設により構成される施設

【さ行】

サービス等利用計画

指定特定相談支援事業所の相談支援専門員が、障害福祉サービス等の利用を希望する障害者の総合的な援助方針や解決すべき課題を踏まえ、利用する障害福祉サービス等の種類や内容などを記載し作成する計画

サピエ図書館

視覚障害者を始め、目で文字を読むことが困難な者を対象に、点字図書や録音図書のデータを提供するインターネット図書館

自主防災組織

昭和34（1959）年の伊勢湾台風による甚大な被害を教訓として「災害対策基本法」が制定され、この法律によって生まれた隣保協同の精神に基づく地域住民による自発的な防災組織

住宅確保要配慮者

低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子どもを養育する家庭、外国人のほか住宅の確保に特に配慮を要する人

障害者虐待防止法（障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律）

障害者に対する虐待の禁止、国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

障害者権利条約（障害者の権利に関する条約）

平成18（2006）年12月に第61回国連総会で採択された障害者の人権条約で、日本は平成19（2007）年9月28日に署名、平成26（2014）年1月20日に批准（同年2月29日に効力を発生）した。この条約では、障害者の固有の尊厳、個人の自律及び自立を尊重すること、差別されないこと、社会への参加等を一般原則として規定し、障害者に保障されるべき個々の人権と基本的自由について定めた上で、この人権及び基本的自由を確保し促進するための措置を批准国がとること等を定めている。

障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）

国や市町村といった行政機関や、会社やお店などの民間事業者による「障害を理由とする差別」をなくし、すべての人が障害のあるなしにかかわらず、おたがいに人格と個性を尊重しあいながら共生できる社会を作るための法律で、障害者権利条約の考え方を反映している。

障害者就業・生活支援センター

障害者の身近な地域において、雇用、保健福祉、教育等の関係機関の連携拠点として、就業面及び生活面における一体的な相談支援を実施している。

障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法（障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律）

全ての障害者が、あらゆる分野の活動に参加するためには、情報の十分な取得利用・円滑な意思疎通が極めて重要であることから、障害者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進し、共生社会の実現に資することを目的としている。

8 用語解説

障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）

障害者基本法の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、児童福祉法その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的にを行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的としている。

障害者総合支援法に基づく協議会（障害者自立支援協議会）

障害者への支援体制の整備を図るため、関係機関、関係団体、障害福祉サービス従事者等で構成する、地域の障害福祉に関するネットワークの構築に中核的な役割を果たす協議の場。協議会では関係機関等が相互の連携を図ることにより、地域における障害者への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備等について協議を行う。

障害者優先調達推進法（国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律）

障害者就労施設、在宅就業障害者及び在宅就業支援団体の受注の機会を確保するために必要な事項等を定めることにより、障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進等を図り、もって障害者就労施設で就労する障害者、在宅就業障害者等の自立の促進に資することを目的としている。

ジョブ・サポート・ティーチャー

特別支援学校に配置している、就業体験・職場実習の受入先・求人企業の開拓、関係機関との連携、生徒の面接指導、就業体験・職場実習における生徒の支援などの就職の支援を行う教員

心身障害者福祉センター

心身障害者に対して、健康の増進、教養の向上等のための便宜を総合的に供与し、心身障害者の福祉の増進を図ることを目的に設置された施設

精神科救急情報センター

精神障害者又は保護者等からの緊急的な相談に対して、年間を通じて24時間体制で、精神障害者の症状の緩和が図られるよう適切に対応するとともに、必要に応じて医療機関の紹介や受診指導を行う。

精神科第三次救急医療体制

重度の症状を呈する精神科急性期患者及び身体合併症患者を対象に「精神科救急医療センター」を設置し、年間を通じて、24時間の診療に対応する体制

精神科デイケア

在宅の精神障害者等が精神症状の改善・社会生活能力の改善・精神症状の再発防止を目的に、精神科病院に通い作業療法・レクリエーション療法・集団心理療法・生活技能訓練等を受けながら一定の時間を過ごし、集団との関わりを学習するリハビリの一つ。その時間により、デイケア（6時間標準）のほか、ナイトケア（16時以降4時間標準）、デイナイトケア（10時間標準）に分かれている。

成年後見制度

知的障害や精神障害などにより、判断能力が十分でない者が、財産管理や日常生活での契約などを行う際不利益をこうむることがないよう、本人の権利と財産を守り支援するための制度。家庭裁判所で成年後見人等（成年後見人、保佐人、補助人）を選任する法定後見制度と、公正証書を作成する契約によって任意後見人を選任する任意後見制度に大きく分類できる。

【た行】

地域活動支援センター

障害者を対象とする通所施設の一つで、地域の実情に応じ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の地域生活を支援する施設

地域生活支援拠点

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、相談、体験の機会、緊急時の対応等の必要な機能を備えた、拠点又は地域の複数の機関が分担して機能を担う面的な体制

地域包括ケアシステム

高齢者や障害者が、住み慣れた地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い等が包括的に確保されたシステム

ディーセント・ワーク

働きがいのある人間らしい仕事のことであり、平成 11（1999）年に国際労働機関（ILO）総会において 21 世紀の ILO の目標として提案され支持された概念

特別支援学級

特別支援学校に比べ障害の程度が軽く、しかも通常の学級における指導では十分に指導の効果を上げることが困難な児童生徒のために小・中学校において編制されている少人数の学級。知的障害、病弱・虚弱、弱視、難聴、自閉症・情緒障害の学級を設置している。

特別支援学校

視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とした学校

特別支援教育アシスタント

小・中学校等の通常の学級に在籍する肢体不自由、発達障害等の特別な教育的支援を必要とする児童生徒等に対し、学校生活の補助及び安全確保等の支援を行う者

特別支援教育コーディネーター

各学校における特別支援教育の推進のため、主に、校内委員会、校内研修の企画・運営、関係諸機関・学校との連絡・調整、保護者からの相談窓口などの役割を担う教員

【な行】

難病

発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるものをいう。

二次障害

既存の障害（一次障害）の増悪等により、色々な疾患を発症し、新たに生活上の不自由をきたすこと。手足のしびれ、顎の痛み、よく転ぶ、ものを落とす、排尿の変化、肩のこり、腰痛、関節痛などの身体症状のほか、イライラする、ものを忘れる、精神疲労など症状は幅広く様々である。

8 用語解説

【は行】

発達障害

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもののうち、言語の障害、協調運動の障害その他心理的発達の障害並びに行動及び情緒の障害（自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、言語の障害及び協調運動の障害を除く。）

発達支援コーディネーター

保育園における発達障害児の支援リーダーの役割を担う保育士。発達障害児についての理解、ケースに応じた支援方法や保育環境の整備方法、アセスメントの手法、個別支援計画の策定方法、保護者等へのカウンセリングの手法等に関する講座を受講している。

発達障害者支援センター

発達障害の早期発見、早期の発達支援等に資するよう、発達障害者及びその家族に対し、専門的に、その相談に応じ、又は助言を行うことなどの業務を行うもので、広島市では、本市こども療育センター内に設置

避難行動要支援者

災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者

バリアフリー法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）

高齢者や障害者などの自立した日常生活や社会生活を確保するため、旅客施設・車両等、道路、路外駐車場、都市公園、建築物に対して、バリアフリー化基準（移動等円滑化基準）への適合を求めるとともに、公共交通施設や建築物のバリアフリー化の推進、駅を中心とした地区や、高齢者や障害者などが利用する施設が集中する地区（重点整備地区）において、住民参加による重点的かつ一体的なバリアフリー化を進めるための措置などを定めている。

ひきこもり

様々な要因の結果として、社会的参加（義務教育を含む就学、非常勤職員を含む就労、家庭外での交遊）を回避し、原則的には6か月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態（他者と交わらない形での外出をしてもよい）を示す現象概念

広島市災害ボランティア活動連絡調整会議

災害時において円滑にボランティア活動が行える環境の整備を図るとともに、災害時におけるボランティアの効率的な活動に資することを目的とした会議。広島市、広島市社会福祉協議会、広島市民生委員児童委員協議会やNPO等の関係団体で構成されている。

広島市障害者差別解消推進条例（広島市障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例）

障害を理由とする差別の解消に向けた取組を一層推進するため、相談しやすい体制や紛争解決のための体制整備等を盛り込んだ条例

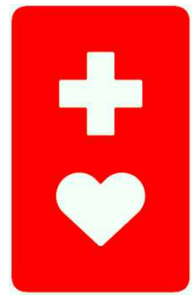
広島市ボランティア情報センター・区ボランティアセンター

市域でのさまざまなボランティア活動や社会福祉に関する情報提供等、ボランティアコーディネーターによる相談受付等を行う機関。広島市ボランティア情報センターは、広島市社会福祉協議会内に、区ボランティアセンターは各区社会福祉協議会内に設置されている。

8 用語解説

ヘルプマーク

義足や人工関節使用者、内部障害者や難病患者、または妊娠初期の人など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている人々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで援助を得やすくなるよう、東京都が作成したマークで、平成29（2017）年7月、経済産業省において、2020年の東京オリンピック・パラリンピックに向け、日本人だけでなく外国人観光客にもより分かりやすい案内用図記号とすることを目的に、案内用図記号（JIS Z8210）の規格が見直された際、その中に追加された。



（ヘルプマーク）

法定雇用率

障害者雇用促進法（障害者の雇用の促進等に関する法律）に基づき、事業主等に達成義務の課された障害者雇用率（常用労働者の数に対する障害者数の割合）

【や行】

ユニバーサルデザイン

障害の有無、年齢、性別等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方